

平成20年度・経済産業省委託

平成20年度 化学物質安全確保・国際規制対策推進等
(化管法新規対象物質に関する使用実態及び排出量推計手法の調査)

報告書

平成 21 年 3 月

みずほ情報総研株式会社

目次

1. 背景と問題意識	1
1.1. 背景	1
1.2. 問題意識	2
2. 調査の目的と方法	4
2.1. 調査の目的と実施内容	4
2.2. 調査の方法	4
3. 化管法の新規追加対象物質に関する取扱い実態の調査	5
3.1. アンケートの設計	6
3.2. アンケートの実施と回収状況	15
3.3. アンケート集計結果の概要	16
4. 新たな排出形態の有無に関する分析	27
4.1. 目的	27
4.2. 「新たな排出形態」とは	27
4.3. 「新たな排出形態」の可能性のある用途および物質の抽出	27
4.4. 文献による用途調査	30
5. 新たな排出量等算出手法及び推計手法の検討	41
5.1. 目的	41
5.2. 「新しい排出形態」の検討	41
5.3. 排出量等算出手法及び推計手法の検討	52

1. 背景と問題意識

1.1. 背景

平成13年4月から「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（以下「化管法」という。）」に基づき、事業者による化学物質の環境中への排出量等の届出が行われ、これまでに平成13年度から平成19年度までの計7回、届出が行われている。

一方、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令」が平成20年11月21日に公布され、第一種指定化学物質及び第二種指定化学物質の指定の見直し等がなされた。

第一種指定化学物質（PRTR制度¹及びMSDS制度²の対象）及び第二種指定化学物質（MSDS制度の対象）は435物質から562物質となる。そのうち、新たに第一種指定化学物質として追加される物質は、現行化管法対象物質以外の物質から第一種指定化学物質となる167物質、現行化管法で第二種指定化学物質から第一種指定化学物質に指定替えとなる19物質のあわせて186物質である（図1.1-1参照）。以降、本提案書において「新規追加対象物質」とは、この186物質を指すこととする。

なお、改定されたPRTR対象物質については、平成23年度から排出量等（平成23年度には平成22年度実績）の届出が始まることとなっている。

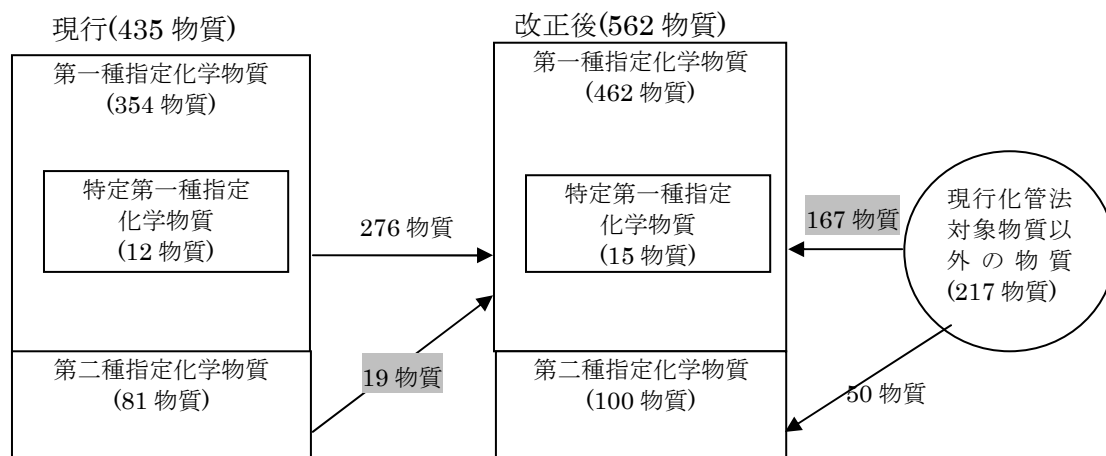


図 1.1-1 見直し案における指定化学物質の概要

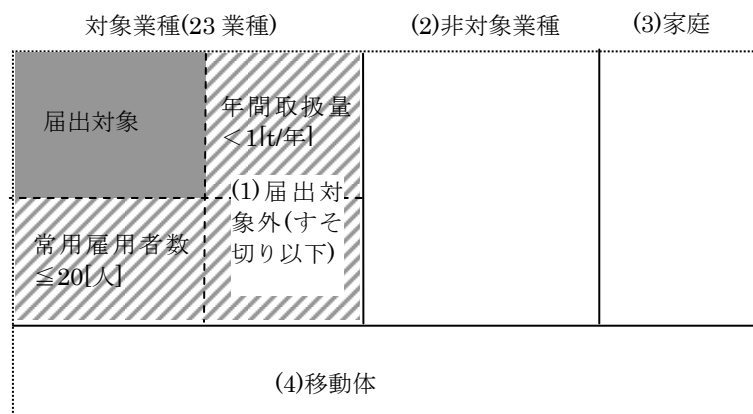
出典：「見直し後の化管法対象物質数の概況」をもとに作成

¹PRTR制度（化学物質排出・移動量届出制度）第一種指定化学物質の環境への排出量等を国へ届け出ることを義務付ける制度

²MSDS制度（化学物質等安全データシート制度）第一種指定化学物質及び第二種指定化学物質等を取り扱う事業者に対し、取引時にその性状や取扱いに関する情報を相手方に提供することを義務付ける制度

1.2. 問題意識

PRTR 制度は、主に届出事業者による算出・届出と、国による推計に分けられる。以下ではそれぞれの問題意識について述べる。



特別要件施設などの例外があるが、ここでは概要のみを示した。

図 1.2-1 PRTR の届出対象と、国による推計対象の範囲

(1) 届出事業者による算出

事業者は年間取扱量³が一定以上の物質について、排出媒体（大気への排出、公共用水域への排出、当該事業所における土壌への排出、当該事業所における埋立処分）別の排出量および移動量（下水道への移動、当該事業所の外への移動）を報告する。報告の際には排出量等を計測または算出しなければならないが、その方法として、施行規則に次の5つの方法が規定されている。

表 1.2-1 PRTR 排出算出マニュアルで規定されている算出方法

番号	方法	内容
①	物質収支を用いる方法	製造量、使用量等の取扱量の合計と、製品としての搬出量や廃棄物に含まれての移動量等との差により算出する方法。
②	実測値を用いる方法	排出物に含まれる量や濃度の測定値に基づき算出する方法。
③	排出係数を用いる方法	製造量、使用量その他の取扱量に関する数値と、その取扱量と排出量との関係を的確に示すと認められる数式（排出係数あるいは排出原単位）との積により算出する方法。
④	物性値を用いる方法	蒸気圧、溶解度等の物理的・化学的性状に関する数値の利用により排出量が的確に算出できると認められる場合において、その数値と排ガス量又は排水量とを用いて算出する方法。
⑤	その他の的確に算出できると認められる方法	上記①～④以外で、的確に算出できると認められる方法。

さらに、排出量等を算出する際のマニュアルが、国や業界団体によって整備されている。国においては、経済産業省および環境省により、事業者が化学物質の環境中への排出量等を把握する際の参考となるよう、「PRTR 排出量等算出マニュアル」が整備されている。ま

³ 年間取扱量は、年間製造量と年間使用量の合計量

た各業界団体も、業界独自の工程等を踏まえて、排出量算出のマニュアルを作成しており、計算の方法や計算事例、排出係数の代表的な値などを示している。

このような状況において、新規追加対象物質について、次に示すような課題が生じる。

問題意識
<p>新規追加対象物質について、</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 届出事業者は、現行と同じ方法の延長で排出量を算出できるか。 ○ 国および各業界団体は、算出マニュアルに簡単な追加事項（例えば物質 x の排出係数など）を増やすだけの対応で済むか。

(2) 国による推計

PRTR 対象事業者から届け出られた排出量以外（届出外排出量）について（図 1.2-1 の「届出対象」以外）は、以下の 4 種類に分類され、国による推計が行われている。

表 1.2-2 推計対象と方法

分類	内容	推計方法
(1) 届出対象外 (すそ切り以下)	届出対象業種に含まれるが、従業員、取扱量が一定規模未満の事業所からの排出	総排出量または届出排出量に対して、事業者規模 21 人未満の寄与率、年間取扱量 1t 未満の寄与率を推計し、業種・物質別に推計する（物質ごと）。
(2) 非対象業種	届出対象業種に該当しない事業所からの排出	「製品」に着目して推計* <ul style="list-style-type: none"> ・ 農薬、殺虫剤、接着剤、塗料、洗浄剤 ・ (非対象業種のみ) 漁網防汚剤、医薬品、汎用エンジン ・ (家庭のみ) たばこの煙、化粧品、防虫・防臭剤
(3) 家庭	一般家庭からの排出	
(4) 移動体	自動車、船舶、航空機などからの排出	対象（自動車、二輪車、船舶、航空機など）ごとに主要排出経路における推計量を足しあげ

(*)製品については、主要な排出源・排出形態と排出される化学物質について、信頼できる情報が得られ次第、推計対象を増やすこととしており、現在家庭用医薬品について推計の可能性と必要について検討が進められている。

このうち「(1)届出対象外（すそ切り以下）」について、本調査の検討対象とする。ここにおける推計は、総排出量または届出排出量に対して、事業者規模 21 人未満の寄与率、年間取扱量 1t 未満の寄与率等を推計し、届出された排出量から算出する。

このような状況において、新規対象物質について、次に示すような課題が生じる。

問題意識
<p>新規対象物質について、</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 現行の推計方法で、届出対象外の排出量を算出できるか。

2. 調査の目的と方法

2.1. 調査の目的と実施内容

前節で示した背景と問題意識から、本業務における目的を次のように設定する。

新たに追加される対象化学物質（新規追加対象物質）について用途等の取扱い実態及び新たな排出形態の有無について調査を実施し、基礎データの収集及び新たな排出量等算出手法及び推計手法の検討を行うことを目的として、次の項目を実施する。

(1) 化管法の新規追加対象物質に関する取扱い実態の調査

本事業では、化管法の新規追加対象について用途等取扱い実態に関する情報を収集する。

(2) 新たな排出形態の有無に関する検討

(1)において収集した情報を用いて、新たな使用用途、排出形態等の有無について調査検討を行う。

(3) 基礎データの収集等を行うとともに、新たな排出量等算出手法及び推計手法の検討
化管法の新規追加対象物質の排出量等算出手法に必要となる取扱量や製品出荷量等の基礎データの収集を行い、さらに、(1)、(2)で得られた情報を用いて、新たな排出形態のうち、排出量や対象企業の多いものを1つ選定し、専門家の意見を参考にし、新たな排出量等算出手法及び推計手法の検討を行う。

2.2. 調査の方法

ここでは2.1の各項目についての調査の進め方について述べる。

調査は事業者に対するアンケート調査とその回答の分析を中心に進める（図 2.2-1）。

まず、事業者に対して、新規追加対象物質の用途および、排出の把握状況についてアンケート調査を行う。アンケートは、新規追加対象物質の用途とその排出の把握状況についてより多くの情報が得られるように、送付対象者の抽出や、質問の設計において工夫をする。なお、アンケート送付数は5,000事業者程度、想定回収率は30%と設定した。

次に、得られた回答から、「新たな排出形態」を含む可能性のある物質、用途を抽出、精査する。また、新規対象物質については公示されたばかりであり、用途や排出について把握していない事業者が多いことが予想されるため、文献等の調査を行って補足することとする。

「新たな排出形態」を含む可能性のある物質、用途があった場合には、それらについて排出量算出および届出外推計を試行する。

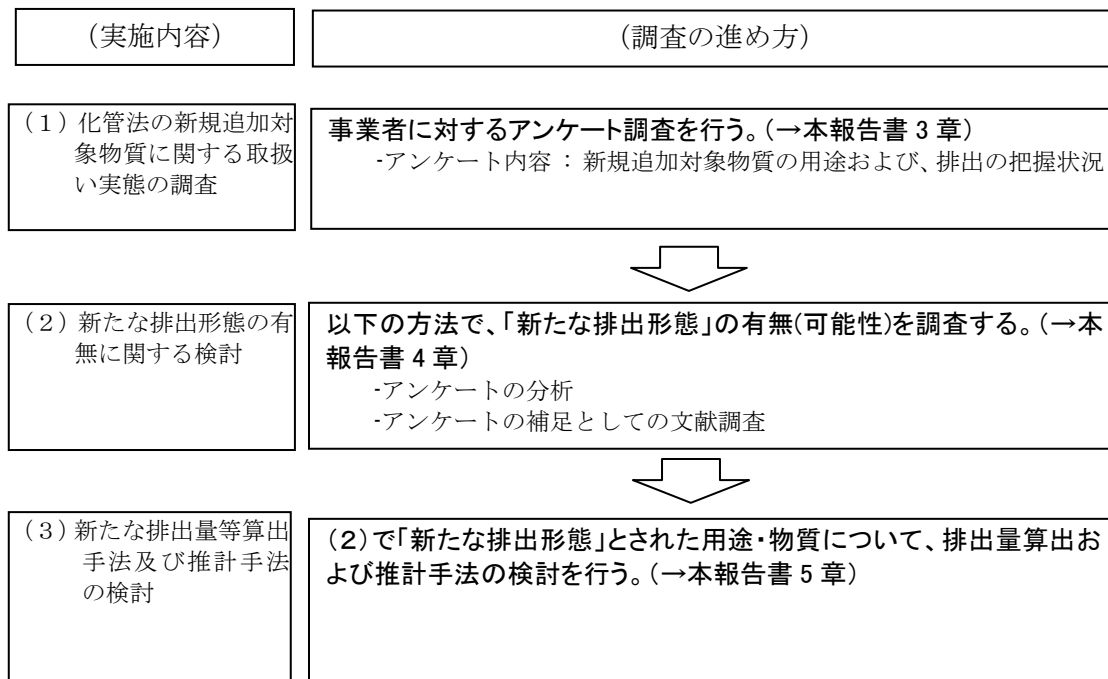


図 2.2-1 調査の進め方

3. 化管法の新規追加対象物質に関する取扱い実態の調査

2.2 で示したように、新規追加対象物質の用途や排出の把握状況についての実態を把握するためにアンケート調査を行うこととする。本章はアンケート実施の流れに沿って以下で構成する。

3.1 アンケートの設計

3.1.1 アンケート対象物質

3.1.2 アンケート項目

3.1.3 アンケート送付先の選定

3.1.4 アンケートの回収方法

3.1.5 アンケート送付資料の作成

3.2 アンケートの実施と回収状況

3.2.1 アンケートの送付

3.2.2 アンケートの実施と回収のスケジュール

3.2.3 アンケート回収状況

3.3 アンケート集計結果の概要

3.1. アンケートの設計

アンケートの概要は以下の通りである。それぞれについて以下で詳細に述べることとする。

アンケート概要

- ✓ アンケート対象物質：新規追加対象物質のうち、用途が農薬のみの物質を除く 136 物質
- ✓ 質問項目：各物質について、用途別出荷量、排出量等を調査
- ✓ 送付先：5,000 事業者程度
- ✓ 想定回収率：30%以上
- ✓ 回収方法：以下の 2 種類から回答者の選択制
 - ・紙媒体への回答、郵送で返送
 - ・エクセルシートをダウンロード、回答、メール添付で返送

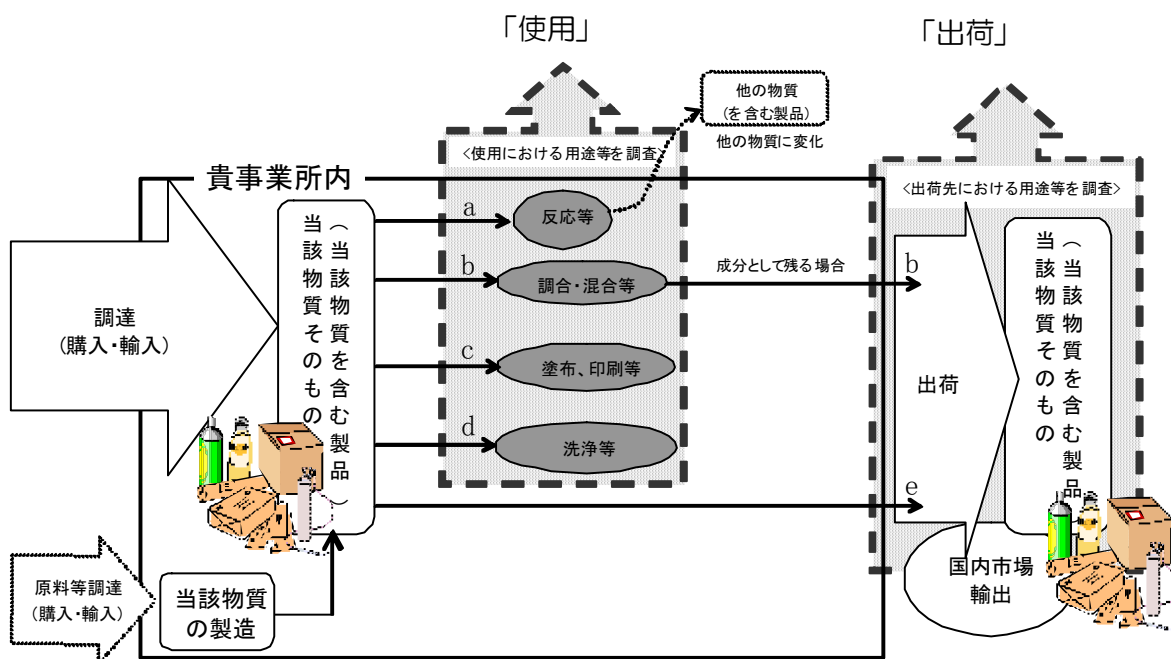
3.1.1. アンケート対象物質

新規追加対象物質（186 物質）のうち、用途が「農薬のみ」である物質を除く 136 物質とした。なお、用途が「農薬のみ」であるかどうかについては、薬事・食品衛生審議会薬事分科会化学物質安全対策部会 P R T R 対象物質調査会、化学物質審議会管理部会、中央環境審議会環境保健部会 P R T R 対象物質等専門委員会合同会合（第 4 回）の参考資料 2 表 1 において、「農薬等の区分」で「農薬」と書かれている物質を「農薬用途のみ」と判断した。

3.1.2. アンケート項目

アンケートは主に川上に位置する業種を対象とする（3.1.3 参照）ことを考慮して、新しい排出形態を含む可能性のある用途をできる限り幅広く把握するために、使用だけでなく、出荷に関する用途も質問することとした。なお、本アンケートでは出荷と使用については図 3.1-1 に示すように定義した。

- ①使用している側から、用途を収集する。
 - 産業における使用用途を把握し、新しい排出形態の有無の検討に資する。
 - 算出マニュアルの検討に資する。
- ②出荷側から、把握している用途を収集する。
 - 産業における使用用途を把握し、新しい排出形態の有無の検討に資する（①の補完として）。
 - （最終製品を知り、推計手法の検討に資する。）



事業におけるアクションの例(「」内は使用に関する用途例)
a: 当該物質（を含む製品）を調達（購入、輸入や製造）し、「中間体」として他の物質等と反応させる（当該物質は他物質に変化）。
b: 当該物質（を含む製品）を調達（購入、輸入や製造）し、「印刷インキ用溶剤」として他の物質と調合し、調剤を出荷する。 (出荷する製品に当該物質が成分として残る場合。)
c: 当該物質（を含む製品）を調達（購入、輸入や製造）し、製品に塗布するなど（成形品を出荷する場合は出荷に関する調査の対象外）。 (固形物や密閉された状態の製品等、環境への当該物質の排出可能性がないと考えられる場合。)
d: 当該物質（を含む製品）を調達（購入、輸入や製造）し、「洗浄剤」などとして使用する（当該物質は、主に回収や排出）。 (出荷する製品に当該物質が成分として残らない場合。)
e: 当該物質（を含む製品）を調達（購入、輸入や製造）し、そのまま出荷する（輸入業者など）。

図 3.1-1 使用と出荷の考え方

なお、②の質問からは最終製品につながる情報が得られる。本調査の対象ではないが、国による推計(表 1.2-2)のうち、(2)非対称業種および(3)家庭での推計で、新たに対象とする「製品」の参考情報として資することができると思う。

以下では①②についての質問項目とその目的、およびその他の質問項目について表形式にまとめた(表 3.1-1~表 3.1-3)。アンケートは別添参考資料を参照のこと。

表 3.1-1 ①物質そのものや物質を含む製品を使用している場合の質問事項とその目的

質問事項	収集目的	回答方式	備考
どのような用途で使用しているか	新規対象物質の用途を把握するため。	用途一覧*から選択する形式。 さらに具体的な用途を自由記述。	・使用に関する量の下限は設けない。 ・製品に関しては対象物質を1%以上含有する場合とする。
どれだけ使用しているか	届出外推計の参考情報として。	以下から選択式（オーダー）。 1:0.1t/年未満 2:0.1t/年以上 1t/年未満 3:1t/年以上 10t/年未満 4:10t/年以上 100t/年未満 5: 100t/年以上 1000t/年未満 6:1000t/年以上	・製品を使用している場合は、含有率をかけるなどして、対象物質の量に換算する。
使用状況	新規対象物質の排出形態を把握するため。	以下から選択式。 ア:閉鎖系で使用しており、環境中への排出はほぼない。 イ:閉鎖系での使用ではないが、排出を制御している。 ウ:開放系で使用している。	
想定される排出等の種類	上に同じ	以下から選択式。 A:大気への排出 B:公共用水域への排出 C:土壌への排出 D:事業所内での埋立処分 E:下水道への移動 F:事業所外への移動 G:排出なし H:不明	・最大で3つを選べるようにする。
その用途での環境中排出量の把握が可能か？	新たな排出形態かどうかを考察する際の参考とするため。	以下から選択式。 a:できる b:できない c:不明 a できる場合には算出方法を以下から選択 <input type="checkbox"/> 物質収支 <input type="checkbox"/> 実測 <input type="checkbox"/> 排出係数 <input type="checkbox"/> 物性値 <input type="checkbox"/> その他（ ） b:できない場合は、その理由を記述	・算出方法は複数選択を可とする。

*独立行政法人製品評価技術基盤機構が作成

表 3.1-2 ②物質そのものや物質を含む製品を出荷している場合の質問事項とその目的

質問事項	収集目的	回答方式	備考
どのような用途(出荷先での用途)で出荷しているか	新規対象物質の用途を幅広く収集するため(①の補完として)。	用途一覧*から選択する形式。 さらに具体的な用途を自由記述。	・製品に関しては対象物質を1%以上含有する場合とする。
どれだけ使用しているか	届出外推計の参考情報として。	以下から選択式（オーダー）。 1:0.1t/年未満 2:0.1t/年以上 1t/年未満 3:1t/年以上 10t/年未満 4:10t/年以上 100t/年未満 5: 100t/年以上 1000t/年未満 6:1000t/年以上	・製品を使用している場合は、含有率をかけるなどして、対象物質の量に換算する。
出荷先業種	用途をより明確に把握するため。	業種一覧（日本標準産業分類から中分類を用いる）から選択。	・最大5つまで。

*独立行政法人製品評価技術基盤機構が作成

表 3.1-3 その他の質問事項とその目的

質問対象	質問事項	収集目的	回答方式
事業者に対して	事業者情報	回答者識別のため。	事業者名と所在地を記述。
	担当者情報	アンケート回収後に質問等が必要な場合のの情報として。	名前、所属、電話番号と e-mail アドレスを記述。
	新規追加対象物質を1つでも扱っているか	アンケート継続の判断のため。	「いる」「いない」「不明」からの選択式。
	従業員数	届出以下の推計に利用するため。	「21 人未満」「21 人以上」からの選択式。
	新規対象物質を取り扱っている事業所の数	アンケート回答者の確認のため。	事業所数を数字で記述。
	ヒアリングを受けてもらえるか	「新たな排出形態」に関する算出や推計方法を検討する際にヒアリングする可能性があるため。	「受けてもよい」「受けられない」「条件付きで受けてもよい(条件)」からの選択式。
事業所に対して	事業所情報	回答者識別のため。	事業者名と所在地を記述。
	業種	業種ごとの分析に用いる可能性があるため。	業種一覧（日本標準産業分類から中分類を用いる）から選択。
	取扱物質数	アンケート回答者の確認のため。	物質数を数字で記述。
	取扱量や使用量、出荷量などについての集計期間	出荷量や使用量の属性情報として。	以下から選択式。 1.平成 19 年 1 月～平成 19 年 12 月 2.平成 19 年 4 月～平成 20 年 3 月 3.そのほか（ 年 月～ 年 月）

3.1.3. アンケート送付先の選定

アンケートで有効な回答を得るために、アンケートの送付対象として、以下に示すポイントを勘案した。

・いわゆる川上、川中に位置する事業者を対象とする

新規追加対象物質については、現段階では MSDS 情報がない（現行第 2 種指定物質からの指定替えを除く）状況である。そのような状況において、特にセットメーカーと呼ばれる下流工程では、一部の業界を除き、含有物質の情報等については把握しきれない事業者が多くあると思われる。そこで本アンケートは主に川上、川中に位置する事業者および、電気・電子業界等、化学物質に関する情報管理が進んでいる業種を対象にして行うこととする。なお、川下における用途に関しては、アンケートで「出荷先」での用途を質問することで捕捉することとする。

・現行 PRTR 届出事業者を対象とする

PRTR 届出が未経験の事業者には本アンケートの回答を依頼しても、良好な回答が得られるとは考えにくい。そこで、現行 PRTR 届出事業者の情報を参考に送付先を抽出することとする。

・事業所ではなく、事業者にアンケートを送付する

「事業所」ではなく「事業者」にアンケートを送付し、複数の事業所がある場合には、その事業所についての情報を束ねて回答していただくこととする。この方法は、事業所の回答率の向上が期待できることと、(現行対象物質は扱っていないが) 新規追加対象物質を扱う新たな事業所についても情報を把握できる可能性があるという2つのメリットがある。

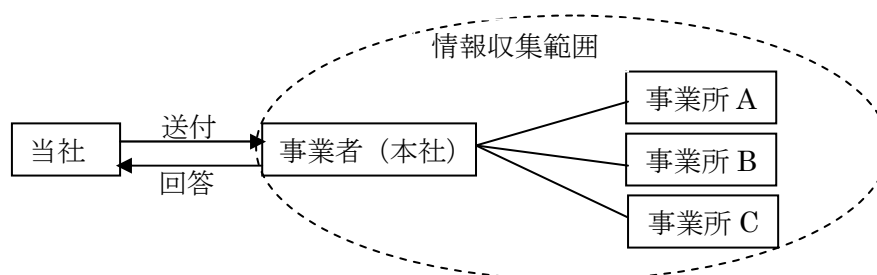


図 3.1-2 送付対象と情報収集対象のイメージ

・別途新規追加対象物質に関する製造、輸入業者を調査して、送付先に加える。

新規対象物質の用途等に関する情報をより確実に収集するため、別途「新化学インデックス」「15308の化学商品」(ともに化学工業日报社)で製造・輸入業者を調査し、送付先に加えることとする。

そこで、PRTR 対象業種(23 業種)のうち、化学品製造業や、素材や調剤等製造業などの上流工程に位置づけられる業種(表 3.1-4 参照)を対象として、平成 18 年度 PRTR 届出事業者リストから 5,000 事業者を送付先として抽出した。

表 3.1-4 本アンケート送付対象業種一覧

繊維工業	窯業・土石製品製造業
パルプ・紙・紙加工品製造業	鉄鋼業
出版・印刷・同関連産業	非鉄金属製造業
化学工業	一般機械器具製造業
石油製品・石炭製品製造業	電気機械器具製造業
プラスチック製品製造業	輸送用機械器具製造業
ゴム製品製造業	ガス業
医薬品製造業	石油卸売業
下水道業	

なお、独立行政法人製品評価技術基盤機構において、PRTR に関するアンケート（平成 20 年度 PRTR 対象物質の取扱い等に関する調査）を数ヶ月前に行っていることから、回答者への負担を考慮して、業種が化学工業である事業者は除き、これと重複しないように事業者を選定することとした。

PRTR 届出事業者リストにおける業種と業種に属する事業者数を表 3.1-5 に示す。

表 3.1-5 平成 18 年度 PRTR 届出事業者リストにおける業種別事業者

番号	平成 18 年度 PRTR 届出事業者リストにおける種別(業種)	「平成 20 年度 PRTR 対象物質の取扱い等に関する調査」の送付先との重複	事業者数*	事業所数
①	「化学工業」の事業所を1つでも持つ事業者	有り	1340	2116
②	「ガス業」「ゴム製品製造業」「パルプ・紙・紙加工品製造業」「プラスチック製品製造業」「出版・印刷・同関連産業」「石油卸売業」「石油製品・石炭製品製造業」「繊維工業」「鉄鋼業」「非鉄金属製造業」「窯業・土石製品製造業」の事業所を1つでも持つ事業者	なし	1758	2364
③	「医薬品製造業」、「一般機械器具製造業」、「電気機械製造業」、「輸送用機械器具製造業」の事業所を1つでも持つ事業者	なし	1764	2118
④	下水道の事業所を1つでも持つ事業者	なし	845	1662

*「届出者:氏名」と「届出者、週所、郵便番号」が同一のものは、同一事業者とみなした。

送付事業者(5,000 事業者)の選定プロセスを以下に示す。

- (1) 下水道を除く対象業種（表 3.1-5 の①、②、③）の事業者のうち、重複事業者を削除し、4758 事業者を選定した。
- (2) 新規追加対象物質の用途調査で得られた製造・輸入業者 241 事業者のうち、(1)の事業者と重複しない 100 事業者を選定した。
- (3) (1)(2)を合計し、5,000 事業者に満たない数だけ、下水道事業者(表 3.1-5 の④)から抽出した。なお、下水道事業者の抽出は、属する事業所数が多い方から行った。

(2)で追加した製造・輸入業者(100 事業者)を除く 4900 事業者について、平成 18 年度に PRTR 届出を行った対象業種を営む事業所は 7335 事業所あり、その内訳は以下に示す通りであった。下水道については、1 事業者あたりの事業所数が多いため、全事業所に対する割合が高くなっている。

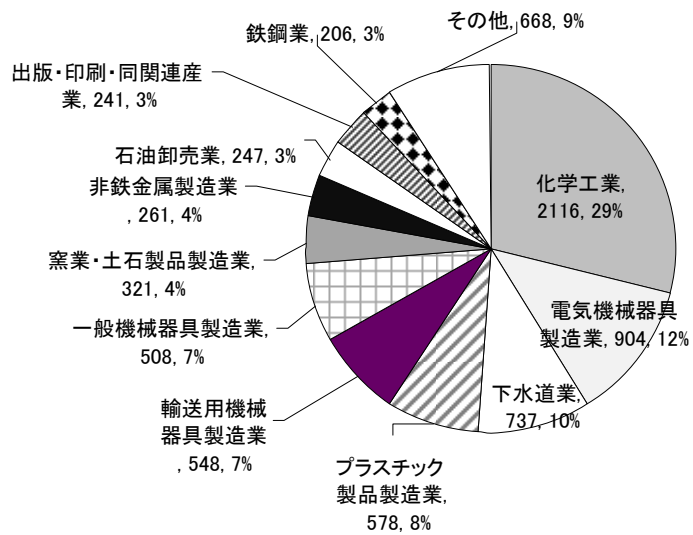
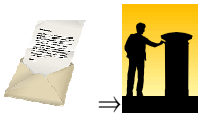



図 3.1-3 アンケート送付事業者の事業所の業種 (H18年度 PRTR 届出資料より作成)

3.1.4. アンケートの回収方法

アンケートの回収率を上げるため、回答者が回答方法を選択できる方法を採用する。回答の方法は表 3.1-6 に示す 2 つの方法を用意する。回答者は自身の状況に応じて回答方法を選択できるため、アンケート回収率が向上することが期待できる。また②が選択されれば、入力作業による人的コストや誤入力を回避でき、集計作業も効率的に進めることができる。

表 3.1-6 回答方法の選択肢

	回答方法	備考
①	<p>郵送する回答用紙に記入して、同封する封筒に入れてポストに投函していただく方法</p> 	<ul style="list-style-type: none"> 返信用封筒を同封する。
②	<p>指定する URL から電子調査票（エクセルシート）をダウンロードしてパソコン上で入力し、メール添付で返送していただく方法</p> 	<ul style="list-style-type: none"> 選択肢のある質問については、プルダウン形式にするなど、回答者が回答しやすい方法でシートを作成する。 受付専用のメールアドレスを設ける。

また、アンケートの回収については、以下のように行うこととした。

- ・アンケートの送付から回答までの期限（1次回収期間）は約3週間とする
- ・1次回収期間において未回答の事業者に対しては、はがきで督促状を送り、回答を再度お願いすることとする。督促後の回答受付期間は約2週間とする。
- ・送付書類紛失者や、本社から遠く離れた事業所での調査票関連資料の入手が可能となるよう、web上から送付書類一式がダウンロードできるようにする。
- ・回答期間（2次回収期間も含める）においては、回答者からの問い合わせ（電話、メール）に応える体制を弊社に整えることとする（専門スタッフを配置）。

3.1.5. アンケート送付資料の作成とアンケート実施のための環境整備

アンケート送付にあたり、下記の書類を準備した。

表 3.1-7 作成書類一覧

書類名	内容	備考
「PRTR新規追加対象物質の用途等に関する調査」調査票	調査票	・ 事業者用を「A票」、事業所用を「B票（B票・1およびB票・2）」として判りやすくする。
PRTR新規追加対象物質の用途等に関する調査について	経済産業省からの依頼状	
調査へのご協力をお願い	弊社からの依頼文	・ 裏面に、以下を記述 1) 調査票の構成と調査の流れ 2) 回答方法 3) 本調査に関するお問い合わせ先 4) 個人情報の取扱いについて記載
資料1：「PRTR新規追加対象物質の用途等に関する調査」回答要領	調査票への回答要領	
資料2：業種コード表	業種を回答するための選択肢	・ 日本標準産業分類から中分類を用いる
資料3：PRTR新規追加候補物質一覧表	回答を依頼する物質の一覧	・ 参考情報としてCAS番号を掲載
資料4：用途一覧表	用途を回答するための選択肢	・ 独立行政法人製品評価技術基盤機構が作成した用途分類を用いる
資料5：記入例	回答記入例	
返信用封筒	郵送で返信する場合の返送用封筒	・ 宛先：みずほ情報総研 ・ 回答者識別番号を封筒の隅に印刷しておく（効率的に集計するため）

*

また、指定する URL から電子調査票（エクセルシート）をダウンロードしてパソコン上で入力し、メール添付で返送する回答者のために、電子調査票を作成した。作成に際しては、以下に留意した。

- ・ 選択肢のある質問については、プルダウン形式にするなど、回答者が回答しやすい方法でシートを作成する。
- ・ 回答者が確認等のため印刷することも考慮し、印刷した際に、紙面版調査票と見た目が殆ど同じになるようにする。
- ・ 効率的な集計をするため、回答者がエクセルシートを独自に加工するなどの防止策をする（シートの保護など）。

その他、アンケート実施のための環境整備として以下を行った。

- ・ アンケート返送アドレスの準備
- ・ アンケート専用の Web ページの作成
- ・ お問い合わせ対応の専用電話、人材の準備

3.2. アンケートの実施と回収状況

3.2.1. アンケートの送付

アンケートは郵便で送付した。送付の内容は以下の通りである。送付に際し、事業者において、複数の事業所があることを想定して、事業所用アンケート（「B票」）は3部同封することとした。なお、送付書類は、参考資料1に掲載した。

【送付書類の一覧】

- ・ 「PRTR新規追加対象物質の用途等に関する調査」調査票
「A票」1枚、「B票」3セット（それぞれ「B-1票」1枚、「B-2票」3枚）
- ・ PRTR新規追加対象物質の用途等に関する調査について
（裏面に、調査票の構成と調査の流れ、回答方法、本調査に関するお問い合わせ先、個人情報の取扱いについて記載）
- ・ 調査へのご協力をお願い
- ・ 説明資料
資料1：「PRTR新規追加対象物質の用途等に関する調査」回答要領
資料2：業種コード表
資料3：PRTR新規追加候補物質一覧表
資料4：用途一覧表
資料5：記入例
- ・ 返信用封筒

3.2.2. アンケートの実施と回収のスケジュール

以下の日程でアンケートの実施と回収を進めた。なお、督促状は12月19日の時点で回答を得ていなかった事業者に送付した。

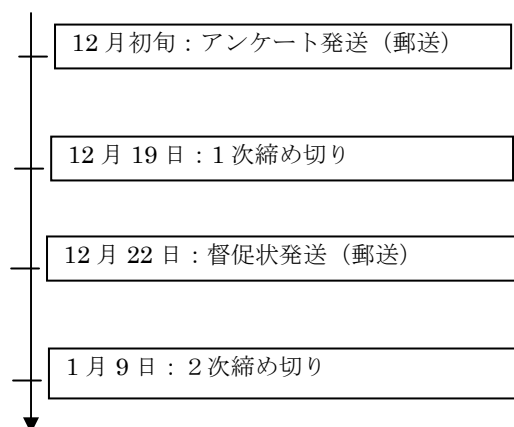


図 3.2-1 回収のスケジュール

3.2.3. アンケート回収状況

発送数 5,000 のうち、宛先不明で返送されてきたものおよび統合等の理由によって別の事業者と同一名称での回答を行うと連絡いただいた事業者を除く 4830 事業者が本アンケートの有効調査対象事業者数となる⁴(表 3.2-1 参照)。

表 3.2-1 発送数と有効調査対象事業者数

発送数	5,000
宛先不明	154
統合等の理由により減じる事業者数	16
有効調査対象事業者数	4,830

一方、回答状況は表 3.2-2 に示す通りとなった。したがって、回収率は $2720/4830$ = 約 56%である。

表 3.2-2 回答状況

回答あり	2,720
(内訳) 紙面回答	(1,852)
電子回答	(868)
回答なし	2,110
合計	4,830

3.3. アンケート集計結果の概要

表 3.2-2 に示した 2,720 の回答について集計した結果の概要を以下に示す。

3.3.1. 新規追加対象物質の取扱状況

PRTR 新規追加物質の取り扱い状況 (A票質問3) の回答状況を表 3.3-1 に示した。「PRTR 新規追加対象物質を取り扱っているかについて不明である」と答えた事業者はわずか 13.6%で、現時点でも多くの事業者が PRTR 新規追加対象物質の取扱状況を把握しているということが明らかになった。また「PRTR 新規追加対象物質を取り扱っている事業所が 1 つ以上ある」と答えた事業者と「PRTR 新規追加対象物質は取り扱っていない」と答えた事業者がほぼ同じ割合であった。

⁴ 5,000 事業者にアンケートを郵送するとともに、別途日本化学工業会に対して同工業会所属企業にアンケートを行う旨を周知協力依頼した結果、当方からアンケートを送付していない事業者からも回答が数件あった。これらも回答の件数に含めている。

表 3.3-1 新規追加対象物質の取扱状況

新規追加対象物質の取扱状況	事業者数	割合(%)
PRTR 新規追加物質は取り扱っていない	1,161	42.6
PRTR 新規追加物質を取り扱っているかについて不明である	370	13.6
PRTR 新規追加物質を取り扱っている事業所が1つ以上ある	1,182	43.5
無回答	7	0.3
合計	2,720	100.0

ここで新規追加対象物質の取扱状況について、業種別に見てみる。業種は事業所ごとに1つ当てられているため、まず送付した5,000事業者について、事業所が複数ある場合に次の条件で事業者の代表業種を設定し、業種ごとの回答状況を集計した。

- 1) H18年度にPRTR届出をした事業所の中で、最も多い業種を代表業種とした。
- 2) 最も多い業種が複数あり代表業種を決定できない場合は、ここでは便宜的に川上側と推測される業種を優先した。

結果を表3.3-2に示した。業種ごとの回答率(%)の差はあまりなかったと言える。また回答があった事業者の中での新規対象物質取扱状況の割合を見ると、「PRTR 新規追加物質を取り扱っている事業所が1つ以上ある」と回答した割合が最も多いのが「化学工業(66.0%)」で、ついで「ゴム製造業(51.6%)」「商社(50%)」となっている。また「PRTR 新規追加物質を取り扱っているかについて不明である」と回答した割合について見ると、「石油卸売業」が55.2%と他業種と比べて多くなっている。

表 3.3-2 業種ごとの回答状況

業種	送付数(5,000)のうち、業種が占める割合(%)	回答率(%)	新規対象物質取扱状況の割合*		
			PRTR 新規追加物質は取り扱っていない(%)	PRTR 新規追加物質を取り扱っているかについて不明である(%)	PRTR 新規追加物質を取り扱っている事業所が1つ以上ある(%)
化学工業	30.4	66.7	26.7	7.3	66.0
電気機械器具製造業	14.8	55.7	46.9	11.8	41.3
プラスチック製品製造業	9.1	44.8	54.3	17.0	27.4
輸送用機械器具製造業	8.8	50.3	46.3	23.9	29.8
一般機械器具製造業	8.6	53.7	46.6	26.7	26.7
窯業・土石製品製造業	5.1	65.5	72.1	3.6	24.3
出版・印刷・同関連産業	4.2	59.2	53.5	19.8	26.7
非鉄金属製造業	4.1	47.9	53.9	4.3	40.9
鉄鋼業	3.1	50.0	63.4	17.1	19.5
下水道業	2.8	45.3	38.7	17.2	44.1

業種	送付数(5,000)のうち、業種が占める割合 (%)	回答率 (%)	新規対象物質取扱状況の割合*		
			PRTR 新規追加物質は取り扱っていない (%)	PRTR 新規追加物質を取り扱っているかについて不明である (%)	PRTR 新規追加物質を取り扱っている事業所が1つ以上ある (%)
パルプ・紙・紙加工品製造業	2.7	56.7	56.7	20.0	23.3
ゴム製品製造業	2.3	58.2	37.5	10.9	51.6
繊維工業	1.6	52.6	56.5	23.9	17.4
石油卸売業	1.3	50.4	37.9	55.2	6.9
石油製品・石炭製品製造業	0.6	56.4	47.1	11.8	41.2
ガス業	0.2	46.6	87.5	12.5	0.0
商社	0.2	55.3	33.3	16.7	50.0

*無回答の場合もあり、回答中の新規対象物質取扱状況の割合の合計が100%になっていない業種もある。

なお、「PRTR 新規追加物質を取り扱っている事業所が1つ以上ある」と回答した1,182事業者のうち、具体的な物質についての回答が無効（物質名のみ記述など）であった13事業者（表 3.3-3 参照）を除くと、1,169事業者、2027事業所であった。これらの事業所が回答した業種の分布を図 3.3-1 に示した。

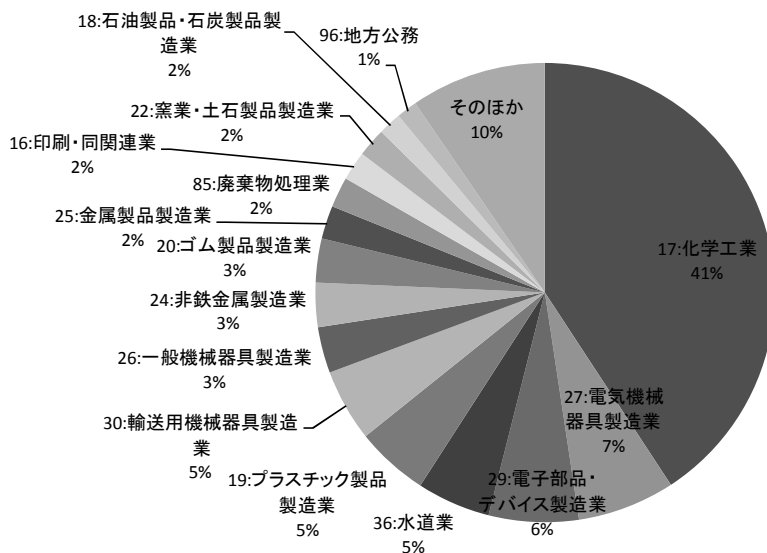


図 3.3-1 PRTR 新規追加物質を取り扱っている事業所の業種別割合

3.3.2. 新規追加対象物質の取扱内容

3.3.1 で、「PRTR 新規追加物質を取り扱っている事業所が 1 つ以上ある」と回答した 1,182 事業者について、新規追加物質の取扱内容、すなわち新規追加対象物質を「製造」しているのか「出荷」しているのか、「使用」しているのかという点に着目して集計し、その結果を表 3.3-3 に示す。

ここで、レコードとは、「製造」に関しては事業別物質別、「出荷」と「使用」に関しては事業所別物質別用途別の個別の回答を示すこととする。具体的には「製造」は B 票-2 質問 5 ①の 1 回答を、「出荷」は B 票-2 質問 5 ②の各行の回答を、「使用」は B 票-2 質問 5 ③の各行の回答を 1 レコードとする（「B 票」は参考資料 1 を参照）。

なお、物質または物質を含む製品を「出荷している」または「使用している」のは、1168 事業者、2021 事業所、物質または物質を含む製品を「製造している」または「出荷している」または「使用している」のは 1,169 事業者、2027 事業所であった。

表 3.3-3 新規追加対象物質の取扱内容 1

新規追加対象物質の取扱内容	事業者数	事業所数	レコード数
(1) 物質を「製造している」	630	913	2,147
(2) 物質または物質を含む製品を「出荷している」	492	677	1,861
(3) 物質または物質を含む製品を「使用している」	1,074	1,870	5,402
(4) 無回答*	13	-	-
(2) または (3)	1,168	2,021	7,263
(1) または (2) または (3)	1,169	2,027	9,410

*無回答とは、「PRTR 新規追加物質を取り扱っている事業所が 1 つ以上ある」と回答しながらも、具体的な物質についての回答が無効（物質名のみ記述など）であったもの。

取扱内容ごとに、物質別あるいは用途別に集計した結果を表 3.3-4 に示す。

物質数については全 136 物質のうち、「製造」「出荷」「使用」のいずれかのレコードがあった物質の数を示している。用途については、アンケートの用途一覧における「コード（使用目的）」ベースの分類を大分類、「コード（使用目的）」と「記号（機能）」ベースの分類を詳細分類とし、「出荷」「使用」のいずれかのレコードがあった用途の数を示している。

アンケートで得られた用途に関する情報（「使用」側からと「出荷」側からの用途情報）の総数は、7263 レコード（表 3.3-3 参照）であった。そして、136 物質中 131 物質、197 分類（詳細分類）中 161 分類の用途についてアンケートにより情報を得ることができた（表 3.3-4 参照）。物質ごとの用途の総括を別表に示した（別表 1 「新規追加対象物質ごとの用途一覧」参照）。

表 3.3-4 新規追加対象物質の取扱内容 2

新規追加対象物質の取扱内容	物質数	用途(大分類)数	用途(小分類)数
物質を「製造している」	123/136	-	-
物質または物質を含む製品を「出荷している」	120/136	52/54	140/197
物質または物質を含む製品を「使用している」	131/136	53/54	152/197
物質または物質を含む製品を「出荷している」または「使用している」	131/136	54/54	161/197

また、「使用」に関する全 5,402 レコード(表 3.3-3 参照)の業種別内訳を図 3.3-2 に示した。PRTR 新規追加物質を取り扱っている事業所の業種別割合(図 3.3-1)と比較して、化学工業の割合が増えている。これは化学工業を営む事業所は他の業種を営む事業所よりも回答した用途や物質の数が多いということを示す。

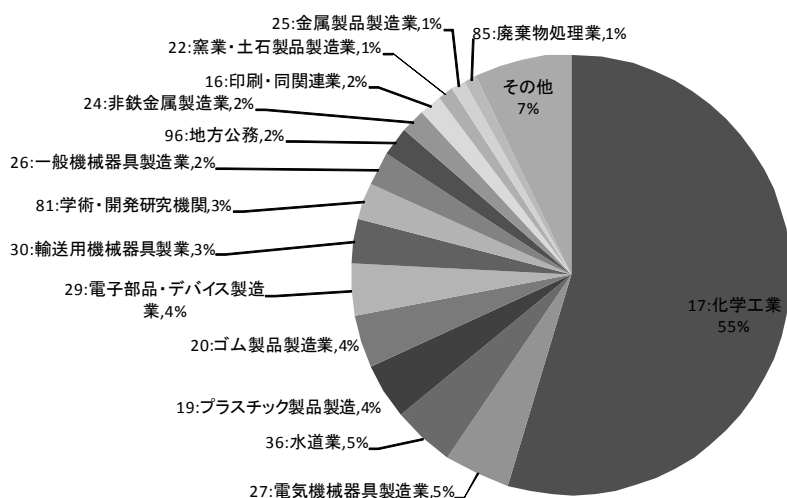


図 3.3-2 「使用」に関するレコードの業種別内訳

3.3.3. 新規追加対象物質の使用量のオーダー

アンケートでは算出手法や推計手法の検討の際に参考とするため、使用量や出荷量についての回答を求めている。物質を製造していない場合には、使用量=取扱量とみなすことができる。そこで、ここでは物質の使用量についての集計結果を示す。この質問(B票-2 質問5③)では、回答した用途での使用量を、「1:0.1t/年未満」「2:0.1t/年以上 1t/年」「3:1t/年以上 10t/年未満」「4:10t/年以上 100t/年未満」「5:100t/年以上 1000t/年未満」「6:1000t/年以上」から選択することとなっている。

図 3.3-3 には、「使用」に関するレコード数の多い 15 業種 (図 3.3-2 参照) について集計した結果および全業種の結果を掲載した。全業種では 43.9%の事業所が各物質を「1:0.1t/年未満」で使用しており、最大割合を占める。また、「2:0.1t/年以上 1t/年」が 15.6%、「3:1t/年以上 10t/年未満」が 18.3% 「4:10t/年以上 100t/年未満」が 12.8% とほぼ同割合で、「5: 100t/年以上 1000t/年未満」「6:1000t/年以上」はそれぞれ 5.8%,2.7%と少ない。

業種別でみると、「水道業」「学術・開発研究機関」「地方公務」では事業所の 90%以上が、「1:0.1t/年未満」で使用している。

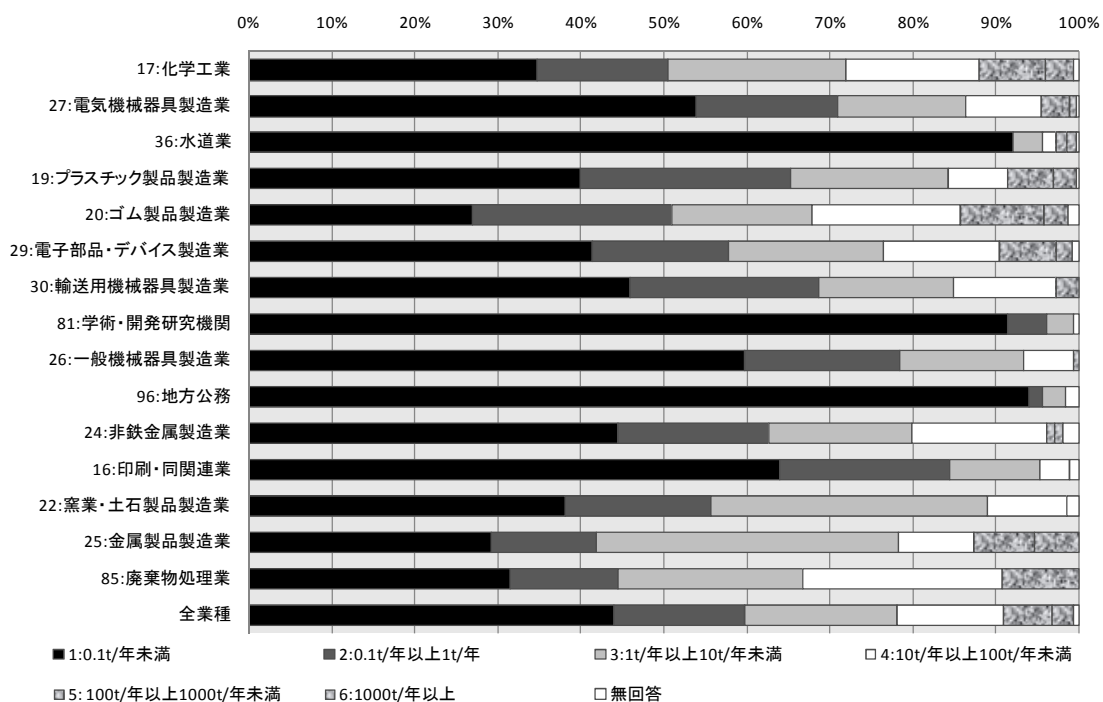


図 3.3-3 1 事業所あたりの使用量 (レコード数上位 15 業種および全業種)

また、物質別に使用総量の多い15物質について、主な用途とともに表 3.3-5 に示す。なお使用量についてはオーダーでの回答であるので、上限値の1/2を代表使用量とし算出し、大まかな使用量を推計した。このため、オーダーレベルでの比較検討に留める等、数値の扱いには注意が必要である。

表 3.3-5 推計による使用総量の多いと思われる物質とその主な用途

順位	物質名	事業所数	推計使用量合計(t/年)	主な用途		
1	002:アクリル酸 ノルマルブチル	130	約 130,000	09:中間物(合成原料、重合原料等)	02:重合体	11:接着剤、粘着剤、シーリング材用溶剤—a:接着剤、粘着剤用溶剤、着剤剥離剤・糊剥離剤
2	017:塩化第二鉄	494	約 110,000	46:水処理剤—c凝集剤、PH調節材(中和剤)	40:表面処理剤【塗料を除きエッチングを含む】(電気メッキ、無電解メッキ薬剤、エッチング剤等)—f:エッチング処理薬剤	04:試薬
3	119:ノルマルヘキサン	652	約 100,000	03:試験研究用	11:接着剤、粘着剤、シーリング材用溶剤—a:接着剤、粘着剤用溶剤、着剤剥離剤・糊剥離剤	04:試薬
4	084:1・2・4トリメチルベンゼン	96	約 50,000	10:塗料、ワニス、コーティング用溶剤印刷インク、複写用溶剤殺生物剤用溶剤—a:塗料用溶剤、塗料希釈剤、塗料剥離剤	53:燃料及び燃料添加剤—a:燃料	12:洗浄用溶剤—a:非水系(脱脂洗浄等)、準水系(フラックス洗浄等)
5	045:ジシクロペンタジエン	40	約 48,000	09:中間物(合成原料、重合原料等)	33:合成樹脂(プラスチック)材料及び添加剤(成形材料の調合/成形加工用)—h:注型用、注入発泡用材料(プレポリマモノマー等)	54:その他の原料・添加剤
6	085:ナフタレン	157	約 38,000	10:塗料、ワニス、コーティング用溶剤印刷インク、複写用溶剤殺生物剤用溶剤—a:塗料用溶剤、塗料希釈剤、塗料剥離剤	04:試薬	03:試験研究用
7	063:N-(1・3-ジメチルブチル)・N'-フェニル・パラフェニレンジアミン	23	約 34,000	34:ゴム用添加剤—c:安定化剤(老化防止剤、酸化防止剤、紫外線吸収剤、乳化剤、ゲル化防止剤等)	09:中間物(合成原料、重合原料等)	—
8	130:メチレンビス(4・1-フェニレン)＝ジイソシアネート	138	約 29000	09:中間物(合成原料、重合原料等)	33:合成樹脂(プラスチック)材料及び添加剤(成形材料の調合/成形加工用)—i:硬化剤、架橋剤(FRP用スチレンモノマー等)	29:接着剤、粘着剤、シーリング材、封止材(プライマーを含む)—a:バインダー成分(カップリング剤を含む)、硬化剤
9	010:イソブチルアルデヒド	13	約 26,000	09:中間物(合成原料、重合原料等)	04:試薬	—

順位	物質名	事業所数	推計使用量合計(t/年)	主な用途		
10	073:1-ドデカノール	28	約 25,000	09: 中間物(合成原料、重合原料等)	03: 試験研究用	19: 水系洗浄剤、ワックス1(工業用途)(繊維処理剤、紙・パルプ薬品用を除く)―a: 石鹼、洗剤(界面活性剤)
11	111:4-ターシャリブチルフェノール	44	約 22,000	09: 中間物(合成原料、重合原料等)	21: 塗料(塗料、ワニス原料)コーティング剤(プライマーを含む)―h: 架橋剤・硬化剤、光重合開始剤、バインダー成分	34: ゴム用添加剤―f: スコーチ防止剤、素練促進剤、調整剤(加工助剤)
12	009:アントラセン	34	約 22,000	03: 試験研究用	37: 陶磁器、耐火物、フェイセラミックス―c: 増粘材(結合材)	54: その他の原料・添加剤
13	128:メチルナフタレン	22	約 22,000	53: 燃料 及び 燃料添加剤―a: 燃料	06: 農薬	32: 繊維処理剤、紙・パルプ薬品 2【成型品(糸、布、紙)にほとんど含まれないもの】―e: 均染剤・浸透剤・促染剤、媒染剤(染色助剤)
14	057:ジメチルアミン	57	約 21,000	09: 中間物(合成原料、重合原料等)	03: 試験研究用	04: 試薬
15	101:ビフェニル	47	約 17,000	48: 熱伝導剤(熱媒体等)―b: 熱媒・加熱剤	04: 試薬	03: 試験研究用

3.3.4. 新規追加対象物質の使用状況

物質の使用状況についての集計結果を示す。この質問(B票-2 質問5③)では、回答した用途での使用状況について、「ア：開放系で使用しており、環境中への排出はほぼない」「イ：閉鎖系での使用ではないが、排出を制御している（排出濃度管理等）」「ウ：開放系で使用している」から選択することとなっている。

表 3.3-6 には、「使用」に関するレコード数の多い 15 業種（図 3.3-2 参照）について集計した結果および全業種の結果を掲載した。全業種では 50.6%が閉鎖系で使用しており、24.5%が閉鎖系ではないが排出制御して使用しており、24.0%が開放系で使用していると回答した。閉鎖系で使用している割合が最も高いのは、最上流側に位置する化学工業(61.5%)であった。学術・開発研究機関でも閉鎖系で使用している割合が高い。

表 3.3-6 使用状況（レコード数上位 15 業種および全業種）

業種	ア:閉鎖系		イ:閉鎖系ではないが排出制御		ウ:開放系		無回答	
	レコード数	割合 (%)	レコード数	割合 (%)	レコード数	割合 (%)	レコード数	割合 (%)
17:化学工業	1813	61.5	683	23.2	428	14.5	24	0.8
27:電気機械器具製造業	87	33.0	65	24.6	109	41.3	3	1.1
36:水道業	86	34.5	29	11.6	124	49.8	10	4.0
19:プラスチック製品製造業	78	35.3	49	22.2	91	41.2	3	1.4
20:ゴム製品製造業	92	44.2	78	37.5	37	17.8	1	0.5
29:電子部品・デバイス製造業	102	49.0	52	25.0	52	25.0	2	1.0
30:輸送用機械器具製造業	44	25.6	46	26.7	82	47.7	0	0.0
81:学術・開発研究機関	92	61.3	21	14.0	37	24.7	0	0.0
26:一般機械器具製造業	32	23.9	38	28.4	63	47.0	1	0.7
96:地方公務	46	40.4	21	18.4	47	41.2	0	0.0
24:非鉄金属製造業	38	38.4	26	26.3	34	34.3	1	1.0
16:印刷・同関連業	21	25.3	30	36.1	31	37.3	1	1.2
22:窯業・土石製品製造業	28	44.4	13	20.6	22	34.9	0	0.0
25:金属製品製造業	28	50.9	13	23.6	14	25.5	0	0.0
85:廃棄物処理業	14	25.9	21	38.9	19	35.2	0	0.0
全業種	2734	50.6	1322	24.5	1297	24.0	49	0.9

3.3.5. 排出量の把握状況

排出量を算出できるか否かについての集計結果を示す。この質問(B票-2 質問5③)では、現時点では排出量を数値的には把握できていなくても、できる見込みがあれば「できる」を選択するように注記をしている。

表 3.3-7 には、「使用」に関するレコード数の多い 15 業種 (図 3.3-2 参照) について集計した結果および全業種の結果を掲載した。全業種では 80%が算出できると回答し、9.1%が算出できない、8.3%が算出できるか不明であると回答した。水道業と地方公務で、算出できない割合が高くなっている。また、最上流側に位置し、全レコードの 54%を占める化学工業については、算出できないと回答している割合は 5.4%と少なく、川下側の業種ほど「算出できない」や「不明」の割合が多くなる傾向が見れる。

表 3.3-7 排出量算出可否 (レコード数上位 15 業種および全業種)

業種	a:できる		b:できない		c:不明		無回答	
	レコー ド数	割合 (%)	レコー ド数	割合 (%)	レコー ド数	割合 (%)	レコー ド数	割合 (%)
17:化学工業	2499	84.8	159	5.4	237	8.0	53	1.8
27:電気機械器具製造業	210	79.5	18	6.8	28	10.6	8	3.0
36:水道業	127	51.0	97	39.0	23	9.2	2	0.8
19:プラスチック製品製造業	181	81.9	16	7.2	18	8.1	6	2.7
20:ゴム製品製造業	183	88.0	10	4.8	6	2.9	9	4.3
29:電子部品・デバイス製造業	181	87.0	17	8.2	7	3.4	3	1.4
30:輸送用機械器具製造業	146	84.9	7	4.1	18	10.5	1	0.6
81:学術・開発研究機関	90	60.0	43	28.7	2	1.3	15	10.0
26:一般機械器具製造業	111	82.8	5	3.7	14	10.4	4	3.0
96:地方公務	51	44.7	37	32.5	23	20.2	3	2.6
24:非鉄金属製造業	73	73.7	5	5.1	20	20.2	1	1.0
16:印刷・同関連業	58	69.9	18	21.7	6	7.2	1	1.2
22:窯業・土石製品製造業	50	79.4	6	9.5	7	11.1	0	0.0
25:金属製品製造業	49	89.1	3	5.5	3	5.5	0	0.0
85:廃棄物処理業	24	44.4	23	42.6	4	7.4	3	5.6
全業種	4319	80.0	494	9.1	449	8.3	140	2.6

次に、排出量を算出できると回答した場合の、算出方法についての集計結果を示す。算出方法は、施行規則で定められている 5 つの方法、すなわち物質収支、実測値、排出係数、物性値、その他 (表 1.2-1 参照) から選択する形式で、複数を選択することが可能となっている。表 3.3-8 に、「使用」に関するレコード数の多い 15 業種 (図 3.3-2 参照) について集計した結果および全業種の結果を掲載した。なお、表中の「割合(%)」

は、排出量を算出できると回答したレコード数に対する割合である（算出方法は複数回答可としているため、全算出方法を足しても100%にならない場合もある）。

全業種では、最も多いのが物質収支で(65.8%)、次いで排出係数(25.7%)、実測値(15.6%)、物性値(7.4%)となっている。業種別には以下の傾向があることがわかった。

- ・非鉄金属製造業では、実測値を用いて算出する割合が他業種と比較して高い。
- ・ゴム製品製造業と一般機械器具製造業では、排出係数を用いて算出する割合が他業種と比較して高い。
- ・化学工業と廃棄物処理業では、物性値を用いて算出する割合が他業種と比較して高い。
- ・水道業では、その他の方法を用いて算出する割合が他業種と比較して高い。

表 3.3-8 排出量算出方法（レコード数上位 15 業種および全業種）

業種	算出可否 「a: できる」 レコード数	算出方法(複数回答可)									
		物質収支		実測値		排出係数		物性値		その他	
		レコード数	割合 (%)	レコード数	割合 (%)	レコード数	割合 (%)	レコード数	割合 (%)	レコード数	割合 (%)
17:化学工業	2499	1742	69.7	401	16.0	613	24.5	286	11.4	50	2.0
27:電気機械器具製造業	210	135	64.3	33	15.7	44	21.0	7	3.3	3	1.4
36:水道業	127	72	56.7	25	19.7	0	0.0	0	0.0	30	23.6
19:プラスチック製品製造業	181	121	66.9	31	17.1	58	32.0	6	3.3	0	0.0
20:ゴム製品製造業	183	106	57.9	27	14.8	103	56.3	1	0.5	0	0.0
29:電子部品・デバイス製造業	181	119	65.7	27	14.9	50	27.6	3	1.7	2	1.1
30:輸送用機械器具製造業	146	73	50.0	8	5.5	59	40.4	1	0.7	2	1.4
81:学術・開発研究機関	90	71	78.9	12	13.3	0	0.0	2	2.2	7	7.8
26:一般機械器具製造業	111	54	48.6	9	8.1	55	49.5	0	0.0	0	0.0
96:地方公務	51	32	62.7	11	21.6	1	2.0	0	0.0	7	13.7
24:非鉄金属製造業	73	47	64.4	22	30.1	7	9.6	2	2.7	1	1.4
16:印刷・同関連業	58	42	72.4	8	13.8	9	15.5	0	0.0	3	5.2
22:窯業・土石製品製造業	50	39	78.0	5	10.0	10	20.0	0	0.0	1	2.0
25:金属製品製造業	49	30	61.2	3	6.1	17	34.7	1	2.0	0	0.0
85:廃棄物処理業	24	16	66.7	3	12.5	0	0.0	3	12.5	3	12.5
全業種	4319	2844	65.8	674	15.6	1111	25.7	321	7.4	124	2.9

4. 新たな排出形態の有無に関する分析

4.1. 目的

ここでは、主に 3 章で行ったアンケート調査の結果から、新規追加対象物質について新たな排出形態の可能性のある用途および物質を抽出することを目的とする。

4.2. 「新たな排出形態」とは

本調査では「新たな排出形態」について以下に示す 2 種類を考えた。

定義1: 原理的に排出量算出が困難

化管法の施行規則で規定されている 5 つの算出方法（物質収支、実測値、排出係数、物性値、その他）（表 1.2-1 参照）では排出量を算出できないような排出形態である（したがって、具体的な含有率や排出係数等のパラメータ値があれば、いずれかの方法で算出できる場合には、これに該当しない）。

定義2: 知見が足りない等により排出量算出が困難

定義 1 の要件は満たさないが、排出量の算出には排出係数や物性値を利用する必要があるものの、個々の企業では具体的な値の特定が困難であるような排出形態。排出量算出の手引きの作成等、何らかの算出支援が望まれていると考えられる排出形態。

4.3. 「新たな排出形態」の可能性のある用途および物質の抽出

ここでは、アンケート結果から、新しい排出形態を含む用途および物質について抽出する方法とその結果について述べる。

アンケートで「排出量を算出できない」と回答された用途（と物質）には、新たな排出形態である可能性を含むと考えられるため、このレコードに注目して、「新たな排出形態」の可能性を検討することとする。

「排出量を算出できない」と回答されたのは494レコードで、「使用」に関する全レコードの9.1%を占めた（表 4.3-1）。このレコードの概要（表 4.3-2参照）を見るとレコード数494に対して事業者数は129であり、同じ事業者が重複して回答していることがわかる。また物質に関しては、136物質中73の物質について1つ以上の「算出できない」レコードがあった。

表 4.3-1 排出量算出可否（表 3.3-7 から抜粋、再掲）

	a:できる	b:できない	c:不明	無回答
レコード数	4319	494	449	140
割合(%)	80.0	9.1	8.3	2.6

表 4.3-2 「排出量を算出できない」と回答されたレコードの概要

レコード数	494	/	5402 ^{*)}
事業者	129	/	1,074 ^{*)}
物質数	73	/	136
用途(大分類)	31	/	54
用途(小分類)	59	/	196

*) 表 3.3-3 参照

抽出した全レコードのうち、以下の条件に該当するレコードを検討対象から除外した。

(a) 用途が「試験研究用(03)」「試薬(04)」のレコード

(除外理由)

PRTR においては取扱量が 1t/年未満の場合は届出を除外されている。一般に、取扱量は年度や事業者の規模等によって変動するため、本アンケートの使用量に関わらず、排出量算出の可否を検討すべきであるが、少なくとも「試験研究用(03)」「試薬(04)」の用途については、取扱量が 1t/年未満で、届出除外となると想定されるため、本用途は「新たな排出形態」を含む用途および物質の検討対象から除外する。なお、これらの用途は化審法においても、取扱量が少ないとみられるため適用を除外されている。

除外するにあたり、当該レコードにおける使用量が「1:0.1t/年未満」であることを確認した。

(b)「排出していない」ことが明らかなレコード

(除外理由)

排出量を算出できない理由として「排出していないから、算出できない」という趣旨の記述がされているレコードがあり、これらについては、検討対象から除外してよいものとする。したがって、以下に該当するレコードを除外した。

- ・使用状況が「ア:閉鎖系での使用」で、かつ排出状況が「G:排出していない」レコード
- ・上記以外で、算出できない理由が「排出していないから」等のレコード(ただし念のため使用状況が「ア:閉鎖系での使用」でないものは残した)

(c)「MSDS 等がなく、含有情報が不明」または「現時点では未調査」のため排出量を算出できないとしているレコード

(除外理由)

現在は MSDS が流通していないため含有率等の情報がなく、排出量を算出できなくても、平成 23 年度の届出開始に向かって今後情報が整備されることが予想され、排出量の算出は可能になると考えられる。このため「新しい排

出形態」の可能性は低いと判断し、除外した。

また、現時点では PRTR 法対象物質ではないためデータを取っていないということを算出できない理由にしているレコードについても、事業者で解決できると考えられるため、除外した。

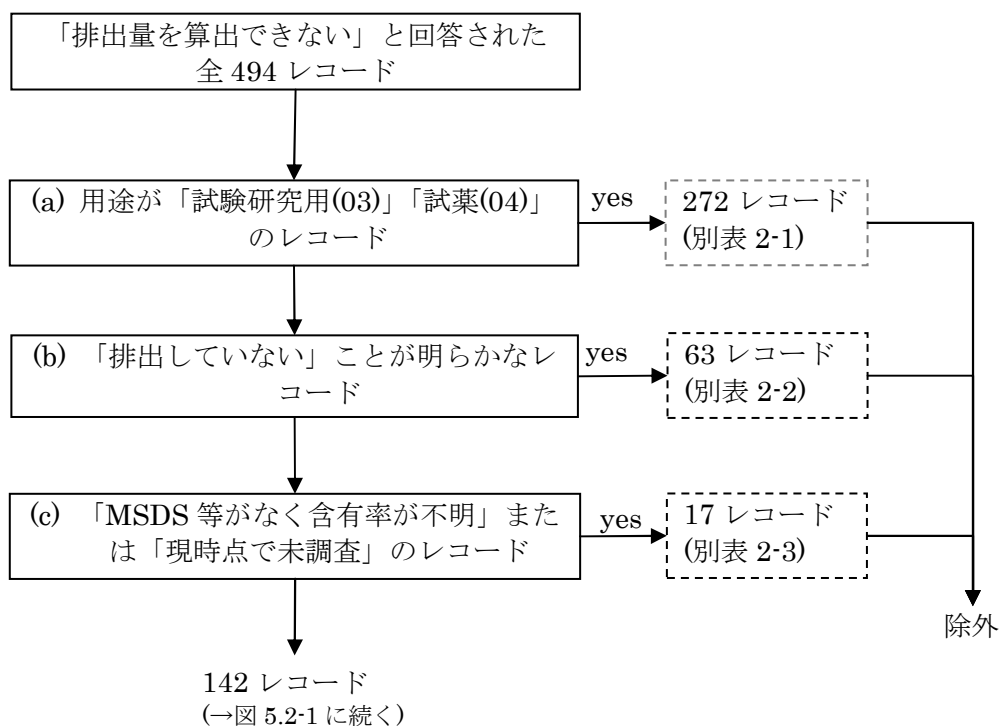


図 4.3-1 除外したレコードの内容と、レコード数

残った 142 のレコードについては、「新しい排出形態」の定義 1 に該当するものは無いと考えられたが、「新しい排出形態」の定義 2 に該当する可能性があるとして、5 章で詳細に検討することとした。

4.4. 文献による用途調査

4.4.1. 目的

以下の目的で、新規対象物質および、現行第一種指定化学物質の用途を文献から調査した。

- ・ アンケートは川上川中に位置づけられる業種を対象に行っており、必ずしも全業者を対象としているわけではなく、また全事業者が回答するわけではない。そこでアンケートを補足するため、新規追加対象物質の用途を調査する。
- ・ 新たな排出形態は、用途と紐付けされるかあるいは用途-物質と紐付けされるかは不明であるが、ここで用途に注目すると、現行第一種指定化学物質として現行化管法ですでに排出量算出が行われている用途については、新しい排出形態を含む可能性は低いと考えることができる。そこで新たな排出形態を検討するための参考情報とするため、現行第一種指定化学物質の用途を調査する。

4.4.2. 文献による用途調査の方法

新規対象物質および、現行第一種指定化学物質についての用途調査に用いた情報源を表4.4-1に示した。

文献から抽出した用途の記述様式はさまざまであるため、これをアンケートで使用した用途分類に分類した。たとえば「可塑剤」との用途がどの可塑剤（印刷インキ(22b)の可塑剤か接着剤の可塑剤(29b)、合成樹脂の可塑剤(33a)など）かを判断するのは困難であるが、物質から推定できるものは推定し、できないものはすべての可能性があるとして分類した（詳細は参考資料2を参照）。

表 4.4-1 文献調査の情報源

情報源	対象物質	用途情報の詳細	用途情報を得ることができる物質		備考
			現行 PRTR 対象物質 (354 物質)	新規追加対象物質 (186 物質)	
「化学物質の製造・輸入量に関する実態調査」(METI) H16fy	<ul style="list-style-type: none"> 製造輸入量が一定以上の既存化学物質(約 26000 種)。 平成 16 年度調査で報告されたのは約 6,700 物質(化審法官報公示整理番号ベース)。 そのうち、公開されているのは 1,709 物質(3 事業所/物質以上の物質) 	用途番号票から選択(用途数 53)	既存化学物質で、公開されている物質のみ 7 物質程度	既存化学物質で、公開されている物質のみ 30 物質程度	<ul style="list-style-type: none"> CAS 番号と官報公示整理番号との対応付けが必要。
監視化学物質、指定化学物質の届出に関する用途分類	<ul style="list-style-type: none"> 既存から監視に指定されたものみの用途一覧。 第 1 種監視化学物質(35) 第 2 種監視化学物質(約 217) 第 3 種監視化学物質(約 105) 第 2 種特定化学物質 	物質ごとに準備された用途(用途コード数はのべ約 3000)	監視化学物質、第 2 種特定化学物質 6 物質程度	監視化学物質、第 2 種特定化学物質 17 物質程度	<ul style="list-style-type: none"> CAS 番号と官報公示整理番号との対応付けが必要。
PRTR 対象物質の取扱等に関する調査	現行 PRTR 対象物質	PRTR すそ切り推計分に掛かる用途名(用途数 28)	全物質		
初期リスク評価書	現行 PRTR 対象物質		全物質		
MSDS	PRTR 第 1 種、第 2 種 安衛法の約 650 物質 毒劇法の約 344 物質		全物質	第 2 種からの指定替え物質と、安衛法の対象物質	
化学物質ハザードデータ集	約 783 物質	特に用途分類なし。 (社)日本化学工業協会調査資料(1996)などから引用	(収載物質)	(収載物質)	
「15308 の化学商品」化学工業日報	15308	企業の自由記載であるため、統一的でない	(収載物質)	(収載物質) 141 物質程度	
新化学インデックス(2008 年版)		機能別インデックス分類(大分類 34 小分類 271)	(収載物質)	(収載物質)	
CHRIP(web)		(「15308 の化学商品」、新化学インデックス(2008 年版)、Stanford Research Institute CHEMICAL ECONOMICS HANDBOOK、初期リスク評価書(NITE)から引用)	(収載物質)	(収載物質)	
日化辞(web)			(収載物質)	(収載物質)	

情報源	対象物質	用途情報の詳細	用途情報を得ることができる物質		備考
			現行 PRTR 対象物質 (354 物質)	新規追加対 象物質 (186 物質)	
ケム e データ (web)		約 40 分類(用途から 物質を検索)	(収載物質)	(収載物質)	
化学物質安 全情報提供 システム(kis- net)		大分類 12 と用途 66	(収載物質)	(収載物質)	

4.4.3. 調査結果（文献及びアンケート調査結果）

新規追加対象物質および現行第一種指定化学物質に関して文献によって得られた用途と、アンケート調査によって得られた用途は図 4.4-1 に示す関係になる。すなわち、先述したように、新たな排出形態が主に用途と紐付く（物質によらず）とするならば、アンケートによって得られた新規追加対象物質の用途（図中 C+D+G+F）と文献から捕足できた新規追加対象物質の用途(図中 B+E)のうち、現行第一種指定化学物質（文献調査）の用途と同じ用途（図中 E+F+G）を除いた斜線部分（図中 B+C+D）が「新たな排出形態」の可能性を含む用途と考えることができる。

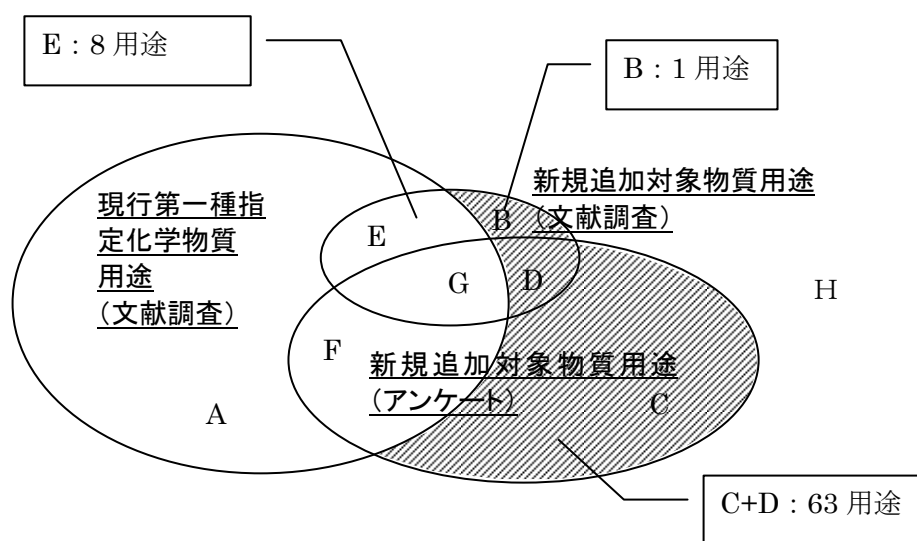


図 4.4-1 用途の関係と得られた用途数（斜線部に新しい排出形態の可能性を含む）

排出形態調査によって得られた用途と、アンケート調査から得られた用途を表 4.4-2 にまとめた。用途ごとに、図 4.4-1 における対応箇所も示した。

表 4.4-2 用途調査の結果

コード	用途名	記号	詳細用途名	文献調査		アンケート調査	図 4.4-1 での位置付け
				現行第一種指定化学物質	新規追加対象物質	新規追加対象物質	
01	輸出用	a	—		○	○	D
02	重合体	a	—	○	○	○	G
03	試験研究用	a	—			○	C
04	試薬	a	—		○	○	D
05	食品添加物	a	—	○	○	○	G
06	農薬	a	—	○	○	○	G
07	肥料、飼料及び飼料添加物	a	—	○	○	○	G

コード	用途名	記号	詳細用途名	文献調査		アンケート調査	図4.4-1での位置付け
				現行第一種指定化学物質	新規追加対象物質	新規追加対象物質	
08	医薬品、医薬部外品、化粧品	a	—	○	○	○	G
09	中間物(合成原料、重合原料等)	a	—	○	○	○	G
10	塗料、ワニス、コーティング用溶剤印刷インク、複写用溶剤殺生物剤用溶剤	a	塗料用溶剤、塗料希釈剤、塗料剥離剤	○	○	○	G
10		b	ワニス用溶剤、絶縁ワニス用溶剤			○	C
10		c	コーティング用溶剤、レジスト塗布用溶剤			○	C
10		d	印刷インキ用溶剤、インキ除去剤、複写用溶剤	○	○	○	G
10		e	殺生物剤用溶剤			○	C
11	接着剤、粘着剤、シーリング材用溶剤	a	接着剤、粘着剤用溶剤、着剤剥離剤・糊剥離剤	○	○	○	G
11		b	溶剤による接着			○	C
11		c	シーリング材用溶剤			○	C
12	洗浄用溶剤	a	非水系(脱脂洗浄等)、準水系(フラックス洗浄等)	○	○	○	G
12		b	フォトレジスト現像用溶剤、レジスト剥離剤	○	○	○	G
13	クリーニング洗浄剤(主に洗濯業で使用)	a	ドライクリーニング溶剤	○		○	F
13		b	染み抜き剤				H
14	工業用溶剤(上記の10, 11, 12, 13の溶剤を除く)	a	合成反应用溶剤	○	○	○	G
14		b	紡糸・製膜用溶剤(二硫化炭素を含む)		○	○	D
14		c	抽出・精製溶剤	○	○	○	G
14		d	希釈溶剤	○	○	○	G
15	エアゾール噴射剤等その他の溶剤	a	エアゾール噴射剤(フロンガス等)、希釈剤	○		○	F
16	その他の溶剤 溶剤以外	a	その他の溶剤			○	C
17	化学プロセス調節剤	a	触媒・触媒担体	○	○	○	G
17		b	分散剤、乳化剤	○	○	○	G
17		c	重合調節剤・重合禁止剤、安定剤	○	○	○	G
18	着色剤(染料、顔料、色素)(塗料、印刷インキ、皮革処理剤、繊維処理剤、紙・パルプ薬品用を除く)	a	着色剤(染料・顔料・色素)	○	○	○	G
18		b	発色剤、発色助剤	○	○	○	G
18		c	蛍光増白剤			○	C
19	水系洗浄剤、ワックス1(工業用途)(繊維処理剤、紙・パルプ薬品用を除く)	a	石鹼、洗剤(界面活性剤)	○	○	○	G
19		b	無機・有機アルカリ、漂白剤			○	C
19		c	再付着防止剤、キレート剤(ビルダー、添加剤)	○		○	F
19		d	無機酸、有機酸(金属表面の錆、スケールの洗浄剤)	○		○	F
19		e	防錆剤	○		○	F
19		f	ワックス(自動車用、皮革用等)	○	○	○	G

コード	用途名	記号	詳細用途名	文献調査		アンケート調査	図4.4-1での位置付け
				現行第一種指定化学物質	新規追加対象物質	新規追加対象物質	
20	水系洗浄剤、ワックス2(家庭用等の用途)	a	石鹼、洗剤(界面活性剤)	○	○	○	G
20		b	無機・有機アルカリ、無機・有機酸、漂白剤			○	C
20		c	再付着防止剤、キレート剤(ビルダー、添加剤)	○		○	F
20		d	柔軟剤			○	C
20		e	ワックス(床用、自動車用、皮革用等)			○	C
21	塗料(塗料、ワニス原料)コーティング剤(プライマーを含む)	a	着色剤(染料・顔料・色素)	○	○	○	G
21		b	可塑剤	○	○	○	G
21		c	安定化剤(紫外線吸収剤、酸化防止剤、耐熱安定剤、ゲル化防止剤等)	○	○	○	G
21		d	充填剤(フィラー)			○	C
21		e	腐食防止剤・防錆剤、防腐・防かび剤	○	○	○	G
21		f	乳化剤・分散剤・ブロッキング防止剤	○	○	○	G
21		g	皮張り防止剤・増粘剤・消泡剤	○		○	F
21		h	架橋剤・硬化剤、光重合開始剤、バインダー成分		○	○	D
21		i	光硬化塗料モノマー・オリゴマー			○	C
21		j	乾燥促進剤、湿潤剤、難燃剤、撥水剤			○	C
22	印刷インキ、複写用薬剤(トナー等)(筆記用具、レジストインキ用を含む)	a	着色剤(染料・顔料・色素)、感熱色素、感圧色素、顕色剤	○	○	○	G
22		b	可塑剤	○	○		E
22		c	安定化剤(紫外線吸収剤、酸化防止剤、耐熱安定剤、ゲル化防止剤等)	○	○	○	G
22		d	皮張り防止剤・増粘剤・消泡剤			○	C
22		e	乳化剤・分散剤・ブロッキング防止剤	○			A
22		f	紫外線・電子線硬化インキのモノマー・オリゴマー、増感剤			○	C
22		g	乾燥促進剤・湿潤剤	○	○	○	G
23	防汚剤(漁網用、船底塗料用)殺生物剤1(農薬以外)	a	漁網用、船底塗料用		○	○	D
24	殺生物剤1(農薬以外)(工業用途/成型品に含まれる)	a	殺菌剤、殺虫剤、防腐剤、防かび剤(木材の防腐・防蟻処理剤等)	○	○	○	G
25	殺生物剤2(農薬以外)(工業用途/工程内使用で成型品に含まれないもの)	a	殺虫剤、害虫駆除剤、昆虫誘引剤、共力剤		○	○	D
25		b	ガス滅菌剤、薫蒸・燻煙剤	○			A
25		c	殺菌剤、消毒剤、防腐剤、スライムコントロール剤	○	○	○	G
25		d	展着剤、乳化剤			○	C
26	殺生物剤3(農薬以外)(家庭用等の用途)	a	殺虫剤・害虫駆除剤・昆虫誘引剤、共力剤		○	○	D
26		b	薫蒸・燻煙剤・繊維の防虫剤	○	○	○	G
26		c	殺菌剤・消毒剤・防腐剤・防かび剤	○	○	○	G
26		d	除草剤(非農耕地用)	○	○		E
26		e	シロアリ駆除剤、防蟻剤			○	C
26		f	展着剤、乳化剤				H

コード	用途名	記号	詳細用途名	文献調査		アンケート調査	図4.4-1での位置付け
				現行第一種指定化学物質	新規追加対象物質	新規追加対象物質	
27	火薬、爆薬(花火を含む)	a	火薬、爆薬	○	○		E
27		b	爆発抑制剤	○			A
28	着香剤	a	香料・芳香剤、着臭剤	○	○	○	G
28		b	消臭剤	○		○	F
29	接着剤、粘着剤、シーリング材、封止材(プライマーを含む)	a	バインダー成分(カップリング剤を含む)、硬化剤	○	○	○	G
29		b	可塑剤・充填剤	○	○	○	G
29		c	安定化剤(老化防止剤等)		○	○	D
29		d	防腐剤、防かび剤	○	○		E
29		e	難燃剤・導電剤	○		○	F
30	写真、フォトレジスト、印刷版材料	a	感光剤	○	○	○	G
30		b	感光性樹脂モノマー・オリゴマー、ポジ型感光性樹脂		○	○	D
30		c	色素形成カプラー(カラー写真用)				H
30		d	定着剤、安定剤			○	C
30		e	増感剤・減感剤、架橋密度向上剤、レジスト添加剤			○	C
30		f	現像剤(水溶性処理薬品)	○	○		E
31	繊維処理剤、紙・パルプ薬品 1【成型品(糸、布、紙)に含まれるもの】	a	着色剤(染料・顔料)、蛍光増白剤		○	○	D
31		b	紙力増強剤・含浸補強剤	○	○	○	G
31		c	サイズ剤	○	○	○	G
31		d	防炎剤・難燃剤	○	○	○	G
31		e	撥水・撥油剤、防水加工剤	○		○	F
31		f	帯電防止剤	○			A
31		g	防臭、防汚加工材、変色防止剤	○		○	F
32	繊維処理剤、紙・パルプ薬品 2【成型品(糸、布、紙)にほとんど含まれないもの】	a	紡糸・紡績油剤			○	C
32		b	洗浄剤、精練洗浄剤(ソーピング剤)			○	C
32		c	キレート剤	○	○		E
32		d	漂白剤				H
32		e	均染剤・浸透剤・促染剤、媒染剤(染色助剤)	○	○	○	G
32		f	分散剤、消泡剤		○	○	D
32		g	マーセル化助剤				H
32		h	固着剤(フィックス剤)		○	○	D
32		i	柔軟仕上げ剤	○	○	○	G
32		j	糊抜き剤			○	C
32		k	形態安定加工剤	○	○		E
33	合成樹脂(プラスチック)材料及び添加剤(成形材料の調合/成形加工用)	a	可塑剤	○	○	○	G
33		b	安定化剤(酸化防止剤、耐熱安定剤、紫外線吸収剤、沈降防止剤等)	○	○	○	G
33		c	難燃剤	○	○	○	G
33		d	帯電防止剤	○	○		E
33		e	防曇剤・流滴剤				H
33		f	充填剤(フィラー)、希釈剤		○	○	D
33		g	発泡剤(有機発泡剤、無機発泡剤)	○	○	○	G
33		h	注型用、注入発泡用材料(プレポリマ中モノマー等)			○	C

コード	用途名	記号	詳細用途名	文献調査		アンケート調査	図4.4-1での位置付け
				現行第一種指定化学物質	新規追加対象物質	新規追加対象物質	
33		i	硬化剤、架橋剤（FRP用ステレンモノマー等）	○	○	○	G
33		j	硬化促進剤	○	○	○	G
33		k	結晶核剤			○	C
33		l	滑剤		○	○	D
34	ゴム用添加剤	a	加硫促進剤	○	○	○	G
34		b	加硫剤・脱加硫剤	○	○	○	G
34		c	安定化剤（老化防止剤、酸化防止剤、紫外線吸収剤、乳化剤、ゲル化防止剤等）	○	○	○	G
34		d	可塑剤、補強剤	○	○	○	G
34		e	発泡剤（有機発泡剤、無機発泡剤）	○		○	F
34		f	スコーテ防止剤、素練促進剤、調整剤（加工助剤）	○	○	○	G
34		g	帯電防止剤、難燃剤	○		○	F
34		h	ラテックス凝固剤				H
35	皮革処理剤	a	なめし剤（硫酸クロム、ホルムアルデヒド、合成タンニン等）	○		○	F
35		b	仕上げ加工薬剤（着色剤、着色助剤、撥水・撥油剤等）	○		○	F
36	ガラス、ほうろう、セメント	a	ガラス・ほうろう原料			○	C
36		b	ガラス・ほうろう添加剤			○	C
36		c	セメント原料				H
36		d	セメント添加剤				H
37	陶磁器、耐火物、ファインセラミックス	a	陶磁器・耐火物・ファインセラミックス等の原料	○		○	F
37		b	添加物（等）			○	C
37		c	増粘材（結合材）	○		○	F
37		d	離型剤				H
38	研削砥石、研磨剤、摩擦材	a	研削砥石、研磨剤、摩擦材原料	○		○	F
38		b	研削砥石、研磨剤、摩擦材の添加物			○	C
38		c	増粘材、結合材	○		○	F
39	金属、合金の原料、製造用資材	a	金属、合金の原料	○		○	F
39		b	鑄造用粘結剤・硬化剤	○		○	F
39		c	フラックス、接種剤				H
39		d	離型剤			○	C
40	表面処理剤【塗料を除きエッチングを含む】（電気メッキ、無電解メッキ薬剤、エッチング剤等）	a	メッキ薬剤（皮膜成分）	○	○	○	G
40		b	メッキ浴添加剤（光沢付与剤、煙霧防止剤等）		○	○	D
40		c	無電解メッキ・陽極酸化処理薬剤				H
40		d	真空メッキ（真空蒸着、スパッタリング等）			○	C
40		e	溶射、表面硬化処理薬剤				H
40		f	エッチング処理薬剤	○	○	○	G
41	溶接棒、ハンダ	a	溶接棒フラックス	○		○	F
41		b	半田用酸化防止剤			○	C

コード	用途名	記号	詳細用途名	文献調査		アンケート調査	図4.4-1での位置付け
				現行第一種指定化学物質	新規追加対象物質	新規追加対象物質	
42	作動油(油圧用、ATフルード等)、絶縁油	a	作動油の基油	○		○	F
42		b	絶縁油の基油	○			A
42		c	極圧剤、摩擦低減剤		○	○	D
42		d	乳化剤、清浄分散剤				H
42		e	粘度指数調整剤	○			A
42		f	酸化防止剤、防錆剤			○	C
43	研削油(切削油)、潤滑油	a	研削油の基油			○	C
43		b	潤滑油の基油	○		○	F
43		c	極圧剤、摩擦低減剤		○	○	D
43		d	乳化剤、清浄分散剤			○	C
43		e	粘度指数調整剤		○		B
43		f	酸化防止剤、焼付防止剤、防錆剤	○	○	○	G
44	電気・電子材料	a	磁性材料(記憶媒体を除く)、圧電材、伝導材・超伝導材料			○	C
44		b	半導体、ダイオード(LEDを含む)、太陽電池材料	○	○	○	G
44		c	コンデンサー、抵抗器材料			○	C
44		d	蛍光体、液晶、有機EL材料			○	C
44		e	封止材、絶縁材料		○	○	D
44		f	電子媒体(補助記憶装置)材料(磁性体、光吸収色素等)			○	C
45	電池(蓄電池を含む)	a	電解質、電解液、導電剤		○	○	D
45		b	電極材料	○		○	F
46	水処理剤	a	腐食防止剤、防錆・防食剤(清缶剤)	○		○	F
46		b	硬水軟化剤		○	○	D
46		c	凝集剤、PH調節材(中和剤)	○	○	○	G
46		d	金属イオン封鎖剤(キレート剤等)	○		○	F
47	乾燥・吸着剤	a	吸収剤	○			A
47		b	吸着剤(脱酸素剤等)			○	C
47		c	乾燥剤				H
48	熱伝導剤(熱媒体等)	a	冷媒・冷却剤	○		○	F
48		b	熱媒・加熱剤	○	○	○	G
49	不凍液・凍結防止剤	a	不凍液(クーラント(LLC))	○		○	F
49		b	凍結防止剤			○	C
50	建設資材添加物(コンクリート混和剤、木材補強含浸剤等)	a	表面硬化剤	○			A
50		b	強化剤・減水剤	○		○	F
50		c	離型剤、消泡剤				H
50		d	補強含浸剤	○			A
50		e	防汚剤(漁網・船底塗料以外の撥水剤等)	○	○		E
51	土壌改良材	a	農地改良				H
51		b	農地以外			○	C
52	分離・精製・抽出剤(抽出・精製溶剤は14c)	a	浮遊選鉱剤・浮遊抑制剤、凝集剤	○	○	○	G
52		b	金属捕捉剤			○	C
52		c	光学分割剤				H

コード	用途名	記号	詳細用途名	文献調査		アンケート調査	図 4.4-1 での位置付け
				現行第一種指定化学物質	新規追加対象物質	新規追加対象物質	
53	燃料 及び 燃料添加剤	a	燃料	○	○	○	G
53		b	清浄分散剤、酸化防止剤、粘度指数調整剤、防錆剤	○		○	F
53		c	燃焼促進剤、セタン価向上剤、アンチノック剤		○	○	D
53		d	氷結防止剤	○			A
54	その他の原料・添加剤	a	その他の原料・添加剤			○	C

ここで、新規追加対象物質の用途のうち、アンケートでは得られなかった用途（文献調査のみで抽出された用途）について述べておく。表 4.4-2 の中で、文献調査で得られた用途のうち、アンケートでは得られなかった用途(図 4.4-1 の B および E に該当)は全部で 9 用途であり、これらについて表 4.4-3 に整理した。

9 つの用途のうち、8 用途についてはすでに現行第一種指定化学物質として排出量の届出がなされている用途であり、算出の方法はすでにあると考えることができる。従って、新しい排出形態が含まれる可能性の高い用途は 1 つだけ(43e 研削油 (切削油)、潤滑油の粘土調整剤)であった。しかし「研削油 (切削油)、潤滑油の粘土調整剤」という用途の中に新しい排出形態が含まれる可能性は現状では低いと考えられるため、考慮の必要はないと判断した。

表 4.4-3 新規追加対象物質の用途のうち、文献調査のみで得られた結果

分類	詳細分類	文献調査で用途があるとされた物質	現行第一種指定化学物質用途	図 4.4-1 での位置付け
22	b 可塑剤	デシルアルコール	○	E
26	d 除草剤 (非農耕地用)	1-ドデカノール	○	E
27	a 火薬、爆薬	アジ化ナトリウム, N・N-ジメチルアニリン, アニリンなど	○	E
29	d 防腐剤、防かび剤	4-メチリデンオキセタン-2-オン	○	E
30	f 現像剤 (水溶性処理薬品)	パラ-アミノフェノール	○	E
32	c キレート剤	トリエチレンテトラミン, 3・6・9-トリアザウンデカン-1・11-ジアミン	○	E
32	k 形態安定加工剤	トリエチレンテトラミン, 3・6・9-トリアザウンデカン-1・11-ジアミン	○	E
33	d 帯電防止剤	ヘキサデシルトリメチルアンモニウムクロリド	○	E
43	e 粘度指数調整剤	アクリル酸 2-ヒドロキシエチル	×	B

4.4.4. アンケートでは用途等の情報を得られなかった物質について

アンケートからは新規追加対象物質 136 物質中 131 物質について用途に関する情報を得ることができた（表 3.3-4 参照）。アンケートでは用途等の情報を得られなかった物質について、文献調査によって得た用途を表 4.4-4 に記す。

なお、4.4.3 で述べたように、表 4.4-4 に示した用途は、現行化管法の第一種指定化学物質の用途と同用途であり、新しい排出形態を含む可能性は低いと考えられる。

表 4.4-4 用途等の情報をアンケートでは収集できなかった物質

物質番号	物質名	用途
11	N-イソプロピルアミノホスホン酸O-エチル-O-(3-メチル-4-メチルチオフェニル)	農薬
34	2・4-ジアミノアニソール	染料中間体 金属防錆・防蝕剤
42	(RS)-3-(3・5-ジクロロフェニル)-5-メチル-5-ビニル-1・3-オキサゾリジン-2・4-ジオン	殺菌剤 防かび剤 防汚剤
71	2・3・5・6-テトラクロロ-パラ-ベンゾキノン	色素(塗料、顔料) 合成中間物 防汚剤 樹脂用添加剤 医薬品
96	1・2-ビス(2-クロロフェニル)ヒドラジン	合成中間体

5. 新たな排出量等算出手法及び推計手法の検討

5.1. 目的

ここでは、4章で抽出した「新しい排出形態」の可能性がある142のレコードを詳細に分析し、「新しい排出」の有無を検討する(5.2節)。さらにその結果を踏まえて、排出量算出手法と推計手法を検討することとする(5.3節)。

5.2. 「新しい排出形態」の検討

ここでは、4章で抽出した「新しい排出形態」の可能性がある142のレコードを詳細に分析し、「新しい排出形態」の有無について検討することとする。

5.2.1. 「新しい排出形態」の分析

まず142のレコードのうち、58レコードは塩化第二鉄(物質番号17)に関するものであった。そのため、まず、塩化第二鉄についての検討を行った。次に残りのレコードのうち、調剤を製造し、出荷しているレコードについての検討を行った。最後に残された65レコードについては、算出できない理由や用途情報にもとづいて①～⑨の9つのカテゴリーに分類して検討を行った(図5.2-1参照)。

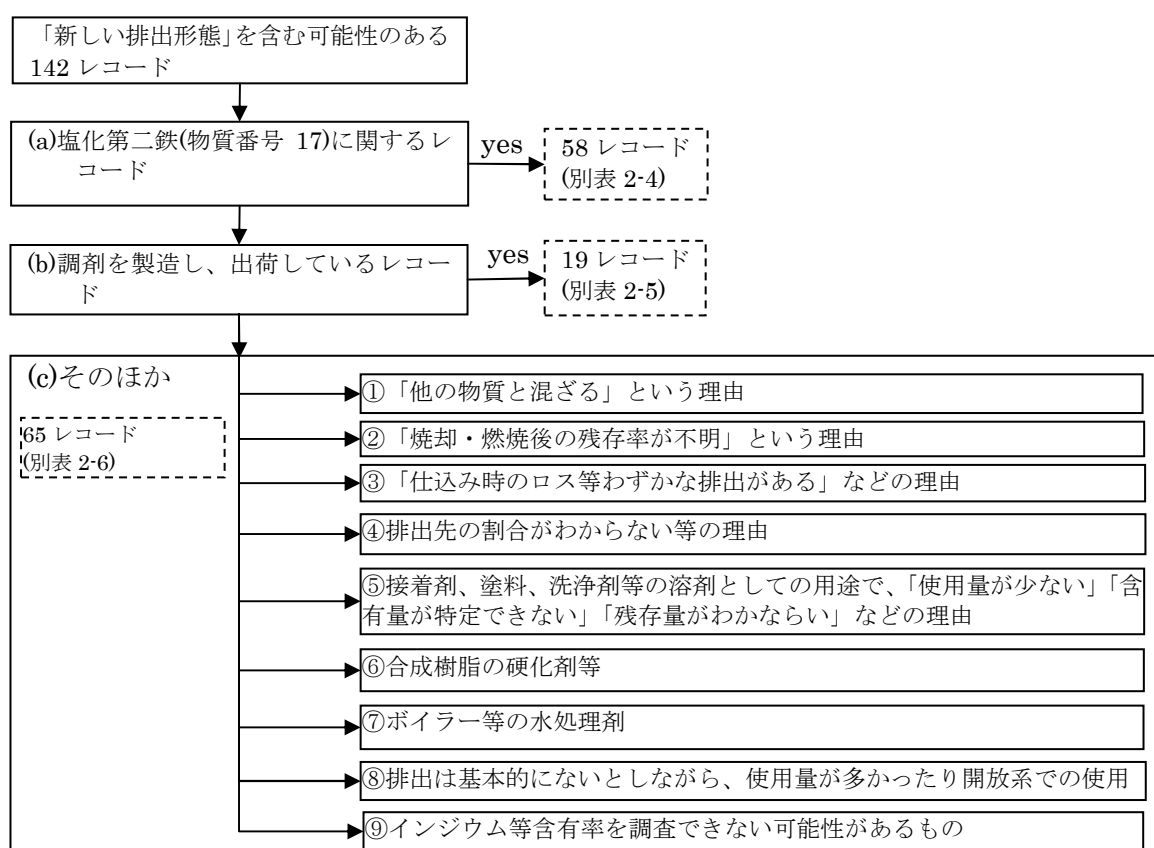


図 5.2-1 「新しい排出形態」の分析フロー

以下にそれぞれの分析結果を述べる。

(a)塩化第二鉄(物質番号 17)について(別表 2-4)

142 のレコードのうち、58 レコードは塩化第二鉄(物質番号 17)に関するもので、その内訳の業種と用途を表 5.2-1 に示した（全レコードを別表 2-4 に示す）。排出先は「公共用水域」、「事務所外移動」、および「下水道」が大半を占めた。

表 5.2-1 塩化第二鉄について、「算出できない」と回答されたレコードの属性

業種	用途	その他の原料・添加剤	化学プロセス調節剤	水処理剤	中間物（合成原料、重合原料等）	肥料、飼料及び飼料添加物	表面処理剤【塗料を除きエッチングを含む】	分離、精製、抽出剤	総計
プラスチック製品製造業				1					1
一般機械器具製造業				1					1
化学工業		1	1		1	1	2		6
金属製品製造業							1		1
水道業				13					13
繊維工業				1					1
地方公務				2					2
鉄鋼業				1			1		2
電気機械器具製造業		1		4					5
電子部品・デバイス製造業				2					2
廃棄物処理業				17					17
非鉄金属製造業				2				1	3
輸送用機械器具製造業				3					3
窯業・土石製品製造業				1					1
総計		2	1	48	1	1	4	1	58

最も多い業種は、廃棄物処理業と水道業で、その用途はすべて「水処理剤」である。これらについて、同じ塩化第二鉄を同じ業種、同じ用途で使用している他の回答を見ると、両業種の合計で、水処理剤として用いている事業所は 48 事業所あり、そのうち、30 事業所が「排出量を算出できない」と回答、残り 18 事業所が「排出量を算出できる」と回答している。算出できると回答した事業所については、12 事業所が物質収支法を用いて算出している（表 5.2-2 参照）。

表 5.2-2 廃棄物処理業と水道業の水処理剤用途に関する状況

業種	用途	詳細用途	同物質、同業種、同用途における状況					算出できない	不明				
			算出できる										
			算出方法(複数回答可)										
物質収支	実測値	排出係数	物性値	その他									
85	廃棄物処理業	46	水処理剤	C	凝集剤、PH調節材(中和剤)	15	(10)	(3)	(0)	(2)	(1)	17	0
36	水道業	46	水処理剤	C	凝集剤、PH調節材(中和剤)	3	(2)	(2)	(0)	(0)	(0)	13	0

水処理剤としての用途ではないもの（エッチング処理剤としての用途等）も含めてほぼ全てのレコードの算出できない理由は、「凝集沈殿の過程において鉄イオンと塩化物イオンに変化するため、塩化第二鉄として排出量を算出することができない」というものである。

これは「新しい排出形態」というよりは、どうみなすかといった問題である。下水道に関する推計も始まったところであり、「水処理剤については算出不要」等の統一見解を出して、Q&A等を通じて事業者知らせるのがよいと考える。

(b)調剤を製造し、出荷しているレコードについて(別表 2-5)

調剤を製造して出荷している事業者は、今後出荷先等川下方向にMSDSを提供する義務がある。MSDSには製品中の当該物質含有量に関する情報を記載する必要があるため、調剤製造事業者は含有量を把握しなければならない。含有量がわかることで出荷量が算出でき、購入・調達量との物質収支により、排出・移動量が把握できると思われる。

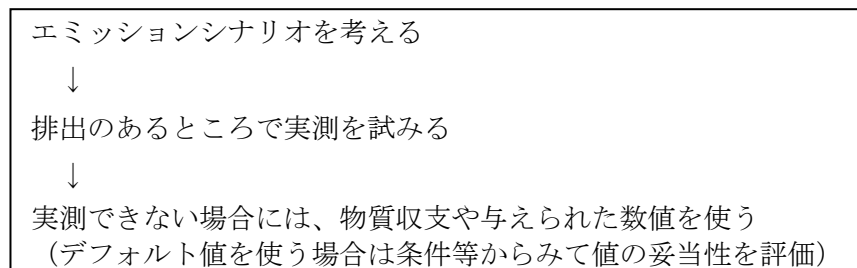
そこで、排出量を算出できないと答えているレコードの中から、調剤を製造し、出荷しているレコードを抽出した。具体的には、「出荷」と「使用」の両方で同じ用途を回答していて、かつその用途が調剤であると判断できるものを抽出した。その結果19レコードがこれに該当すると判断できた。これらの事業者は、前述のようにMSDSのための情報整備に伴い、事業所からの環境中への排出量についても算出できる可能性が高い。したがって、「新しい排出形態」として国や業界による排出量算出の支援の必要性は高くないと思われる。

(c) そのほか

そのほか（65 レコード）について、用途や使用量、算出できない理由等を 1 レコードずつ検討した（別表 2-6 参照）。その際、次に示す 9 つに分類できたので、分類ごとに算出の可能性を検討した。なお、算出できない理由として「使用量が少ない」と書かれているものが多くあったが、これは算出できない理由とはなり得ない（同じ用途で使用量が多い場合に、算出できるか確認する必要がある）ため、用途等の情報を考慮して算出可能性を検討した。

① 「他の物質と混ざる」という理由

- ①に分類されたのは 12 レコード(8 事業者)である。
- 「他の物質と混ざるため当該物質量がわからない」という理由であり、当該物質の濃度等を実測定するのが最も適当と思われる。しかし、それが不可能な場合には、物質の調達量等を用いた物質収支の方法で、より保守的な排出量を算出できると思われ、新しい排出形態である可能性は低いと判断した。
- 有識者へのヒアリングによれば、「他の物質と混ざるから算出できない」等は努力すれば算出可能であり、算出できない理由にならない。排出量算出の考え方の整理ができていない事業者が多いので、以下のような考え方の道筋を算出マニュアル等を通じてわかりやすく説明するのがよいとのことであった。



- 12 レコード中 6 レコードはゴム製造業の事業者であり、「集塵設備で他の物質と一緒に混ざるため、当該物質を区別できない」との理由である。集塵設備の捕捉率等については、算出マニュアルにも一部データがあり（表 5.2-3 表 5.2-4 参照）、実測等によるより実態に近い値を用いることができない場合にはこれらの値を利用することができると思われる。また同物質、同業種、同用途の他事業者の回答状況を見ると、「算出できる」が多数あり、「算出できない」は少数であることから、算出できる可能性は高いと思われる。以上から、集塵設備に関するものについても、新しい排出形態である可能性は低いと判断した。

表 5.2-3 排ガス処理装置の除去率と分解率 (%)

処理装置区分		対象化学物質区分					
		粉じん		ガス状有機化合物		ガス状無機化合物	
		除去率	分解率	除去率	分解率	除去率	分解率
サイクロン	代表値	60	0	0	0	0	0
	最小～最大	60～90	0	-	-	-	-
	最小～最大をとる要因	粒径		-	-	-	-
バグフィルター	代表値	95	0	0	0	0	0
	最小～最大	90～99.9	0	-	-	-	-
	最小～最大をとる要因	粒径		-	-	-	-
電気集じん機	代表値	90	0	0	0	0	0
	最小～最大	90～99	0	-	-	-	-
	最小～最大をとる要因	粒径		-	-	-	-
燃焼装置	代表値	0	0	99.5	99.5	0	0
	最小～最大	-	-	95～99.5	95～99.5	-	-
	最小～最大をとる要因	-	-	物質の燃えやすさ		-	-
吸収装置 ^{a)} (スクラバ)	代表値	80	0	0	0	93	93
	最小～最大	60～99	0	20～99*	0	80～99	80～99
	最小～最大をとる要因	粒径		※ 水溶性の物質に限る		酸・アルカリとの反応性	
活性炭吸着装置	代表値	10	0	87	0	50	
	最小～最大	0～30	0	30～99	0	20～99	
	最小～最大をとる要因	物質の濃度、吸着性					

PRTR 排出量等算出マニュアル第3版第Ⅲ部 資料編より抜粋

表 5.2-4 排ガス処理装置の除去率と分解無害化率

処理装置の種類	処理対象物質		
	粉塵	ガス状有機化合物	ガス状無機化合物
サイクロン	0.6 (0)	0 (0)	0 (0)
バグフィルター	0.9 (0)	0 (0)	0 (0)
電気集じん機	0.9 (0)	0 (0)	0 (0)
燃焼装置	0 (0)	0.995 (0.995)	0 (0)
吸収装置(スクラバ) ^{a)}	0.8 (0)	0 (0)	0.8 (0.8)
活性炭吸着装置	0.1 (0)	0.8 (0)	0.5 (0)

a) 酸またはアルカリ水溶液による吸収装置

() 内は分解無害化率。除去率と分解無害化率の差の分は集じん灰。廃活性炭等の廃棄物になる。

本表は、排ガス処理装置について、対象化学物質に関する実測や類似ケースの文献情報等による除去率および分解無害化率が得られない場合に、概略値を得るために用いるものである。

2種類の処理装置を直列につないで処理している場合には、1段目の装置の除去率R1と2段目の装置の除去率R2とから総合除去率Rを下式によって求める。

$$R = R1 + (1 - R1) R2 = R1 + R2 - R1R2$$

3種類の処理装置を直列につないで処理している場合には、同様に総合除去率Rは下式によって求める。

$$R = R1 + R2 + R3 - R1R2 - R1R3 + R1R2R3$$

平成12年度「化学物質排出量等算出マニュアル(化学工業編) 工程別マニュアル「塗装工程」(中小企業総合事業団)より抜粋

② 焼却後の残存率が不明という理由

- ・ ②に分類されたのは4レコード(4事業者)である。
- ・ 2レコードは、ノルマルヘキサンについて1レコードはモルホリンについて、いずれも焼却後にどの程度残るか不明というものであったが、焼却後はほぼすべて分解されて残らないと考えられる。
- ・ 燃焼装置での分解率は、算出マニュアルにも一部データがあり(表 5.2-3 表 5.2-4 参照)、実測等を用いることができない場合にはこれらの値を利用することができる。
- ・ 窯業・土石製品製造業の事業者で研削砥石の気孔形成剤(製造工程中に燃焼)としてナフタレンを使用しており、「乾燥・焼成工程で昇華燃焼するため」排出量を算出できないとしているレコードがある。まず乾燥工程、次に焼成工程と移行する場合、焼成工程ではナフタレンはほぼすべて分解されてしまうと思われるが、乾燥工程では回収処理設備が無い場合に大気への放出等が考えられる。このような場合に大気への放出分(割合)を見積もるのは困難と思われる。このようなケースでは実測が最も適当な方法であろうが、実測できないのであれば、コンサバティブに見積もる(最もコンサバティブには全量排出)しかないと思われる。
- ・ 以上から、②に分類されたレコードについては、新しい排出形態である可能性は低いと判断した。
- ・ 有識者へのヒアリングによれば、算出マニュアルの「代表的な工程での算出事例(III-1)」の1つに「乾燥・燃焼工程」を加えて、考え方のフローのようなものを提示できるとよいとのことであった。

③ 「仕込み時のロス等わずかな排出がある」などの理由

- ・ 基本的に排出はないが、仕込み時にわずかな排出があるなどの理由がかかっているものが6レコード(4事業者)あった。
- ・ 揮発性の高いものに関しては、受け入れロス等の計算例が排出マニュアルに記載されており、一部参考にできるであろう。また揮発性が低く、ウェス等で拭いて回収していれば、それらの重量等から計算することも可能であると思われる。
- ・ 以上から、③に分類されたレコードについては、新しい排出形態である可能性は低いと判断した。
- ・ 本アンケートの回答を見ると、③に分類されるレコードに見られるように非常に正確に排出量を算出しようとしている事業者がいる一方で、「開放系」で使用しているにもかかわらず「排出していない」と回答している事業者も多くあった。これについて有識者にヒアリングしたところ、算出マニュアル等で「排出していない」とみなす場合のチェック項目(例えば「臭いがしないこと」)を示せたら

よいとのことであった。

④排出先の割合がわからない等の理由

- ・ ④に分類されたのは5レコード(3事業者)である。
- ・ たとえば、鉄鋼業において「大気中に排出されるものと、廃鋳物砂として産業廃棄物となり事業所外に移動する量の比率がわからない」という理由のものについては、大気排出口での実測する、または廃鋳物砂中の当該物質を実測することによって、排出先ごとの排出量を算出できると思われる。そのほかのレコードも、実測と物質収支を組み合わせることにより、算出が可能と思われた。
- ・ また、実測が困難な場合には、たとえば大気と水の両方への接触がある物質の場合はヘンリー定数を使うなど、物性を使って排出媒体ごとの排出量を算出することも可能である。
- ・ なお、化学工業でトリエチルアミンを合成工程で用いているものについては、同業種が同物質を同用途で使用している場合に、54レコードの「算出できる」があり、努力しだいで算出可能と思われた。
- ・ 以上から、新しい排出形態である可能性は低いと判断した。

⑤接着剤、インキ等の溶剤としての用途で、「使用量が少ない」「含有量が特定できない」「残存量がわかならい」などの理由

- ・ ⑤に分類されたのは、18レコード(16事業者)である。
- ・ 接着剤やインキ、塗料、着色剤、洗浄剤等の溶剤としてノルマルヘキサンやナフタレン等が使用されている場合であり、算出できない理由は「使用量が少ない」や「含有率がわからない」等さまざまである(表 5.2-5)。しかしどれも「新しい排出形態」である可能性は低いと思われる。

表 5.2-5 ⑤に分類されるレコードの排出量を算出できない理由

排出量を算出できない理由	件数
製品に塗料成分としてどの程度含まれているか分からない為	1
シンナーとしての購入量・含有濃度は把握できるが、塗料の希釈剤であり希釈量等は変動のため把握できず	1
成分量把握できているが、排出係数が不明のため	1
使用量が微量のため	5
購入量・含有量は把握できるが、実際の塗布量は把握できず	1
接着剤が硬化した後の含有量を不明	1
大気への排出は機器部品の洗浄で不定期に発生するため測定不可	1
金型と樹脂の離型剤で塗布するスプレーの溶剤として含有M]局排で大気放出	1
理由なし(空白)	6

- ・ ノルマルヘキサン等揮発性の高い物質が塗料や接着剤の溶剤として使用されて

いる場合、水との接触がなく、回収設備がなく開放系での使用であれば、基本的にほぼ 100%が大気中に排出されると考えられる。したがって基本的には、含有率等の情報が得られれば、コンサバティブに排出量を算出することは可能と考えられる。

- いくつかの工程については、算出マニュアルに排出係数等の情報が掲載されており（表 5.2-6～表 5.2-8 参照）、ノルマルヘキサン等の情報についてもこれらのマニュアルに追加する（トルエン・キシレン等と同じ扱いであれば、物質名を明示的に追加する）ことが望まれる。
- 以上から、新しい排出形態である可能性は低いと判断した。
- 塗料や洗浄剤は幅広い事業者が届出の対象となるため、川下に位置する事業者には含有情報や排出係数の参考値等の情報を提供する際には、よりわかりやすく示す等の工夫をすることが望まれる。

表 5.2-6 塗装工程における排出係数

単位: %(廃棄物中含有率)

工程	対象物質を含む原材料等	対象物質	廃棄物		
			塗料カス	循環液廃液	
				水洗ブース	オイルブース
塗装	塗料	溶剤成分(トルエン、キシレンなど)	0.2	0.01	0.1

PRTR 排出量等算出マニュアル第3版第Ⅲ部 資料編より抜粋

表 5.2-7 銑鉄鋳物工業の塗装工程における排出係数等

工程	対象物質を含む原材料等	対象物質	塗装方法	排出係数等						
				製品			大気	廃棄物		
				大物	中物	小物		大物	中物	小物
塗装工程	溶剤 塗料	トルエン、キシレン エチレングリコールモノエチル エーテルアセテート、 クロム及び三価クロム化合物、 鉛及びその化合物		0	0	0	100	0	0	0
			どぶ掛け塗装	—	80	80	0	—	20	20
			吹き付け塗装(エアガン)	40	35	30	0	60	65	70
			吹き付け塗装(エアレスガン)	60	55	50	0	40	45	50
			エア静電塗装	—	60	50	0	—	40	50
			エアレス静電塗装	—	70	65	0	—	30	35

PRTR 排出量等算出マニュアル第3版第Ⅲ部 資料編より抜粋

表 5.2-8 産業洗浄工業における排出係数等

工程	対象物質を含む原材料等	対象物質	廃棄物中の含有率等		廃棄物に含まれての移動量の算出式	
			廃液中油分・洗浄剤含有率(%)	活性炭吸着量(kg/L)		
脱脂洗浄工程	水系洗浄剤	2-アミノエタノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩等	油溶性油分 ¹⁾	0.7	0.0225 ³⁾	洗浄廃液量×(1-油分含有率÷100)×洗浄剤の対象物質含有率÷100
			水溶性油分 ¹⁾	4.8		
	準水系洗浄剤	エチレングリコールモノメチルエーテル、エチレングリコールモノエチルエーテル等	溶解汚染物質	5.0		
			リンス廃液中洗浄剤 ²⁾	5.0		
	塩素系・ふっ素系溶剤	ジクロロメタン、トリクロエチレン、テトラクロエチレン、HCFC-225、HFE、HFC	蒸気槽廃液中溶解油分 ¹⁾	20		
蒸留器廃液中溶解油分 ¹⁾			50			
炭化水素系溶剤	トルエン、キシレン、エチルベンゼン、1,3,5-トリメチルベンゼン等	廃液中洗浄剤含有率(減圧蒸留再生機あり) ²⁾	75 (4.5)		洗浄廃液量×(1-廃液中洗浄剤含有率÷100)×洗浄剤の対象物質含有率÷100	
		廃液中洗浄剤含有率(減圧蒸留再生機なし) ²⁾	95 (9.0)			

1) 単位は廃液中の油分含有率%

2) 単位は廃液中の洗浄剤含有率%(炭化水素系溶剤の括弧内は廃液中洗浄剤中の1,3,5-トリメチルベンゼン含有率%)

3) 単位は活性炭あたりの洗浄剤吸着量(kg/L)

注) 産業洗浄工業以外の業種でも、同種の工程であれば上記の係数を利用することができます。

中小企業総合事業団；化学物質排出量等算出マニュアル[化学工業以外の工業編] 産業洗浄工業、日本産業洗浄協議会より抜粋

⑥合成樹脂の硬化剤等

- ・ 算出できない理由は「添加量が少ない」等さまざまであるが、合成樹脂の硬化剤や重合開始剤などとして使用しているものが10レコード(8事業者)あった。
- ・ 合成樹脂の硬化剤や重合開始剤などは現行対象物質の用途にもあり、新しい排出形態である可能性は低いと判断できるが、未反応分が残る可能性があるものについては、事業者がデータを取得するのが困難な場合もあることが考えられる。現状ではプラスチック関連の算出マニュアルがないこともあり、情報を収集し、コンサバティブなデフォルト値等を提供することが望まれている。

⑦ボイラー等水処理剤

- ・ ボイラー等水処理剤(モルホリン)に関するものが3レコード(2事業者)ある。これに関しては、水処理設備における反応・分解、未反応の割合等の情報が必要となる。排出先も水系、大気、残滓等が考えられ、それぞれの媒体への排出割合を求める必要がある場合などは算出が容易ではない。しかし現行化管法においても、ふっ化水素及びその水溶性塩や、ヒドラジン、シクロヘキシルアミン等において排出量を推計するにあたり、反応、分解、未反応の割合等の情報が必要な物質から指定されていることから、何らかの算出方法はあると考えられる。基本的には物質収支や物性等を活用して算出可能と思われ、新しい排出形態である可能

性は低いと判断した。

⑧排出は基本的にないとしながら、使用量が多かったり開放系での使用

- ・ 排出は基本的にないとしながら、使用量が多かったり開放系での使用だったりするものが6レコード(4事業者)あり、これらについては実際にはある程度の排出があると推測されるため、排出量の算出が困難かどうか確認した。その結果、本当に排出がないかどうかは別として、特に排出量の算出が困難と思われるものはないと考えられ、新しい排出形態である可能性は低いと判断した。

⑨インジウム等含有率を調査できない可能性があるもの

- ・ インジウムを含む部品を購入して、組み立て等を行って出荷している場合で、組み立て加工時の切りくず等（粉状または粒状）が発生し、「固体以外の状態」になる場合、インジウムの含有量や取扱量によってはPRTR対象となる。一方で固体以外の状態にならない購入部品（製品）は基本的にはMSDS対象外の製品要件にあたるため、含有率が1%以上かどうかを調査できない。この点はインジウムだけではなく、現行対象物質についても例がある（クロムやニッケル等）ため、新規追加対象物質の「新しい排出形態」ではないが、化管法全体の課題として挙げられる。

5.2.2. 「新しい排出形態」の有無に関するまとめ

5.2.1 の検討結果をまとめると、アンケートの分析からは「新しい排出形態」であると考えられるものはなく、現行第一種の排出量算出と同様の手法を適用することで算出可能と判断できるものであった。しかしながら、新しい排出形態ではないものの、事業者が排出量を算出する際に困難を感じている分野については、以下に示すような支援が望まれている。

- ・塩化第二鉄については、「新しい排出形態」というよりは、どうみなすかといった問題であり、「水処理剤については算出不要」等の統一見解を出して、Q&A等を通じて事業者に知らせる必要があると思われる。
- ・合成樹脂およびゴム製品製造に関するレコードが多くあった。両業界については算出マニュアル等がないこともあり、マニュアルの整備等（排出係数参考値等）が望まれる。
- ・塗料や洗浄剤は幅広い事業者が届出の対象となるため、川下に位置する事業者には含有情報や排出係数の参考値等の情報を提供する際には、よりわかりやすく示す等の工夫をすることが望まれる。
- ・アンケートの回答に書かれている「算出できない理由」の多くが、排出量算出の考え方の整理ができていないことが原因と思われた。従って算出マニュアル等に、考え方のフローや具体的な事例を追加して、わかりやすくする等の支援が望まれる。

5.3. 排出量等算出手法及び推計手法の検討

5.2.2 で述べたように、排出量算出手法及び推計手法を検討すべき新たな排出形態とみなせるものはなかった。

ここでは、アンケートの結果から、推計手法の検討に資する情報をまとめることとする。

1.2 (2) 節で述べたように、国による推計のうち、本調査では、「届出対象外（すそ切り以下）」を検討対象としている。

対象業種を営むすそ切り以下事業者⁵からの排出量は、以下のいずれかに該当する事業者からの排出量である（図 5.3-1 参照）。

- (a) 事業者規模（常用雇用者数）が 21 人未満の事業者
- (b) 対象化学物質の年間取扱量が 1t 未満（特定第一種指定化学物質の場合は 0.5t 未満）



*:特定第一種指定化学物質の場合
「平成 19 年度届出外排出量の推計方法等の概要」より抜粋

図 5.3-1 すそ切り以下事業者からの排出の概念図

このような、すそ切り以下事業者からの排出量の推計は、下表に示す 2 種類の推計方法を採用している。

表 5.3-1 すそ切り以下事業者に係る排出量の推計方法

推計方法	推計対象	(本調査での節)
1 排出源別排出量推計方法	「塗料」など全国出荷量等が把握できるもの	5.3.1
2 平均取扱量等に基づく排出量推計方法	平均的な取扱量等が把握できるもの	5.3.2

以下では、それぞれについて、推計手法の検討に資する情報をまとめることとする。

⁵ 「すそ切り以下事業者」とは、対象業種に属するが届出対象とならない事業所からの排出量のうち、「農薬」、「水道」、「オゾン層破壊物質」、「ダイオキシン類」及び「低含有率物質」に含まれないものを指す

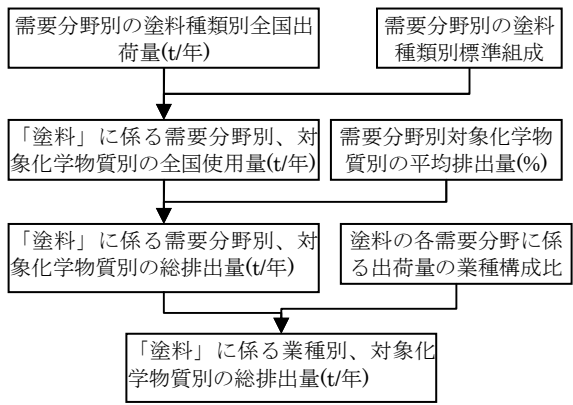
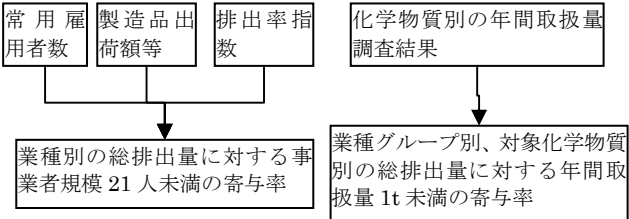
5.3.1. 排出源別排出量推計方法

排出源別排出量推計方法では、すそ切り以下の排出量を以下の式で求める。

$$\text{すそ切り以下排出量(kg/年)} = \text{総排出量 (kg/年)} \times \text{すそ切り以下の割合(\%)}$$

下表に式中のパラメータの意味とその推計方法をまとめた。

表 5.3-2 式中パラメータの意味とその算出方法

パラメータ	概要	推計方法(塗料の場合)
総排出量	「塗料」等の排出源ごとの全国における排出量(t/年)のうち、対象業種に関するもの	
すそ切り以下の割合	対象業種に係る総排出量のうち、届出対象外の排出量の割合 (「事業者規模 21 人未満」又は「年間取扱量 1t 未満」の割合)	

「平成 19 年度届出外排出量の推計方法(詳細版)」「I 排出源別排出量推計方法」を参考に作成

平成 19 (対象) 年度のすそ切り以下事業者からの排出量の推計においては、表 5.3-3 に示す排出源を推計対象としている。

表 5.3-3 排出源別排出量推計方法で対象とする排出源

No.	排出源	概要
1	塗料	工業製品の塗装で使われる塗料に含まれる溶剤と、その使用段階で加える希釈溶剤(シンナー)
2	接着剤等	工業製品の接着に使われる接着剤に含まれる溶剤及び粘着テープ・シート類製造に使われる粘着剤に含まれる溶剤
3	印刷インキ	工業製品の印刷に使われる印刷インキに含まれる溶剤と、その使用段階で加える希釈溶剤(シンナー)
4	工業用洗浄剤	洗浄槽で使われる工業用洗浄剤や、ドライクリーニングで使われるクリーニング溶剤、洗浄剤を中心とする界面活性剤

No.	排出源	概要
5	燃料（蒸発ガス）	ガソリンスタンドにおける燃料（ガソリン、灯油等）の蒸発ガスの漏れによる受入ロスと給油ロス
6	ゴム溶剤等	ゴム製品の製造段階でゴムの貼り合わせに使われる溶剤等
7	化学品原料等	化学工業における製造品原料や反応溶剤等として使用するもの、及びその製造品そのもの
8	剥離剤（リムーバー）	塗り替え等のために塗膜等の樹脂を溶解して剥離するために使われる薬剤
9	滅菌・殺菌・消毒剤	対象物から微生物を除去するために使われる薬剤
10	表面処理剤	金属等の表面を酸洗浄するために使われる薬剤
11	試薬	成分分析等に使われる薬剤
12	コンバーティング溶剤	染色整理業において各種繊維にコンバーティング加工（コーティング加工等）を施す場合に使用される溶剤。
13	プラスチック発泡剤	ポリウレタンフォームの製造時に発泡剤として使用される薬剤。

「平成19年度届出外排出量の推計方法(詳細版)」「I 排出源別排出量推計方法」から抜粋

表 5.3-3 に示した排出源に関係し、環境中へ排出される可能性がある対象化学物質について推計を行っている。そこで、

表 5.3-3 に示した排出源に関係する新規追加対象物質を、本アンケートの用途調査結果から、抽出した。具体的には、排出源をアンケートでの用途に対応させ（表 5.3-4 参照）、当該用途について「使用」と回答した新規追加対象物質のレコードの数を集計した。レコードの数が10以上あったものを、その排出源での対象化学物質として、表 5.3-5 にまとめた。

なお、推計においては、排出源ごとに、各種業界団体の調査結果等（統計データ等）を用いて「総排出量」を推定できた化学物質を推計対象としており、表 5.3-5 にまとめた化学物質についても、従来どおり、総排出量を推定するために必要な各種統計データ等の有無を調査検討する必要がある。

表 5.3-4 排出源に対応させたアンケートの用途

No	排出源	アンケートの用途	
		コード(大分類)	記号(小分類)
1	塗料	10:塗料、ワニス、コーティング用溶剤、印刷インク、複写用溶剤殺生物剤用溶剤	—
		18:着色剤(染料、顔料、色素)(塗料、印刷インキ、皮革処理剤、繊維処理剤、紙・パルプ薬品用を除く)	—
		21:塗料(塗料、ワニス原料)コーティング剤(プライマーを含む)	—
2	接着剤等	11:接着剤、粘着剤、シーリング材用溶剤	—
3	印刷インキ	10:塗料、ワニス、コーティング用溶剤、印刷インク、複写用溶剤殺生物剤用溶剤	—
		22:印刷インキ、複写用薬剤(トナー等)(筆記用具、レジストインキ用を含む)	—

No	排出源	アンケートの用途	
		コード(大分類)	記号(小分類)
4	工業用洗浄剤	12:洗浄用溶剤	—
		13:クリーニング洗浄剤(主に洗濯業で使用)	—
		19:水系洗浄剤、ワックス 1(工業用途)(繊維処理剤、紙・パルプ薬品用を除く)	—
5	燃料(蒸発ガス)	53:燃料 及び 燃料添加剤	—
6	ゴム溶剤等	—	—
7	化学品原料等	9:中間物(合成原料、重合原料等)	—
8	剥離剤(リムーバー)	10:塗料、ワニス、コーティング用溶剤、印刷インク、複写用溶剤、殺生物剤用溶剤	a:塗料用溶剤、塗料希釈剤、塗料剥離剤
		11:接着剤、粘着剤、シーリング材用溶剤	a:接着剤、粘着剤用溶剤、着剤剥離剤・糊剥離剤
9	滅菌・殺菌・消毒剤	25:殺生物剤 2(農薬以外)(工業用途/工程内使用で成型品に含まれないもの)	C:殺菌剤、消毒剤、防腐剤、スライムコントロール剤
10	表面処理剤	40:表面処理剤【塗料を除きエッチングを含む】(電気メッキ、無電解メッキ薬剤、エッチング剤等)	—
11	試薬	4:試薬	—
12	コンバーティング溶剤	10:塗料、ワニス、コーティング用溶剤、印刷インク、複写用溶剤殺生物剤用溶剤	c:コーティング用溶剤、レジスト塗布用溶剤
13	プラスチック発泡剤	33 合成樹脂(プラスチック)材料 及び添加剤(成形材料の調合/成形加工用)	g:発泡剤(有機発泡剤、無機発泡剤)

表 5.3-5 排出源別排出量推計方法で推計に加える可能性のある新規追加対象物質

No	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	
物質名	塗料	接着剤等	印刷インキ	工業用洗浄剤	ス燃料(蒸発ガス)	ゴム溶剤等	等化学品原料	剥離剤(リムーバー)	消毒剤	滅菌・殺菌・消毒剤	表面処理剤	試薬	コンバーティング溶剤	プラスチック発泡剤
1	○						○							
2	○	○					○	○						
3							○					○		
12										○				
14	○						○							
17							○				○	○		
22	○		○					○						
35							○							
45							○							
47							○							
50	○		○											
53									○					

No	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	
物質名 排出源	塗料	接着剤等	印刷インキ	工業用洗剤	燃料(蒸発ガス)	ゴム溶剤等	化学品原料等	剥離剤(リムーバー)	消毒剤	滅菌・殺菌・	表面処理剤	試薬	洗浄剤	発泡剤
トアミド														
54 N・N-ジメチルアセトアミド	○		○	○							○			
56 N・N-ジメチルアニリン							○							
57 ジメチルアミン							○							
64 臭素							○				○			
65 臭素酸の水溶性塩											○			
68 デカン酸							○							
69 デシアルコール							○							
73 1-ドデカノール							○							
75 ドデシル硫酸ナトリウム				○							○			
77 トリエチルアミン	○		○				○	○			○			
78 トリエチレンテトラミン	○													
79 トリクロロ酢酸											○			
84 1・2・4-トリメチルベンゼン	○		○	○	○			○						
85 ナフタレン	○		○				○	○			○			
87 ニアクリル酸ヘキサメチレン	○													
98 4-ヒドロキシ安息香酸メチル											○			
100 N-ビニル-2-ピロリドン	○													
101 ビフェニル											○			
102 フェニルヒドラジン											○			
109 ターシャリ-ブチル=ヒドロペルオキシド							○							
111 4-ターシャリ-ブチルフェノール	○						○							
117 1-ブロモプロパン				○										
119 ノルマル-ヘキサン	○	○	○	○	○		○	○			○	○		
120 ベタナフトール							○							
121 ペルオキシ二硫酸の水溶性塩							○				○			
123 ベンゾフェノン	○													
124 ポリ(オキシエチレン)=ドデシルエーテル硫酸エステルナトリウム				○										
126 メチルアミン							○							
128 メチルナフタレン					○									
130 メチレンビス(4-1-フェニレン)=ジイソシアネート	○						○	○						
133 モルホリン	○			○			○				○			
135 りん酸トリトリル	○													

5.3.2. 平均取扱量等に基づく排出量推計方法

平均取扱量等に基づく排出量推計方法では、すそ切り以下の排出量を以下の式で求める。

すそ切り以下の排出量(kg/年) $= \text{すそ切り以下事業所数} \times \text{平均取扱量(kg/年)} \times \text{平均排出率(kg/年)}$

表 5.3-6 式中パラメータの意味とその推計方法

パラメータ	概要	推計方法
すそ切り以下事業所数	対象化学物質について何らかの取扱がある事業所のうち、届出要件に合致しないため届出対象外の事業所の数	すそ切り以下事業数 $= \text{全国事業所数} \times \text{推計対象比率(\%)} \times \text{化学物質取扱比率(\%)} - \text{届出事業所数}$ 推計対象比率(\%):「工場」等に該当する(=対象化学物質の排出の可能性のある)事業所の形態の割合(業種別)で、事業所・企業統計調査(総務省)等から設定。 化学物質取扱比率(\%):業種別・対象化学物質別に何らかの取扱がある事業所の割合で、取扱量調査(平成17・18年度実績)における事業者からの報告データに基づいて以下の式で設定。 化学物質取扱比率(\%)= $\frac{\text{業種別・対象化学物質別の報告事業所数(届出要件に該当するものを含む)}}{\text{事業所別に報告された工場・作業所の数}}$
平均取扱量	すそ切り以下事業所における1事業所あたりの年間取扱量の平均値	平均取扱量(kg/年) $= \frac{\sum_{\text{事業所}} \text{事業所別・対象化学物質別の年間取扱量(kg/年)}}{\text{業種別・対象化学物質別の「何らかの取扱の報告をした事業所」の数}}$ 取扱量調査(平成17・18年度実績)における事業者からの報告データに基づいて設定(ただしすそ切り以下事業所からの報告件数が10件以上の業種・対象化学物質に限る)。
平均排出率	すそ切り以下事業所における対象化学物質の取扱量に対する環境中(大気・公共用水域等)への排出率の加重平均値	平均排出率(\%) = $\frac{\sum_{\text{事業所}} \text{事業所別・対象化学物質別の年間排出量(kg/年)}}{\sum_{\text{事業所}} \text{事業所別・対象化学物質別の年間取扱量(kg/年)}}$ 取扱量調査(平成17・18年度実績)における事業者からの報告データに基づいて設定(ただしすそ切り以下事業所からの報告件数が10件以上の業種・対象化学物質に限る)。

「平成19年度届出外排出量の推計方法(詳細版)」「II 平均取扱量等に基づく排出量推計方法」を参考に作成

平成19年度のすそ切り以下事業者からの排出量の推計においては、推計に必要なデータが得られた33業種(54業種中)を対象に、業種ごとに推計に必要な取扱量等のデータが一定の数以上入手できた対象化学物質(33業種の合計で延べ341物質)について、推計している。

アンケートから表 5.3-6 のすそ切り以下事業所数を算出するために使用する化学物質取扱比率を算出し、比率が高いものについて表 5.3-7 に示す。本アンケートの対象は川上の業種が多い等偏りがあるため、ここから算出した数値は参考値としての扱いであることに留意が必要である。推計にあたっては別途目的に沿って網羅的に情報収集を行う等、再検討が必要である。

表 5.3-7 化学物質取扱比率⁶

物質	業種	割合 (%)	物質	業種	割合 (%)
119:ノルマル-ヘキサン	17:化学工業	15.1	017:塩化第二鉄	27:電気機械器具製造業	2.8
077:トリエチルアミン	17:化学工業	12.7	098:4-ヒドロキシ安息香酸メチル	27:電気機械器具製造業	2.8
017:塩化第二鉄	17:化学工業	7.3	119:ノルマル-ヘキサン	17:化学工業	2.6
002:アクリル酸ノルマルブチル	17:化学工業	5.2	121:ペルオキシ二硫酸の水溶性塩	17:化学工業	2.6
064:臭素	17:化学工業	4.4	057:ジメチルアミン	17:化学工業	2.5
050:2・6-ジ-ターシャリブチル-4-クレゾール	17:化学工業	4.3	119:ノルマル-ヘキサン	17:化学工業	2.5
054:N・N-ジメチルアセトアミド	17:化学工業	4.2	014:2-エチルヘキサン酸	36:水道業	2.4
085:ナフタレン	17:化学工業	4.1	084:1・2・4-トリメチルベンゼン	17:化学工業	2.4
075:ドデシル硫酸ナトリウム	17:化学工業	3.9	017:塩化第二鉄	17:化学工業	2.4
121:ペルオキシ二硫酸の水溶性塩	36:水道業	3.7	130:メチレンビス(4・1-フェニレン) = ジイソシアネート	36:水道業	2.4
133:モルホリン	17:化学工業	3.5	119:ノルマル-ヘキサン	19:プラスチック製品製造業	2.1
001:アクリル酸 2-ヒドロキシエチル	17:化学工業	3.2	003:アジ化ナトリウム	17:化学工業	2.0
017:塩化第二鉄	29:電子部品・デバイス製造業	3.2	003:アジ化ナトリウム	17:化学工業	2.0

新規追加対象物質についてのアンケートでは、物質、用途ごとの「使用量」の情報を得ている。ただし量については、オーダー（「1:0.1t/年未満」「2:0.1t/年以上 1t/年」「3:1t/年以上 10t/年未満」「4:10t/年以上 100t/年未満」「5:100t/年以上 1000t/年未満」「6:1000t/年以上」）から選択する回答方式である。またアンケートでは PRTR 届出とは異なり、回答に関して「1t/年以上取り扱っている物質についてのみ回答する」等の制限条件を設けていないことから、すそ切り以下についての情報も得られていると考えられる。そこで、ここでは「使

⁶ 表 5.3-6 の式にしたがって計算した。具体的には、表 5.3-8 に示した物質、業種ごとの事業所数の合計を、「物質または物質を含む製品を「使用」している事業者数(表 3.3-3 参照)」で割り、100 を乗じた。

用量」を「取扱量」とみなし⁷、すそ切り以下の事業所の平均取扱量を算出し、表 5.3-8 にまとめた。算出にあたっては、業種別物質別にすそ切り以下の事業所数が 10 以上ある場合を対象とし、「1:0.1t/年未満」を 0.05t/年、「2:0.1t/年以上 1t/年」を 0.5t/年として、足し上げて平均をとった。したがってここに示した 1 t 未満事業所の推計平均取扱量の値は参考値であり、数値の扱いには注意が必要である。また、推計にあたっては別途目的に沿って網羅的に情報収集を行う等、再検討が必要である。

また表 5.3-8 には、業種、物質ごとの全事業所数に対する、1t 以下事業所の割合(%)も示した。80%以上のものに下線を引いている。アジ化ナトリウム、ノルマルヘキサンは使用量の全量(100%)が 1t 以下の事業所で取り扱われている業種が多い。

表 5.3-8 すそ切り以下事業所の割合とすそ切り以下の推計平均取扱量

物質	業種	1t 未満事業所の推計平均取扱量 (t/年)	1t 未満事業所数	1t 以上事業所数	1t 以下事業所率(%)
01:アクリル酸 2-ヒドロキシエチル	17:化学工業	0.22	21	39	35.0
02:アクリル酸ノルマルブチル	17:化学工業	0.34	14	83	14.4
03:アジ化ナトリウム	17:化学工業	0.08	29	9	76.3
	36:水道業	0.05	38	0	<u>100.0</u>
	81:学術・開発研究機関	0.05	14	0	<u>100.0</u>
	96:地方公務	0.06	18	0	<u>100.0</u>
	17:化学工業	0.19	19	10	65.5
12:インジウム及びその化合物	17:化学工業	0.22	14	4	77.8
	24:非鉄金属製造業	0.30	11	4	73.3
	27:電気機械器具製造業	0.26	11	3	78.6
	29:電子部品・デバイス製造業	0.28	10	5	66.7
14:2-エチルヘキサン酸	17:化学工業	0.24	19	26	42.2
17:塩化第二鉄	17:化学工業	0.16	66	71	48.2
	27:電気機械器具製造業	0.17	12	40	23.1
	30:輸送用機械器具製造業	0.41	10	22	31.3
	36:水道業	0.05	25	19	56.8
	81:学術・開発研究機関	0.07	12	0	<u>100.0</u>
22:クメン	17:化学工業	0.25	20	17	54.1
47:ジビニルベンゼン	17:化学工業	0.30	11	13	45.8
49:1・3-ジフェニルグアニジン	20:ゴム製品製造業	0.26	13	12	52.0
50:2・6-ジターシャリブチル-4-クレゾール	17:化学工業	0.28	48	33	59.3
54:N・N-ジメチルアセトアミド	17:化学工業	0.26	33	46	41.8
	29:電子部品・デバイス製造業	0.24	12	7	63.2
56:N・N-ジメチルアニリン	17:化学工業	0.15	18	7	72.0
57:ジメチルアミンs	17:化学工業	0.15	14	33	29.8
64:臭素	17:化学工業	0.12	51	32	61.4
65:臭素酸の水溶性塩	17:化学工業	0.05	12	3	<u>80.0</u>
70:テトラエチルチウラムジスルフィド	20:ゴム製品製造業	0.28	12	3	80.0
75:ドデシル硫酸ナトリウム	17:化学工業	0.17	58	14	<u>80.6</u>

⁷ 正確には取扱量は使用量+製造量であるが、製造を行っていない事業所については、使用量=取扱量とみなすことができる。

物質	業種	1t未満事業所の推計平均取扱量 (t/年)	1t未満事業所数	1t以上事業所数	1t以下事業所率(%)
77:トリエチルアミン	17:化学工業	0.24	126	112	52.9
78:トリエチレンテトラミン	17:化学工業	0.14	15	17	46.9
79:トリクロロ酢酸	17:化学工業	0.07	32	0	<u>100.0</u>
84:1・2・4-トリメチルベンゼン	17:化学工業	0.26	11	34	24.4
85:ナフタレン	17:化学工業	0.21	34	42	44.7
	26:一般機械器具製造業	0.19	16	2	<u>88.9</u>
	30:輸送用機械器具製造業	0.40	13	1	<u>92.9</u>
92:ニトロメタン	17:化学工業	0.13	11	3	78.6
98:4-ヒドロキシ安息香酸メチル	17:化学工業	0.11	43	9	82.7
100:N-ビニル-2-ピロリドン	17:化学工業	0.08	14	9	60.9
101:ビフェニル	17:化学工業	0.14	20	18	52.6
102:フェニルヒドラジン	17:化学工業	0.13	12	2	<u>85.7</u>
106:フタル酸ジエチル	17:化学工業	0.12	13	2	<u>86.7</u>
108:ブチルヒドロキシアニソール	17:化学工業	0.09	11	2	<u>84.6</u>
111:4-ターシャリブチルフェノール	17:化学工業	0.37	10	18	35.7
117:1-プロモプロパン	06:総合工事業	0.05	11	0	<u>100.0</u>
119:ノルマル-ヘキサン	16:印刷・同関連業	0.25	25	3	<u>89.3</u>
	17:化学工業	0.24	124	159	43.8
	19:プラスチック製品製造業	0.21	30	9	76.9
	24:非鉄金属製造業	0.10	10	0	<u>100.0</u>
	26:一般機械器具製造業	0.13	23	2	<u>92.0</u>
	27:電気機械器具製造業	0.18	45	3	<u>93.8</u>
	29:電子部品・デバイス製造業	0.07	19	1	<u>95.0</u>
	30:輸送用機械器具製造業	0.18	26	4	<u>86.7</u>
	36:水道業	0.05	47	0	<u>100.0</u>
	81:学術・開発研究機関	0.19	15	4	78.9
	96:地方公務	0.08	16	0	<u>100.0</u>
121:ペルオキシ二硫酸の水溶性塩	17:化学工業	0.14	25	23	52.1
	36:水道業	0.06	69	0	<u>100.0</u>
122:ペルフルオロ(オクタン-1-スルホン酸)	29:電子部品・デバイス製造業	0.18	14	2	<u>87.5</u>
123:ベンゾフェノン	17:化学工業	0.21	22	8	73.3
124:ポリ(オキシエチレン)＝ドデシルエーテル硫酸エステルナトリウム	17:化学工業	0.31	12	20	37.5
130:メチレンビス(4・1-フェニレン)＝ジイソシアネート	17:化学工業	0.42	10	34	22.7
131:2-メルカプトベンゾチアゾール	17:化学工業	0.22	13	3	<u>81.3</u>
	20:ゴム製品製造業	0.24	17	7	70.8
133:モルホリン	17:化学工業	0.27	50	15	76.9

別表

「PRTR 新規追加対象物質の用途等に関する調査」 に関するアンケートの集計結果

別表 1 「新規追加対象物質ごとの用途一覧」

別表 2 「排出量を算出できない」と回答されたレコード一覧

別表 2-1 用途が「試験研究用(03)」または「試薬(04)」であるレコード

別表 2-2 「排出していないこと」が明らかなレコード

別表 2-3 「MSDS等がなく、含有情報が不明」または「現時点では未調査」のため排出量を算出できないとしているレコード

別表 2-4 塩化第二鉄に関するレコード

別表 2-5 調剤を製造し、出荷しているレコード

別表 2-6 そのほかのレコード

別表1 新規追加対象物質ごとの用途一覧

用途	物質番号	物質名		用途		物質名			
		物質名	用途	物質名	用途				
4	24	クロロホルム	4	25	パラ-クロロトルエン	5	26	2-クロロ-4-ニトロアニリン	2
5	27	2-クロロニトロベンゼン	2	28	オルト-クロロフェノール	9	29	パラ-クロロフェノール	18
6	30	2-クロロプロピオン酸	6	31	4-クロロ-3-メチルフェノール	4	32	3-クロロ-2-メチル-1-プロパン	4
7	33	シアナמיד	8	34	2-4-ジアミノアニリン	21	35	4-4'-ジアミノジフェニルエーテル	11
8	36	1-3-ジオキシラン	11	37	シクロヘキサ-1-エン-1,2-ジカルボキシミドメチル(1R,5S)-ジスタボレン-2,2-ジメチル-3-(2-メチルプロピル)プロパ-1-エニル)シクロプロパン	19	38	N-(シクロヘキサチルチオ)フタルイミド	11
9	39	ジクロロアミン	3	40	ジクロロニリン	4	41	1,2-ジクロロ-4-ニトロベンゼン	3
10	42	(R,S)-3-(3-6-ジクロロプロピルフェニル)-5-メチル-6-ヒニル-1,3-ジオキシラン	3	43	N,N-ジクロロヘキサメチル-2-ペンタシロリチアローリール	13	44	N,N-ジクロロヘキサメチル-2-ペンタシロリチアローリール	13
11	45	シシクロペンタンタエン	14	46	シシクロペンタンタエン	14			2
1	輸出用	a	34 60						
2	重合体	a	34 132						
3	試験研究用	a	83 672						
4	試薬	a	86 737	1	2		2	6	
5	食品添加物	a	10 26			3	3		1
6	農薬	a	15 47					1	
7	肥料、飼料及び飼料添加物	a	4 13					1	
8	医薬品、医薬部外品、化粧品	a	37 237						7
9	中間物(合成原料、重合原料等)	a	99 787	6	5	3	1		8
10	塗料、ワニス、コーティング用	a	24 252				8	3	3
10	塗料(ワニス、コーティング用)	b	9 33						
10	塗料(ワニス、コーティング用)	c	8 26						
10	塗料(ワニス、コーティング用)	d	14 60	1					3
10	塗料(ワニス、コーティング用)	e	5 10						
10	塗料(ワニス、コーティング用)	f	5 10						
11	接着剤、粘着剤、シーリング剤、シール剤、材料用剤	a	27 195						1
11	接着剤、粘着剤、シーリング剤、シール剤、材料用剤	b	9 15						3
11	接着剤、粘着剤、シーリング剤、シール剤、材料用剤	c	6 11						4
11	接着剤、粘着剤、シーリング剤、シール剤、材料用剤	d	4 4						
12	洗浄用剤	a	17 187	2					6
12	洗浄用剤	b	9 24						1
12	洗浄用剤	c	6 21						
13	クリーニング洗剤	a	2 3						
13	クリーニング洗剤	b	2 3						
13	クリーニング洗剤	c	2 3						
14	工業用剤(上記の10、11、12、13の剤を除く)	a	22 127			1			3
14	工業用剤(上記の10、11、12、13の剤を除く)	b	12 2						
14	工業用剤(上記の10、11、12、13の剤を除く)	c	12 2						
14	工業用剤(上記の10、11、12、13の剤を除く)	d	15 8						
14	工業用剤(上記の10、11、12、13の剤を除く)	e	6 17						
15	エアゾール噴射剤	a	2 10						1
15	その他の剤	a	1 2						
16	その他の剤	a	13 52			1			
16	その他の剤	b	2 5						
17	化学プロセス調節剤	a	27 115						2
17	化学プロセス調節剤	b	11 23						
17	化学プロセス調節剤	c	23 75					1	
17	化学プロセス調節剤	d	5 8						
18	着色剤(染料、顔料、色素)	a	14 28						
18	着色剤(染料、顔料、色素)	b	3 4						
18	着色剤(染料、顔料、色素)	c	1 1						
18	着色剤(染料、顔料、色素)	d	1 1						
19	水系洗浄剤	a	14 45						
19	水系洗浄剤	b	3 6						
19	水系洗浄剤	c	2 2						
19	水系洗浄剤	d	6 9						
19	水系洗浄剤	e	9 22						
19	水系洗浄剤	f	8 15						
20	水系洗浄剤	a	11 41						
20	水系洗浄剤	b	2 3						1
20	水系洗浄剤	c	1 1						
20	水系洗浄剤	d	1 4						
20	水系洗浄剤	e	2 2						
21	着色剤(染料、顔料、色素)	a	12 19						
21	着色剤(染料、顔料、色素)	b	9 17						
21	着色剤(染料、顔料、色素)	c	16 53						
21	着色剤(染料、顔料、色素)	d	1 1						
21	着色剤(染料、顔料、色素)	e	7 16						
21	着色剤(染料、顔料、色素)	f	8 24						
21	着色剤(染料、顔料、色素)	g	2 4						
21	着色剤(染料、顔料、色素)	h	28 118						
21	着色剤(染料、顔料、色素)	i	8 19						1
21	着色剤(染料、顔料、色素)	j	11 23						
21	着色剤(染料、顔料、色素)	k	28 125						
22	印刷インキ、複写用薬剤(トナー等)(筆記用具、レジストインキ用を含む)	a	9 13						
22	印刷インキ、複写用薬剤(トナー等)(筆記用具、レジストインキ用を含む)	b	9 17						
22	印刷インキ、複写用薬剤(トナー等)(筆記用具、レジストインキ用を含む)	c	3 6						
22	印刷インキ、複写用薬剤(トナー等)(筆記用具、レジストインキ用を含む)	d	1 1						
22	印刷インキ、複写用薬剤(トナー等)(筆記用具、レジストインキ用を含む)	e	3 7						
22	印刷インキ、複写用薬剤(トナー等)(筆記用具、レジストインキ用を含む)	f	2 2						
22	印刷インキ、複写用薬剤(トナー等)(筆記用具、レジストインキ用を含む)	g	24 44						
22	印刷インキ、複写用薬剤(トナー等)(筆記用具、レジストインキ用を含む)	h	2 2						
23	防汚剤(漁網用、船底塗料用)	a	1 3						
23	防汚剤(漁網用、船底塗料用)	b	1 3						

用途	物質番号	物質名	用途数		物質名		用途数	
		物質名	用途数	物質名	用途数	物質名	用途数	
		物質名	47	48	49	50	51	52
		物質名	53	54	55	56	57	58
		物質名	59	60	61	62	63	64
		物質名	65	66	67	68	69	
		物質名	70	71	72	73	74	
		物質名	75	76	77	78	79	
		物質名	80	81	82	83	84	
		物質名	85	86	87	88	89	
		物質名	90	91	92	93	94	
		物質名	95	96	97	98	99	
		物質名	100	101	102	103	104	
		物質名	105	106	107	108	109	
		物質名	110	111	112	113	114	
		物質名	115	116	117	118	119	
		物質名	120	121	122	123	124	
		物質名	125	126	127	128	129	
		物質名	130	131	132	133	134	
		物質名	135	136	137	138	139	
		物質名	140	141	142	143	144	
		物質名	145	146	147	148	149	
		物質名	150	151	152	153	154	
		物質名	155	156	157	158	159	
		物質名	160	161	162	163	164	
		物質名	165	166	167	168	169	
		物質名	170	171	172	173	174	
		物質名	175	176	177	178	179	
		物質名	180	181	182	183	184	
		物質名	185	186	187	188	189	
		物質名	190	191	192	193	194	
		物質名	195	196	197	198	199	
		物質名	200	201	202	203	204	
		物質名	205	206	207	208	209	
		物質名	210	211	212	213	214	
		物質名	215	216	217	218	219	
		物質名	220	221	222	223	224	
		物質名	225	226	227	228	229	
		物質名	230	231	232	233	234	
		物質名	235	236	237	238	239	
		物質名	240	241	242	243	244	
		物質名	245	246	247	248	249	
		物質名	250	251	252	253	254	

別表1 新規追加対象物質ごとの用途一覧

用途		物質番号	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	
コード	記号	物質名	用途数																							
		物質名	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	
24	a	殺生物剤 1 (農業以外)(工業用途/成型品に含まれる)	8	19					1																	
25	a	殺生物剤 2 (農業以外)(工業用途/工程内使用で成型品に含まれないもの)	6	11																						
26	a	殺生物剤 3 (農業以外)(家庭用等の用途)	3	10		4																				
27	a	火薬、爆薬(花火を含む)	1	2																						
28	d	着香料	12	28																2				3	2	
29	a	接着剤、粘着剤、シーリング材、封止材(プライマーを含む)	22	142								1	1													
30	a	感光剤	4	6																						
30	b	感光性樹脂モノマー・オリゴマー、ボジ型感光性樹脂	11	13						1																
30	c	色素形成剤(カラー写真用)	7	8						1																
30	d	定着剤、安定剤	5	15						1																
30	e	増感剤、減感剤、架橋密度向上剤、レジスト添加剤	8	8						1										1						
31	a	着色剤(染料・顔料)、蛍光増白剤	4	8			1			1																
31	b	漂白剤	5	10						3	1															
31	c	繊維処理剤	2	4																						
31	d	繊維処理剤	2	2																						
31	e	繊維処理剤	4	7						2																
32	a	繊維処理剤	3	5						2																
32	b	繊維処理剤	3	4						4															1	
32	c	繊維処理剤	2	7																						
32	d	繊維処理剤	2	2																						
32	e	繊維処理剤	5	16																						
33	a	合成樹脂(プラスチック)材料及び添加剤(成形材料の調合/成形加工)	17	33						1		1														3
33	b	合成樹脂(プラスチック)材料及び添加剤(成形材料の調合/成形加工)	14	61		36	2																	1		1
33	c	合成樹脂(プラスチック)材料及び添加剤(成形材料の調合/成形加工)	5	39																14						
33	d	合成樹脂(プラスチック)材料及び添加剤(成形材料の調合/成形加工)	2	4																						
33	e	合成樹脂(プラスチック)材料及び添加剤(成形材料の調合/成形加工)	2	10																						
33	f	合成樹脂(プラスチック)材料及び添加剤(成形材料の調合/成形加工)	5	23		2																				
33	g	合成樹脂(プラスチック)材料及び添加剤(成形材料の調合/成形加工)	16	59		2																				
33	h	合成樹脂(プラスチック)材料及び添加剤(成形材料の調合/成形加工)	9	17				1		1	2	4	1													
33	i	合成樹脂(プラスチック)材料及び添加剤(成形材料の調合/成形加工)	3	3				1																		
33	j	合成樹脂(プラスチック)材料及び添加剤(成形材料の調合/成形加工)	3	3																						
34	a	ゴム用添加剤	10	126			2			1	1															
34	b	ゴム用添加剤	4	14		34																				
34	c	ゴム用添加剤	8	52			18	1																		
34	d	ゴム用添加剤	8	11																						
34	e	ゴム用添加剤	1	2																						
34	f	ゴム用添加剤	10	39			1						1		1											
34	g	ゴム用添加剤	1	2																						
34	h	ゴム用添加剤	4	4			1																			
35	a	皮革処理剤	1	1																						
35	b	皮革処理剤	6	12			2																			
36	a	ガラス、ほうろう、セメント	1	1																		1				

別表1 新規追加対象物質ごとの用途一覧

用途	物質番号		物質名	用途数	
	47	48		49	50
37 陶磁器、耐火物、ファインセラミックス等のミックス	a	陶磁器、耐火物、ファインセラミックス等の原料	3	4	
	b	添加物、着色剤	1		
	c	増粘材、結合材	6	14	
	d	薬型剤	1	1	
38 研削砥石、研磨剤、摩擦材、摩擦材	a	研削砥石、研磨剤、摩擦材原料	4	7	1
	b	研削砥石、研磨剤、摩擦材の添加物	5	11	
	c	増粘材、結合材	3	3	
39 金属、合金の原料、鑄造用資材	a	金属、合金の原料	2	29	
	b	鑄造用粘結剤、硬化剤	8	26	
	c	フェックス、緩衝剤	3	6	
	d	薬品類	3	6	
40 表面処理剤(塗料を除きエッチングを含む) (電気メッキ、無電解メッキ、エッチング剤、エッチング剤等)	a	メッキ薬剤(皮膜成分)	4	15	
	b	メッキ浴添加剤、光沢付与剤、膜厚防止剤	9	15	
	c	無電解メッキ、種酸処理剤	2	7	
	d	腐蝕、表面酸化処理剤	2	7	
	e	エッチング剤、エッチング剤等	1	1	
	f	腐蝕、表面酸化処理剤	1	1	
40 無電解メッキ、エッチング剤、エッチング剤等	a	エッチング剤	8	20	
41 溶接棒、ハンダ	a	溶接棒フラックス	2	3	
	b	主用助溶剤	2	2	
	c	助溶剤	1	8	
42 作動油(油圧用、ATフルード等)、絶縁油	a	作動油の基油	1	1	
	b	絶縁油の基油	1	1	
	c	極圧剤、摩擦低減剤	1	1	
	d	乳化剤、清浄分散剤	1	1	
	e	粘度指数調整剤	3	8	
	f	酸化防止剤、防錆剤	3	8	
43 研削油(切削油)、潤滑油	a	研削油の基油	3	5	
	b	潤滑油の基油	5	9	
	c	極圧剤、摩擦低減剤	8	15	
	d	乳化剤、清浄分散剤	1	1	
	e	粘度指数調整剤	10	31	
	f	酸化防止剤、防錆剤	7	12	
44 電気、電子材料	a	磁性材料(記憶媒体を除く)、圧電材、伝導材、超伝導材料	2	12	
	b	半導体、ダイオード(LEDを含む)、太陽電池材料	6	22	
	c	コンデンサー、抵抗器材料	9	20	
	d	蛍光体、液晶、有機EL材料	5	31	
	e	絶縁材、絶縁材料	14	37	
	f	電子媒体(補助記憶装置)材料(磁性体、光吸収色素等)	4	10	
	g	その他	11	15	
45 電池(蓄電池を含む)	a	電解質、電解液、導電剤	4	6	
	b	電極材料	3	8	
46 水処理剤	a	腐食防止剤、防錆、防食剤(清浄剤)	8	42	
	b	硬水軟化剤	2	5	
	c	凝集剤、PH調整剤(中和剤)	10	291	
	d	金属イオン阻害剤(キレート剤等)	3	8	
	e	殺菌剤	4	12	
47 乾燥、吸着剤	a	吸着剤	3	5	
	b	吸着剤、脱脂剤等	3	5	
	c	乾燥剤	1	1	
48 熱伝導剤(熱媒体等)	a	冷媒、冷却剤	1	1	
	b	熱伝導剤	6	37	
49 不凍液、凍結防止剤	a	不凍液(クーラント(LLC))	2	2	
	b	凍結防止剤	1	1	
50 建設資材添加物(コンクリート、コンクリート、コンクリート)	a	表面硬化剤	3	4	
	b	強化剤、減水剤	3	4	
	c	防腐剤、防汚剤	1	1	
	d	補強剤、木材補強剤	1	1	
	e	防汚剤(塗料、船底塗料以外の撥水剤等)	2	2	
51 土壌改良材	a	農地改良	1	1	
	b	農地以外	1	1	
52 分離、精製、抽出剤(抽出、精製溶剤は14c)	a	浮遊選鉱剤、浮遊抑制剤、凝集剤	2	8	
	b	金属捕撈剤	2	3	
	c	光学分離剤	3	3	
53 燃料及び燃料添加剤	a	燃料	11	86	
	b	清浄分散剤、酸化防止剤、粘度指数調整剤、防錆剤	5	7	
	c	燃焼促進剤、セタン値向上剤、アンチノック剤	2	2	
	d	氷結防止剤	3	4	
54 その他の原料、添加剤	a	その他の原料、添加剤	64	244	
番号なし	a	番号なし	33	69	

別表1 新規追加対象物質ごとの用途一覧

用途	物質番号		用途数		物質名	
	70	71	72	73	74	75
殺生物剤 1 (農業以外) (工業用途 / 成型品に含まれる)	13	2	3	15	28	17
殺生物剤 2 (農業以外) (工業用途 / 工程内使用で成型品に含まれないもの)	39	4	42	21	169	36
殺生物剤 3 (農業以外) (家庭用等の用途)	13	2	2	2	2	2
火薬、爆薬 (花火を含む)	12	2	2			
着香剤	4	6				
接着剤、接着剤、シーリング材、封止材 (プライマーを含む)	22	142			7	3
写真、フォトレジスト、印刷版材料	12	28			1	
繊維処理剤、紙・バルブ薬品 (成型品 (糸、布、紙) に含まれるもの)	1	2				
繊維処理剤、紙・バルブ薬品 (成型品 (糸、布、紙) に含まれないもの)	4	7				
合成樹脂 (プラスチック) 材料及び添加剤 (成形材料の調合 / 成形加工用)	2	4				
ガラス、ほうろ、セメント	1	1				

別表2-1「排出量を算出できない」と回答されたレコード一覧:用途が「試験研究用(03)」または「試薬(04)」であるレコード

番号	物質名	業種番号	業種名	種類	種類番号	用途記号	用途詳細(自由記述)	使用量	使用状況	排出等の種類			排出量算出可否	「算出できる」場合の方法					「算出できない」理由		
										(1)	(2)	(3)		物質収支	実測値	排出係数	物性値	その他		その他方法	
17	塩化第二鉄	36	水道業	使用	3	試験研究用	a	下水流入水・放流水等の分析試験	1.0.1/年未満	ウ.開放系	E:下水道	B:公共用水域	F:事業所外移動	b:できない							当該物質を測定していないため
17	塩化第二鉄	81	学術・開発研究機関	使用	3	試験研究用	a	分析用試薬	1.0.1/年未満	ウ.開放系	E:下水道			b:できない							水溶液として扱うため、塩化第二鉄の形態は維持されない。
17	塩化第二鉄	81	学術・開発研究機関	使用	3	試験研究用	a	エッチング、めっき	1.0.1/年未満	ア.閉鎖系	E:下水道			b:できない							ほぼ0のため
17	塩化第二鉄	81	学術・開発研究機関	使用	3	試験研究用	a	研究用	1.0.1/年未満	ア.閉鎖系	F:事業所外移動			b:できない							極少量のため
17	塩化第二鉄	17	化学工業	使用	3	試験研究用	a	液晶ディスプレイの視野拡大フィルム用添加剤	1.0.1/年未満	ア.閉鎖系				b:できない							試験・研究用で用量が微量なため
17	塩化第二鉄	96	地方公務	使用	3	試験研究用	a	微生物培養基材添加物	1.0.1/年未満	ウ.開放系	B:公共用水域	E:下水道		b:できない							きわめて微量であるため算出不可
17	塩化第二鉄	81	学術・開発研究機関	使用	3	試験研究用	a	分析	1.0.1/年未満	ア.閉鎖系	F:事業所外移動			b:できない							排水処理業者へ処理委託
21	キノリン	81	学術・開発研究機関	使用	3	試験研究用	a	分析用試薬	1.0.1/年未満	ウ.開放系	A:大気	E:下水道		b:できない							使用は不定期(5年以上使用実績なし)かつ少量であり、廃棄物に含まれる移動量の把握は困難。
28	オルトクロロフェノール	36	水道業	使用	3	試験研究用	a	水質検査	1.0.1/年未満	ア.閉鎖系	F:事業所外移動			b:できない							回収して業者に処分を委託しているため
28	オルトクロロフェノール	96	地方公務	使用	3	試験研究用	a	試験研究用試薬	1.0.1/年未満	ア.閉鎖系	F:事業所外移動			b:できない							処理業者に委託している為。
29	パラクロロフェノール	19	プラスチック製品製造業	使用	3	試験研究用	a	A-PETの粘度測定で溶剤として使用し、粘土測定後ホリ容器に入れ、廃液処理業者へ処理を委託しています	1.0.1/年未満	ア.閉鎖系	F:事業所外移動			b:できない							
29	パラクロロフェノール	19	プラスチック製品製造業	使用	3	試験研究用	a	A-PETの粘度測定で溶剤として使用し、粘土測定後ホリ容器に入れ、廃液処理業者へ処理を委託しています	1.0.1/年未満	ア.閉鎖系	F:事業所外移動			b:できない							
29	パラクロロフェノール	36	水道業	使用	3	試験研究用	a	水質検査	1.0.1/年未満	ア.閉鎖系	F:事業所外移動			b:できない							回収して業者に処分を委託しているため
29	パラクロロフェノール	96	地方公務	使用	3	試験研究用	a	試験研究用試薬	1.0.1/年未満	ア.閉鎖系	F:事業所外移動			b:できない							処理業者に委託している為。
36	1,3-ジオキサソラン	17	化学工業	使用	3	試験研究用	a		1.0.1/年未満	ウ.開放系	A:大気	F:事業所外移動		b:できない							揮発性が高いこと、混合物として使用しているため正確な混合物中の測定が出来ない。
36	1,3-ジオキサソラン	81	学術・開発研究機関	使用	3	試験研究用	a	分析	1.0.1/年未満	ア.閉鎖系	F:事業所外移動			b:できない							廃液処理業者へ委託
48	ジフェニルエーテル	17	化学工業	使用	3	試験研究用	a	創薬研究	1.0.1/年未満	ア.閉鎖系	E:下水道	F:事業所外移動		b:できない							取扱量が少なく(年間0.5kg)可燃性廃液として外部業者に引き渡しているため
49	1,3-ジフェニルグアニジン	16	印刷・関連業	使用	3	試験研究用	a		1.0.1/年未満	イ.排出制御	A:大気			b:できない							ドラフトチャンパーに計量計がないから
49	1,3-ジフェニルグアニジン	81	学術・開発研究機関	使用	3	試験研究用	a	分析	1.0.1/年未満	ア.閉鎖系	F:事業所外移動			b:できない							廃液処理業者へ委託
50	2,6-ジ-ターシャリ-ブチル-4-クレゾール	81	学術・開発研究機関	使用	3	試験研究用	a	分析	1.0.1/年未満	ア.閉鎖系	F:事業所外移動			b:できない							廃液処理業者へ委託
52	ジプロモクロロメタン	36	水道業	使用	3	試験研究用	a	水質検査	1.0.1/年未満	ア.閉鎖系	F:事業所外移動			b:できない							回収して業者に処分を委託しているため
52	ジプロモクロロメタン	96	地方公務	使用	3	試験研究用	a	試験研究用試薬	1.0.1/年未満	ア.閉鎖系	F:事業所外移動			b:できない							処理業者に委託している為。
54	N,N-ジメチルアセトアミド	81	学術・開発研究機関	使用	3	試験研究用	a	分析用試薬	1.0.1/年未満	ウ.開放系	A:大気	E:下水道		b:できない							使用は不定期かつ少量であり、廃棄物に含まれる移動量の把握は困難。
54	N,N-ジメチルアセトアミド	17	化学工業	使用	3	試験研究用	a	創薬研究	1.0.1/年未満	ア.閉鎖系	E:下水道	F:事業所外移動		b:できない							取扱量が少なく(年間0.1kg)可燃性廃液として外部業者に引き渡しているため
54	N,N-ジメチルアセトアミド	96	地方公務	使用	3	試験研究用	a	溶媒	1.0.1/年未満	イ.排出制御	F:事業所外移動			b:できない							廃水処理を行っているが、どの程度処理されているか不明である
57	ジメチルアミン	17	化学工業	使用	3	試験研究用	a	医薬品開発の研究用試薬	1.0.1/年未満	イ.排出制御	A:大気	F:事業所外移動		b:できない							反応試薬として水溶液を少量(数g程度)使用しているのみであり、極微量の未反応物が濃縮操作にて大気中に排出されている可能性までは否定できない。なお、試薬そのものの廃棄は専門業者に外部委託している。
57	ジメチルアミン	81	学術・開発研究機関	使用	3	試験研究用	a	分析	1.0.1/年未満	ア.閉鎖系	F:事業所外移動			b:できない							廃液処理業者へ委託
58	ジメチルジスルフィド	81	学術・開発研究機関	使用	3	試験研究用	a	農薬病害虫の研究	1.0.1/年未満	ア.閉鎖系	F:事業所外移動	B:公共用水域		b:できない							きわめて微量(1ml程度)のため動態が把握できない
59	ジメチルジチオカルバミン酸の水溶性塩	81	学術・開発研究機関	使用	3	試験研究用	a	分析用試薬	1.0.1/年未満	ウ.開放系	E:下水道			b:できない							使用は不定期かつ少量であり、廃棄物に含まれる移動量の把握は困難。
64	臭素	36	水道業	使用	3	試験研究用	a	水質検査	1.0.1/年未満	イ.排出制御	E:下水道			b:できない							下水処理場で浄化されるため
64	臭素	17	化学工業	使用	3	試験研究用	a	医薬品開発の研究用試薬	1.0.1/年未満	ア.閉鎖系	A:大気	F:事業所外移動		b:できない							反応試薬として少量(数g程度)使用しているのみであり、秤量時あるいは未反応物が極微量大気中に排出されている可能性は否定できない。なお、試薬そのものの廃棄は専門業者に外部委託している。
64	臭素	17	化学工業	使用	3	試験研究用	a	感光性フィルムの感光剤	1.0.1/年未満	ア.閉鎖系	G:排出なし			b:できない							試験・研究用で用量が微量なため
64	臭素	17	化学工業	使用	3	試験研究用	a	原材料及び製品の試験	1.0.1/年未満	ウ.開放系	F:事業所外移動			b:できない							混合物として排出されるため
64	臭素	16	印刷・関連業	使用	3	試験研究用	a		1.0.1/年未満	イ.排出制御	A:大気			b:できない							ドラフトチャンパーに計量計がないから
64	臭素	17	化学工業	使用	3	試験研究用	a	創薬研究	1.0.1/年未満	ア.閉鎖系	F:事業所外移動			b:できない							取扱量が少なく(年間1kg)可燃性廃液として外部業者に引き渡しているため
64	臭素	81	学術・開発研究機関	使用	3	試験研究用	a	分析	1.0.1/年未満	ア.閉鎖系	F:事業所外移動			b:できない							排水処理業者へ処理委託。ガスはスクラバーにて吸収、スクラバー廃液も排水処理業者へ処理委託
65	臭素酸の水溶性塩	36	水道業	使用	3	試験研究用	a	水質検査	1.0.1/年未満	イ.排出制御	E:下水道			b:できない							下水処理場で浄化されるため
65	臭素酸の水溶性塩	81	学術・開発研究機関	使用	3	試験研究用	a	分析用試薬	1.0.1/年未満	ウ.開放系	E:下水道			b:できない							使用は不定期かつ少量であり、廃棄物に含まれる移動量の把握は困難。

別表2-1「排出量を算出できない」と回答されたレコード一覧:用途が「試験研究用(03)」または「試薬(04)」であるレコード

物質 番号	業種 番号	種類 番号	用途			使用量	使用状況	排出等の種類			排出量算出可否	「算出できる」場合の方法					「算出できない」理由		
			記号	詳細名	用途詳細(自由記述)			(1)	(2)	(3)		物質収支	実測値	排出係数	物性値	その他		その他方法	
111	4-ターシャリブチルフェノール	81	学術・開発研究機関	使用	3	試験研究用	a	分析	1.0.1/年未満	F:閉鎖系	F:事業所外移動	b:できない						廃液処理業者へ委託	
114	フラン	16	印刷・関連産業	使用	3	試験研究用	a		1.0.1/年未満	I:排出制御	A:大気	b:できない						ドラフトチャンバーに計量計がないから	
116	プロモジクロロメタン	36	水道業	使用	3	試験研究用	a	水質検査	1.0.1/年未満	F:閉鎖系	F:事業所外移動	b:できない						回収して業者に処分を委託しているため	
116	プロモジクロロメタン	96	地方公務	使用	3	試験研究用	a	試験研究用試薬	1.0.1/年未満	F:閉鎖系	F:事業所外移動	b:できない						処理業者に委託している為。	
119	ノルマルヘキサン	96	地方公務	使用	3	試験研究用	a	食品衛生検査業務	1.0.1/年未満	U:開放系		b:できない						排出量が不明のため	
119	ノルマルヘキサン	17	化学工業	使用	3	試験研究用	a	ガラスクロマトによる抽出溶媒、液クロ溶媒、反応溶媒	3.1/年以上10/年未満	I:排出制御	F:事業所外移動	b:できない						ほぼ、実験後回収。気散量は微々たる量である。	
119	ノルマルヘキサン	36	水道業	使用	3	試験研究用	a	水質検査	1.0.1/年未満	F:閉鎖系	F:事業所外移動	b:できない						回収して業者に処分を委託しているため	
119	ノルマルヘキサン	81	学術・開発研究機関	使用	3	試験研究用	a	病理組織凍結標準作製	1.0.1/年未満	F:閉鎖系	F:事業所外移動	b:できない						閉鎖系で微量を使用するため算出不可	
119	ノルマルヘキサン	81	学術・開発研究機関	使用	3	試験研究用	a	検査材料の洗浄処理	1.0.1/年未満	F:閉鎖系	F:事業所外移動	b:できない						閉鎖系で微量を使用するため算出不可	
119	ノルマルヘキサン	36	水道業	使用	3	試験研究用	a	下水流入水・放流水等の分析試験	1.0.1/年未満	U:開放系	A:大気	b:できない						当該物質を測定していないため	
119	ノルマルヘキサン	36	水道業	使用	3	試験研究用	a	下水流入水・放流水等の分析試験	1.0.1/年未満	U:開放系	A:大気	b:できない						当該物質を測定していないため	
119	ノルマルヘキサン	36	水道業	使用	3	試験研究用	a	下水流入水・放流水等の分析試験	1.0.1/年未満	U:開放系	A:大気	b:できない						当該物質を測定していないため	
119	ノルマルヘキサン	36	水道業	使用	3	試験研究用	a	下水流入水・放流水等の分析試験	1.0.1/年未満	U:開放系	A:大気	b:できない						当該物質を測定していないため	
119	ノルマルヘキサン	96	地方公務	使用	3	試験研究用	a	残留抗生物質の分別推定に使用する試薬	1.0.1/年未満	U:開放系	F:事業所外移動	b:できない							
119	ノルマルヘキサン	96	地方公務	使用	3	試験研究用	a	血液分析(抽出溶媒)	1.0.1/年未満	U:開放系	F:事業所外移動	b:できない						正確な数値を把握できない。	
119	ノルマルヘキサン	17	化学工業	使用	3	試験研究用	a	医薬品開発の研究用試薬	1.0.1/年未満	U:開放系	A:大気	F:事業所外移動	b:できない					反応溶媒およびカラムクロマト分離による精製反応試薬として使用しており、濃縮操作(冷却トラップによる回収を実施)に微量ではあるものの大気中に排出されている可能性は否定できない。なお、回収液の廃棄は専門業者に外部委託している。	
119	ノルマルヘキサン	19	プラスチック製品製造業	使用	3	試験研究用	a	プラスチック製品の抽出試験	1.0.1/年未満	F:閉鎖系	A:大気	b:できない						閉鎖系で使用量が数+kg/年程度のため	
119	ノルマルヘキサン	19	プラスチック製品製造業	使用	3	試験研究用	a	製品の抽出試験	1.0.1/年未満	U:開放系	G:排出なし	b:できない						極めて微量(1~20/年)の為測定不能	
119	ノルマルヘキサン	16	印刷・関連産業	使用	3	試験研究用	a		1.0.1/年未満	I:排出制御	A:大気	b:できない						ドラフトチャンバーに計量計がないから	
119	ノルマルヘキサン	96	地方公務	使用	3	試験研究用	a	試験(液)検査	1.0.1/年未満	I:排出制御	G:排出なし	b:できない						回収しているため	
119	ノルマルヘキサン	81	学術・開発研究機関	使用	3	試験研究用	a	分析	1.0.1/年未満	F:閉鎖系	F:事業所外移動	b:できない						廃液処理業者へ委託	
119	ノルマルヘキサン	96	地方公務	使用	3	試験研究用	a	試験研究用試薬	1.0.1/年未満	F:閉鎖系	F:事業所外移動	b:できない						処理業者に委託している為。	
120	ベタナフトール	81	学術・開発研究機関	使用	3	試験研究用	a	分析用試薬	1.0.1/年未満	U:開放系	E:下水道	b:できない						使用は不定期(5年以上使用実績なし)かつ少量であり、廃棄物に含まれる移動量の把握は困難。	
120	ベタナフトール	17	化学工業	使用	3	試験研究用	a		1.0.1/年未満	I:排出制御	B:公共用水域	b:できない						社内廃アルカリピットへ廃棄し中和処理して排水している。	
121	ベルオキシ二硫酸の水溶性塩	36	水道業	使用	3	試験研究用	a	分析用(全窒素・全りん測定)	1.0.1/年未満	I:排出制御	E:下水道	b:できない						分析後は、分解しており残存量等を把握していない	
121	ベルオキシ二硫酸の水溶性塩	36	水道業	使用	3	試験研究用	a	分析用(全窒素・全りん測定)	1.0.1/年未満	I:排出制御	E:下水道	b:できない						分析後は、分解しており残存量等を把握していない	
121	ベルオキシ二硫酸の水溶性塩	36	水道業	使用	3	試験研究用	a	分析用(全窒素・全りん測定)	1.0.1/年未満	I:排出制御	E:下水道	b:できない						分析後は、分解しており残存量等を把握していない	
121	ベルオキシ二硫酸の水溶性塩	80	専門サービス業(他に分類されないもの)	使用	3	試験研究用	a	全りん、全窒素測定時の分解用試薬	1.0.1/年未満	I:排出制御	G:排出なし	b:できない						試料の加熱分解時に消失するため	
121	ベルオキシ二硫酸の水溶性塩	36	水道業	使用	3	試験研究用	a	水質分析用	1.0.1/年未満	U:開放系	E:下水道	b:できない						下水道処理施設における除去率が不明	
121	ベルオキシ二硫酸の水溶性塩	36	水道業	使用	3	試験研究用	a	下水流入水・放流水等の分析試験	1.0.1/年未満	U:開放系	E:下水道	B:公共用水域	F:事業所外移動	b:できない					当該物質を測定していないため
121	ベルオキシ二硫酸の水溶性塩	36	水道業	使用	3	試験研究用	a	下水流入水・放流水等の分析試験	1.0.1/年未満	U:開放系	E:下水道	B:公共用水域	F:事業所外移動	b:できない					当該物質を測定していないため
121	ベルオキシ二硫酸の水溶性塩	36	水道業	使用	3	試験研究用	a	下水流入水・放流水等の分析試験	1.0.1/年未満	U:開放系	E:下水道	B:公共用水域	F:事業所外移動	b:できない					当該物質を測定していないため
121	ベルオキシ二硫酸の水溶性塩	36	水道業	使用	3	試験研究用	a	下水流入水・放流水等の分析試験	1.0.1/年未満	U:開放系	E:下水道	B:公共用水域	F:事業所外移動	b:できない					当該物質を測定していないため
121	ベルオキシ二硫酸の水溶性塩	96	地方公務	使用	3	試験研究用	a	試験研究用の試薬として使用	1.0.1/年未満	I:排出制御	G:排出なし	E:下水道	b:できない					使用する段階で、殆んど分解してしまう。	
121	ベルオキシ二硫酸の水溶性塩	81	学術・開発研究機関	使用	3	試験研究用	a	分析用試薬	1.0.1/年未満	U:開放系	E:下水道	b:できない						使用は不定期かつ少量であり、廃棄物に含まれる移動量の把握は困難。酸化剤として使用するため、分解する。	
121	ベルオキシ二硫酸の水溶性塩	17	化学工業	使用	3	試験研究用	a		1.0.1/年未満	I:排出制御	B:公共用水域	b:できない						社内廃アルカリピットへ廃棄し中和処理して排水している。	
121	ベルオキシ二硫酸の水溶性塩	36	水道業	使用	3	試験研究用	a	水道水質試験用	1.0.1/年未満	F:閉鎖系	G:排出なし	b:できない						反応により他の物質に変化するため	
121	ベルオキシ二硫酸の水溶性塩	96	地方公務	使用	3	試験研究用	a	試験研究用試薬	1.0.1/年未満	F:閉鎖系	F:事業所外移動	b:できない						処理業者に委託している為。	

別表2-1「排出量を算出できない」と回答されたレコード一覧:用途が「試験研究用(03)」または「試薬(04)」であるレコード

番号	物質名	業種番号	業種名	種類番号	種類名	用途			使用量	使用状況	排出等の種類			排出量算出可否	「算出できる」場合の方法					「算出できない」理由		
						記号	詳細名	用途詳細(自由記述)			(1)	(2)	(3)		物質収支	実測値	排出係数	物性値	その他		その他方法	
122	ベルフルオロ(オクタン-1-スルホン酸)	81	学術・開発研究機関	使用	3	試験研究用	a	分析	1.0.1/年未満	ア:閉鎖系	F:事業所外移動		b:できない								廃液処理業者へ委託	
123	ベンゾフェノン	81	学術・開発研究機関	使用	3	試験研究用	a	分析用試薬	1.0.1/年未満	ウ:開放系	E:下水道		b:できない								使用は不定期かつ少量であり、廃棄物に含まれての移動量の把握は困難。	
123	ベンゾフェノン	16	印刷・関連産業	使用	3	試験研究用	a		1.0.1/年未満	イ:排出制御	A:大気		b:できない								ドラフトチャンパーに計量計がないから	
124	ホリ(オキシエチレン)ドデシルエーテル硫酸エステルナトリウム	36	水道業	使用	3	試験研究用	a	水質検査	1.0.1/年未満	ア:閉鎖系	F:事業所外移動		b:できない								回収して業者に処分を委託しているため	
130	メチレンビス(4-1-フェニレン)=ジイソシアネート	19	プラスチック製品製造業	使用	3	試験研究用	a	樹脂合成実験原材料	1.0.1/年未満	ア:閉鎖系	G:排出なし		b:できない								合成条件から揮発する可能性は極めて低く、また環流管により捕集回収しているため環境中への排出の可能性も極めて低い。排出がないため算出できない。	
130	メチレンビス(4-1-フェニレン)=ジイソシアネート	19	プラスチック製品製造業	使用	3	試験研究用	a	合成樹脂硬化促進剤	1.0.1/年未満	ウ:開放系	G:排出なし		b:できない								硬化時にモノマーが揮発する可能性は極めて低く、硬化後は別の物質に変化するため環境中への排出の可能性も極めて低い。排出がないため算出できない。	
133	モルホリン	17	化学工業	使用	3	試験研究用	a	原材料及び製品の試験	1.0.1/年未満	ウ:開放系	F:事業所外移動		b:できない								混合物として排出されるため	
133	モルホリン	16	印刷・関連産業	使用	3	試験研究用	a		1.0.1/年未満	イ:排出制御	A:大気		b:できない								ドラフトチャンパーに計量計がないから	
135	りん酸トリリル	81	学術・開発研究機関	使用	3	試験研究用	a	分析用試薬	1.0.1/年未満	ウ:開放系	E:下水道		b:できない								使用は不定期かつ少量であり、廃棄物に含まれての移動量の把握は困難。	
3	アジ化ナトリウム	73	医療業	使用	4	試薬	a	病理標本用免疫組織化学染色に使う抗体の希釈時に防腐剤として0.1%混入	1.0.1/年未満	ア:閉鎖系	F:事業所外移動		b:できない								ごく微量のため算出不可	
3	アジ化ナトリウム	36	水道業	使用	4	試薬	a	水質試験	1.0.1/年未満	イ:排出制御	B:公共用水域		b:できない								下水処理過程での分解及び分析法が確立されていないため。	
3	アジ化ナトリウム	36	水道業	使用	4	試薬	a	水質試験	1.0.1/年未満	イ:排出制御	B:公共用水域		b:できない								下水処理過程での分解及び分析法が確立されていないため。	
3	アジ化ナトリウム	36	水道業	使用	4	試薬	a	水質試験	1.0.1/年未満	イ:排出制御	B:公共用水域		b:できない								下水処理過程での分解及び分析法が確立されていないため。	
3	アジ化ナトリウム	36	水道業	使用	4	試薬	a	水質試験	1.0.1/年未満	イ:排出制御	B:公共用水域		b:できない								下水処理過程での分解及び分析法が確立されていないため。	
3	アジ化ナトリウム	36	水道業	使用	4	試薬	a	水質試験	1.0.1/年未満	ウ:開放系	E:下水道		b:できない								使用後下水処理するがどの程度排出されるか実測していない。試験方法もわからない。	
3	アジ化ナトリウム	17	化学工業	使用	4	試薬	a		1.0.1/年未満	ウ:開放系	B:公共用水域		b:できない								分析する時の試薬(希釈液)で用量が微量の為	
3	アジ化ナトリウム	36	水道業	使用	4	試薬	a	製品(水道水)の品質管理	1.0.1/年未満	ア:閉鎖系	F:事業所外移動		b:できない								産業廃棄物として全量回収処分しているため	
3	アジ化ナトリウム	36	水道業	使用	4	試薬	a	水質検査用の試薬	1.0.1/年未満		E:下水道		b:できない								試薬で用量が少量であることと、下水道へ移動するため	
3	アジ化ナトリウム	85	廃棄物処理業	使用	4	試薬	a	水質検査用の試薬	1.0.1/年未満	ア:閉鎖系	G:排出なし		b:できない								用量が少量であり、また、し尿処理施設へ投入しているため	
3	アジ化ナトリウム	96	地方公務	使用	4	試薬	a	水質検査に使用している	1.0.1/年未満	イ:排出制御	G:排出なし		b:できない								回収しているため	
5	アセナフテン	17	化学工業	使用	4	試薬	a	分析工程で試薬として使用している。	1.0.1/年未満	ウ:開放系	B:公共用水域		b:できない								廃水処理施設で処理された後排出しているため、未処理分の量的把握が困難。年間1kg未満の使用量である。	
5	アセナフテン	36	水道業	使用	4	試薬	a	水質検査用の試薬	1.0.1/年未満		E:下水道		b:できない								試薬で用量が少量であることと下水道へ移動するため	
9	アントラセン	17	化学工業	使用	4	試薬	a	医薬品の判定試験	1.0.1/年未満	ア:閉鎖系	F:事業所外移動		b:できない								年間使用量が1gであり、試験には複数の試薬を使用しており反応後の残量を特定しにくい	
15	2-(4-エトキシフェニル)-2-メチルプロピル-3-フェノキシベンジルエーテル	36	水道業	使用	4	試薬	a	水質検査用の試薬	1.0.1/年未満		E:下水道		b:できない								試薬で用量が少量であることと下水道へ移動するため	
17	塩化第二鉄	17	化学工業	使用	4	試薬	a		1.0.1/年未満	ウ:開放系	E:下水道		b:できない								他物質と反応させている為	
17	塩化第二鉄	17	化学工業	使用	4	試薬	a	分析工程で試薬として使用している。	1.0.1/年未満	ウ:開放系	B:公共用水域		b:できない									排水処理施設で処理された後排出しているため、未処理分の量的把握が困難。(年間使用量25g以下)
17	塩化第二鉄	17	化学工業	使用	4	試薬	a	分析工程で試薬として使用している	1.0.1/年未満	ウ:開放系	B:公共用水域		b:できない								排水処理施設で処理された後排出しているため、未処理分の量的把握が困難。年間1kg未満の使用量である。	
17	塩化第二鉄	17	化学工業	使用	4	試薬	a	医薬品の判定試験	1.0.1/年未満	ア:閉鎖系	F:事業所外移動		b:できない								年間使用量が25gであり、試験には複数の試薬を使用しており反応後の残量を特定しにくい	
17	塩化第二鉄	36	水道業	使用	4	試薬	a	水質試験用試薬(第二塩化鉄六水和物を使用)	1.0.1/年未満	ウ:開放系	E:下水道		b:できない								事業所内での使用量は把握できるが、下水からの流入量、排出量は把握が困難	
29	1-クロロフェノール	17	化学工業	使用	4	試薬	a	医薬品の判定試験	1.0.1/年未満	ア:閉鎖系	F:事業所外移動		b:できない								年間使用量が100gであり、試験には複数の試薬を使用しており反応後の残量を特定しにくい	
41	1,2-ジクロロ-4-ニトロベンゼン	17	化学工業	使用	4	試薬	a	医薬品の判定試験	1.0.1/年未満	ア:閉鎖系	F:事業所外移動		b:できない								年間使用量が25gであり、試験には複数の試薬を使用しており反応後の残量を特定しにくい	
52	ジブロモクロロメタン	36	水道業	使用	4	試薬	a	水質検査用の試薬	1.0.1/年未満		E:下水道		b:できない								試薬で用量が少量であることと下水道へ移動するため	
56	N,N-ジメチルアニリン	17	化学工業	使用	4	試薬	a	医薬品の判定試験	1.0.1/年未満	ア:閉鎖系	F:事業所外移動		b:できない								年間使用量が25gであり、試験には複数の試薬を使用しており反応後の残量を特定しにくい	
64	臭素	17	化学工業	使用	4	試薬	a		1.0.1/年未満	ウ:開放系	E:下水道	A:大気		b:できない							他物質と反応させている為	
64	臭素	17	化学工業	使用	4	試薬	a	分析工程で試薬として使用している。	1.0.1/年未満	ウ:開放系	A:大気	F:事業所外移動		b:できない								ハロゲン物質であり、使用量の殆どを外部委託処分しているが、その他の量的把握が困難。(年間使用量、200g以下)
64	臭素	17	化学工業	使用	4	試薬	a	分析工程で試薬として使用している	1.0.1/年未満	ウ:開放系	F:事業所外移動		b:できない								使用量のほとんどは外部委託処理分であるが、その他の把握が困難。年間約1kgの使用量である。	
64	臭素	17	化学工業	使用	4	試薬	a	医薬品の判定試験	1.0.1/年未満	ア:閉鎖系	F:事業所外移動		b:できない								年間使用量が5gであり、試験には複数の試薬を使用しており反応後の残量を特定しにくい	
65	臭素酸の水溶性塩	36	水道業	使用	4	試薬	a	水質試験	1.0.1/年未満	イ:排出制御	B:公共用水域		b:できない								下水処理過程での分解及び分析法が確立されていないため。	
65	臭素酸の水溶性塩	36	水道業	使用	4	試薬	a	水質試験	1.0.1/年未満	イ:排出制御	B:公共用水域		b:できない								下水処理過程での分解及び分析法が確立されていないため。	

別表2-1「排出量を算出できない」と回答されたレコード一覧:用途が「試験研究用(03)」または「試薬(04)」であるレコード

物質 番号	業種 番号	種類 番号	用途			使用量	使用状況	排出等の種類			「算出できる」場合の方法					「算出できない」理由		
			記号	詳細名	用途詳細(自由記述)			(1)	(2)	(3)	排出量算出可否	物質収支	実測値	排出係数	物性値		その他	その他方法
65	36	水道業	使用	4	試薬	a	水質試験	1.0.1/年未満	イ.排出制御	B.公共用水域								下水処理過程での分解及び分析法が確立されていないため。
65	17	化学工業	使用	4	試薬	a	分析工程で試薬として使用している。	1.0.1/年未満	ウ.開放系	B.公共用水域								排水処理施設で処理された後排出しているため、未処理分の量的把握が困難。(年間使用量:25g以下)
65	36	水道業	使用	4	試薬	a	水質検査用の試薬	1.0.1/年未満		E.下水道								試薬で使用量が少量であること下水道へ移動するため
75	17	化学工業	使用	4	試薬	a		1.0.1/年未満	ウ.開放系	E.下水道								他物質と反応させている為
75	36	水道業	使用	4	試薬	a	水質試験	1.0.1/年未満	イ.排出制御	B.公共用水域								下水処理過程での分解及び分析法が確立されていないため。
75	36	水道業	使用	4	試薬	a	水質試験	1.0.1/年未満	イ.排出制御	B.公共用水域								下水処理過程での分解及び分析法が確立されていないため。
75	36	水道業	使用	4	試薬	a	水質試験	1.0.1/年未満	イ.排出制御	B.公共用水域								下水処理過程での分解及び分析法が確立されていないため。
75	36	水道業	使用	4	試薬	a	水質試験	1.0.1/年未満	イ.排出制御	B.公共用水域								下水処理過程での分解及び分析法が確立されていないため。
75	17	化学工業	使用	4	試薬	a	分析工程で試験検体として使用している。	1.0.1/年未満	ウ.開放系	B.公共用水域	F.事業所外移動							使用量の殆どを外部委託処分しているが、その他の把握が困難。(年間使用量:10kg以下)
75	17	化学工業	使用	4	試薬	a	分析工程で試験検体として使用している。	1.0.1/年未満	ウ.開放系	B.公共用水域	F.事業所外移動							試験器具の洗浄時に曝気槽処理設備へ行く分と、大部分の試験済溶液を外部焼却委託分としているがその割合が正確に把握できない
75	17	化学工業	使用	4	試薬	a	医薬品の判定試験	1.0.1/年未満	ア.閉鎖系	F.事業所外移動								年間使用量が300gであり、試験には複数の試薬を使用しており反応後の残量を特定しにくい
75	36	水道業	使用	4	試薬	a	水質検査用の試薬	1.0.1/年未満		E.下水道								試薬で使用量が少量であること下水道へ移動するため
77	32	その他の製造業	使用	4	試薬	a	品質管理工程分析	1.0.1/年未満	ウ.開放系	B.公共用水域								使用の数量及び頻度が少ない。
77	17	化学工業	使用	4	試薬	a	分析工程で試薬として使用している。	1.0.1/年未満	ウ.開放系	A.大気	B.公共用水域	F.事業所外移動						使用量のほとんどは外部委託処分であるが、その他の把握が困難。(年間使用量:1000ml(726g)以下)
77	17	化学工業	使用	4	試薬	a	分析工程で試薬として使用している。	1.0.1/年未満	ウ.開放系	F.事業所外移動								使用量のほとんどは外部委託処分であるが、その他の把握が困難。年間約50mlの使用量である。
77	17	化学工業	使用	4	試薬	a	医薬品の判定試験	1.0.1/年未満	ア.閉鎖系	F.事業所外移動								年間使用量が1500mlであり、試験には複数の試薬を使用しており反応後の残量を特定しにくい
77	17	化学工業	使用	4	試薬	a	HPLCの移動層	1.0.1/年未満	イ.排出制御	H.不明								移動層としており、大気への排出はほとんどないと考えています。廃液は他の廃液とともに処理しており、量の計算はむずかしいです。(産廃で処理しています)
79	32	その他の製造業	使用	4	試薬	a	品質管理工程分析	1.0.1/年未満	ウ.開放系	B.公共用水域								使用の数量及び頻度が少ない。
79	17	化学工業	使用	4	試薬	a	分析工程で試薬として使用している。	1.0.1/年未満	ウ.開放系	B.公共用水域	F.事業所外移動							使用量のほとんどは外部委託処分であるが、その他の把握が困難。(年間使用量:1.1kg以下)
79	17	化学工業	使用	4	試薬	a	医薬品の判定試験	1.0.1/年未満	ア.閉鎖系	F.事業所外移動								年間使用量が1000gであり、試験には複数の試薬を使用しており反応後の残量を特定しにくい
79	17	化学工業	使用	4	試薬	a	合成反応の脱保護剤	1.0.1/年未満	イ.排出制御	H.不明								使用したトリクロロ酢酸は他の合成原料とともに産廃で処理しているため、量の計算はむずかしいです。(ほとんども大気中へは排出していないと考えています)
79	36	水道業	使用	4	試薬	a	水質検査用の試薬	1.0.1/年未満		E.下水道								試薬で使用量が少量であること下水道へ移動するため
79	76	学校教育	使用	4	試薬	a	HPLCに使用する溶媒中に少量を加えて用いた。	1.0.1/年未満	イ.排出制御	F.事業所外移動								環境中への排出は行わず原点貯留を行い、廃棄物処理業者にて処分を行っている。容器にふたをしており、大気中への揮発はごく微量と思われるが計測はしていない
80	17	化学工業	使用	4	試薬	a	溶液粘度測定用の溶媒	1.0.1/年未満	ア.閉鎖系	F.事業所外移動								測定時の溶媒として使用するため、排出量はごく微量(測定中の蒸発のみ)
80	36	水道業	使用	4	試薬	a	水質検査用の試薬	1.0.1/年未満		E.下水道								試薬で使用量が少量であること下水道へ移動するため
92	17	化学工業	使用	4	試薬	a	医薬品の判定試験	1.0.1/年未満	ア.閉鎖系	F.事業所外移動								年間使用量が500gであり、試験には複数の試薬を使用しており反応後の残量を特定しにくい
97	17	化学工業	使用	4	試薬	a	分析工程で試薬として使用している。	1.0.1/年未満	ウ.開放系	B.公共用水域								廃水処理施設で処理された後排出しているため、未処理分の量的把握が困難。年間1kg未満の使用量である。
98	17	化学工業	使用	4	試薬	a	分析工程で試薬として使用している。	1.0.1/年未満	ウ.開放系	A.大気	F.事業所外移動							使用量のほとんどは外部委託処分であるが、その他の把握が困難。(年間使用量:25g以下)
98	17	化学工業	使用	4	試薬	a	医薬品の判定試験	1.0.1/年未満	ア.閉鎖系	F.事業所外移動								年間使用量が25gであり、試験には複数の試薬を使用しており反応後の残量を特定しにくい
100	17	化学工業	使用	4	試薬	a	分析工程で試薬として使用している。	1.0.1/年未満	ウ.開放系	B.公共用水域								排水処理施設で処理された後排出しているため、未処理分の量的把握が困難。(年間使用量:25g以下)
100	17	化学工業	使用	4	試薬	a	分析工程で試薬として使用している。	1.0.1/年未満	ウ.開放系	F.事業所外移動								使用量のほとんどは外部委託処分であるが、その他の把握が困難。年間約1kg未満の使用量である。
100	17	化学工業	使用	4	試薬	a	医薬品の判定試験	1.0.1/年未満	ア.閉鎖系	F.事業所外移動								年間使用量が25gであり、試験には複数の試薬を使用しており反応後の残量を特定しにくい
101	17	化学工業	使用	4	試薬	a	分析工程で試薬として使用している。	1.0.1/年未満	ウ.開放系	F.事業所外移動								使用量のほとんどは外部委託処分であるが、その他の把握が困難。(年間使用量:25g以下)
101	17	化学工業	使用	4	試薬	a	分析工程で試薬として使用している。	1.0.1/年未満	ウ.開放系	B.公共用水域								廃水処理施設で処理された後排出しているため、未処理分の量的把握が困難。年間1kg未満の使用量である。
101	17	化学工業	使用	4	試薬	a	医薬品の判定試験	1.0.1/年未満	ア.閉鎖系	F.事業所外移動								年間使用量が25gであり、試験には複数の試薬を使用しており反応後の残量を特定しにくい
103	17	化学工業	使用	4	試薬	a	医薬品の判定試験	1.0.1/年未満	ア.閉鎖系	F.事業所外移動								年間使用量が25gであり、試験には複数の試薬を使用しており反応後の残量を特定しにくい
106	17	化学工業	使用	4	試薬	a	分析の内部標準液用	1.0.1/年未満	ア.閉鎖系	F.事業所外移動								使用量が微量であること。閉鎖系で使用していること。
106	17	化学工業	使用	4	試薬	a	医薬品の判定試験	1.0.1/年未満	ア.閉鎖系	F.事業所外移動								年間使用量が25mlであり、試験には複数の試薬を使用しており反応後の残量を特定しにくい
108	17	化学工業	使用	4	試薬	a	医薬品の判定試験	1.0.1/年未満	ア.閉鎖系	F.事業所外移動								年間使用量が25gであり、試験には複数の試薬を使用しており反応後の残量を特定しにくい
116	36	水道業	使用	4	試薬	a	水質検査用の試薬	1.0.1/年未満		E.下水道								試薬で使用量が少量であること下水道へ移動するため

別表2-1「排出量を算出できない」と回答されたレコード一覧:用途が「試験研究用(03)」または「試薬(04)」であるレコード

番号	物質	業種	種類	用途			使用量	使用状況	排出等の種類			「算出できる」場合の方法					「算出できない」理由	
				番号	記号	詳細名			(1)	(2)	(3)	排出量算出可否	物質収支	実測値	排出係数	物性値		その他
119	ノルマルヘキサン	17 化学工業	使用	4 試薬	a		1.0.1/年未満	7.閉鎖系	F.事業所外移動									分析する時の試薬で使用量が微量の為
119	ノルマルヘキサン	32 その他の製造業	使用	4 試薬	a	品質管理工程分析	1.0.1/年未満	9.開放系	B.公共用水域									使用の数量及び頻度が少ない。
119	ノルマルヘキサン	17 化学工業	使用	4 試薬	a	分析工程で試薬として使用している	1.0.1/年未満	9.開放系	A.大気	F.事業所外移動								使用量のほとんどは外部委託処理分であるが、その他の把握が困難。(年間使用量:612[約40kg]以下)
119	ノルマルヘキサン	17 化学工業	使用	4 試薬	a	分析工程で試薬として使用している	1.0.1/年未満	9.開放系	F.事業所外移動									使用量のほとんどは外部委託処理分であるが、その他の把握が困難。年間1kg未満の使用量である。
119	ノルマルヘキサン	9 食料品製造業	使用	4 試薬	a	分析試験	1.0.1/年未満	9.開放系	A.大気									使用量の大半は再生資源(廃溶剤)としているが、他の溶剤と併せて管理している為、ノルマルヘキサンの大気への排出量は算出できない
119	ノルマルヘキサン	17 化学工業	使用	4 試薬	a	医薬品の判定試験	1.0.1/年未満	7.閉鎖系	F.事業所外移動									年間使用量が2000mlであり、試験には複数の試薬を使用しており反応後の残量を特定しにくい
119	ノルマルヘキサン	36 水道業	使用	4 試薬	a	製品(水道水)の品質管理	1.0.1/年未満	7.閉鎖系	F.事業所外移動									
121	ベルオキシ二硫酸の水溶性塩	36 水道業	使用	4 試薬	a	全窒素-全りん自動測定装置用	1.0.1/年未満	7.閉鎖系	F.事業所外移動									測定後は、分解しており残存量等を把握していない
121	ベルオキシ二硫酸の水溶性塩	36 水道業	使用	4 試薬	a	全窒素-全りん自動測定装置用	1.0.1/年未満	7.閉鎖系	F.事業所外移動			1						測定後は、分解しており残存量等を把握していない
121	ベルオキシ二硫酸の水溶性塩	36 水道業	使用	4 試薬	a	全窒素-全りん自動測定装置用	1.0.1/年未満	7.閉鎖系	F.事業所外移動									測定後は、分解しており残存量等を把握していない
121	ベルオキシ二硫酸の水溶性塩	36 水道業	使用	4 試薬	a	全窒素-全りん自動測定装置用	1.0.1/年未満	7.閉鎖系	F.事業所外移動									測定後は、分解しており残存量等を把握していない
121	ベルオキシ二硫酸の水溶性塩	36 水道業	使用	4 試薬	a	全窒素-全りん自動測定装置用	1.0.1/年未満	7.閉鎖系	F.事業所外移動									測定後は、分解しており残存量等を把握していない
121	ベルオキシ二硫酸の水溶性塩	85 廃棄物処理業	使用	4 試薬	a	全窒素-全りん自動測定装置用	1.0.1/年未満	7.閉鎖系	F.事業所外移動									測定後は、分解しており残存量等を把握していない
121	ベルオキシ二硫酸の水溶性塩	85 廃棄物処理業	使用	4 試薬	a	全窒素-全りん自動測定装置用	1.0.1/年未満	7.閉鎖系	F.事業所外移動			1						測定後は、分解しており残存量等を把握していない
121	ベルオキシ二硫酸の水溶性塩	36 水道業	使用	4 試薬	a	水質試験	1.0.1/年未満	7.閉鎖系	I.排出制御	B.公共用水域								分析の過程で分解及び分析法が確立されていない。
121	ベルオキシ二硫酸の水溶性塩	36 水道業	使用	4 試薬	a	自動計測器	1.0.1/年未満	7.閉鎖系	F.事業所外移動									廃棄物処理業者により処分されるため
121	ベルオキシ二硫酸の水溶性塩	36 水道業	使用	4 試薬	a	水質試験	1.0.1/年未満	I.排出制御	B.公共用水域									分析の過程で分解及び分析法が確立されていない。
121	ベルオキシ二硫酸の水溶性塩	36 水道業	使用	4 試薬	a	自動計測器	1.0.1/年未満	7.閉鎖系	F.事業所外移動									廃棄物処理業者により処分されるため
121	ベルオキシ二硫酸の水溶性塩	36 水道業	使用	4 試薬	a	水質試験	1.0.1/年未満	I.排出制御	B.公共用水域									分析の過程で分解及び分析法が確立されていないため。
121	ベルオキシ二硫酸の水溶性塩	36 水道業	使用	4 試薬	a	自動計測器	1.0.1/年未満	7.閉鎖系	F.事業所外移動									廃棄物処理業者により処分されるため
121	ベルオキシ二硫酸の水溶性塩	36 水道業	使用	4 試薬	a	水質試験	1.0.1/年未満	7.閉鎖系	F.事業所外移動									分析の過程で分解及び分析法が確立されていないため。
121	ベルオキシ二硫酸の水溶性塩	36 水道業	使用	4 試薬	a	自動計測器	1.0.1/年未満	7.閉鎖系	F.事業所外移動									廃棄物処理業者により処分されるため
121	ベルオキシ二硫酸の水溶性塩	36 水道業	使用	4 試薬	a	水質試験	1.0.1/年未満	9.開放系	E.下水道									試験に使用時に分解するはず、また使用后下水処理するがどの程度排出されるか実測をしていない。試験方法もわからない。
121	ベルオキシ二硫酸の水溶性塩	36 水道業	使用	4 試薬	a	窒素リン計 試薬	1.0.1/年未満	7.閉鎖系	B.公共用水域									下水処理しているため
121	ベルオキシ二硫酸の水溶性塩	36 水道業	使用	4 試薬	a	窒素リン計 試薬	1.0.1/年未満	7.閉鎖系	B.公共用水域									下水処理しているため
121	ベルオキシ二硫酸の水溶性塩	36 水道業	使用	4 試薬	a	窒素リン計 試薬	1.0.1/年未満	7.閉鎖系	B.公共用水域									下水処理しているため
121	ベルオキシ二硫酸の水溶性塩	36 水道業	使用	4 試薬	a	窒素リン計 試薬	1.0.1/年未満	7.閉鎖系	B.公共用水域									下水処理しているため
121	ベルオキシ二硫酸の水溶性塩	36 水道業	使用	4 試薬	a	水質分析	1.0.1/年未満	7.閉鎖系	B.公共用水域									下水処理しているため
121	ベルオキシ二硫酸の水溶性塩	36 水道業	使用	4 試薬	a	窒素リン計 試薬	1.0.1/年未満	7.閉鎖系	B.公共用水域									下水処理しているため
121	ベルオキシ二硫酸の水溶性塩	36 水道業	使用	4 試薬	a	窒素リン計 試薬	1.0.1/年未満	7.閉鎖系	B.公共用水域									下水処理しているため
121	ベルオキシ二硫酸の水溶性塩	17 化学工業	使用	4 試薬	a	分析工程で試薬として使用している	1.0.1/年未満	9.開放系	B.公共用水域									廃水処理施設で処理された後排出しているため未処理分の量的把握が困難。年間1kg未満の使用量である。
121	ベルオキシ二硫酸の水溶性塩	17 化学工業	使用	4 試薬	a	医薬品の判定試験	1.0.1/年未満	7.閉鎖系	F.事業所外移動									年間使用量が50gであり、試験には複数の試薬を使用しており反応後の残量を特定しにくい
121	ベルオキシ二硫酸の水溶性塩	30 輸送用機械器具製造業	使用	4 試薬	a	排水処理の自動分析用薬品	1.0.1/年未満	I.排出制御	B.公共用水域									本物質の分析方法や算出方法がわからない(分析排水は排水処理している)
121	ベルオキシ二硫酸の水溶性塩	36 水道業	使用	4 試薬	a	水質検査用の試薬	1.0.1/年未満	9.開放系	E.下水道									試薬で使用量が少量であることと下水道へ移動するため
121	ベルオキシ二硫酸の水溶性塩	36 水道業	使用	4 試薬	a	水質試験用試薬	1.0.1/年未満	9.開放系	E.下水道									事業所内での使用量は把握できるが、下水からの流入量、排出量は把握が困難
123	ベンゾフェノン	17 化学工業	使用	4 試薬	a	分析工程で試薬として使用している	1.0.1/年未満	9.開放系	B.公共用水域	A.大気								廃水処理施設で処理された後排出された分と、使用中自然揮発して放出された把握が困難。年間500g以下の使用量

別表2-2「排出量を算出できない」と回答されたレコード一覧:「排出していないこと」が明らかなレコード

物質 番号	業種 番号	種類 番号	用途			使用量	使用 状況	排出等の種類			「算出できる」場合の方法					「算出できない」理由		
			番号	記号	詳細名			(1)	(2)	(3)	排出 量算出 可否	物質 収取	実測 値	排出 係数	物性 値		その他 方法	
1	17	17	21	i	塗料(塗料、ワニス原料)コーティング剤(プライマーを含む)	2.01t/年以上 1t/年未満	7:閉鎖系	G:排出なし									反応率ほぼ100%で排出しないと考えるから	
1	17	17	9	a	中間物(合成原料、重合原料等)	3.1t/年以上 10t/年未満	7:閉鎖系	G:排出なし									環境へ排出される恐れがあるのは、ドラムより閉鎖系の釜へ仕込むときのみである	
1	17	17	10		塗料、ワニス、コーティング剤印刷インク、複写用溶剤、殺生物剤用溶剤	2.01t/年以上 1t/年未満	7:閉鎖系	G:排出なし									反応ですべて重合するので	
1	17	17	9	a	中間物(合成原料、重合原料等)	1.01t/年未満	7:閉鎖系	G:排出なし									重合用単量体としてほぼ100%重合していると考えられる	
2	27	27	2	a	重合体	3.1t/年以上 10t/年未満	7:閉鎖系	G:排出なし									当該ドラム缶より重合装置へ仕込む際、室内で僅かに揮発するのみであり、微量のため測定不可能	
2	17	17	21	i	塗料(塗料、ワニス原料)コーティング剤(プライマーを含む)	3.1t/年以上 10t/年未満	7:閉鎖系	G:排出なし									反応率ほぼ100%で排出しないと考えるから	
2	17	17	9	a	中間物(合成原料、重合原料等)	1.0t/年未満	7:閉鎖系	G:排出なし									除害設備で焼却するので、測定では検出限界以下	
2	17	17	9	a	中間物(合成原料、重合原料等)	4.10t/年以上 100t/年未満	7:閉鎖系	G:排出なし									環境へ排出される恐れがあるのはドラムより閉鎖系の釜へ仕込むときのみである	
2	17	17	9	a	中間物(合成原料、重合原料等)	4.10t/年以上 100t/年未満	7:閉鎖系	G:排出なし									重合用単量体としてほぼ100%重合していると考えられる	
2	17	17	30	b	写真、フォトレジスト、印刷版材料	2.01t/年以上 1t/年未満	7:閉鎖系	G:排出なし										
3	17	17	25	c	殺生物剤 2(農業以外)(工業用途/工程内使用で成型品に含まれないもの)	1.01t/年未満	7:閉鎖系	G:排出なし									使用量が極めて少ないため	
9	17	17	54	a	その他の原料・添加剤	61000t/年以上	7:閉鎖系	G:排出なし									成分および含有量はMSDSには幅を持たせて記載されており、算定できない	
14	17	17	10	a	塗料用溶剤、塗料希釈剤、塗料剥離剤	4.10t/年以上 100t/年未満	7:閉鎖系	G:排出なし										
17	29	29	14	d	希釈溶剤	2.01t/年以上 1t/年未満	7:閉鎖系	G:排出なし									塩化第二鉄としては排出されないため。	
17	29	29	14	d	希釈溶剤	3.1t/年以上 10t/年未満	7:閉鎖系	G:排出なし									塩化第二鉄としては排出されないため。	
17	29	29	14	d	希釈溶剤	2.01t/年以上 1t/年未満	7:閉鎖系	G:排出なし									塩化第二鉄としては排出されないため。	
17	17	17	54	a	その他の原料・添加剤	51000t/年以上 1000t/年未満	7:閉鎖系	G:排出なし									化学反応により、別の物質となる為	
17	17	17	54	a	その他の原料・添加剤	3.1t/年以上 10t/年未満	7:閉鎖系	G:排出なし									使用後水酸化鉄に変わるため塩化第二鉄としては排出されない	
17	29	29	46	c	凝集剤、PH調節材(中和剤)	1.01t/年未満	7:閉鎖系	G:排出なし									泥水、排水水質の分析結果、含有物質なし	
17	17	17	9	a	中間物(合成原料、重合原料等)	3.1t/年以上 10t/年未満	7:閉鎖系	G:排出なし									水酸化鉄に変化	
17	22	22	46	c	凝集剤、PH調節材(中和剤)	4.10t/年以上 100t/年未満	7:閉鎖系	G:排出なし									凝集して全量回収後、セメント原料として再利用しており、排出量は算出できない	
31	17	17	25	a	殺生物剤 2(農業以外)(工業用途/工程内使用で成型品に含まれないもの)	1.01t/年未満	7:閉鎖系	G:排出なし									排出がないため。	
48	17	17	48	b	熱伝導剤(熱媒体等)	3.1t/年以上 10t/年未満	7:閉鎖系	G:排出なし									密封系で使用しており排出されない	
50	17	17	21	a	塗料(塗料、ワニス原料)コーティング剤(プライマーを含む)	2.01t/年以上 1t/年未満	7:閉鎖系	G:排出なし									工程中の熱処理によりほぼ分解するため	
50	27	27	22	c	酸化防止剤(紫外線吸収剤、酸化防止剤、耐熱安定剤、ゲル化防止剤等)	1.01t/年未満	7:閉鎖系	G:排出なし									排出していない	
54	27	27	22	c	酸化防止剤(紫外線吸収剤、酸化防止剤、耐熱安定剤、ゲル化防止剤等)	1.01t/年未満	7:閉鎖系	G:排出なし									排出していない	
54	17	17	12	a	非水系(脱脂洗浄等)、準水系(フラックス洗浄等)	2.01t/年以上 1t/年未満	7:閉鎖系	G:排出なし									回収し、焼却(熱回収)するため排出なし	
57	17	17	2	a	重合体	3.1t/年以上 10t/年未満	7:閉鎖系	G:排出なし										
64	17	17	9	a	中間物(合成原料、重合原料等)	3.1t/年以上 10t/年未満	7:閉鎖系	G:排出なし										系内で完全消失させるため
66	17	17	48	b	熱伝導剤(熱媒体等)	61000t/年以上	7:閉鎖系	G:排出なし										閉鎖系でかつ密閉使用で有る為、計算不可
66	11	11	48	b	熱伝導剤(熱媒体等)	4.10t/年以上 100t/年未満	7:閉鎖系	G:排出なし										排出は基本的にならないため
66	19	19	48	b	熱伝導剤(熱媒体等)	4.10t/年以上 100t/年未満	7:閉鎖系	G:排出なし										閉鎖系で循環しているため
69	17	17	9	a	中間物(合成原料、重合原料等)	4.10t/年以上 100t/年未満	7:閉鎖系	G:排出なし										
73	17	17	9	a	中間物(合成原料、重合原料等)	51000t/年以上 1000t/年未満	7:閉鎖系	G:排出なし										
73	17	17	20	a	水系洗浄剤、ワックス 2(家庭用等の用途)	51000t/年以上 1000t/年未満	7:閉鎖系	G:排出なし										当該物質に酸化エチレンを付加反応させた製品であり、取り扱う環境下では沸点を示さない

別表2-2「排出量を算出できない」と回答されたレコード一覧:「排出していないこと」が明らかなレコード

物質 番号	業種	種類	用途			使用量	使用 状況	排出等の種類			「算出できる」場合の方法					「算出できない」理由		
			番号	記号	詳細名			用途詳細(自由記述)	(1)	(2)	(3)	排出 量算出 可否	物質 収支	実測 値	排出 係数		物性 値	その他 方法
76	3・6・9-トリアザウンデカン-11-ジアミン	29	電子部品・デバイス製造業	使用	30	合成樹脂(プラスチック)材料及び添加剤(成形材料の調合/成形加工用)着色剤(染料・顔料)はコード18	i	硬化剤、架橋剤 (FRP用スチレンモノマー等)	製品樹脂部分の硬化剤	2.01t/年以上 1t/年未満	A:閉鎖系	G:排出なし	b:できない					製品(固体)のため対象外
77	トリエチルアミン	23	鉄鋼業	使用	29	接着剤、粘着剤、シーリング材、封止材(プライマーを含む)	a	バインダー成分(カップリング剤を含む)、硬化剤	鑄造用中子の硬化剤	4.10t/年以上 100t/年未満	A:閉鎖系	G:排出なし	b:できない					全量化学反応をさせており、微量の漏れは定量化できない。
77	トリエチルアミン	23	鉄鋼業	使用	54	その他の原料・添加剤	a	その他の原料・添加剤	触媒として使用	2.01t/年以上 1t/年未満	A:閉鎖系	G:排出なし	b:できない					排出しない
77	トリエチルアミン	19	プラスチック製品製造業	使用	17	化学プロセス調節剤	a	触媒・触媒担体	配管断熱材の強度部材の一部	1.01t/年未満	A:閉鎖系	G:排出なし	b:できない					反応促進剤として使用され、そのまま製品として出荷される
77	トリエチルアミン	17	化学工業	使用	17	化学プロセス調節剤	a	触媒・触媒担体	樹脂の触媒	2.01t/年以上 1t/年未満	A:閉鎖系	G:排出なし	b:できない					他物質に変化し、製品となる
77	トリエチルアミン	17	化学工業	使用	17	化学プロセス調節剤	a	触媒・触媒担体	反応の触媒	4.10t/年以上 100t/年未満	A:閉鎖系	G:排出なし	b:できない					密閉系の取り扱いであり、且つ反応の設備内で他の物質に変化する
77	トリエチルアミン	17	化学工業	使用	17	化学プロセス調節剤	a	触媒・触媒担体	色素の合成触媒	1.01t/年未満	A:閉鎖系	G:排出なし	b:できない					回収し、焼却(熱回収)するため排出なし
82	トリクロロベンゼン	27	電気機械器具製造業	使用	12	洗浄用溶剤	a	非水系(脱脂洗浄等)、準水系(フラックス洗浄等)	非水系洗浄用溶剤	1.01t/年未満	A:閉鎖系	G:排出なし	b:できない					排出していない
85	ナフタレン	17	化学工業	使用	9	中間物(合成原料、重合原料等)	a		染料中間体	3.1t/年以上 10t/年未満	A:閉鎖系	G:排出なし	b:できない					主原料として使用、反応させる為別の化合物となっている。
85	ナフタレン	27	電気機械器具製造業	使用	27	火薬、爆薬(火火を含む)			電源装置の塗装工程	1.01t/年未満	A:閉鎖系	G:排出なし	b:できない					装置への塗布
85	ナフタレン	17	化学工業	使用	54	その他の原料・添加剤	a	その他の原料・添加剤	原料中の不純物	6.1000t/年以上	A:閉鎖系	G:排出なし	b:できない					成分および含有量がMSDSには幅を持たせて記載されており、算定できない
85	ナフタレン	17	化学工業	使用	43	研削油(切削油)、潤滑油	b	潤滑油の基油	合成潤滑油で回転部分の潤滑剤など	5.100t/年以上 1000t/年未満	A:閉鎖系	G:排出なし	b:できない					当該物質含有量は極めて僅かであること、使用環境が閉鎖系であるため環境への排出はないと推測
101	ビフェニル	17	化学工業	使用	48	熱伝導剤(熱媒体等)	b	熱媒・加熱剤	熱媒	3.1t/年以上 10t/年未満	A:閉鎖系	G:排出なし	b:できない					密閉系で使用しており排出されない
101	ビフェニル	17	化学工業	使用	48	熱伝導剤(熱媒体等)	b	熱媒・加熱剤	ポリエステル製造における重合設備の熱源用の熱媒	6.1000t/年以上	A:閉鎖系	G:排出なし	b:できない				不明	閉鎖系でかつ密閉使用で有る為、計算不可
101	ビフェニル	17	化学工業	使用	54	その他の原料・添加剤	a	その他の原料・添加剤	原料	6.1000t/年以上	A:閉鎖系	G:排出なし	b:できない					成分および含有量がMSDSには「幅を持たせて」記載されており算定できない
109	ターシャリブチルヒドロペルオキシド	17	化学工業	使用	17	化学プロセス調節剤	a	触媒・触媒担体	水性蛍光顔料製造用重合触媒	2.01t/年以上 1t/年未満	A:閉鎖系	G:排出なし	b:できない					反応で全て消費されるため
111	ターシャリブチルフェノール	17	化学工業	使用	17	化学プロセス調節剤	c	重合調節剤、重合禁止剤、安定剤	重合時の分子量調整剤(重合停止剤)	6.1000t/年以上	A:閉鎖系	G:排出なし	b:できない					密閉系の取り扱いであり、且つ反応設備内で他の物質に変化する
117	1-プロモプロパン	29	電子部品・デバイス製造業	使用	40	表面処理剤【塗料を除きエッチングを含む】(電気メッキ、無電解メッキ薬剤、エッチング剤等)	b	メッキ浴添加剤(光沢付与剤、揮発防止剤等)	めっきの光沢剤として使用。	3.1t/年以上 10t/年未満	A:閉鎖系	G:排出なし	b:できない					排出されていないため。
117	1-プロモプロパン	29	電子部品・デバイス製造業	使用	40	表面処理剤【塗料を除きエッチングを含む】(電気メッキ、無電解メッキ薬剤、エッチング剤等)	b	メッキ浴添加剤(光沢付与剤、揮発防止剤等)	めっきの光沢剤として使用。	3.1t/年以上 10t/年未満	A:閉鎖系	G:排出なし	b:できない					排出されていないため。
117	1-プロモプロパン	29	電子部品・デバイス製造業	使用	40	表面処理剤【塗料を除きエッチングを含む】(電気メッキ、無電解メッキ薬剤、エッチング剤等)	b	メッキ浴添加剤(光沢付与剤、揮発防止剤等)	めっきの光沢剤として使用。	3.1t/年以上 10t/年未満	A:閉鎖系	G:排出なし	b:できない					排出されていないため。
126	メチルアミン	17	化学工業	使用	9	中間物(合成原料、重合原料等)	a		医薬品中間体	3.1t/年以上 10t/年未満	A:閉鎖系	G:排出なし	b:できない					主原料と反応させる為全て別物質となっている。
128	メチルナフタレン	8	設備工事業	使用	54	その他の原料・添加剤	a	その他の原料・添加剤	ガス化プラントでの結晶物析出防止剤	1.01t/年未満	A:閉鎖系	G:排出なし	b:できない					排出がないため
130	メチレンビス(4-1-フェニレン)=ジイソシアネート	19	プラスチック製品製造業	使用	9	中間物(合成原料、重合原料等)	a		合成樹脂原材料	3.1t/年以上 10t/年未満	A:閉鎖系	G:排出なし	b:できない					合成条件から揮発する可能性は極めて低く、また循環管により捕集回収しているため環境中への排出の可能性も極めて低い。排出がないため算出できない。
130	メチレンビス(4-1-フェニレン)=ジイソシアネート	17	化学工業	使用	9	中間物(合成原料、重合原料等)	a		塗料、接着剤の製造	5.100t/年以上 1000t/年未満	A:閉鎖系	G:排出なし	b:できない					固体として仕込むため、仕込み時の大気への排出もなく、釜は閉鎖系であるため
133	モルホリン	25	金属製品製造業	使用	21	塗料(塗料、ワニス原料)コーティング剤(プライマーを含む)	e	腐食防止剤、防錆剤、防錆・防かび剤	錆物製品の防錆	1.01t/年未満	A:閉鎖系	G:排出なし	b:できない					
133	モルホリン	17	化学工業	使用	9	中間物(合成原料、重合原料等)	a		医薬品中間体	1.01t/年未満	A:閉鎖系	G:排出なし	b:できない					揮発性がなく、短時間容器の栓を開けるだけであるから

別表2-3「排出量を算出できない」と回答されたレコード一覧：「MSDS等がなく、含有情報が不明」または「現時点では未調査」のため排出量を算出できないとしているレコード

物質 番号	業種	種類	用途			使用量	使用状況	排出等の種類			「算出できる」場合の方法					「新しい排出形態」の可能性は低いと判断した理由					
			番号	記号	詳細名			(1)	(2)	(3)	排出 量算 出可 否	物質 収支	実測 値	排出 係数	物性 値		その他 方法				
22	クメン	17	化学工業	使用	10	塗料、ワニス、コーティング用 溶剤印刷インク、複写用溶 剤、殺生物剤用溶剤	e	殺生物剤用溶剤	農業の製造	3.1t/年以上10t/ 年未満	F:閉鎖系	A:大気	F:事業所 外移動	b:で き な い					原料中の一成分であり、メーカーからの含有量の開示がないため	○	
84	1-2,4-トリメチルベンゼン	17	化学工業	使用	10	塗料、ワニス、コーティング用 溶剤印刷インク、複写用溶 剤、殺生物剤用溶剤	a	塗料用溶剤、塗料希釈剤、 塗料剥離剤	農業の製造	4.10t/年以上 100t/年未満	F:閉鎖系	A:大気	F:事業所 外移動	b:で き な い					原料中の一成分であり、メーカーからの含有量の開示がないため	○	
69	デシルアルコール	27	電気機械器具製造業	使用	12	洗浄用溶剤	a	非水系(脱脂洗浄等)、準 水系(ワックス洗浄等)	合成樹脂部品の脱脂洗浄	2.0.1t/年以上 1t/年未満	F:閉鎖系	F:事業所 外移動	b:で き な い					メーカーで成分・含有率非公開	○		
73	1-ドデカノール	27	電気機械器具製造業	使用	12	洗浄用溶剤	a	非水系(脱脂洗浄等)、準 水系(ワックス洗浄等)	金属・樹脂部品の脱脂洗浄	3.1t/年以上10t/ 年未満	F:閉鎖系	F:事業所 外移動	b:で き な い					メーカーで成分・含有率非公開	○		
119	ノルマルヘキサン	27	電気機械器具製造業	使用	43	研削油(切削油)、潤滑油	a	研削油の基油	金属・樹脂部品の銼物系切削油	3.1t/年以上10t/ 年未満	E:排出制御	E:下水道	F:事業所 外移動	b:で き な い					メーカーで成分・含有率非公開	○	
119	ノルマルヘキサン	16	印刷・同関連業	使用	10	塗料、ワニス、コーティング用 溶剤印刷インク、複写用溶 剤、殺生物剤用溶剤	d	印刷インク用溶剤、インキ 除去剤、複写用溶剤	印刷工程にてインキを希釈する為 に使用する。	1.0.1t/年未満	E:排出制御	A:大気	b:で き な い					溶剤に含有されている量の把握をしていないから。	○		
22	クメン	17	化学工業	使用	10	塗料、ワニス、コーティング用 溶剤印刷インク、複写用溶 剤、殺生物剤用溶剤	a	塗料用溶剤、塗料希釈剤、 塗料剥離剤	塗料の製造・希釈・洗浄用		U:開放系	A:大気	b:で き な い					原料中の含有量が不明	○		
84	1-2,4-トリメチルベンゼン	17	化学工業	使用	10	塗料、ワニス、コーティング用 溶剤印刷インク、複写用溶 剤、殺生物剤用溶剤	a	塗料用溶剤、塗料希釈剤、 塗料剥離剤	塗料の製造・洗浄・希釈用		U:開放系	A:大気	b:で き な い					原料中の含有量が不明	○		
85	ナフタレン	17	化学工業	使用	10	塗料、ワニス、コーティング用 溶剤印刷インク、複写用溶 剤、殺生物剤用溶剤	a	塗料用溶剤、塗料希釈剤、 塗料剥離剤	塗料の製造・洗浄・希釈用		U:開放系	A:大気	b:で き な い					原料中の含有量が不明	○		
122	ペルフルオロ(オクタン- トリスルホン酸)	29	電子部品・デバイス製 造業	使用	30	写真、フォトレジスト、印刷版 材料	e	増感剤・減感剤、架橋密度 向上剤、レジスト添加剤	半導体素子製造用フォトレジスト	1.0.1t/年未満	F:閉鎖系	F:事業所 外移動	b:で き な い					材料メーカーより含有量が公表されていないため	○		
122	ペルフルオロ(オクタン- トリスルホン酸)	29	電子部品・デバイス製 造業	使用	30	写真、フォトレジスト、印刷版 材料	e	増感剤・減感剤、架橋密度 向上剤、レジスト添加剤	半導体素子製造用フォトレジスト	3.1t/年以上10t/ 年未満	F:閉鎖系	F:事業所 外移動	b:で き な い					材料メーカーより含有量が公表されていないため	○		
85	ナフタレン	17	化学工業	使用	10	塗料、ワニス、コーティング用 溶剤印刷インク、複写用溶 剤、殺生物剤用溶剤	b	ワニス用溶剤、絶縁ワニス 用溶剤	原料中の不純物	3.1t/年以上10t/ 年未満	F:閉鎖系	F:事業所 外移動	b:で き な い					微量であるため算出できない	○	「微量であるため」とあるが、使用量は多いことから、「含有率が微量である」ということと推測	
85	ナフタレン	17	化学工業	使用	10	塗料、ワニス、コーティング用 溶剤印刷インク、複写用溶 剤、殺生物剤用溶剤	b	ワニス用溶剤、絶縁ワニス 用溶剤	原料中の不純物	2.0.1t/年以上 1t/年未満	F:閉鎖系	F:事業所 外移動	b:で き な い					微量であるため算出できない	○	「微量であるため」とあるが、使用量は多いことから、「含有率が微量である」ということと推測	
69	デシルアルコール	17	化学工業	使用	54	その他の原料・添加剤	a	その他の原料・添加剤	界面活性剤製造用	5.100t/年以上 1000t/年未満	U:開放系	B:公共用 水域	b:で き な い					微量のため	○	「微量であるため」とあるが、使用量は多いことから、「含有率が微量である」ということと推測	
117	1-ブロモプロパン	28	情報通信機械器具製造 業	使用	12	洗浄用溶剤	a	非水系(脱脂洗浄等)、準 水系(ワックス洗浄等)		2.0.1t/年以上 1t/年未満	U:開放系	A:大気	F:事業所 外移動	b:で き な い					現在PRTR対象物質ではないため詳細なデータを取っていない。	○	

別表2-4 「排出量を算出できない」と回答されたレコード一覧:塩化第二鉄に関するレコード

物質 番号	業種 番号	種類 番号	用途			使用量	使用 状況	排出等の種類			排出 量算 出可 否	「算出できる」場合の方法					「算出できない」理由				
			詳細名	用途詳細(自由記述)	記号			(1)	(2)	(3)		物質 収支	実測 値	排出 係数	物理 値	その他		その他 方法			
17	塩化第二鉄	36	水道業	使用	46	水処理剤	c	凝集剤、PH調節材(中和剤)	汚泥凝集剤として使用	6:1000t/年以上	ウ:開放系	E:下水道	F:事業所外移動							凝集剤が汚泥と凝結反応を起こす際に鉄イオンと塩化物イオンに変化するため、塩化第二鉄として排出量を算出することができない	
17	塩化第二鉄	85	廃棄物処理業	使用	46	水処理剤	c	凝集剤、PH調節材(中和剤)	排水処理用凝集剤	5:100t/年以上 1000t/年未満	イ:排出制御	F:事業所外移動								排水処理用凝集剤として使用しており、環境中への排出量の算出は不可能	
17	塩化第二鉄	85	廃棄物処理業	使用	46	水処理剤	c	凝集剤、PH調節材(中和剤)	排水処理用凝集剤	5:100t/年以上 1000t/年未満	イ:排出制御	F:事業所外移動								排水処理用凝集剤として使用しており、環境中への排出量の算出は不可能	
17	塩化第二鉄	85	廃棄物処理業	使用	46	水処理剤	c	凝集剤、PH調節材(中和剤)	排水処理用凝集剤	4:10t/年以上 100t/年未満	イ:排出制御	E:下水道	F:事業所外移動							排水処理用凝集剤として使用しており、環境中への排出量の算出は不可能	
17	塩化第二鉄	85	廃棄物処理業	使用	46	水処理剤	c	凝集剤、PH調節材(中和剤)	排水処理用凝集剤	3:1t/年以上 10t/年未満	イ:排出制御	F:事業所外移動								排水処理用凝集剤として使用しており、環境中への排出量の算出は不可能	
17	塩化第二鉄	85	廃棄物処理業	使用	46	水処理剤	c	凝集剤、PH調節材(中和剤)	排水処理用凝集剤	4:10t/年以上 100t/年未満	イ:排出制御	F:事業所外移動								排水処理用凝集剤として使用しており、環境中への排出量の算出は不可能	
17	塩化第二鉄	85	廃棄物処理業	使用	46	水処理剤	c	凝集剤、PH調節材(中和剤)	排水処理用凝集剤	4:10t/年以上 100t/年未満	イ:排出制御	F:事業所外移動								排水処理用凝集剤として使用しており、環境中への排出量の算出は不可能	
17	塩化第二鉄	85	廃棄物処理業	使用	46	水処理剤	c	凝集剤、PH調節材(中和剤)	排水処理用凝集剤	4:10t/年以上 100t/年未満	イ:排出制御	F:事業所外移動								排水処理用凝集剤として使用しており、環境中への排出量の算出は不可能	
17	塩化第二鉄	85	廃棄物処理業	使用	46	水処理剤	d	金属イオン封鎖剤(キレート剤等)	排水処理用	2:0.1t/年以上 1t/年未満	イ:排出制御	G:排出なし	E:下水道							基本的に処理水を焼却炉に噴霧しているため、物質収支がわからない	
17	塩化第二鉄	85	廃棄物処理業	使用	46	水処理剤	c	凝集剤、PH調節材(中和剤)	排水処理施設での凝集剤とpH調整剤	3:1t/年以上 10t/年未満	ア:閉鎖系	E:下水道								下水放流水中の濃度を測定していないため、反応がないものとする、全量放流したと仮定して算出可能	
17	塩化第二鉄	27	電気機械器具製造業	使用	46	水処理剤	c	凝集剤、PH調節材(中和剤)	廃水処理施設の凝集剤	4:10t/年以上 100t/年未満	イ:排出制御	B:公共用水域								塩化第二鉄としての排水分析を行っていない。	
17	塩化第二鉄	22	窯業・土石製品製造業	使用	46	水処理剤	d	金属イオン封鎖剤(キレート剤等)	ヒ素を微量含む排水に、共沈処理の共沈剤として鉄(Ⅱ)塩を使用	3:1t/年以上 10t/年未満	イ:排出制御	B:公共用水域								ヒ素と反応し安定した砒酸鉄(FeAsO4)となる、過剰な塩化第二鉄は中和処理され塩化第二鉄としての排出はない	
17	塩化第二鉄	85	廃棄物処理業	使用	46	水処理剤	c	凝集剤、PH調節材(中和剤)	凝集処理剤	3:1t/年以上 10t/年未満	ウ:開放系	E:下水道								凝集沈殿の過程において形態が変わるため、汚泥としての排出はない。また、ごく少量が処理水中に含まれる可能性があるがこれについては把握できない。	
17	塩化第二鉄	85	廃棄物処理業	使用	46	水処理剤	c	凝集剤、PH調節材(中和剤)	凝集処理剤	3:1t/年以上 10t/年未満	ウ:開放系	E:下水道								凝集沈殿の過程において形態が変わるため、汚泥としての排出はない。また、ごく少量が処理水中に含まれる可能性があるがこれについては把握できない。	
17	塩化第二鉄	85	廃棄物処理業	使用	46	水処理剤	c	凝集剤、PH調節材(中和剤)	凝集処理剤	4:10t/年以上 100t/年未満	ウ:開放系	E:下水道								凝集沈殿の過程において形態が変わるため、汚泥としての排出はない。また、ごく少量が処理水中に含まれる可能性があるがこれについては把握できない。	
17	塩化第二鉄	85	廃棄物処理業	使用	46	水処理剤	c	凝集剤、PH調節材(中和剤)	凝集処理剤	5:100t/年以上 1000t/年未満	ウ:開放系	B:公共用水域								凝集沈殿の過程において形態が変わるため、汚泥としての排出はない。また、ごく少量が処理水中に含まれる可能性があるがこれについては把握できない。	
17	塩化第二鉄	85	廃棄物処理業	使用	46	水処理剤	c	凝集剤、PH調節材(中和剤)	凝集処理剤	5:100t/年以上 1000t/年未満	ウ:開放系	B:公共用水域								凝集沈殿の過程において形態が変わるため、汚泥としての排出はない。また、ごく少量が処理水中に含まれる可能性があるがこれについては把握できない。	
17	塩化第二鉄	36	水道業	使用	46	水処理剤	c	凝集剤、PH調節材(中和剤)	汚泥脱水	5:100t/年以上 1000t/年未満	ウ:開放系	B:公共用水域								汚泥としての排出はない、ごく少量が処理系への返流水に含まれる可能性があるがこれについては把握できない	
17	塩化第二鉄	36	水道業	使用	46	水処理剤	c	凝集剤、PH調節材(中和剤)	汚泥の凝集沈殿	5:100t/年以上 1000t/年未満	ウ:開放系	B:公共用水域								凝集沈殿の過程において形態が変わるため、汚泥としての排出はない。また、ごく少量が処理水中に含まれる可能性があるがこれについては把握できない。	
17	塩化第二鉄	36	水道業	使用	46	水処理剤	c	凝集剤、PH調節材(中和剤)	汚泥脱水	4:10t/年以上 100t/年未満	ウ:開放系	B:公共用水域								汚泥としての排出はない、ごく少量が処理系への返流水に含まれる可能性があるがこれについては把握できない	
17	塩化第二鉄	24	非鉄金属製造業	使用	52	分離、精製、抽出剤(抽出・精製剤は 14c) (抽出・精製剤は 14c)	a	浮遊遊錳剤、浮遊抑制剤、凝集剤	廃水処理装置の凝集反応に用いられる。	3:1t/年以上 10t/年未満	ウ:開放系	H:不明								中和反応をしていない塩化第二鉄を定量的に知ることが困難。	
17	塩化第二鉄	29	電子部品・デバイス製造業	使用	46	水処理剤	c	凝集剤、PH調節材(中和剤)	めっき排水凝集剤として使用	2:0.1t/年以上 1t/年未満	ウ:開放系	E:下水道	F:事業所外移動								
17	塩化第二鉄	17	化学工業	使用	40	表面処理剤		[塗料を除きエッチングを含む](電気メッキ、無電解メッキ薬剤、エッチング剤等)	エッチング剤	3:1t/年以上 10t/年未満	ウ:開放系	B:公共用水域									同一元素を含む他の化合物と共通処理するため分別できない
17	塩化第二鉄	17	化学工業	使用	40	表面処理剤		[塗料を除きエッチングを含む](電気メッキ、無電解メッキ薬剤、エッチング剤等)	無電解めっき液	1:0.1t/年未満	ウ:開放系										同一元素を含む他の化合物と共通処理するため分別できない
17	塩化第二鉄	27	電気機械器具製造業	使用	46	水処理剤	c	凝集剤、PH調節材(中和剤)	塗装の廃水処理(汚水)の凝集剤	1:0.1t/年未満	ア:閉鎖系	F:事業所外移動								汚泥の中に混在してしまう	
17	塩化第二鉄	27	電気機械器具製造業	使用	46	水処理剤	c	凝集剤、PH調節材(中和剤)	塗装設備からの汚水を再利用するための薬品	4:10t/年以上 100t/年未満	ア:閉鎖系	F:事業所外移動								汚泥の中に混在してしまう	
17	塩化第二鉄	23	鉄鋼業	使用	46	水処理剤	c	凝集剤、PH調節材(中和剤)	排水処理凝集剤	1:0.1t/年未満	ウ:開放系	E:下水道	F:事業所外移動							凝集剤として使用しているが、沈殿する量と沈殿せずに下水道に流出している量の比率がわからない	

別表2-4 「排出量を算出できない」と回答されたレコード一覧: 塩化第二鉄に関するレコード

物質 番号	業種 番号	種類 番号	用途 記号	用途詳細(自由記述)	使用量	使用 状況	排出等の種類			「算出できる」場合の方法					「算出できない」理由				
							(1)	(2)	(3)	排出 量算 出可 否	物質 収支	実測 値	排出 係数	物理 値		その他	その他 方法		
17	塩化第二鉄	17	化学工業	使用	9	中間物(合成原料、重合原料等)	a	合成工程	3.1t/年以上 10t/年未満	9:開 放系	E:下 水道			b:で き な い					排水中の鉄()と()の区別がつかない、又他の鉄塩との区別がつかない。
17	塩化第二鉄	30	輸送用機械器具製造業	使用	46	水処理剤	c	凝集剤	3.1t/年以上 10t/年未満	7:閉 鎖系	F:事 業所 外移 動			b:で き な い		1			鉄分のみしか解らないため
17	塩化第二鉄	23	鉄鋼業	使用	40	表面処理剤【塗料を除きエッチングを含む】(電気メッキ、無電解メッキ薬剤、エッチング剤等)	f	エッチング処理薬剤	1.0.1t/年未満	7:閉 鎖系	F:事 業所 外移 動			b:で き な い					産業廃棄物として処理業者へ処分を委託しているため
17	塩化第二鉄	27	電気機械器具製造業	使用	46	水処理剤	c	凝集剤、PH調節材(中和剤)	3.1t/年以上 10t/年未満	4:排 出制 御	F:事 業所 外移 動	E:下 水道		b:で き な い					場内の水処理工程で他の工程からの排水と一緒にしている。
17	塩化第二鉄	11	繊維工業(衣服、その他の繊維製品を除く)	使用	46	水処理剤	c	凝集剤、PH調節材(中和剤)	4.10t/年以上 100t/年未満	7:閉 鎖系	F:事 業所 外移 動			b:で き な い					汚泥との反応でどの程度消費しているの不明。
17	塩化第二鉄	17	化学工業	使用	54	その他の原料・添加剤	a	その他の原料・添加剤	3.1t/年以上 10t/年未満	9:開 放系	G:排 出な し			b:で き な い					処理設備で水酸化鉄に変化し塩化第二鉄としては排出されない
17	塩化第二鉄	27	電気機械器具製造業	使用	54	その他の原料・添加剤	a	その他の原料・添加剤	3.1t/年以上 10t/年未満	7:閉 鎖系	F:事 業所 外移 動			b:で き な い					液体で購入して、最終は固体で排出しているので実際の重さが分からない。
17	塩化第二鉄	36	水道業	使用	46	水処理剤	c	凝集剤、PH調節材(中和剤)	4.10t/年以上 100t/年未満	7:閉 鎖系	B:公 共用 水域			b:で き な い					脱水された汚泥中に含まれるものと、未反応で水処理系に戻るものがあり、その量を把握するのが困難。
17	塩化第二鉄	19	プラスチック製品製造業	使用	46	水処理剤	c	凝集剤、PH調節材(中和剤)	3.1t/年以上 10t/年未満	4:排 出制 御	G:排 出な し			b:で き な い					使用後は他物質に転化しており、そのものの排出は殆どなく、数値的な把握はできないと思われる。
17	塩化第二鉄	85	廃棄物処理業	使用	46	水処理剤		凝集沈殿助剤	2.0.1t/年以上 1t/年未満	7:閉 鎖系	H:不 明			b:で き な い					汚泥として回収し焼却処分しているため、塩化第二鉄の環境への排出量が把握できない。処理水についても燃焼ガス中(900)に噴霧しているのと同様である。
17	塩化第二鉄	36	水道業	使用	46	水処理剤	c	凝集剤、PH調節材(中和剤)	3.1t/年以上 10t/年未満	7:閉 鎖系	B:公 共用 水域	F:事 業所 外移 動		b:で き な い					活性汚泥などに吸収されるため検出が困難である
17	塩化第二鉄	36	水道業	使用	46	水処理剤	c	凝集剤、PH調節材(中和剤)	3.1t/年以上 10t/年未満	7:閉 鎖系	B:公 共用 水域	F:事 業所 外移 動		b:で き な い					活性汚泥などに吸収されるため検出が困難である
17	塩化第二鉄	36	水道業	使用	46	水処理剤	c	凝集剤、PH調節材(中和剤)	3.1t/年以上 10t/年未満	7:閉 鎖系	B:公 共用 水域	F:事 業所 外移 動		b:で き な い					活性汚泥などに吸収されるため検出が困難である
17	塩化第二鉄	36	水道業	使用	46	水処理剤	c	凝集剤、PH調節材(中和剤)	3.1t/年以上 10t/年未満	7:閉 鎖系	B:公 共用 水域	F:事 業所 外移 動		b:で き な い					活性汚泥などに吸収されるため検出が困難である
17	塩化第二鉄	36	水道業	使用	46	水処理剤	c	凝集剤、PH調節材(中和剤)	3.1t/年以上 10t/年未満	7:閉 鎖系	B:公 共用 水域	F:事 業所 外移 動		b:で き な い					活性汚泥などに吸収されるため検出が困難である
17	塩化第二鉄	36	水道業	使用	46	水処理剤	c	凝集剤、PH調節材(中和剤)	3.1t/年以上 10t/年未満	7:閉 鎖系	B:公 共用 水域	F:事 業所 外移 動		b:で き な い					活性汚泥などに吸収されるため検出が困難である
17	塩化第二鉄	29	電子部品、デバイス製造業	使用	46	水処理剤	c	凝集剤、PH調節材(中和剤)	3.1t/年以上 10t/年未満	9:開 放系	F:事 業所 外移 動			b:で き な い					公共水域への排水量が非常に少なく環境中への移動量が算出できません。大部分は事業所以外への移動
17	塩化第二鉄	17	化学工業	使用	7	肥料、飼料及び飼料添加剤	a	肥料の着色剤	3.1t/年以上 10t/年未満	9:開 放系	C:土 壌			b:で き な い	1				N肥料の着色剤として使用され、N肥料は直接土壌へ散布される。製品は252t/年(2006年実績)。FeCl3は252t × 0.01=2.52t/年、2007年度実績ゼロ。
17	塩化第二鉄	30	輸送用機械器具製造業	使用	46	水処理剤	c	凝集剤、PH調節材(中和剤)	4.10t/年以上 100t/年未満	4:排 出制 御	B:公 共用 水域			b:で き な い					原水流入鉄分と塩鉄の鉄分が、放流部で分析できない(鉄分量の由来に判別ができない)
17	塩化第二鉄	30	輸送用機械器具製造業	使用	46	水処理剤	c	凝集剤、PH調節材(中和剤)	5.100t/年以上 1000t/年未満	4:排 出制 御	B:公 共用 水域			b:で き な い					原水流入鉄分と塩鉄の鉄分が、放流部で分析できない(鉄分量の由来に判別ができない)
17	塩化第二鉄	26	一般機械器具製造業	使用	46	水処理剤	c	凝集剤、PH調節材(中和剤)	4.10t/年以上 100t/年未満	4:排 出制 御	B:公 共用 水域			b:で き な い					廃棄汚濁となるが測定できないとのこと。化学反応して塩化第二鉄が残らないとのこと。
17	塩化第二鉄	96	地方公務	使用	46	水処理剤	c	凝集剤、PH調節材(中和剤)	2.0.1t/年以上 1t/年未満	7:閉 鎖系	D:埋 め立 て			b:で き な い					主に焼却後の灰に含まれていると思われるが、当該物質による含有量は把握できないため
17	塩化第二鉄	96	地方公務	使用	46	水処理剤	c	凝集剤、PH調節材(中和剤)	3.1t/年以上 10t/年未満	4:排 出制 御	B:公 共用 水域			b:で き な い					直接方がない
17	塩化第二鉄	25	金属製品製造業	使用	40	表面処理剤【塗料を除きエッチングを含む】(電気メッキ、無電解メッキ薬剤、エッチング剤等)	f	エッチング処理薬剤	4.10t/年以上 100t/年未満	7:閉 鎖系	F:事 業所 外移 動			b:で き な い					大気への排出-不明、二次洗浄(品物)で水洗-不明、設備清掃時に廃棄物として外へ移動
17	塩化第二鉄	24	非鉄金属製造業	使用	46	水処理剤	c	凝集剤、PH調節材(中和剤)	4.10t/年以上 100t/年未満	9:開 放系				b:で き な い					凝集剤として使用しているが、化学反応しえるため、排出量はわからない
17	塩化第二鉄	17	化学工業	使用	17	化学プロセス調節剤	a	触媒、触媒担体	1.0.1t/年未満	7:閉 鎖系	F:事 業所 外移 動	G:排 出な し	H:不 明	b:で き な い					使用量が極微量のため
17	塩化第二鉄	24	非鉄金属製造業	使用	46	水処理剤	c	凝集剤、PH調節材(中和剤)	2.0.1t/年以上 1t/年未満	4:排 出制 御	F:事 業所 外移 動			b:で き な い					処理を行った排水について塩化第二鉄の濃度測定は行ってないため
17	塩化第二鉄	36	水道業	使用	46	水処理剤	c	凝集剤、PH調節材(中和剤)	3.1t/年以上 10t/年未満	7:閉 鎖系	F:事 業所 外移 動			b:で き な い					脱水汚泥の焼却を岡山県環境保全協会に委託しているため

別表2-5「排出量を算出できない」と回答されたレコード一覧: 調剤を製造し、出荷しているレコード

物質	回答者	業種	種類	用途			使用量	使用状況	排出等の種類			排出量算出可否	「算出できる」場合の方法					算出できない理由	出荷業種				
				番号	記号	用途詳細(自由記述)			(1)	(2)	(3)		物質収支	実測値	排出係数	物性値	その他		その方法	出荷業種1	出荷業種2	出荷業種3	
2 アクリル酸/ルマル-ブテル	320	1	17	化学工業	使用	21	塗料(塗料、ワニス原料)コーティング剤(プライマーを含む)	J	乾燥促進剤、溶剤、難燃剤、撥水剤	塗料	10.1t/年未満	イ:排出制御	A:大気	F:事業所外移動	b:できない					大気排出については排出係数が不明のため			
							21	塗料(塗料、ワニス原料)コーティング剤(プライマーを含む)	J	乾燥促進剤、溶剤、難燃剤、撥水剤	塗料	10.1t/年未満										6:総合工業	#:
77 トリエチルアミン	320	1	17	化学工業	使用	21	塗料(塗料、ワニス原料)コーティング剤(プライマーを含む)	c	安定化剤(紫外線吸収剤、酸化防止剤、耐熱安定剤、ゲル化防止剤等)	塗料	3.1t/年以上10t/年未満	イ:排出制御	A:大気	F:事業所外移動	b:できない					大気排出については排出係数が不明のため			
							21	塗料(塗料、ワニス原料)コーティング剤(プライマーを含む)	c	安定化剤(紫外線吸収剤、酸化防止剤、耐熱安定剤、ゲル化防止剤等)	塗料	3.1t/年以上10t/年未満										6:総合工業	#:
14 2-エチルヘキサノン	806	1	17	化学工業	使用	21	塗料(塗料、ワニス原料)コーティング剤(プライマーを含む)	c	安定化剤(紫外線吸収剤、酸化防止剤、耐熱安定剤、ゲル化防止剤等)	製品安定剤	10.1t/年未満	ウ:開放系	F:事業所外移動	b:できない						大気放散量が特定できない、洗浄時の排出量の特定が出来ない、			
							21	塗料(塗料、ワニス原料)コーティング剤(プライマーを含む)	c	安定化剤(紫外線吸収剤、酸化防止剤、耐熱安定剤、ゲル化防止剤等)	製品安定剤	10.1t/年未満										17:化学工業	
14 2-エチルヘキサノン	806	1	17	化学工業	使用	22	印刷インキ、複写用薬剤(トナー等)(筆記用具、レジストインキを含む)	c	安定化剤(紫外線吸収剤、酸化防止剤、耐熱安定剤、ゲル化防止剤等)	製品安定剤	10.1t/年未満	ウ:開放系	F:事業所外移動	b:できない						大気放散量が特定できない、洗浄時の排出量の特定が出来ない、			
							22	印刷インキ、複写用薬剤(トナー等)(筆記用具、レジストインキを含む)	c	安定化剤(紫外線吸収剤、酸化防止剤、耐熱安定剤、ゲル化防止剤等)	製品安定剤	10.1t/年未満										17:化学工業	
50 2,6-ジ-tert-ブチル-4-クロロフェノール	806	1	17	化学工業	使用	35	皮革処理剤	b	仕上げ加工剤(着色剤、着色助剤、撥水・撥油剤等)	製品安定剤	2.0.1t/年以上1t/年未満	ウ:開放系	F:事業所外移動	b:できない						大気放散量が特定できない、洗浄時の排出量の特定が出来ない、			
							35	皮革処理剤	b	仕上げ加工剤(着色剤、着色助剤、撥水・撥油剤等)	製品安定剤	2.0.1t/年以上1t/年未満										21:なめし革・同製品、毛皮製造業	
77 トリエチルアミン	806	1	17	化学工業	使用	35	皮革処理剤	b	仕上げ加工剤(着色剤、着色助剤、撥水・撥油剤等)	製品安定剤	2.0.1t/年以上1t/年未満	ウ:開放系	F:事業所外移動	b:できない						大気放散量が特定できない、洗浄時の排出量の特定が出来ない、			
							35	皮革処理剤	b	仕上げ加工剤(着色剤、着色助剤、撥水・撥油剤等)	製品安定剤	2.0.1t/年以上1t/年未満										21:なめし革・同製品、毛皮製造業	
## 2-フェニルフェノール	806	1	17	化学工業	使用	35	皮革処理剤	b	仕上げ加工剤(着色剤、着色助剤、撥水・撥油剤等)	製品安定剤	10.1t/年未満	ウ:開放系	F:事業所外移動	b:できない						大気放散量が特定できない、洗浄時の排出量の特定が出来ない、			
							35	皮革処理剤	b	仕上げ加工剤(着色剤、着色助剤、撥水・撥油剤等)	製品安定剤	10.1t/年未満										21:なめし革・同製品、毛皮製造業	
## ルマル-ヘキサ	806	1	17	化学工業	使用	11	接着剤、粘着剤、シーリング材用溶剤	a	接着剤、粘着剤用溶剤、着剤剝離剤、糊剝離剤	樹脂溶解用溶剤	4-10t/年以上100t/年未満	F:閉鎖系	A:大気	F:事業所外移動	b:できない					大気放散量が特定できない、洗浄時の排出量の特定が出来ない、			
							11	接着剤、粘着剤、シーリング材用溶剤	a	接着剤、粘着剤用溶剤、着剤剝離剤、糊剝離剤	樹脂溶解用溶剤	4-10t/年以上100t/年未満										17:化学工業	
## モルホリン	806	1	17	化学工業	使用	35	皮革処理剤	b	仕上げ加工剤(着色剤、着色助剤、撥水・撥油剤等)	製品安定剤	10.1t/年未満	ウ:開放系	F:事業所外移動	b:できない						大気放散量が特定できない、洗浄時の排出量の特定が出来ない、			
							35	皮革処理剤	b	仕上げ加工剤(着色剤、着色助剤、撥水・撥油剤等)	製品安定剤	10.1t/年未満										21:なめし革・同製品、毛皮製造業	
## リン酸トリトリル	806	1	17	化学工業	使用	21	塗料(塗料、ワニス原料)コーティング剤(プライマーを含む)	c	安定化剤(紫外線吸収剤、酸化防止剤、耐熱安定剤、ゲル化防止剤等)	製品安定剤	3.1t/年以上10t/年未満	ウ:開放系	F:事業所外移動	b:できない					大気放散量が特定できない、洗浄時の排出量の特定が出来ない、				

別表2-6 「排出量を算出できない」と回答されたレコード一覧: そのほかのレコード

分類	物質		業種		種類		用途			使用量	使用状況	排出等の種類			算出できる場合の方法					算出できない理由	同物質、同業種、同用途の情報					現行第一種の用途か						
	番号	名称	番号	名称	番号	記号	詳細名	用途詳細(自由記述)	(1)			(2)	(3)	排出量算出可否	算出できる場合の方法						a算出できる	b算出できない	c算出できない	d算出できない								
															物質収支	実測値	排出係数	物性値	その他						その他							
「他の物質と混ざる」という理由	70	テトラエチルチウムジスルフィド	20	ゴム製品製造業	使用	34	ゴム用添加剤	a	加硫促進剤	ゴム混練	1.0.1t/年未満	I. 排出制御	F. 事業所外移動				b. できない						11	(7)	(1)	(3)	(0)	(0)	1	2	集塵設備で他の物質と混ざる。	
	131	2-メルカプトベンゾチアゾール	20	ゴム製品製造業	使用	34	ゴム用添加剤	a	加硫促進剤	ゴム混練	2.0.1t/年以上1t/年未満	I. 排出制御	F. 事業所外移動				b. できない						17	(11)	(1)	(9)	(0)	(0)	3	1	集塵設備で他の物質と混ざる。	
	132	2-(モルホリノ)チオアゾール	20	ゴム製品製造業	使用	34	ゴム用添加剤	a	加硫促進剤	ゴム混練	3.1t/年以上10t/年未満	I. 排出制御	F. 事業所外移動				b. できない						9	(5)	(2)	(4)	(0)	(0)	1	0	集塵設備で他の物質と混ざる。	
	131	2-メルカプトベンゾチアゾール	20	ゴム製品製造業	使用	34	ゴム用添加剤	a	加硫促進剤	ゴムに混合する加硫促進剤	1.0.1t/年未満	F. 閉鎖系	F. 事業所外移動				b. できない						17	(11)	(1)	(9)	(0)	(0)	3	1	他の粉末といっしょに集塵機で集められるため、その区分できない	
	49	1,3-ジフェニルグアニジン	20	ゴム製品製造業	使用	34	ゴム用添加剤	a	加硫促進剤	ゴムに混合する加硫促進剤	2.0.1t/年以上1t/年未満	F. 閉鎖系	F. 事業所外移動				b. できない						20	(13)	(2)	(14)	(0)	(0)	3	1	他の粉末といっしょに集塵機で集めるため、その区分できない	
	49	1,3-ジフェニルグアニジン	20	ゴム製品製造業	使用	34	ゴム用添加剤	a	加硫促進剤	ゴムに混合する加硫促進剤	2.0.1t/年以上1t/年未満	F. 閉鎖系	F. 事業所外移動				b. できない						20	(13)	(2)	(14)	(0)	(0)	3	1	他の粉末と一緒に集塵機で集めるため、区分ができない	
	50	2,6-ジメチル-4-ブチルチオフェン	26	一般機械器具製造業	使用	21	塗料(塗料、ワニス原料)コーティング剤(プラ	e	腐食防止剤、防錆剤、防汚、防かび剤	製品防錆剤	1.0.1t/年未満	I. 排出制御	B. 公共用水域	F. 事業所外移動				b. できない						0	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	1	0	他の物質とまじり不明
	77	1,1-ジエチルアミン	27	電気機械器具製造業	使用	54	その他の原料・添加剤	a	その他の原料・添加剤	基板の防湿剤	1.0.1t/年未満	I. 開放系	A. 大気				b. できない						0	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	1	0	他の物質との混合	
	75	ドデシル硫酸ナトリウム	19	プラスチック製品製造業	使用	10	塗料、ワニス、コーティング用溶剤、印刷インク、複写用溶剤、殺生物剤用溶剤	a	塗料用溶剤、塗料希釈剤、塗料剥離剤	樹脂成形品塗装工程	1.0.1t/年未満	I. 排出制御	B. 公共用水域				b. できない						0	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	1	0	一部使用済溶剤をリサイクルしているが、他の工程の物と混合しており、含有率を特定できない	
	84	1,2,4-トリメチルベンゼン	19	プラスチック製品製造業	使用	10	塗料、ワニス、コーティング用溶剤、印刷インク、複写用溶剤、殺生物剤用溶剤	a	塗料用溶剤、塗料希釈剤、塗料剥離剤	樹脂成形品塗装工程	3.1t/年以上10t/年未満	I. 排出制御	B. 公共用水域				b. できない						0	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	1	0	一部使用済溶剤をリサイクルしているが、他の工程の物と混合しており、含有率を特定できない	
121	ペルオキシ二硫酸の水溶性塩	27	電気機械器具製造業	使用	40	表面処理剤(塗料を除くエッチングを含む)電気メッキ、無電解メッキ薬剤、エッチング剤等	f	エッチング処理薬剤	プリント基板の表面処理に使用	4.10t/年以上100t/年未満	I. 排出制御	E. 下水道				b. できない						0	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	0	2	大部分分解し、場内の水処理工程で他の工程からの排水と一緒にになっている。		
121	ペルオキシ二硫酸の水溶性塩	17	化学工業	使用	54	その他の原料・添加剤	a	その他の原料・添加剤	多層プリント基板の内層処理として使用。銅水溶性塩との混合となるため、すでにPRTRでは銅水溶性塩として届出済。	4.10t/年以上100t/年未満	F. 閉鎖系	F. 事業所外移動				b. できない						3	(3)	(0)	(0)	(0)	(0)	1	0	化学反応により銅水溶性塩との混合塩となる為		
「焼却・燃焼後の残存率が低い」という理由	119	1,1-ジメチルエタン	16	印刷・同関連業	使用	10	塗料、ワニス、コーティング用溶剤、印刷インク、複写用溶剤、殺生物剤用溶剤	c	コーティング用溶剤、レジスト塗布用溶剤	プラスチックフィルムにコーティングするための溶剤の一部分	2.0.1t/年以上1t/年未満	I. 排出制御	A. 大気				b. できない					3	(2)	(0)	(1)	(0)	(0)	1	0	コート後の排気をVOC燃焼処理設備で処理している中で処理後の排気ガスを分析しても1,1-ジメチルエタンのみを測定できないから		
	119	1,1-ジメチルエタン	17	化学工業	使用	14	工業用溶剤	c	抽出・精製溶剤	脱水溶剤	2.0.1t/年以上1t/年未満	I. 排出制御	A. 大気				b. できない					43	(32)	(12)	(12)	(6)	(1)	1	8	他溶剤と一緒に回収し自社焼却		
	85	ナフタレン	22	窯業・土石製品製造業	使用	54	その他の原料・添加剤	a	その他の原料・添加剤	研削砥石の気孔形成剤(製造工程中に燃焼)	4.10t/年以上100t/年未満	I. 開放系	A. 大気				b. できない					0	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	1	0	乾燥・焼成工程で昇華燃焼するため		
	133	モルホリン	24	非鉄金属製造業	使用	33	合成樹脂(プラスチック)材料及び添加剤(成形材料の調合/成形加工用)	i	硬化剤、架橋剤(FRP用ステレンモノマー等)	リフェースセッター造型が必要となった場合、硬化材で使用	1.0.1t/年未満	F. 閉鎖系	A. 大気				b. できない						0	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	1	0	燃焼により成分が変化しているため、モルホリンとしての定量的な排出量の把握は難しい。	
「仕込み時のロス等わずかな排出がある」という理由	64	臭素	17	化学工業	使用	18	着色剤(染料、顔料・色素)、塗料印刷インク、皮革処理剤、繊維処理剤、紙・パルプ薬品用を除く)	a	着色剤(染料・顔料・色素)	食品赤色104号化粧品用色素	3.1t/年以上10t/年未満	I. 排出制御	G. 排出なし				b. できない					1	(1)	(0)	(0)	(0)	(0)	1	0	反応中、反応後は臭素は完全に分解され環境への排出はない。しかし、仕込み時極めてわずかにガスが出るがほとんど測定できない。AまたはBが迷っている。		
	58	ジメチルジスルフィド	18	石油製品・石炭製品製造業	使用	52	分離、精製、抽出剤	a	浮遊選鉱剤、浮遊抑制剤、凝集剤	脱硫酸媒の加硫剤	3.1t/年以上10t/年未満	I. 開放系	G. 排出なし				b. できない					0	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	1	0	加硫作業で開放している部分があるが、荷姿等により異なる為。(ドラム缶、ローリー)の程度の揮発量が大きに拡散するか見えない為。		
	122	ペルフルオロオクタン-1-スルホニル	20	ゴム製品製造業	使用	31	繊維処理剤、紙・パルプ薬品(成型品、糸、布、紙)に含まれるもの	e	撥水・撥油剤、防水加工剤	ブランケットシート裏地撥水剤含浸処理	3.1t/年以上10t/年未満	F. 閉鎖系	B. 公共用水域				b. できない					0	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	1	0	原則使い切ってしまうが僅かな量がこぼれて排水中入ることがあるだけで数量は把握できない		
	49	1,3-ジフェニルグアニジン	20	ゴム製品製造業	使用	34	ゴム用添加剤	a	加硫促進剤	加硫促進剤	2.0.1t/年以上1t/年未満	F. 閉鎖系	F. 事業所外移動	A. 大気				b. できない					20	(13)	(2)	(14)	(0)	(0)	3	1	配合中のわずかなロスのため	
	131	2-メルカプトベンゾチアゾール	20	ゴム製品製造業	使用	34	ゴム用添加剤	a	加硫促進剤	加硫促進剤	2.0.1t/年以上1t/年未満	F. 閉鎖系	F. 事業所外移動	A. 大気				b. できない					17	(11)	(1)	(9)	(0)	(0)	3	1	配合中のわずかなロスのため	
	38	N-(シクロヘキシルチオ)フルイミド	20	ゴム製品製造業	使用	34	ゴム用添加剤	a	加硫促進剤	加硫促進剤	3.1t/年以上10t/年未満	F. 閉鎖系	F. 事業所外移動	A. 大気				b. できない					0	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	1	0	配合中のわずかなロスのため	

別表2-6 「排出量を算出できない」と回答されたレコード一覧: そのほかのレコード

分類	物質		種類	用途			使用量	使用状況	排出等の種類			排出量算出可否	算出できる場合の方法					算出できない理由	同物質・同業種・同用途の情報					現行第一種の用途か										
	番号	名		番号	名	記号			詳細名	用途詳細(自由記述)	(1)		(2)	(3)	物質収支	実測値	排出係数		物性値	その他方法	a算出できる	物質収支	実測値		排出係数	物性値	その他	b算出できない	c算出できるか					
排出は基本的にないとしながら、使用量が多かったり開放系での使用	53	2-2-ジプロモ-2-シアアセトアミド	15	バルブ・紙・紙加工品製造業	使用	25	殺生物剤 2 (農業以外)(工業用途/工程内使用で成型品に含まれないもの)	殺菌剤、消毒剤、防汚剤、スライムコントロール剤	抄紙工程での防汚剤・スライムコントロール剤	4:10t/年以上 100t/年未満	9	開放系	B:公共用水域		b:できない										4	(2)	(1)	(1)	(0)	(0)	2	2	排出量は検出限界値以下で測定不能のため、算出できない。	
	53	2-2-ジプロモ-2-シアアセトアミド	15	バルブ・紙・紙加工品製造業	使用	25	殺生物剤 2 (農業以外)(工業用途/工程内使用で成型品に含まれないもの)	殺菌剤、消毒剤、防汚剤、スライムコントロール剤	抄紙工程での防汚剤・スライムコントロール剤	4:10t/年以上 100t/年未満	9	開放系	B:公共用水域		b:できない										4	(2)	(1)	(1)	(0)	(0)	2	2	排出量は検出限界値以下で測定不能のため、算出できない。	
	2	アクリル酸アルマールブチル	11	繊維工業(衣服、その他の繊維製品を除く)	使用	31	繊維処理剤 紙・バルブ薬品 1 [成型品(糸、布、紙)に含まれるもの]	着色剤(染料・顔料)、蛍光増白剤	衣料	1:0.1t/年未満		I:排出制御	G:排出なし		b:できない										0	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	1	0	排出は基本的にないため	
	94	0-(N,N-ビス(2-アセチルオキエチル)アミノ)-2-(2-プロモロ-4-6-ジニトロフェニル)アゾ]-4-メチルピペラジニアニリド	11	繊維工業(衣服、その他の繊維製品を除く)	使用	31	繊維処理剤 紙・バルブ薬品 1 [成型品(糸、布、紙)に含まれるもの]	着色剤(染料・顔料)、蛍光増白剤	衣料・インテリア	1:0.1t/年未満		I:排出制御	G:排出なし		b:できない											4	(1)	(0)	(0)	(3)	(0)	1	0	排出は基本的にないため
	2	アクリル酸アルマールブチル	17	化学工業	使用	50	建設資材添加剤(コンクリート混和剤、木材補強含浸剤等)	強化剤・減水剤	舗装道路のセメントミル封入材ポリマー	5:100t/年以上 1000t/年未満	9	開放系	G:排出なし		b:できない											0	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	1	0	当該物質の含有量は極めて僅かであること、セメント封入材として使用され、そのものは皮膜形成物質(ポリマー)であることから、大気・土壌などへの排出はないと考えられる
イオンジウム等を調査できない可能性	12	インジウム及びその化合物	27	電気機械器具製造業	使用	39	金属、合金の原料	金属、合金の原料	組み立て工程	1:0.1t/年未満	7	閉鎖系	F:事業所外移動		b:できない										2	(2)	(1)	(0)	(0)	(0)	1	0	部品のなかに微量含まれていて管理できる数値でないため	
	121	ベルオキソ二硫酸の水溶性塩	22	窯業・土石製品製造業	使用	54	その他の原料・添加剤	その他の原料・添加剤	水中でカ-ボンと混合した後加熱分解	3:1t/年以上 10t/年未満	9	開放系	G:排出なし		b:できない										0	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	1	0	分解するから	

参考資料

参考資料1：「PRTR 新規追加対象物質の用途等に関する調査」アンケート一式

- (1) PRTR新規追加対象物質の用途等に関する調査について
- (2) 調査へのご協力をお願い
- (3)「PRTR新規追加対象物質の用途等に関する調査」調査票
- (4) 説明資料
 - 資料1：「PRTR新規追加対象物質の用途等に関する調査」回答要領
 - 資料2：業種コード表
 - 資料3：PRTR新規追加候補物質一覧表
 - 資料4：用途一覧表
 - 資料5：記入例

参考資料2：文献による用途調査の結果

- (1) PRTR新規追加対象物質の用途
- (2) 現行第一種指定化学物質の用途

P R T R 新規追加対象物質の用途等に関する調査について

化学物質をお取扱いの事業者 様

平成20年11月
経済産業省製造産業局化学物質管理課

平素は当省の化学物質管理政策に多大なご協力賜り、厚く御礼申し上げます。

平成13年4月から「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（以下「化管法」という。）」に基づき、事業者による化学物質の環境中への排出量等の届出が行われ、これまでに平成13年度から平成19年度までの計7回、届出が行われております。

この度、指定化学物質及び対象業種の見直しを内容とする「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令」が閣議決定（11月18日）され、11月21日に公布されました。

事業者の皆様におかれましては、これらの新しい対象物質につきまして、平成23年度（平成23年度に平成22年度分実績を報告）より排出量等の報告が義務付けられることとなります。

今般、経済産業省においては、新たに第一種指定化学物質の対象となる物質のうち、農薬を除く物質について、事業者の方々が新規追加対象物質について排出量を算出するための参考となる情報の整備、および国による推計手法の検討を行うための基礎資料とさせていただくために、用途等の調査を実施することとしました。

また、本調査結果は、統計的に処理し、貴社名や個別事業者の回答結果が公表されることはございません。

事業者の皆様におかれましては、同封のアンケートにご協力くださいますようお願い申し上げます。

調査へのご協力をお願い

平成 20 年 11 月
みずほ情報総研株式会社

拝啓 時下ますますご清栄のこと、お慶び申し上げます。

みずほ情報総研株式会社は、経済産業省より「平成 20 年度化学物質安全確保・国際規制対策推進等（化管法新規対象物質に関する使用実態及び排出推計手法等の調査）」の委託を受け、今般「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令（11 月 21 日公布）」で新たに第一種指定化学物質の対象となった物質のうち、農薬を除く物質（以下、PRTR 新規追加対象物質という）についてアンケート調査を行うこととなりました。

本調査は、排出量算出の可能性及び当該物質の流通量等を把握する目的で、用途や排出量算出の準備状況を調査し、事業者の方々が排出量を算出するための参考となる情報の整備、および国による推計手法の検討を行うための基礎資料とさせていただくものです。

ご回答いただいた調査票の内容につきましては、貴社名や個別事業者の回答結果が公表されることはございません。本調査における個人情報の取り扱いにつきましては、裏面の「個人情報の取り扱いについて」をご参照ください。

お忙しいところ、誠にお手数をおかけ致しますが、本調査の主旨をご理解の上、ご協力のほど何卒宜しくお願い申し上げます。

敬具

【送付書類の一覧】

- ・ 「PRTR 新規追加対象物質の用途等に関する調査」調査票
「A票」1枚、「B票」3セット（それぞれ「B-1票」1枚、「B-2票」3枚）
- ・ PRTR 新規追加対象物質の用途等に関する調査について
- ・ 調査へのご協力をお願い（本状）
（裏面に、調査票の構成と調査の流れ、回答方法、本調査に関するお問い合わせ先、個人情報の取り扱いについて記載いたしております。）
- ・ 説明資料(まとめて綴じてあります)
 - 資料 1：「PRTR 新規追加対象物質の用途等に関する調査」回答要領
 - 資料 2：業種コード表
 - 資料 3：PRTR 新規追加候補物質一覧表
 - 資料 4：用途一覧表
 - 資料 5：記入例
- ・ 返信用封筒

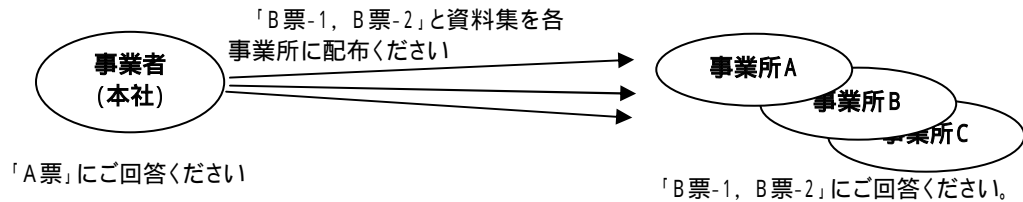
【調査票の構成と調査の流れ】

調査票はA票とB票-1、B票-2があります。ご記入にあたっては資料1をご覧ください。なお、お送りしているのは、「A票」1枚、「B票」3セット(それぞれ「B-1票」1枚、「B-2票」3枚)です。

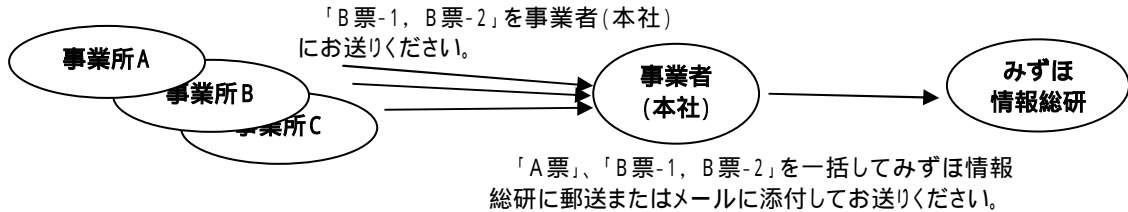
表:調査票の構成

調査票の種類		必要な調査票の枚数	記入担当
A票		事業者ごとに1枚	事業者(本社)
B票	B票-1	事業所ごとに1枚	事業所
	B票-2	事業所ごと、物質ごとに1枚	事業所

・調査票の流れ(実施方法)



・調査票の流れ(回収方法)



【回答方法】

平成20年12月19日までに、以下のいずれかの方法でご回答ください。

お送りした調査票(書面)に直接記入し、同封の返信用封筒にてご返送いただく(切手をはらずにご投函ください)。

電子調査票(エクセルファイル)をダウンロードして記入し、メールに添付してご送付いただく。

アンケートサイト <http://www.mizuho-ir.co.jp/kankyo/prtr2008> (ID: prtr、パスワード: 2008)
返送アドレス: prtr2008@mizuho-ir.co.jp

【個人情報の取り扱いについて】

みずほ情報総研株式会社は、プライバシーマークの付与・認定を受けております。ご回答者の個人情報は、弊社が定めるプライバシーポリシーに則り、適切な保護措置を講じ、厳重に管理します。ご回答者の個人情報(個人を識別できる情報)は、本調査票に関するお問い合わせの目的にのみ利用させていただきます。それ以外の目的で個人情報を利用する場合は、改めて目的をお知らせし、同意を得るものとします。

個別の調査票につきましては、当該業務終了後に、みずほ情報総研が責任をもって破棄します。

【本調査に関するお問い合わせ先】

みずほ情報総研株式会社 「PRTR 調査」係
 担当: 芦ヶ原、山本、嶋田、生田
 TEL: 03-5281-5491 FAX: 03-5281-5266

P R T R新規追加対象物質の用途等に関する調査

A票
事業者 (本社)用

質問1 平成20年4月1日現在の貴事業者名称および所在地をご記入ください。

(ふりがな) 事業者 名称			
所在地	〒	都道 府県	市区 町村

質問2 本アンケートの記載内容についての確認をさせて頂く可能性がございますので、ご担当者の方のお名前、ご所属とご連絡先をご記入ください。

(ふりがな) お名前		ご所属	
ご連絡先	電話番号		
	e-mailアドレス		

* 個人情報のご記入にあたっては「本調査における個人情報の取扱いについて」をご確認の上、ご記入ください。

質問3 PRTRの新規追加対象物質（資料3参照）についてお聞きします。
以下より該当するものを1つ選び、番号を○で囲んでください。（○は1つ）

- * 全物質について取扱の有無を把握していなくても、1物質でも取扱があれば、1. を選択ください。
- * 一定の条件を満たす場合、平成23年度（平成22年度実績）からPRTR新規追加対象物質の届出が義務付けられます。

1	PRTRの新規追加対象物質を取り扱っている事業所が1つ以上ある。
2	PRTRの新規追加対象物質は全く取り扱っていない。
3	PRTRの新規追加対象物質を取り扱っているかについて全く不明である。

質問3で、2「PRTRの新規追加対象物質は全く取り扱っていない。」または、3「PRTRの新規追加対象物質を取り扱っているかについて全く不明である。」とお答えいただいた方は、アンケート終了です。本調査表をご返送ください。

質問3で、1「PRTRの新規追加対象物質を取り扱っている事業所が1つ以上ある。」とお答えいただいた方は、質問4以降にお進みください。

質問4 貴事業者の従業員数をお聞かせ下さい。
右から該当する番号に○をつけてください。

1	21人未満
2	21人以上

質問5 貴事業者が事業活動を行う事業所のうち、PRTRの新規追加対象物質（資料3参照）を取り扱っている事業所の数をお聞かせください。

	事業所
--	-----

* 物質数と同数のB票が必要になります。

質問6 今後、PRTR新規追加対象物質に関する排出量算出手法、推計手法の検討を行う予定ですが、その際の参考とするため、用途や使用方法の実態等に関して、ヒアリングさせていただいてもよろしいでしょうか。下からご回答を選び番号に○をお付け下さい。

1	ヒアリングを受けてもよい。	→	
2	条件付きでヒアリングを受けてもよい。		
3	ヒアリングは受けられない。		

条件等が具体的におありでしたら、ご記入ください。

質問5でお答えいただいた事業所に、「B票」のご回答をお願いします。
なお、B票配布の際には、各事業所が重複しないように、事業所通し番号を設定してください。
各事業所の回答(B票)を本社で回収し、A票(本紙)とともに一括で弊社にご返送ください。

事業所通し番号 (本社で記入)
.....

PRTR新規追加対象物質の用途等に関する調査

B票-1
事業所用

(本調査票は、事業所ごとにご記入ください。)

質問1 平成20年4月1日現在の貴事業所の名称および所在地をご記入ください。

(ふりがな) 事業所 名称			
事業所 所在地	〒	都道 府県	市区 町村

質問2 貴事業所として、PRTR新規追加対象物質を取り扱っている主な業務内容を業種コード表(資料2)から選び、2桁の番号をご記入ください。

--

質問3 PRTRの新規追加対象物質(資料3参照)のうち、貴事業所で取り扱っている(使用または出荷している)物質の数を
お聞かせください。

物質

* 物質数と同数のB票-2が必要になります。

質問4 以降の質問でお答えいただく物質の取扱に関する情報の集計期間をお知らせください。
(1年単位としてくださいますようお願いいたします)

1	平成19年1月～平成19年12月
2	平成19年4月～平成20年3月
3	そのほか(年 月 ～ 年 月)

以下の質問については、質問4で回答された物質について、物質ごとにお答えください。

質問5の回答用紙(B票-2)は3枚ございます。3物質以上ある場合は、お手数ですが、コピーしてお使いください。

「資料集」および、本票(「B票-1」および「B票-2」)は下記アンケートサイトからダウンロードできます。ご利用ください。

アンケートサイト

<http://www.mizuho-ir.co.jp/kankyo/prtr2008>

ID : prtr (半角) パスワード : 2008 (半角)

事業所通し番号 (本社で記入)

新規追加対象物質を一定量以上取り扱っている場合、一定条件を満たす事業所は平成23年度から排出量(平成23年度は平成22年度データ)を届け出る必要があります。本アンケートはその際の排出量算出の可能性及び当該物質の流通量を把握するために、用途や排出算出の準備状況を調査するものです。用途等についてできるだけ詳細にご回答くださいますよう、ご協力をお願いいたします。(なお、B票-2はB票-1質問3の物質数と同枚数必要です。)

B票-2
事業所用

質問5 貴事業所が取り扱っているPRTR新規追加対象物質について物質ごとにお聞かせください。

① 物質の通し番号と物質名をPRTR新規追加対象物質一覧表(資料3)からお答えください。

物質通し番号
(資料3より) 資料3に記入されている物質名

--	--	--

上の物質そのものを製造(出荷している、いないに関わらず)している場合、製造工程における当該物質の排出に関して右から選び番号に○をお付けください。

A: 大気への排出	D: 事業所内での埋立処分	G: 排出なし
B: 公共用水域への排出	E: 下水道への移動	H: 不明
C: 土壌への排出	F: 事業所外への移動	

- 次いで、①の物質そのもの、または①の物質を含む製品を
 出荷している場合 → ②の質問にお答えください。
 使用している場合 → ③の質問にお答えください。
 使用、出荷している場合 → ②と③の質問にお答えください。

詳しくは、資料1回答要領p4をご覧ください。

② 物質そのもの又は物質を含む製品を**出荷**している場合、以下についてお答えください。

出荷先での用途を資料4より選び、コード番号(2桁数字)+アルファベットをご記入ください。詳細が不明の場合はコード番号(2桁数字)のみでも結構です。お分かりになる範囲でお答えください。

左記用途に関して、より詳細な用途や具体的な製品名をご記入ください。製品名の場合は商品名(銘柄)ではなく、一般製品名をお答えください。

出荷量を以下から選び、番号に○をお付け下さい。なお、物質を含む製品(混合物等)の場合は製品出荷量に含有率をかけるなどして、当該物質量(資料1記入要領p6)をお答えください。

- 1: 0.1t/年未満
- 2: 0.1t/年以上1t/年未満
- 3: 1t/年以上10t/年未満
- 4: 10t/年以上100t/年未満
- 5: 100t/年以上1000t/年未満
- 6: 1000t/年以上

用途が「輸出」以外の場合、出荷先業種を資料2より選び、2桁の番号をご記入ください。複数の出荷先業種がある場合は、出荷量の多い業種から最大5つまでお答え下さい。

No.	用途番号	具体的な用途や製品名	出荷量			主な出荷先業種					
			1	4	6						
1											
2											
3											
4											
5											
6											

記入する用途が多く、欄が足りない場合は、コピーしてお使いください

③ 物質そのもの又は物質を含む製品を使用している場合、以下についてお答えください。

使用する際の用途を資料4より選び、コード番号(2桁数字)+アルファベットをご記入ください。 詳細が不明の場合はコード番号(2桁数字)のみでも結構です。	左記用途に関して、より詳細な用途や使用工程をご記入ください。	使用量を以下から選び、番号に○をお付け下さい。なお、物質を含む製品(混合物等)の場合は製品使用量に含有率をかけるなどして、当該物質(資料1記入要領p6)をお答えください。 1: 0.1t/年未満 2: 0.1t/年以上1t/年未満 3: 1t/年以上10t/年未満 4: 10t/年以上100t/年未満 5: 100t/年以上1000t/年未満 6: 1000t/年以上	その用途での使用状況について、以下から選んで記号に○を付けてください。 ア: 閉鎖系で使用しており、環境中への排出はほぼない。 イ: 閉鎖系での使用ではないが、排出を制御している。(排水濃度管理等) ウ: 開放系で使用している。	想定される排出等の種類をお答え下さい。 A: 大気への排出 B: 公共用水域への排出 C: 土壌への排出 D: 事業所内での埋立処分 E: 下水道への移動 F: 事業所外への移動 G: 排出なし H: 不明	当該物質を一定量以上取扱っている場合、一定条件を満たす事業所は平成23年度から排出量を届け出る必要があります。このことを見据えて排出量算出可能性をお答えください。 a: できる b: できない c: 不明 現時点では排出量を数値的に把握できていなくても、できる見込みがあれば「aできる」を選択してください。 「aできる」「b.できない」場合は右の質問にもお答えください。
--	--------------------------------	---	---	---	--

No.	用途番号	具体的な用途や工程	使用量	使用状況	排出等の種類	環境中への排出量を算出できますか。		
						a: できる	b: できない	
1			1	4	ア	A D G	a: できる	<input type="checkbox"/> 物質収支 <input type="checkbox"/> 実測値 <input type="checkbox"/> 排出係数 *1 <input type="checkbox"/> 物性値 <input type="checkbox"/> その他(具体的に)
			2	5	イ	B E H	b: できない	「bできない」理由
			3	6	ウ	C F	c: 不明	
2			1	4	ア	A D G	a: できる	<input type="checkbox"/> 物質収支 <input type="checkbox"/> 実測値 <input type="checkbox"/> 排出係数 *1 <input type="checkbox"/> 物性値 <input type="checkbox"/> その他(具体的に)
			2	5	イ	B E H	b: できない	「bできない」理由
			3	6	ウ	C F	c: 不明	
3			1	4	ア	A D G	a: できる	<input type="checkbox"/> 物質収支 <input type="checkbox"/> 実測値 <input type="checkbox"/> 排出係数 *1 <input type="checkbox"/> 物性値 <input type="checkbox"/> その他(具体的に)
			2	5	イ	B E H	b: できない	「bできない」理由
			3	6	ウ	C F	c: 不明	
4			1	4	ア	A D G	a: できる	<input type="checkbox"/> 物質収支 <input type="checkbox"/> 実測値 <input type="checkbox"/> 排出係数 *1 <input type="checkbox"/> 物性値 <input type="checkbox"/> その他(具体的に)
			2	5	イ	B E H	b: できない	「bできない」理由
			3	6	ウ	C F	c: 不明	
5			1	4	ア	A D G	a: できる	<input type="checkbox"/> 物質収支 <input type="checkbox"/> 実測値 <input type="checkbox"/> 排出係数 *1 <input type="checkbox"/> 物性値 <input type="checkbox"/> その他(具体的に)
			2	5	イ	B E H	b: できない	「bできない」理由
			3	6	ウ	C F	c: 不明	
6			1	4	ア	A D G	a: できる	<input type="checkbox"/> 物質収支 <input type="checkbox"/> 実測値 <input type="checkbox"/> 排出係数 *1 <input type="checkbox"/> 物性値 <input type="checkbox"/> その他(具体的に)
			2	5	イ	B E H	b: できない	「bできない」理由
			3	6	ウ	C F	c: 不明	

記入する用途が多く、欄が足りない場合は、コピーしてお使いください

*1: 排出量の算出については、施行規則で次の5つの方法が規定されています。(詳しくは、資料1回答要領p9をご覧ください。)

物質収支を用いる方法	: 製造量、使用量等の合計と、製品としての排出量と廃棄物に含まれる移動量等との差により算出する。
実測値を用いる方法	: 排出物に含まれる量や濃度の測定値に基づき算出する。
排出係数を用いる方法	: 製造量、使用量その他の取扱量に関する数値と、その取扱量と排出量との関係を的確に示すと認められる数(排出係数や排出原単位)との積により算出する。
物性値を用いる方法	: 蒸気圧、溶解度等の物理的・化学的性状に関する数値の利用により排出量が的確に算出できると認められる場合に、その数値と排ガス量又は排水量を用いて算出する。
その他の的確に算出できると認められる方法	: 上記以外で、的確に算出できると認められる方法で算出する。

資料1

資料1: 「PRTR 新規追加対象物質の用途等に関する調査」回答要領

1. 本調査の目的

本調査は、新たにPRTR第一種指定化学物質の対象となる物質¹のうち、農薬を除く物質(以降、単に「PRTR 新規追加対象物質」といいます。)について、排出量算出の可能性及び当該物質の流通量等を把握する目的で、用途や排出算出の準備状況を調査するものです。調査結果は事業者の方々が排出量を算出するための参考となる情報の整備、および国による推計手法の検討を行うための基礎資料とさせていただきます。

2. 調査票の構成と調査の流れ

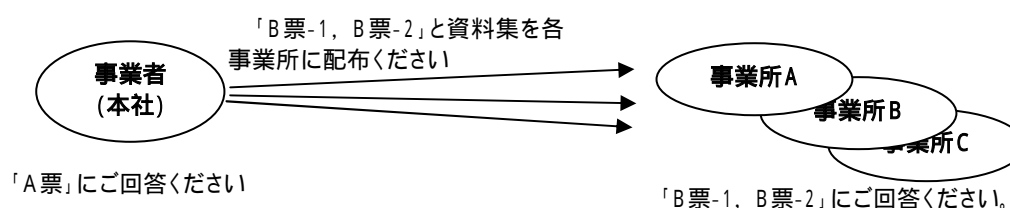
調査票はA票とB票-1、B票-2があります。

表: 調査票の構成

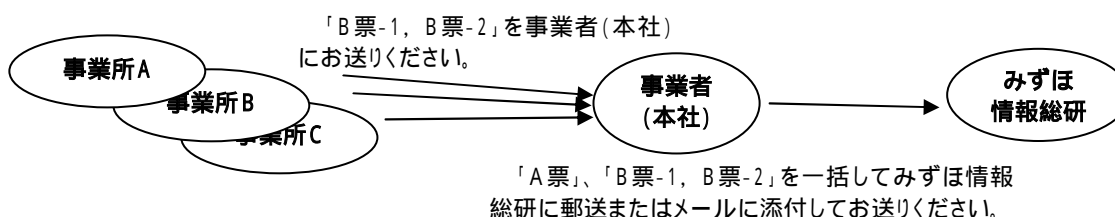
調査票の種類		必要な調査票の枚数	記入担当
A票		事業者ごとに1枚	事業者(本社)
B票	B票-1	事業所ごとに1枚	事業所
	B票-2	事業所ごと、物質ごとに1枚	事業所

なお、お送りしているのは、「A票」1枚、「B票」3セット(それぞれ「B-1票」1枚、「B-2票」3枚)です。

・調査票の流れ(実施方法)



・調査票の流れ(回収方法)



3. ご回答方法

本調査票は、事業者(本社)様ごとにお送りしております。お手数ですが、PRTR 新規追加対象物質を取り扱っている事業所が複数ある場合には、各事業所の情報を収集し、事業者(本社)で取りまとめてお答えください。

なお、ご回答は、以下の2つの方法のうち、どちらか1つを選んで平成20年12月19日までにご回答ください。

¹11月21日に公布された「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令」に基づき、新たに第一種指定化学物質に追加される物質のことです。新たな第一種指定化学物質については、平成23年度(平成23年度に平成22年度分実績を報告)より排出量等の報告が義務付けられます(一定条件を満たす場合)。

資料1

お送りした調査票(書面)に直接記入し、同封の返信用封筒にてご返送いただく方法
(切手は不要です)。

電子調査票(エクセルファイル)をダウンロードして記入し、メール添付で送付いただく方法

以下にそれぞれの場合の回答の手順をご説明します。

お送りした調査票(書面)に直接記入し、同封の返信用封筒にてご返送いただく方法

1) **事業者**

本調査票を受け取った事業者(本社)の方は「A票」をご記入ください。PRTR 新規追加対象物質の取り扱いのない場合や PRTR 新規追加対象物質を取り扱っているかについて全く不明である場合には「A票」のみをご返送ください。貴社において、PRTR 新規追加対象物質を取り扱っている事業所がございましたら、以下にお進みください。

2) **事業者** **事業所**

事業者(本社)から PRTR 新規追加対象物質を取り扱っている各事業所に、「B票-1」「B票-2」および資料1～資料4をお送りください。「B票」は3部同封してございますが、配布する事業所が3箇所を超える場合には、お手数ですが、コピーしてお送りください。なお、資料につきましてはアンケートサイト(アドレス、ID、パスワードは参照)からダウンロードできます(事業所にアドレス、ID、パスワードをお伝え下さい)。

3) **事業所**

各事業所にて「B票-1」「B票-2」をご記入ください。「B票-2」は取り扱っている物質の数(B票-1の質問3の物質数)だけ必要になります。お手数ですが、必要に応じ、「B票-2」をコピーしてご記入ください。

4) **事業所** **事業者**

ご記入いただきましたら、事業者(本社)へご返送ください。

5) **事業者** **みずほ情報総研**

事業者(本社)にて、各事業所の回答(B票)をとりまとめ、1の「A票」とともに、返信用封筒にてご返送ください(切手は不要です)。この際、以下の2点をご確認ください。

- ・「B票-1」「B票-2」に事業所通し番号が振られているか(通し番号の最終番号はA票質問5の事業所数と同じになります。)
- ・通し番号の最終番号が、A票の質問5でお答えいただいた事業所数と一致しているか。

調査票の送付先(郵送の場合)

〒101-0054
東京都千代田区神田錦町3-1
みずほ情報総研株式会社 環境・資源エネルギー部
「PRTR調査」係

例:2事業所でそれぞれ3物質を取り扱っている場合

A票:1枚(質問5の回答は「2」)

B票-1:2枚(質問3の回答は「3」)

事業所1:通し番号001

事業所2:通し番号002

B票-2:6枚

事業所1:通し番号001(3物質分)

事業所2:通し番号002(3物質分)

資料1

電子調査票をダウンロードして記入し、メール添付で送付いただく方法

1) **事業者**

本調査票を受け取った事業者(本社)の方は本調査のアンケートサイト(下記)から「A票(事業者用)」「B票(事業所用)」および「資料集」をダウンロードしてください。その際、パスワード(下記)が必要です。

アンケートサイト
<http://www.mizuho-ir.co.jp/kankyo/prtr2008>
I D : prtr (半角) パスワード : 2008 (半角)

事業者(本社)の方は「A票」をご記入ください。PRTR 新規追加対象物質の取り扱いのない場合や PRTR 新規追加対象物質を取り扱っているかについて全く不明である場合には「A票」のみをメールに添付してご返送ください。貴社において、PRTR 新規追加対象物質を取り扱っている事業所がございましたら、以下にお進みください。

2) **事業者** **事業所**

事業者(本社)から PRTR 新規追加対象物質を取り扱っている各事業所に、メール添付等で「B票」および「資料集」をお送りいただくか、アンケートサイトからダウンロードするようにお知らせください(上記アンケートサイトのアドレス、I D、パスワードをお伝えください)。

3) **事業所**

各事業所にて「B票」をご記入ください。「B票」は「B票-1」「B票-2」のシートがありますので、両方をご記入ください。B票-2は取り扱っている物質の数(B票-1の質問3の物質数)だけ必要になります。

4) **事業所** **事業者**

記入いただきましたら、事業者(本社)へメール添付等でご返送ください。

5) **事業者** **みずほ情報総研**

事業者(本社)にて、各事業所の回答(「B票」)をとりまとめ、1)の「A票」とともに、メール添付(アドレスは下記)にて弊社にお送りください。添付いただくファイルは「A票」および、A票の質問5でお答えいただいた事業所数と同数の「B票」になります。その際以下をご確認ください。

- ・「B票-1」「B票-2」に事業所通し番号(各シートの左上)が振られているか。
- ・「B票」ファイル数と、A票の質問5でお答えいただいた事業所数が一致しているか。

調査票の返送アドレス
prtr2008@mizuho-ir.co.jp

< 電子調査票について >

電子調査票は Microsoft エクセルファイルです。対応しているエクセルのバージョンはエクセル 97 以降となります。ご了承いただけますよう、お願い申し上げます。

例: 2 事業所でそれぞれ 3 物質を取り扱っている場合
A票 : 1 ファイル (質問5の回答は「2」)
B票 : 2 ファイル (質問3の回答は「3」)
事業所1 : 通し番号 001
シート「B票-1」「B票-2(1)」「B票-2(2)」「B票-2(3)」を記入
事業所2 : 通し番号 002
シート「B票-1」「B票-2(1)」「B票-2(2)」「B票-2(3)」を記入

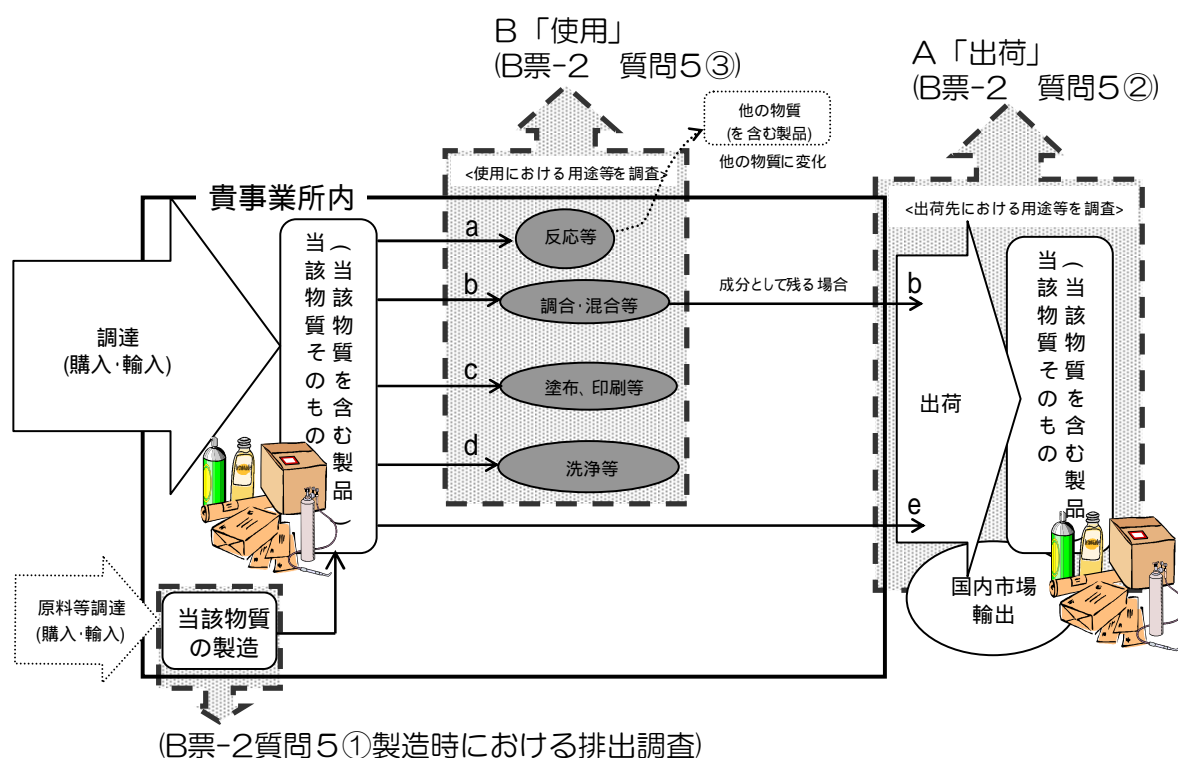
資料1

4. 「B票-2」の回答要領

B票-2は、以下の回答要領にしたがってご記入ください。

貴事業所において、PRTR 新規追加対象物質（当該物質）を「出荷」または「使用」している場合、PRTR 新規追加対象物質ごとにお答えください。

4.1. 本調査における「出荷」と「使用」について



【下表で、○：調査対象、×：調査対象外】

事業におけるアクションの例（「○」内は使用に関する用途例）	本調査での該否	
	出荷	使用
a: 当該物質（を含む製品）を調達（購入、輸入や製造）し、「中間体」として他の物質等と反応させる（当該物質は他物質に変化）	×	
b: 当該物質（を含む製品）を調達（購入、輸入や製造）し、「印刷インキ用溶剤」として他の物質と調合し、調剤を出荷する。 （出荷する製品に当該物質が成分として残る場合。）		
c: 当該物質（を含む製品）を調達（購入、輸入や製造）し、製品に塗布するなど（成形品を出荷する場合は出荷に関する調査の対象外） （固形物や密閉された状態の製品等、環境への当該物質の排出可能性がないと考えられる場合。）	×	
d: 当該物質（を含む製品）を調達（購入、輸入や製造）し、「洗浄剤」などとして使用する（当該物質は、主に回収や排出） （出荷する製品に当該物質が成分として残らない場合。）	×	
e: 当該物質（を含む製品）を調達（購入、輸入や製造）し、そのまま出荷する（輸入業者など）		×

資料1

A: 本調査における「出荷」とは

- ・本調査における「出荷」とは、貴事業所から市場に向けて(輸出も含む)出荷するものを対象とします。自社の他事業所に移動する場合や廃棄物等として産業廃棄物処理業者等に引き渡す場合(リサイクル業者に売却する場合は除く)は対象となりません。
- ・対象となるのは、物質または、物質を含む製品(詳しくは4.2節を参照)で当該物質が1質量%以上含まれているものです。
- ・以下のような製品は4.2節に該当しても「出荷」の対象となりません。

対象外

- ・対象物質の含有率が1質量%未満の製品【=含有率が少ないもの】
- ・固形物(粉状や粒状のものを除く)【=金属板、管など】
- ・密封された状態で使用される製品【=乾電池、バッテリー、コンデンサーなど】
- ・再生資源【=廃溶剤、金属くず、空き缶など。再生品は対象となります】
- ・一般消費者用の製品は「出荷」の対象となりますので、ご注意ください。

B: 本調査における「使用」とは

- ・本調査における「使用」とは、貴事業所内で事業活動を目的として合成したり調合したりあるいは、塗布や印刷、洗浄等のために用いることです。
- ・当該物質を原料として、他の物質を製造する場合も本調査では「使用」の範囲とします。
- ・対象となるのは、物質または、物質を含む製品(詳しくは4.2節を参照)で当該物質が1質量%以上含まれているものです。
- ・使用する物質または物質を含む製品の入手方法には、購入(輸入を含む)のほかに、貴事業所内での製造、他事業所からの移動などを含みます。
- ・以下のような製品は4.2節に該当しても「使用」の対象となりません。

対象外

- ・対象物質の含有率が1質量%未満の製品【=含有率が少ないもの】
- ・固形物(粉状や粒状のものを除く)【=金属板、管など】
- ・密封された状態で使用される製品【=乾電池、バッテリー、コンデンサーなど】
- ・一般消費者用の製品【=家庭用洗剤、殺虫剤など】
- ・再生資源【=廃溶剤、金属くず、空き缶など。再生品は対象となります】
- ・事業活動を目的として使用している場合に限り、したがって以下の目的で使用する物質や製品は、「使用」の対象となりません。

例: 職員の健康管理の目的で使用するレントゲンの現像液、芝生にまく農薬、事業所内の食堂で使用される洗剤、工場建屋の維持管理のために外壁に塗布した塗料

<輸入業者・商社の方へ>

- ・輸入業者や商社などで、書類上で取引している場合は、「出荷」のみ(質問5のと)をお答えください。

4.2. 本調査における「製品」とは

「使用」や「出荷」の対象となる製品の範囲は、以下のような形状を有するものです。

<製品の形状>

- a) 気体または液体のもの
例：溶剤、接着剤、塗料、ガソリンなど
- b) 固体のもので固有の形状を有しないもの（粉末状のものなど）
例：添加剤（粉末状）、試薬（粉末状）など
- c) 固体のうち固有の形状を有するもので、取り扱いの過程で溶融、蒸発又は溶解するもの
例：メッキの金属電極、インゴット（溶解しているアルミニウム塊）、樹脂ペレットなど
- d) 精製や切断などの加工に伴い、環境中に排出される可能性があるもの
例：石綿製品、切削工具等の部品など

4.3. 製品中に含まれる物質の量について

質問5 では、使用量および出荷量（オーダーでのご回答）をお答えいただいております。

PRTR 新規追加対象物質が製品中に含まれている場合、製品の量に含有率をかけるなどして当該物質の分の量を算出してお答えください。

例：対象物質を1%含有する薬品の年間使用(出荷)量が2,000kgの場合

対象物質の年間使用(出荷)量は、 $2,000 \times 0.01 = 20\text{kg} (=0.02\text{t})$ となります。

例：対象物質 a を5%含有する製品 A を年間1,000kg、対象物質 a を2%含有する製品 B を年間5,000kg 出荷(使用)している場合

対象物質の年間出荷(使用)量は、 $1,000 \times 0.05 + 5,000 \times 0.02 = 150\text{kg} (=0.15\text{t})$ となります。

なお、含有率はカタログやMSDS²から入手する、あるいは実測値を用いても結構です。また、含有率に幅がある場合は、その平均値を使用しても結構です。

また、PRTR 新規追加対象物質(資料3)のうち、下表にある物質については、元素の質量(PRTR で着目している化学構造部分)への換算が必要です。換算係数は以下の式で求められます。

$$\text{元素等への換算係数} = \frac{\text{A(化合物中の化学式中の元素等の原子量合計)}}{\text{B(化合物の分子量)}} \quad (\text{式})$$

表: 元素等への換算が必要な物質

物質通し番号	物質名	PRTR で着目している化学構造部分(式中の A)
123	インジウム及びその化合物	化合物中のインジウム分(In^{3+} , 分子量 114.8)

例：塩化インジウムの場合の換算係数

換算係数は、 $(\text{In}^{3+}\text{原子量合計}) / (\text{InCl}_3 \text{の分子量}) = 114.8 / 221.2 = 0.519$ となります。また、同化合

² MSDS (化学物質等安全データシート: Material Safety Data Sheet) とは、化学物質の組成や成分情報、危険有害性、取扱方法などが記載された特定の化学物質を含んだ製品を他の事業者に出荷する際に添付しなければならない安全情報を記載したシートのこと。MSDS 制度では、対象となる化学物質及びそれらを含む製品を他の事業者へ譲渡・提供する際、MSDS の提供を義務付けています。

資料1

物が5%含有されている製品Aを年間8,000kg出荷(使用)している場合、年間出荷(使用)量は、 $8,000 \times 0.05$ × 換算係数となります。

4.4. 用途について

この用途調査は、PRTR 新規追加対象物質の排出量算出の可能性及び当該物質の用途等を把握するためのものです。用途等についてできるだけ詳細にご回答くださいますよう、ご協力をお願いいたします。

「出荷」の場合は出荷先での用途、「使用」の場合は使用目的を用途一覧表(資料4)から選び、「用途番号」欄にコード番号(2桁)+アルファベット(1文字)でお答えください。詳細がお分かりにならない場合は、コード番号(2桁)のみでもかまいません。

また、「出荷」の場合の「具体的な用途や製品名」欄や「使用」の場合の「具体的な用途や工程名」欄は、資料4の用途一覧表よりも具体的に記入くださいますよう、お願い申し上げます。

(ただし、製品名の場合、具体的な銘柄ではなく、製品の一般的な名称をご記入ください。)

A: 「出荷」における用途の選び方

(1)当該物質(を含む製品)を輸出している場合

輸出先での用途にかかわらず「01輸出用」をお選びください。

(2)当該物質(を含む製品)を原料等として出荷する場合

出荷されたPRTR 新規追加対象物質(を含む製品)が、さらに出荷先企業等で化学反応を経て他の物質となる場合、「09中間物(合成原料、重合原料等)」をお選びください。ただし、塗料、印刷インキ、接着剤、フォトレジスト、強化プラスチック成形の架橋剤や硬化剤、鑄造鑄型の粘結剤(結合材)等では使用現場で化学反応が起こるものがありますが、これらは中間物ではなく、それぞれ、「21塗料」、「22印刷インキ」、「29接着剤」、「30フォトレジスト」、「33合成樹脂添加剤」、「39鑄造用資材」を選択ください。

また、PRTR 新規追加対象物質(を含む製品)を重合体(ポリマー)として出荷している場合、「02重合体」をお選びください。なお、ポリマー原料であるモノマーは、用途番号「09中間物」になります。

(3)出荷先で当該物質(を含む製品)と他の物質(を含む製品)を調合、添加等している場合

出荷先企業等で、PRTR 新規追加対象物質を用いて調合や添加等している(当該物質が成分として製品中に残る)場合は、「何(剤)として調合、添加しているのか」という視点で用途(ご存知の場合)を選択してください。

(4)その他の場合

(1)~(3)以外の場合、出荷先での用途を(ご存知の範囲で)04~54の中からお選びください。コード番号(2桁)+アルファベット(1文字)でお答え下さい。詳細がお分かりにならない場合は、コード番号(2桁)のみでも構いません。

B: 「使用」における用途の選び方

(1) 当該物質(を含む製品)から他の物質を製造している場合

貴事業所で PRTR 新規追加対象物質(を含む製品)を用いて化学反応等をさせ、他の物質を製造している場合、「09 中間物(合成原料、重合原料等)」をお選びください。ただし、塗料、印刷インキ、接着剤、フォトレジスト、強化プラスチック成形の架橋剤や硬化剤、鋳造鋳型の粘結剤(結合材)等では使用現場で化学反応が起こるものがありますが、これらは中間物ではなく、それぞれ、「21 塗料」、「22 印刷インキ」、「29 接着剤」、「30 フォトレジスト」、「33 合成樹脂添加剤」、「39 鋳造用資材」を選択ください。

また、貴事業所で PRTR 新規追加対象物質(を含む製品)を重合体(ポリマー)として使用し、樹脂製品、繊維製品、フィルム、ゴム製品等を製造している場合、「02 重合体」をお選びください。

(2) 当該物質(を含む製品)と他の物質(を含む製品)を調合、添加等している場合

貴事業所で PRTR 新規追加対象物質(を含む製品)を用いて調合や添加等している(物質が成分として製品中に残る)場合は、「何(剤)として調合、添加しているのか」という視点で用途を選択してください。

- 例) ・塗料の安定化剤(21c)として添加する。
・家庭用殺生物剤の消毒成分(26c)として調合する。

(3) その他の場合

(1),(2)以外で、貴事業所で PRTR 新規追加対象物質(を含む製品)を使用している場合、「何(製品)として使用しているのか」という視点で用途を選択してください。

この場合、PRTR 新規追加対象物質が何の目的(何剤として等)で当該製品に含有されているか、不明である場合が多いと思われます。そのような場合には、コード番号(2桁)のみでお答えください。

- 例) ・ある部品を塗装するため、PRTR 新規追加対象物質を含む製品(塗料)を、塗料(21)として使用する。

なお、用途は「溶剤用途」であるか「溶剤以外の用途」であるかですら大別しておりますので、区別してご記入ください。ここでいう「溶剤用途」には洗浄用溶剤だけでなく、塗料や接着剤、印刷インキ等の溶剤成分、あるいは反応溶媒なども含まれます。「溶剤」の場合コード番号10～16の中から選択して記入してください。「溶剤以外の用途」の場合、コード番号17～53の中から選択してください。溶剤か溶剤以外かもわからない場合にはコード番号54を記入ください。

<用途に関するその他の留意点>

・【工業用途】と【家庭用等用途】の違いについて

コード番号19と20の違い、25と26の違いは「工業用途」か「家庭用等の用途」であるかです。「使用」における用途(工業的な生産活動で直接消費される洗浄剤や殺生物剤)については、「工業用途」を選択してください。「出荷」における用途では、出荷先において家庭で一般消費者によって使用されたり、家庭以外でもオフィスビル、公園の清掃など工業的な生産活動に直接関係なく消費される洗浄剤や殺生物剤は、「家庭用等の用途」を選択してください。

・「24 殺生物剤1(農薬以外)【工業用途/成型品に含まれる】」について

出荷先の事業所で製造される繊維、紙、木材、皮革、プラスチック、ゴムなどからなる成型品や成型品表面に防腐、抗菌等の処理をする際に使われる殺生物剤が該当します。

そのうち、魚網や船底を防汚処理する際の殺生物剤は、コード番号23に該当します。

成型品以外の塗料や接着剤、印刷インキ等の調剤中に含まれる殺生物剤(輸入した調剤の場合、含まれている殺生物剤)は、それぞれ「21 塗料」、「22 印刷インキ」、「29 接着剤」などでお答えください。工業用途で、スライムコントロール剤のように工程内の防かびや防藻を目的とした使用は、「25 殺生物剤2(農薬以外)【工業用途/工程内使用で成型品に含まれない】」に該当します。

出荷先で殺生物剤が成型品に含まれるか、工程内での使用になるかわからない場合は、コード番号25を選択してください。

・「31 繊維処理剤、紙・パルプ薬品1【成型品に含まれる】」について

製造される糸、布、紙に含まれることで機能を発揮する染料や撥水剤、防水加工材などが該当します。ただし、糸、布、紙を製造する工程において使われるものの、その多くが工程内廃水中に移行する紡糸油剤や洗浄剤、漂白剤などは「32 繊維処理剤、紙・パルプ薬品2【成型品に含まれない】」に該当します。

4.5. 排出量の算出方法について

PRTR 新規追加対象物質を一定量以上取り扱っている場合、一定の条件を満たす事業所は平成23年度から排出量(平成23年度には平成22年度実績)を届け出る必要があります。

そこで、本調査ではPRTR 新規追加対象物質について、環境中への排出量の算出の可能性を「質問5の 」でお聞きしております。

ここでは、ご回答の際の参考として、次に排出量の算出方法の種類と概要を示します。

<排出量の算出方法の種類等>

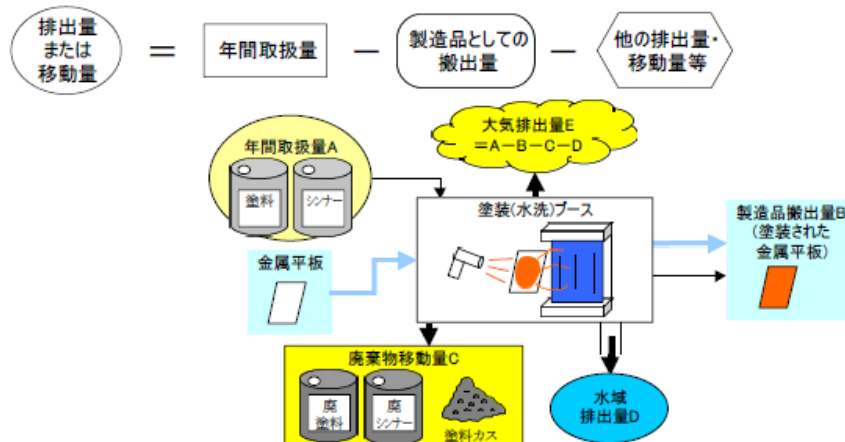
排出量の算出については、化管法の施行規則で以下の5つの方法が規定されています。

* 詳細につきましては、下記、PRTR 排出量等算出マニュアルをご覧ください。

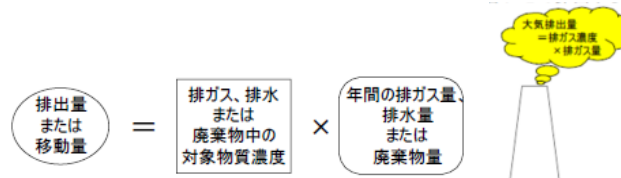
(http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/prtr/PRTRmunyuuru.html)

資料1

物質収支を用いる方法：製造量、使用量等の合計と、製品としての排出量や廃棄物に含まれての移動量等との差により算出する。



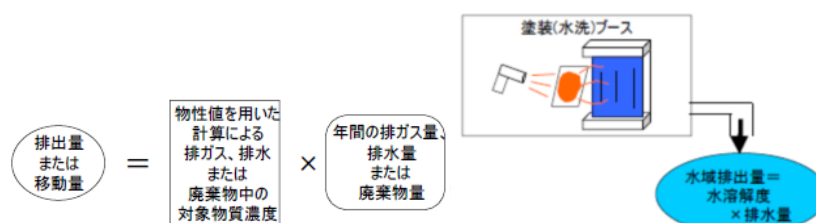
物質収支を用いる方法（「PRTR 排出量等算出マニュアル第3版 第部 基本編」より抜粋）
 実測値を用いる方法：排出物に含まれる量や濃度の測定値に基づき算出する。



実測値を用いる方法（「PRTR 排出量等算出マニュアル第3版 第部 基本編」より抜粋）
 排出係数を用いる方法：製造量、使用量その他の取扱量に関する数値と、その取扱量と排出量との関係を的確に示すと認められる数式(排出係数や排出原単位)との積により算出する。



排出係数を用いる方法（「PRTR 排出量等算出マニュアル第3版 第部 基本編」より抜粋）
 物性値を用いる方法：蒸気圧、溶解度等の物理的・化学的性状に関する数値の利用により排出量が的確に算出できると認められる場合に、その数値と排ガス量又は排水量とを用いて算出する。



物性値を用いる方法（「PRTR 排出量等算出マニュアル第3版 第部 基本編」より抜粋）
 その他の的確に算出できると認められる方法：上記以外で、的確に算出できると認められる方法で算出する。

調査票にはこの番号を
ご記入ください。

資料2

資料2: 業種コード表

分類	番号	業種	(参考: 左記業種に含まれる業)
農業	01	農業	農業、畜産農業、農業サービス業(園芸サービス業を除く)、園芸サービス業
林業	02	林業	育林業、素材生産業、特用林産物生産業(きのこ類の栽培を除く)、林業サービス業、その他の林業
漁業	03	漁業	海面漁業、内水面漁業
	04	水産養殖業	海面養殖業、内水面養殖業
鉱業	05	鉱業	金属鉱業、石炭・亜炭鉱業、原油・天然ガス鉱業、採石業、砂・砂利・玉石採取業、窯業原料用鉱物鉱業(耐火物・陶磁器・ガラス・セメント原料用に限る)、その他の鉱業
建設業	06	総合工事業	一般土木建築工事業、土木工事業(舗装工事業を除く)、舗装工事業、建築工事業(木造建築工事業を除く)、木造建築工事業、建築リフォーム工事業
	07	職別工事業(設備工事業を除く)	大工工事業、とび・土工・コンクリート工事業、鉄骨・鉄筋工事業、石工・れんが・タイル・ブロック工事業、左官工事業、板金・金物工事業、塗装工事業、床・内装工事業、その他の職別工事業
	08	設備工事業	電気工事業、電気通信・信号装置工事業、管工事業(さく井工事業を除く)、機械器具設置工事業、その他の設備工事業
製造業	09	食料品製造業	畜産食料品製造業、水産食料品製造業、野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業、調味料製造業、糖類製造業、精穀・製粉業、パン・菓子製造業、動植物油脂製造業、その他の食料品製造業
	10	飲料・たばこ・飼料製造業	清涼飲料製造業、酒類製造業、茶・コーヒー製造業、製氷業、たばこ製造業、飼料・有機質肥料製造業
	11	繊維工業(衣服、その他の繊維製品を除く)	製糸業、紡績業、ねん糸製造業、織物業、ニット生地製造業、染色整理業、綱・網製造業、レース・繊維雑品製造業、その他の繊維工業
	12	衣服・その他の繊維製品製造業	織物製(不織布製及びレース製を含む)外衣・シャツ製造業(和式を除く)、ニット製外衣・シャツ製造業、下着類製造業、和装製品・足袋製造業、その他の衣服・繊維製身の回り品製造業、その他の繊維製品製造業
	13	木材・木製品製造業(家具を除く)	製材業、木製品製造業、造作材・合板・建築用組立材料製造業、木製容器製造業(竹、とうを含む)、その他の木製品製造業(竹、とうを含む)
	14	家具・装備品製造業	家具製造業、宗教用具製造業、建具製造業、その他の家具・装備品製造業
	15	パルプ・紙・紙加工品製造業	パルプ製造業、紙製造業、加工紙製造業、紙製品製造業、紙製容器製造業、その他のパルプ・紙・紙加工品製造業
	16	印刷・同関連業	印刷業、製版業、製本業、印刷物加工業、印刷関連サービス業
	17	化学工業	化学肥料製造業、無機化学工業製品製造業、有機化学工業製品製造業、化学繊維製造業、油脂加工製品・石けん・合成洗剤・界面活性剤・塗料製造業、医薬品製造業、化粧品・歯磨・その他の化粧品調整品製造業、その他の化学工業
	18	石油製品・石炭製品製造業	石油精製業、潤滑油・グリース製造業(石油精製業によらないもの)、コークス製造業、舗装材料製造業、その他の石油製品・石炭製品製造業
	19	プラスチック製品製造業(別掲を除く)	プラスチック板・棒・管・継手・異形押出製品製造業、プラスチックフィルム・シート・床材・合成皮革製造業、工業用プラスチック製品製造業、発泡・強化プラスチック製品製造業、プラスチック成形材料製造業(廃プラスチックを含む)、その他のプラスチック製品製造業
20	ゴム製品製造業	タイヤ・チューブ製造業、ゴム製・プラスチック製履物・同附属品製造業、ゴムベルト・ゴムホース・工業用ゴム製品製造業、その他のゴム製品製造業	
21	なめし革・同製品・毛皮製造業	なめし革製造業、工業用革製品製造業(手袋を除く)、革製履物用材料・同附属品製造業、革製履物製造業、革製手袋製造業、かばん製造業、袋物製造業、毛皮製造業、その他のなめし革製品製造業	

調査票にはこの番号を
ご記入ください。

資料2

分類	番号	業種	(参考:左記業種に含まれる業)
	22	窯業・土石製品製造業	ガラス・同製品製造業、セメント・同製品製造業、建設用粘土製品製造業(陶磁器製を除く)、陶磁器・同関連製品製造業、耐火物製造業、炭素・黒鉛製品製造業、研磨材・同製品製造業、骨材・石工品等製造業、その他の窯業・土石製品製造業
	23	鉄鋼業	製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、製鋼を行わない鋼材製造業(表面処理鋼材を除く)、表面処理鋼材製造業、鉄素形材製造業、その他の鉄鋼業
	24	非鉄金属製造業	非鉄金属第1次製錬・精製業、非鉄金属第2次製錬・精製業(非鉄金属合金製造業を含む)、非鉄金属・同合金圧延業(抽伸、押し出しを含む)、電線・ケーブル製造業、非鉄金属素形材製造業、その他の非鉄金属製造業
	25	金属製品製造業	ブリキ缶・その他のめっき板等製品製造業、洋食器・刃物・手道具・金物類製造業、暖房装置・配管工用附属品製造業、建設用・建築用金属製品製造業(製缶板金業を含む)、金属素形材製品製造業、金属被覆・彫刻業、熱処理業(ほうろう鉄器を除く)、金属線製品製造業(ねじ類を除く)、ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業、その他の金属製品製造業
	26	一般機械器具製造業	ボイラ・原動機製造業、農業用機械製造業(農業用器具を除く)、建設機械・鉱山機械製造業、金属加工機械製造業、繊維機械製造業、特殊産業用機械製造業、一般産業用機械・装置製造業、事務用・サービス用・民生用機械器具製造業、その他の機械・同部分品製造業
	27	電気機械器具製造業	発電用・送電用・配電用・産業用電気機械器具製造業、民生用電気機械器具製造業、電球・電気照明器具製造業、電子応用装置製造業、電気計測器製造業、その他の電気機械器具製造業
	28	情報通信機械器具製造業	通信機械器具・同関連機械器具製造業、電子計算機・同附属装置製造業
	29	電子部品・デバイス製造業	電子部品・デバイス製造業
	30	輸送用機械器具製造業	自動車・同附属品製造業、鉄道車両・同部分品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業、航空機・同附属品製造業、産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業、その他の輸送用機械器具製造業
	31	精密機械器具製造業	計量器・測定器・分析機器・試験機製造業、測量機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、理化学機械器具製造業、光学機械器具・レンズ製造業、眼鏡製造業(枠を含む)、時計・同部分品製造業
	32	その他の製造業	貴金属・宝石製品製造業、楽器製造業、がん具・運動用具製造業、ペン・鉛筆・絵画用品・その他の事務用品製造業、装身具・装飾品・ボタン・同関連品製造業(貴金属・宝石製を除く)、漆器製造業、畳・傘等生活雑貨製品製造業、武器製造業、他に分類されない製造業
	電気・ガス・熱供給・水道業	33	電気業
34		ガス業	ガス業
35		熱供給業	熱供給業
36		水道業	上水道業、工業用水道業、下水道業
情報通信業	37	通信業	信書送達業、固定電気通信業、移動電気通信業、電気通信に附帯するサービス業
	38	放送業	公共放送業(有線放送業を除く)、民間放送業(有線放送業を除く)、有線放送業
	39	情報サービス業	ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業
	40	インターネット附随サービス業	インターネット附随サービス業
	41	映像・音声・文字情報制作業	映像情報制作・配給業、音声情報制作業、新聞業、出版業、映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業
運輸業	42	鉄道業	鉄道業

調査票にはこの番号を
ご記入ください。

資料2

分類	番号	業種	(参考:左記業種に含まれる業)
	43	道路旅客運送業	一般乗合旅客自動車運送業、一般乗用旅客自動車運送業、一般貸切旅客自動車運送業、その他の道路旅客運送業
	44	道路貨物運送業	一般貨物自動車運送業、特定貨物自動車運送業、貨物軽自動車運送業、集配利用運送業、その他の道路貨物運送業
	45	水運業	外航海運業、沿海海運業、内陸水運業、船舶貸渡業
	46	航空運輸業	航空運送業、航空機使用業(航空運送業を除く)
	47	倉庫業	倉庫業(冷蔵倉庫業を除く)、冷蔵倉庫業
	48	運輸に附帯するサービス業	港湾運送業、貨物運送取扱業(集配利用運送業を除く)、運送代理店、こん包業、運輸施設提供業、その他の運輸に附帯するサービス業
卸売・小売業	49	各種商品卸売業	繊維品卸売業(衣服、身の回り品を除く)、衣服・身の回り品卸売業
	50	繊維・衣服等卸売業	繊維品卸売業(衣服、身の回り品を除く)
	51	飲食料品卸売業	農畜産物・水産物卸売業、食料・飲料卸売業
	52	建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	建築材料卸売業、化学製品卸売業、鉱物・金属材料卸売業、再生資源卸売業
	53	機械器具卸売業	一般機械器具卸売業、自動車卸売業、電気機械器具卸売業、その他の機械器具卸売業
	54	その他の卸売業	家具・建具・じゅう器等卸売業、医薬品・化粧品等卸売業、他に分類されない卸売業
	55	各種商品小売業	百貨店、総合スーパー、その他の各種商品小売業(従業者が常時50人未満のもの)
	56	織物・衣服・身の回り品小売業	呉服・服地・寝具小売業、男子服小売業、婦人・子供服小売業、靴・履物小売業、その他の織物・衣服・身の回り品小売業
	57	飲食料品小売業	各種食料品小売業、酒小売業、食肉小売業、鮮魚小売業、野菜・果実小売業、菓子・パン小売業、米穀類小売業、その他の飲食料品小売業
	58	自動車・自転車小売業	自動車小売業、自転車小売業、自転車小売業
	59	家具・じゅう器・機械器具小売業	家具・建具・畳小売業、機械器具小売業、その他のじゅう器小売業
	60	その他の小売業	医薬品・化粧品小売業、農耕用品小売業、燃料小売業、書籍・文房具小売業、スポーツ用品・がん具・娯楽用品・楽器小売業、写真機・写真材料小売業、時計・眼鏡・光学機械小売業、他に分類されない小売業
金融・保険業	61	銀行業	中央銀行、銀行(中央銀行を除く)
	62	協同組織金融業	中小企業等金融業、農林水産金融業
	63	郵便貯金取扱機関、政府関係金融機関	郵便貯金・為替・振替業務取扱機関、政府関係金融機関
	64	貸金業、投資業等非預金信用機関	貸金業、質屋、クレジットカード業、割賦金融業、その他の貸金業、投資業等非預金信用機関
	65	証券業、商品先物取引業	証券業、証券業類似業、商品先物取引業、商品投資業、
	66	補助的金融業、金融附帯業	補助的金融業、金融附帯業
	67	保険業(保険媒介代理業、保険サービス業を含む)	生命保険業、損害保険業、共済事業、保険媒介代理業、保険サービス業
不動産業	68	不動産取引業	建物売買業、土地売買業、不動産代理業・仲介業
	69	不動産賃貸業、管理業	不動産賃貸業(貸家業、貸間業を除く)、貸家業、貸間業、駐車場業、不動産管理業
飲食	70	一般飲食店	食堂、レストラン、そば・うどん店、すし店、喫茶店、その他の一般飲食店

調査票にはこの番号を
ご記入ください。

資料2

分類	番号	業種	(参考:左記業種に含まれる業)
店、宿 泊業	71	遊興飲食店	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ、酒場、ピアホール
	72	宿泊業	旅館、ホテル、簡易宿所、下宿業、その他の宿泊業
医療、 福祉	73	医療業	病院、一般診療所、歯科診療所、助産・看護業、療術業、医療に附帯するサービス業
	74	保健衛生	保健所、健康相談施設、その他の保健衛生
	75	社会保険・社会福祉・ 介護事業	社会保険事業団体、福祉事務所、児童福祉事業、老人福祉・介護事業(訪問介護事業を除く)、障害者福祉事業、その他の社会保険・社会福祉・介護事業
教育、 学習支 援業	76	学校教育	小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、高等教育機関、特殊教育諸学校、幼稚園、専修学校、各種学校
	77	その他の教育、学習 支援業	社会教育、職業・教育支援施設、学習塾、教養・技能教授業、他に分類されない教育、学習支援業
複合サ ービス 事業	78	郵便局(別掲を除く)	郵便局、郵便局受託業
	79	協同組合(他に分類さ れないもの)	農林水産業協同組合(他に分類されないもの)、事業協同組合(他に分類されないもの)
サービ ス業(他 に分類 されな いもの)	80	専門サービス業(他に 分類されないもの)	法律事務所、特許事務所、公証人役場、司法書士事務所、公認会計士事務所、税理士事務所、獣医業、土木建築サービス業、デザイン・機械設計業、著述・芸術家業、写真業、その他の専門サービス業
	81	学術・開発研究機関	自然科学研究所
	82	洗濯・理容・美容・浴 場業	洗濯業、理容業、美容業、公衆浴場業、特殊浴場業、その他の洗濯・理容・美容・浴場業
	83	その他の生活関連サ ービス業	旅行業、家事サービス業、衣服裁縫修理業、物品預り業、火葬・墓地管理業、冠婚葬祭業、他に分類されない生活関連サービス業
	84	娯楽業	映画館、興行場(別掲を除く)、興行団、競輪・競馬等の競走場、競技団、スポーツ施設提供業、公園、遊園地、遊戯場、その他の娯楽業
	85	廃棄物処理業	一般廃棄物処理業、産業廃棄物処理業、その他の廃棄物処理業
	86	自動車整備業	自動車整備業
	87	機械等修理業(別掲 を除く)	機械修理業(電気機械器具を除く)、電気機械器具修理業、表具業、その他の修理業
	88	物品賃貸業	各種物品賃貸業、産業用機械器具賃貸業、事務用機械器具賃貸業、自動車賃貸業、スポーツ・娯楽用品賃貸業、その他の物品賃貸業
	89	広告業	広告代理業、その他の広告業
	90	その他の事業サービ ス業	速記・ワープロ入力・複写業、商品検査業、計量証明業、建物サービス業、民営職業紹介業、警備業、他に分類されない事業サービス業
	91	政治・経済・文化団体	経済団体、労働団体、学術・文化団体、政治団体、他に分類されない非営利的団体
	92	宗教	神道系宗教、仏教系宗教、キリスト教系宗教、その他の宗教
	93	その他のサービス業	集会場、と畜場、他に分類されないサービス業
94	外国公務	外国公館、その他の外国公務	
公務(他 に分類 されな いもの)	95	国家公務	立法機関、司法機関
	96	地方公務	
分類不 能の産 業	99	分類不能の産業	

調査票にはこの番号と物質名をご記入ください。

資料3

資料3 : P R T R 新規追加対象物質一覧表(農薬のみに使われる物質は除いています)

*印の付いている物質については、出荷量、使用量等を把握する際、元素等への換算が必要です。(資料1 p6 参照)

物質 通し 番号	CAS 番号 (参考)	物質名	別名	(政令 番号)
001	818-61-1	アクリル酸 2-ヒドロキシエチル		6
002	141-32-2	アクリル酸ノルマル-ブチル		7
003	26628-22-8	アジ化ナトリウム		11
004	75-86-5	アセトンシアノヒドリン		14
005	83-32-9	アセナフテン		15
006	82-45-1	1-アミノ-9・10-アントラキノン		19
007	123-30-8	パラ-アミノフェノール		23
008	107-11-9	3-アミノ-1-プロペン		26
009	120-12-7	アントラセン		32
010	78-84-2	イソブチルアルデヒド		35
011	22224-92-6	N-イソプロピルアミノホスホン酸O-エチル-O-(3-メチル-4-メチルチオフェニル)	フェナミホス	39
012		* インジウム及びその化合物		44
013	75-08-1	エタンチオール		45
014	149-57-5	2-エチルヘキササン酸		51
015	80844-07-1	2-(4-エトキシフェニル)-2-メチルプロピル=3-フェノキシベンジルエーテル	エトフェンプロックス	64
016	106-88-7	1・2-エポキシブタン		66
017	7705-08-0	塩化第二鉄		71
018	85535-84-8	塩化パラフィン(炭素数が 10 から 13 までのもの及びその混合物に限る。)		72
019	156-62-7	カルシウムシアナミド		77
020	105-67-9	2・4-キシレノール		78
021	91-22-5	キノリン		81
022	98-82-8	クメン		83
023	611-19-8	1-クロロ-2-(クロロメチル)ベンゼン		97
024	105-39-5	クロロ酢酸エチル		99
025	106-43-4	パラ-クロロトルエン		110
026	121-87-9	2-クロロ-4-ニトロアニリン		111
027	88-73-3	2-クロロニトロベンゼン		112
028	95-57-8	オルト-クロロフェノール		120
029	106-48-9	パラ-クロロフェノール		121
030	598-78-7	2-クロロプロピオン酸		122
031	59-50-7	4-クロロ-3-メチルフェノール		129
032	563-47-3	3-クロロ-2-メチル-1-プロペン		131
033	420-04-2	シアナミド		137
034	615-05-4	2・4-ジアミノアニソール		142
035	101-80-4	4・4'-ジアミノジフェニルエーテル		143
036	646-06-0	1・3-ジオキサラン		151
037	7696-12-0	シクロヘキサ-1-エン-1・2-ジカルボキシイミドメチル=(1RS)-シス-トランス-2・2-ジメチル-3-(2-メチルプロパ-1-エニル)シクロプロパンカルボキシラート	テトラメトリン	153
038	17796-82-6	N-(シクロヘキシルチオ)フタルイミド		155
039	27134-27-6	ジクロロアニリン		156
040	95-73-8	2・4-ジクロロトルエン		165
041	99-54-7	1・2-ジクロロ-4-ニトロベンゼン		166
042	50471-44-8	(RS)-3-(3・5-ジクロロフェニル)-5-メチル-5-ピニル-1・3-オキサゾリジン-2・4-ジオン	ピンクロゾリン	173
043	101-83-7	N・N-ジシクロヘキシルアミン		188
044	4979-32-2	N・N-ジシクロヘキシル-2-ベンゾチアゾールスルフェンアミド		189
045	77-73-6	ジシクロペンタジエン		190

調査票にはこの番号と物質名をご記入ください。

資料3

物質通番番号	CAS 番号 (参考)	物質名	別名	(政令 番号)
046	16090-02-1	ジナトリウム=2・2'-ピニレンビス[5-(4-モルホリノ-6-アニリノ-1・3・5-トリアジン-2-イルアミノ)ベンゼンスルホナート]	C1フルオレス セント 260	199
047	1321-74-0	ジビニルベンゼン		202
048	101-84-8	ジフェニルエーテル		204
049	102-06-7	1・3-ジフェニルグアニジン		205
050	128-37-0	2・6-ジターシャリ-プチル-4-クレゾール		207
051	96-76-4	2・4-ジターシャリ-プチルフェノール		208
052	124-48-1	ジプロモクロロメタン		209
053	10222-01-2	2・2-ジプロモ-2-シアノアセトアミド		210
054	127-19-5	N・N-ジメチルアセトアミド		213
055	95-68-1	2・4-ジメチルアニリン		214
056	121-69-7	N・N-ジメチルアニリン		216
057	124-40-3	ジメチルアミン		218
058	624-92-0	ジメチルジスルフィド		219
059		ジメチルジチオカルバミン酸の水溶性塩		220
060	112-18-5	N・N-ジメチルドデシルアミン		223
061	57-14-7	1・1-ジメチルヒドラジン		226
062	91-97-4	3・3'-ジメチルピフェニル-4・4'-ジイル=ジイソシアネート		228
063	793-24-8	N-(1・3-ジメチルプチル)-N'-フェニル-パラ-フェニレンジアミン		230
064	7726-95-6	臭素		234
065		臭素酸の水溶性塩		235
066	61788-32-7	水素化テルフェニル		238
067	4016-24-4	2-スルホヘキサデカン酸-1-メチルエステルナトリウム塩		241
068	334-48-5	デカン酸		256
069	112-30-1 25339-17-7	デシルアルコール	デカノール	257
070	97-77-8	テトラエチルチウラムジスルフィド	ジスルフィラ ム	259
071	118-75-2	2・3・5・6-テトラクロロ-バラ-ベンゾキノン		264
072	505-32-8	3・7・11・15-テトラメチルヘキサデカ-1-エン-3-オール	イソフィトール	269
073	112-53-8	1-ドデカノール	ノルマル-ドデ シルアルコー ル	273
074	25103-58-6	ターシャリドデカンチオール		274
075	151-21-3	ドデシル硫酸ナトリウム		275
076	112-57-2	3・6・9-トリアザウンデカン-1・11-ジアミン	テトラエチレ ンペンタミン	276
077	121-44-8	トリエチルアミン		277
078	112-24-3	トリエチレンテトラミン		278
079	76-03-9	トリクロロ酢酸		282
080	88-06-2	2・4・6-トリクロロフェノール		287
081	96-18-4	1・2・3-トリクロロプロパン		289
082	12002-48-1	トリクロロベンゼン		290
083	102-82-9	トリブチルアミン		292
084	95-63-6	1・2・4-トリメチルベンゼン		296
085	91-20-3	ナフタレン		302
086	3173-72-6	1・5-ナフタレンジイル=ジイソシアネート		303
087	13048-33-4	二アクリル酸ヘキサメチレン		306
088	7699-43-6	二塩化酸化ジルコニウム		307
089	91-23-6	オルト-ニトロアニソール		311
090	88-74-4	オルト-ニトロアニリン		312
091	88-72-2	オルト-ニトロトルエン		315
092	75-52-5	ニトロメタン		317

調査票にはこの番号と物質名をご記入ください。

資料3

物質 通し 番号	CAS番号 (参考)	物質名	別名	(政令 番号)
093	143-08-8	1-ノナノール	ノルマル-ノ ルアルコール	319
094	3618-72-2	5'-[N・N-ビス(2-アセチルオキシエチル)アミノ]-2'-(2-プロモ-4・6-ジニ トロフェニルアゾ)-4'-メトキシアセトアニリド		322
095	101-90-6	1・3-ビス[(2・3-エポキシプロピル)オキシ]ベンゼン		324
096	782-74-1	1・2-ビス(2-クロロフェニル)ヒドラジン		327
097	80-43-3	ビス(1-メチル-1-フェニルエチル)=ペルオキシド		330
098	99-76-3	4-ヒドロキシ安息香酸メチル		334
099	103-90-2	N-(4-ヒドロキシフェニル)アセトアミド		335
100	88-12-0	N-ビニル-2-ピロリドン		339
101	92-52-4	ビフェニル		340
102	100-63-0	フェニルヒドラジン		345
103	90-43-7	2-フェニルフェノール		346
104	941-69-5	N-フェニルマレイミド		347
105	131-17-9	フタル酸ジアリル		352
106	84-66-2	フタル酸ジエチル		353
107	2426-08-6	ノルマル-ブチル-2・3-エポキシプロピルエーテル		359
108	25013-16-5	ブチルヒドロキシアニソール	BHA	365
109	75-91-2	ターシャリ-ブチル=ヒドロペルオキシド		366
110	89-72-5	オルト-セカンダリ-ブチルフェノール		367
111	98-54-4	4-ターシャリ-ブチルフェノール		368
112	88-60-8	2-ターシャリ-ブチル-5-メチルフェノール		373
113	4170-30-3	2-ブテナール		375
114	110-00-9	フラン		377
115	107-19-7	2-プロピン-1-オール		379
116	75-27-4	プロモジクロロメタン		381
117	106-94-5	1-プロモプロパン		384
118	112-02-7	ヘキサデシルトリメチルアンモニウム=クロリド		389
119	110-54-3	ノルマル-ヘキサン		392
120	135-19-3	ベタナフトール		393
121		ペルオキシ二硫酸の水溶性塩		395
122	1763-23-1	ペルフルオロ(オクタン-1-スルホン酸)	PFOS	396
123	119-61-9	ベンゾフェノン		403
124	9004-82-4	ポリ(オキシエチレン)=ドデシルエーテル硫酸エステルナトリウム		409
125	674-82-8	4-メチリデンオキセタン-2-オン		421
126	74-89-5	メチルアミン		423
127	3268-49-3	3-メチルチオプロパナール		437
128	1321-94-4	メチルナフタレン		438
129	80-15-9	1-メチル-1-フェニルエチル=ヒドロペルオキシド		440
130	101-68-8	メチレンビス(4・1-フェニレン)=ジイソシアネート		448
131	149-30-4	2-メルカプトベンゾチアゾール		452
132	95-32-9	2-(モルホリノジチオ)ベンゾチアゾール		454
133	110-91-8	モルホリン		455
134	78-42-2	りん酸トリス(2-エチルヘキシル)		458
135	1330-78-5	りん酸トリトリル		460
136	115-86-6	りん酸トリフェニル		461

*印の付いている物質については、出荷量、使用量等を把握する際、元素等への換算が必要です。(資料1 p6 参照)

調査票には「コード(2桁数字)」+「記号(アルファベット1文字)」をご記入ください。(例: 01 a、21 f)

資料4

資料4 用途一覧表

コード	用途等 【使用目的】	記号	具体例等 【機能】
01	輸出入	a	
02	重合体	a	
03	試験研究用	a	
04	試薬	a	
05	食品添加物	a	
06	農薬	a	
07	肥料、飼料及び飼料添加物	a	
08	医薬品、医薬部外品、化粧品	a	
09	中間物(合成原料、重合原料等)	a	
溶 剤			
10	塗料、ワニス、コーティング用溶剤 印刷インク、複写用溶剤 殺生物剤用溶剤	a	塗料用溶剤、塗料希釈剤、塗料剥離剤
		b	ワニス用溶剤、絶縁ワニス用溶剤
		c	コーティング用溶剤、レジスト塗布用溶剤
		d	印刷インキ用溶剤、インキ除去剤、複写用溶剤
		e	殺生物剤用溶剤
11	接着剤、粘着剤、 シーリング材用溶剤	a	接着剤、粘着剤用溶剤、着剤剥離剤・糊剥離剤
		b	溶剤による接着
		c	シーリング材用溶剤
12	洗浄用溶剤	a	非水系(脱脂洗浄等)、準水系(フラックス洗浄等)
		b	フォトレジスト現像用溶剤、レジスト剥離剤
13	クリーニング洗浄剤 (主に洗濯業で使用)	a	ドライクリーニング溶剤
		b	染み抜き剤
14	工業用溶剤 (上記の10, 11, 12, 13の溶剤を除く)	a	合成反応用溶剤
		b	紡糸・製膜用溶剤(二硫化炭素を含む)
		c	抽出・精製溶剤
		d	希釈溶剤
15	エアゾール噴射剤等	a	エアゾール噴射剤(フロンガス等)、希釈剤
16	その他の溶剤	a	その他の溶剤
溶 剤 以 外			
17	化学プロセス調節剤	a	触媒・触媒担体
		b	分散剤、乳化剤
		c	重合調節剤・重合禁止剤、安定剤
18	着色剤(染料、顔料、色素) (塗料、印刷インキ、皮革処理剤、 繊維処理剤、紙・パルプ薬品用を 除く)	a	着色剤(染料・顔料・色素)
		b	発色剤、発色助剤
		c	蛍光増白剤
19	水系洗浄剤、ワックス 1 (工業用途) (繊維処理剤、紙・パルプ薬品用を 除く)	a	石鹼、洗剤(界面活性剤)
		b	無機・有機アルカリ、漂白剤
		c	再付着防止剤、キレート剤(ビルダー、添加剤)
		d	無機酸、有機酸(金属表面の錆、スケールの洗浄剤)
		e	防錆剤
		f	ワックス(自動車用、皮革用等)

調査票には「コード(2桁数字)」+「記号(アルファベット1文字)」をご記入ください。(例: O1 a、21 f)

資料4

コード	用途等 【使用目的】	記号	具体例等 【機能】
20	水系洗剤、ワックス 2 (家庭用等の用途)	a	石鹼、洗剤(界面活性剤)
		b	無機・有機アルカリ、無機・有機酸、漂白剤
		c	再付着防止剤、キレート剤 (ビルダー、添加剤)
		d	柔軟剤
		e	ワックス(床用、自動車用、皮革用等)
21	塗料 (塗料、ワニス原料) コーティング剤 (プライマーを含む)	a	着色剤(染料・顔料・色素)
		b	可塑剤
		c	安定化剤(紫外線吸収剤、酸化防止剤、耐熱安定剤、ゲル化防止剤等)
		d	充填剤(フィラー)
		e	腐食防止剤・防錆剤、防腐・防かび剤
		f	乳化剤・分散剤・ブロッキング防止剤
		g	皮張り防止剤・増粘剤・消泡剤
		h	架橋剤・硬化剤、光重合開始剤、バインダー成分
		i	光硬化塗料モノマー・オリゴマー
		j	乾燥促進剤、湿潤剤、難燃剤、撥水剤
22	印刷インキ、複写用薬剤(トナー等) (筆記用具、レジストインキ用を含む)	a	着色剤(染料・顔料・色素)、感熱色素、感圧色素、顕色剤
		b	可塑剤
		c	安定化剤(紫外線吸収剤、酸化防止剤、耐熱安定剤、ゲル化防止剤等)
		d	皮張り防止剤・増粘剤・消泡剤
		e	乳化剤・分散剤・ブロッキング防止剤
		f	紫外線・電子線硬化インキのモノマー・オリゴマー、増感剤
		g	乾燥促進剤・湿潤剤
23	防汚剤(漁網用、船底塗料用)	a	漁網用、船底塗料用
24	殺生物剤 1 (農薬以外) (工業用途 / 成型品に含まれる)	a	殺菌剤、殺虫剤、防腐剤、防かび剤(木材の防腐・防蟻処理剤等)
25	殺生物剤 2 (農薬以外) (工業用途 / 工程内使用で 成型品に含まれないもの)	a	殺虫剤、害虫駆除剤、昆虫誘引剤、共力剤
		b	ガス滅菌剤、薫蒸・燻煙剤
		c	殺菌剤、消毒剤、防腐剤、スライムコントロール剤
		d	展着剤、乳化剤
26	殺生物剤 3 (農薬以外) (家庭用等の用途)	a	殺虫剤・害虫駆除剤・昆虫誘引剤、共力剤
		b	薫蒸・燻煙剤・繊維の防虫剤
		c	殺菌剤・消毒剤・防腐剤・防かび剤
		d	除草剤(非農耕地用)
		e	シロアリ駆除剤、防蟻剤
		f	展着剤、乳化剤
27	火薬、爆薬(花火を含む)	a	火薬、爆薬
		b	爆発抑制剤
28	着香剤	a	香料・芳香剤、着臭剤
		b	消臭剤
29	接着剤、粘着剤、	a	バインダー成分(カップリング剤を含む)、硬化剤

調査票には「コード(2桁数字)」+「記号(アルファベット1文字)」をご記入ください。(例: O1a、21f)

資料4

コード	用途等 【使用目的】	記号	具体例等 【機能】
	シーリング材、封止材 (プライマーを含む)	b	可塑剤・充填剤
		c	安定化剤(老化防止剤等)
		d	防腐剤、防かび剤
		e	難燃剤・導電剤
30	写真、フォトレジスト、印刷版材料	a	感光剤
		b	感光性樹脂モノマー・オリゴマー、ポジ型感光性樹脂
		c	色素形成カプラー(カラー写真用)
		d	定着剤、安定剤
		e	増感剤・減感剤、架橋密度向上剤、レジスト添加剤
		f	現像剤(水溶性処理薬品)
31	繊維処理剤、紙・パルプ薬品 1 【成型品(糸、布、紙)に含まれるもの】	a	着色剤(染料・顔料)、蛍光増白剤
		b	紙力増強剤・含浸補強剤
		c	サイズ剤
		d	防炎剤・難燃剤
		e	撥水・撥油剤、防水加工剤
		f	帯電防止剤
		g	防臭、防汚加工材、変色防止剤
32	繊維処理剤、紙・パルプ薬品 2 【成型品(糸、布、紙)にほとんど含まれないもの】	a	紡糸・紡績油剤
		b	洗浄剤、精錬洗浄剤(ソービング剤)
		c	キレート剤
		d	漂白剤
		e	均染剤・浸透剤・促染剤、媒染剤(染色助剤)
		f	分散剤、消泡剤
		g	マーセル化助剤
		h	固着剤(フィックス剤)
		i	柔軟仕上げ剤
		j	糊抜き剤
		k	形態安定加工剤
33	合成樹脂(プラスチック)材料及び添加剤 (成形材料の調合/成形加工用) 着色剤(染料・顔料)はコード18	a	可塑剤
		b	安定化剤(酸化防止剤、耐熱安定剤、紫外線吸収剤、沈降防止剤等)
		c	難燃剤
		d	帯電防止剤
		e	防曇剤・流滴剤
		f	充填剤(フィラー)、希釈剤
		g	発泡剤(有機発泡剤、無機発泡剤)
		h	注型用、注入発泡用材料(プレポリマ中モノマー等)
		i	硬化剤、架橋剤(FRP用スチレンモノマー等)
		j	硬化促進剤
		k	結晶核剤
		l	滑剤
34	ゴム用添加剤	a	加硫促進剤
		b	加硫剤・脱加硫剤

調査票には「コード(2桁数字)」+「記号(アルファベット1文字)」をご記入ください。(例: O1a、21f)

資料4

コード	用途等 【使用目的】	記号	具体例等 【機能】
		c	安定化剤(老化防止剤、酸化防止剤、紫外線吸収剤、乳化剤、ゲル化防止剤等)
		d	可塑剤、補強剤
		e	発泡剤(有機発泡剤、無機発泡剤)
		f	スコーチ防止剤、素練促進剤、調整剤(加工助剤)
		g	帯電防止剤、難燃剤
		h	ラテックス凝固剤
35	皮革処理剤	a	なめし剤(硫酸クロム、ホルムアルデヒド、合成タンニン等)
		b	仕上げ加工薬剤(着色剤、着色助剤、撥水・撥油剤等)
36	ガラス、ほうろう、セメント	a	ガラス・ほうろう原料
		b	ガラス・ほうろう添加剤
		c	セメント原料
		d	セメント添加剤
37	陶磁器、耐火物、ファインセラミックス	a	陶磁器・耐火物・ファインセラミックス等の原料
		b	添加物(等)
		c	増粘材(結合材)
		d	離型剤
38	研削砥石、研磨剤、摩擦材	a	研削砥石、研磨剤、摩擦材原料
		b	研削砥石、研磨剤、摩擦材の添加物
		c	増粘材、結合材
39	金属、合金の原料、 鋳造用資材	a	金属、合金の原料
		b	鋳造用粘結剤・硬化剤
		c	フラックス、接種剤
		d	離型剤
40	表面処理剤 【塗料を除きエッチングを含む】 (電気メッキ、無電解メッキ薬剤、エッチング剤等)	a	メッキ薬剤(皮膜成分)
		b	メッキ浴添加剤(光沢付与剤、煙霧防止剤等)
		c	無電解メッキ・陽極酸化処理薬剤
		d	真空メッキ(真空蒸着、スパッタリング等)
		e	溶射、表面硬化処理薬剤
		f	エッチング処理薬剤
41	溶接棒、ハンダ	a	溶接棒フラックス
		b	半田用酸化防止剤
42	作動油(油圧用、ATフルード等)、 絶縁油	a	作動油の基油
		b	絶縁油の基油
		c	極圧剤、摩擦低減剤
		d	乳化剤、清浄分散剤
		e	粘度指数調整剤
		f	酸化防止剤、防錆剤
43	研削油(切削油)、潤滑油	a	研削油の基油
		b	潤滑油の基油
		c	極圧剤、摩擦低減剤
		d	乳化剤、清浄分散剤
		e	粘度指数調整剤

調査票には「コード(2桁数字)」+「記号(アルファベット1文字)」をご記入ください。(例: 01a、21f)

資料4

コード	用途等 【使用目的】	記号	具体例等 【機能】
44	電気・電子材料	f	酸化防止剤、焼付防止剤、防錆剤
		a	磁性材料(記憶媒体を除く)、圧電材、伝導材・超伝導材料
		b	半導体、ダイオード(LEDを含む)、太陽電池材料
		c	コンデンサー、抵抗器材料
		d	蛍光体、液晶、有機EL材料
		e	封止材、絶縁材料
		f	電子媒体(補助記憶装置)材料(磁性体、光吸収色素等)
45	電池(蓄電池を含む)	a	電解質、電解液、導電剤
		b	電極材料
46	水処理剤	a	腐食防止剤、防錆・防食剤(清缶剤)
		b	硬水軟化剤
		c	凝集剤、PH調節材(中和剤)
		d	金属イオン封鎖剤(キレート剤等)
47	乾燥・吸着剤	a	吸収剤
		b	吸着剤(脱酸素剤等)
		c	乾燥剤
48	熱伝導剤(熱媒体等)	a	冷媒・冷却剤
		b	熱媒・加熱剤
49	不凍液・凍結防止剤	a	不凍液(クーラント(LLC))
		b	凍結防止剤
50	建設資材添加物 (コンクリート混和剤、木材補強含浸剤等)	a	表面硬化剤
		b	強化剤・減水剤
		c	離型剤、消泡剤
		d	補強含浸剤
		e	防汚剤(漁網・船底塗料以外の撥水剤等)
51	土壌改良材	a	農地改良
		b	農地以外
52	分離、精製、抽出剤 (抽出・精製溶剤は14c)	a	浮遊選鉱剤・浮遊抑制剤、凝集剤
		b	金属捕捉剤
		c	光学分割剤
53	燃料及び燃料添加剤	a	燃料
		b	清浄分散剤、酸化防止剤、粘度指数調整剤、防錆剤
		c	燃焼促進剤、セタン価向上剤、アンチノック剤
		d	氷結防止剤
54	その他の原料・添加剤	a	その他の原料・添加剤

資料5 : 記入例

PRTR新規追加対象物質の用途等に関する調査		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">A票</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">事業者 (本社)用</td> </tr> </table>	A票	事業者 (本社)用		
A票						
事業者 (本社)用						
<p>質問1 平成20年4月1日現在の貴事業者名称および所在地をご記入ください。</p>						
(ふりがな) 事業者 名称	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">みずほかがくかぶしきかいしゃ</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">みずほ化学株式会社</td> </tr> </table>		みずほかがくかぶしきかいしゃ	みずほ化学株式会社		
みずほかがくかぶしきかいしゃ						
みずほ化学株式会社						
所在地	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">〒 101-0054 東京^都千代田区^市神田錦町2-3</td> </tr> </table>		〒 101-0054 東京 ^都 千代田区 ^市 神田錦町2-3			
〒 101-0054 東京 ^都 千代田区 ^市 神田錦町2-3						
<p>質問2 本アンケートの記載内容についての確認をさせて頂く可能性がございますので、ご担当者の方のお名前、ご所属とご連絡先をご記入ください。</p>						
(ふりがな) お名前	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">みずほ たくろう</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">ご所属</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">みずほ太郎</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">環境部</td> </tr> </table>	みずほ たくろう	ご所属	みずほ太郎	環境部	
みずほ たくろう	ご所属					
みずほ太郎	環境部					
ご連絡先	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; padding: 5px;">電話番号</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">03-xxxx-xxxx</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">e-mailアドレス</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">taro.mizuho@mizuho-kagaku.co.jp</td> </tr> </table>		電話番号	03-xxxx-xxxx	e-mailアドレス	taro.mizuho@mizuho-kagaku.co.jp
電話番号	03-xxxx-xxxx					
e-mailアドレス	taro.mizuho@mizuho-kagaku.co.jp					
*個人情報のご記入にあたっては「本調査における個人情報の取扱いについて」をご確認の上、ご記入ください。						
<p>質問3 PRTRの新規追加対象物質（資料3参照）についてお聞きします。 以下より該当するものを1つ選び、番号を○で囲んでください。（○は1つ） * 全物質について取扱の有無を把握してなくても、1物質でも取扱があれば、1.を選択ください。 * 一定の条件を満たす場合、平成23年度(平成22年度実績)からPRTR新規追加対象物質の届出が義務付けられます。</p>						
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">(1) PRTRの新規追加対象物質を取り扱っている事業所が1つ以上ある。</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">2 PRTRの新規追加対象物質は全く取り扱っていない。</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">3 PRTRの新規追加対象物質を取り扱っているかについて全く不明である。</td> </tr> </table>			(1) PRTRの新規追加対象物質を取り扱っている事業所が1つ以上ある。	2 PRTRの新規追加対象物質は全く取り扱っていない。	3 PRTRの新規追加対象物質を取り扱っているかについて全く不明である。	
(1) PRTRの新規追加対象物質を取り扱っている事業所が1つ以上ある。						
2 PRTRの新規追加対象物質は全く取り扱っていない。						
3 PRTRの新規追加対象物質を取り扱っているかについて全く不明である。						
<p>質問3で、2「PRTRの新規追加対象物質は全く取り扱っていない。」または、3「PRTRの新規追加対象物質を取り扱っているかについて全く不明である。」とお答えいただいた方は、アンケート終了です。本調査表をご返送ください。</p>						
<p>質問3で、1「PRTRの新規追加対象物質を取り扱っている事業所が1つ以上ある。」とお答えいただいた方は、質問4以降にお進みください。</p>						
質問4 貴事業者の従業員数をお聞かせ下さい。 右から該当する番号に○をつけてください。	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">1:21人未満</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">(2):21人以上</td> </tr> </table>		1:21人未満	(2):21人以上		
1:21人未満						
(2):21人以上						
質問5 貴事業者が事業活動を行う事業所のうち、PRTRの新規追加対象物質（資料3参照）を取り扱っている事業所の数をお聞かせください。	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">1</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">事業所</td> </tr> </table> <p style="text-align: right; font-size: small;">* 物質数と同数のB票が必要になります</p>		1	事業所		
1	事業所					
<p>質問6 今後、PRTR新規追加対象物質に関する排出量算出手法、推計手法の検討を行う予定ですが、その際の参考とするため、用途や使用方法の実態等に関して、ヒアリングさせていただいてもよろしいでしょうか。下からご回答を選び番号に○をお付け下さい。</p>						
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">(1) ヒアリングを受けてもよい。</td> <td rowspan="3" style="padding: 5px; vertical-align: middle;">→ 条件等が具体的におありでしたら、ご記入ください。</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">2 条件付きでヒアリングを受けてもよい。</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">3 ヒアリングは受けられない。</td> </tr> </table>			(1) ヒアリングを受けてもよい。	→ 条件等が具体的におありでしたら、ご記入ください。	2 条件付きでヒアリングを受けてもよい。	3 ヒアリングは受けられない。
(1) ヒアリングを受けてもよい。	→ 条件等が具体的におありでしたら、ご記入ください。					
2 条件付きでヒアリングを受けてもよい。						
3 ヒアリングは受けられない。						
<p>質問5でお答えいただいた事業所に、「B票」のご回答をお願いします。 なお、B票配布の際には、各事業所が重複しないように、事業所通し番号を設定してください。 各事業所の回答(B票)を本社で回収し、A票(本紙)とともに一括で弊社にご返送ください。</p>						

事業所通し番号 (本社で記入)
0 0 1

PRTR新規追加対象物質の用途等に関する調査

(本調査票は、事業所ごとにご記入ください。)

B票-1
事業所用

質問1 平成20年4月1日現在の貴事業所の名称および所在地をご記入ください。

(ふりがな) 事業所 名称	みずほかがく かんだじぎょうしょ みずほ化学 神田事業所
事業所 所在地	〒 101-0054 東京(都道府県) 千代田区(市区町村) 神田錦町3-1 みずほ第3ビル

質問2 貴事業所として、PRTR新規追加対象物質を取り扱っている主な業務内容を業種コード表(資料2)から選び、2桁の番号をご記入ください。

1 7

質問3 PRTRの新規追加対象物質(資料3参照)のうち、貴事業所で取り扱っている(使用または出荷している)物質の数を
お聞かせください。

1	物質
---	----

* 物質数と同数のB票-2が必要になります。

質問4 以降の質問でお答えいただく物質の取扱に関する情報の集計期間をお知らせください
(1年単位としてくださいますようお願いいたします)

1 平成19年1月～平成19年12月
2 平成19年4月～平成20年3月
3 そのほか(年 月 ～ 年 月)

以下の質問については、質問4で回答された物質について、物質ごとにお答えください。

質問5の回答用紙(B票-2)は3枚ございます。3物質以上ある場合は、お手数ですが、コピーしてお使いください。

「資料集」および、本票(「B票-1」および「B票-2」)は下記アンケートサイトからダウンロードできます。ご利用ください。

アンケートサイト
<http://www.mizuho-ir.co.jp/kankyo/prtr2008>
 ID: prtr (半角) パスワード: 2008 (半角)

事業所通し番号
(本社で記入)
001

新規追加対象物質を一定量以上取り扱っている場合、一定条件を満たす事業所は平成23年度から排出量(平成23年度は平成22年度データ)を届け出る必要があります。本アンケートはその際の排出量算出の可能性及び当該物質の流通量等を把握するために、用途や排出算出の準備状況を調査するものです。用途等についてできるだけ詳細にご回答くださいますよう、ご協力をお願いいたします。(なお、B票-2はB票-1質問3の物質数と同枚数必要です。)

B票-2
事業所用

質問5 貴事業所が取り扱っているPRTR新規追加対象物質について物質ごとにお聞かせください。

① 物質の通し番号と物質名をPRTR新規追加対象物質一覧表(資料3)からお答えください。

物質通し番号
(資料3より) 資料3に記入されている物質名

1	1	7	1-ブロモプロパン
---	---	---	-----------

上の物質そのものを製造(出荷している、いないに関わらず)している場合、製造工程における当該物質の排出に関して右から選び番号に○をお付けください。

A: 大気への排出	D: 事業所内での埋立処分	G: 排出なし
B: 公共用水域への排出	E: 下水道への移動	H: 不明
C: 土壌への排出	F: 事業所外への移動	

次いで、①の物質そのもの、または①の物質を含む製品を

- 出荷している場合 → ②の質問にお答えください。
- 使用している場合 → ③の質問にお答えください。
- 使用、出荷している場合 → ②と③の質問にお答えください。

詳しくは、資料1回答要領p4をご覧ください。

② 物質そのもの又は物質を含む製品を**出荷**している場合、以下についてお答えください。

出荷先での用途を資料4より選び、コード番号(2桁数字)+アルファベットをご記入ください。詳細が不明の場合はコード番号(2桁数字)のみでも結構です。お分かりになる範囲でお答えください。

左記用途に関して、より詳細な用途や具体的な製品名をご記入ください。製品名の場合は商品名(銘柄)ではなく、一般製品名をお答えください。

出荷量を以下から選び、番号に をお付け下さい。なお、物質を含む製品(混合物等)の場合は製品出荷量に含有率をかけるなどして、当該物質量(資料1記入要領p6)をお答えください。

- 1: 0.1t/年未満
- 2: 0.1t/年以上1t/年未満
- 3: 1t/年以上10t/年未満
- 4: 10t/年以上100t/年未満
- 5: 100t/年以上1000t/年未満
- 6: 1000t/年以上

用途が「輸出」以外の場合、出荷先業種を資料2より選び、2桁の番号をご記入ください。複数の出荷先業種がある場合は、出荷量の多い業種から最大5つまでお答え下さい。

No.	用途番号	具体的な用途や製品名	出荷量	主な出荷先業種
1	12a	ノズル洗浄クリーナー	1 4	1 9 2 6 2 9
			2 5	
			3 6	
2			1 4	
			2 5	
			3 6	
3			1 4	
			2 5	
			3 6	
4			1 4	
			2 5	
			3 6	
5			1 4	
			2 5	
			3 6	
6			1 4	
			2 5	
			3 6	

記入する用途が多く、欄が足りない場合は、コピーしてお使いください

③ 物質そのもの又は物質を含む製品を使用している場合、以下についてお答えください。

使用する際の用途を資料4より選び、コード番号(2桁数字)+アルファベットをご記入ください。 詳細が不明の場合はコード番号(2桁数字)のみでも結構です。	左記用途に関して、より詳細な用途や使用工程をご記入ください。	使用量を以下から選び、番号にしてお付け下さい。なお、物質を含む製品(混合物等)の場合は製品使用量に含有率をかけるなどして、当該物質量(資料1記入要領p6)をお答えください。 1: 0.1t/年未満 2: 0.1t/年以上1t/年未満 3: 1t/年以上10t/年未満 4: 10t/年以上100t/年未満 5: 100t/年以上1000t/年未満 6: 1000t/年以上	その用途での使用状況について、以下から選んで記号に付けてください。 ア: 閉鎖系で使用しており、環境中への排出はほぼない。 イ: 閉鎖系での使用ではないが、排出を制御している。(排水濃度管理等) ウ: 開放系で使用している。	想定される排出等の種類をお答え下さい。 A: 大気への排出 B: 公共用水域への排出 C: 土壌への排出 D: 事業所内での埋立処分 E: 下水道への移動 F: 事業所外への移動 G: 排出なし H: 不明	当該物質を一定量以上取扱っている場合、一定条件を満たす事業所は平成23年度から排出量を届け出る必要があります。このことを見据えて排出量算出可能性をお答えください。 a: できる b: できない c: 不明 現時点では排出量を数値的に把握できていなくても、できる見込みがあれば「a: できる」を選択ください。 「a: できる」「b: できない」場合は右の質問にもお答えください。
--	--------------------------------	--	---	---	---

No.	用途番号	具体的な用途や工程	使用量	使用状況	排出等の種類	環境中への排出量を算出できますか。		
						「a: できる」場合、利用する算出方法を選びにチェックしてください(複数選択可)。 「b: できない」場合、その理由をお書きください。		
1	1 2 a	洗剤製造のための調合	1	4	ア	A D G	a: できる	物質収支 実測値 排出係数 *1 物性値 その他 (具体的に)
			2	5	イ	B E H	b: できない	「b: できない」理由
			3	6	ウ	C F	c: 不明	
2	0 9 a	農薬の製造	1	4	ア	A D G	a: できる	物質収支 実測値 排出係数 *1 物性値 その他 (具体的に)
			2	5	イ	B E H	b: できない	「b: できない」理由
			3	6	ウ	C F	c: 不明	
3			1	4	ア	A D G	a: できる	物質収支 実測値 排出係数 *1 物性値 その他 (具体的に)
			2	5	イ	B E H	b: できない	「b: できない」理由
			3	6	ウ	C F	c: 不明	
4			1	4	ア	A D G	a: できる	物質収支 実測値 排出係数 *1 物性値 その他 (具体的に)
			2	5	イ	B E H	b: できない	「b: できない」理由
			3	6	ウ	C F	c: 不明	
5			1	4	ア	A D G	a: できる	物質収支 実測値 排出係数 *1 物性値 その他 (具体的に)
			2	5	イ	B E H	b: できない	「b: できない」理由
			3	6	ウ	C F	c: 不明	
6			1	4	ア	A D G	a: できる	物質収支 実測値 排出係数 *1 物性値 その他 (具体的に)
			2	5	イ	B E H	b: できない	「b: できない」理由
			3	6	ウ	C F	c: 不明	

記入する用途が多く、欄が足りない場合は、コピーしてお使いください

<p>*1: 排出量の算出については、施行規則で次の5つの方法が規定されています。(詳しくは、資料1回答要領p9をご覧ください。)</p> <p>物質収支を用いる方法 : 製造量、使用量等の合計と、製品としての排出量や廃棄物に含まれての移動量 等との差により算出する。</p> <p>実測値を用いる方法 : 排出物に含まれる量や濃度の測定値に基づき算出する。</p> <p>排出係数を用いる方法 : 製造量、使用量その他の取扱量に関する数値と、その取扱量と排出量との関係を的確に示すと認められる数(排出係数や排出原単位)との積により算出する。</p> <p>物性値を用いる方法 : 蒸気圧、溶解度等の物理的・化学的性状に関する数値の利用により排出量が的確に算出できると認められる場合に、その数値と排ガス量又は排水量を用いて算出する。</p> <p>その他の的確に算出できると認められる方法 : 上記以外で、的確に算出できると認められる方法で算出する。</p>

政令番号	CAS番号	物質名	文献調査の用途	用途分類への対応づけ		
				第1用途		第2用途、備考
618-61-1		アクリル酸2-ヒドロキシエチル	熱硬化性塗料	21	塗料(塗料、ワニス原料)コーティング剤(プライマーを含む)	f 光硬化塗料モノマー・オリゴマー
618-61-1		アクリル酸2-ヒドロキシエチル	接着剤	29	接着剤、粘着剤、シーリング材、封止材(プライマーを含む)	a バインダー成分(カッピング剤を含む)、硬化剤
618-61-1		アクリル酸2-ヒドロキシエチル	繊維処理剤	32	繊維処理剤、紙・パルプ薬品 2[成型品(糸、布、紙)にほとんど含まれないもの]	
618-61-1		アクリル酸2-ヒドロキシエチル	潤滑油添加剤	43	研削油(切削油)、潤滑油	e 粘度指数調整剤
618-61-1		アクリル酸2-ヒドロキシエチル	樹脂改質材	33	合成樹脂(プラスチック)材料及び添加剤(成形材料の調合/成形加工用)	
618-61-1		アクリル酸2-ヒドロキシエチル	合成中間物	02	重合体	a
618-61-1		アクリル酸2-ヒドロキシエチル	希釈剤	33	合成樹脂(プラスチック)材料及び添加剤(成形材料の調合/成形加工用)	f 充填剤(フィラー)、希釈剤
618-61-1		アクリル酸2-ヒドロキシエチル	輸出入	01		a
7141-32-2		アクリル酸ノルマル-ブチル	顔料	02	重合体	a
7141-32-2		アクリル酸ノルマル-ブチル	塗料	02	重合体	a
7141-32-2		アクリル酸ノルマル-ブチル	合成樹脂原料	02	重合体	a
7141-32-2		アクリル酸ノルマル-ブチル	合成繊維原料	02	重合体	a
7141-32-2		アクリル酸ノルマル-ブチル	乳化剤原料	02	重合体	a
7141-32-2		アクリル酸ノルマル-ブチル	繊維加工	31	繊維処理剤、紙・パルプ薬品 1[成型品(糸、布、紙)に含まれるもの]	
7141-32-2		アクリル酸ノルマル-ブチル	紙加工	31	繊維処理剤、紙・パルプ薬品 1[成型品(糸、布、紙)に含まれるもの]	c サイズ剤
7141-32-2		アクリル酸ノルマル-ブチル	皮革加工	35	皮革処理剤	
1126628-22-8		アジ化ナトリウム	合成中間物	02	重合体	a
1126628-22-8		アジ化ナトリウム	試薬	05	食品添加物	a
1126628-22-8		アジ化ナトリウム	爆薬	27	火薬、爆薬(花火を含む)	a 火薬、爆薬
1475-86-5		アセトキシアピドリン	合成樹脂中間物	02	重合体	a
1475-86-5		アセトキシアピドリン	試薬	05	食品添加物	a
1583-32-9		アセナフテン	試薬	05	食品添加物	a
1583-32-9		アセナフテン	染料中間物	02	重合体	a
1583-32-9		アセナフテン	合成樹脂原料	02	重合体	a
1583-32-9		アセナフテン	農薬中間物	07	肥料、飼料及び飼料添加物	a
1583-32-9		アセナフテン	有機合成中間物	02	重合体	a
1982-45-1		1-アミノ-9-10-アントラキノ	染料中間物	31	繊維処理剤、紙・パルプ薬品 1[成型品(糸、布、紙)に含まれるもの]	a 着色剤(染料・顔料)、蛍光増白剤
211698-60-8		5-アミノ-4-クロロ-2-フェニルピリダジン-3(2H)-オン	農薬	07	肥料、飼料及び飼料添加物	a
23123-30-8		パラ-アミノフェノール	医薬中間物	02	重合体	a
23123-30-8		パラ-アミノフェノール	染料・染料中間物	02	重合体	a
23123-30-8		パラ-アミノフェノール	ゴム老化防止剤	34	ゴム用添加剤	c 安定化剤(老化防止剤、酸化防止剤、紫外線吸収剤、乳化剤、ゲル化防止剤)
23123-30-8		パラ-アミノフェノール	写真現像薬	30	写真、フォトレジスト、印刷版材料	f 現像剤(水溶性処理薬品)
2521087-64-9		4-アミノ-6-ターシャリ-ブチル-3-メチルチオ-1,2,4-トリアジン-5(4H)-オン	農薬(除草剤)	07	肥料、飼料及び飼料添加物	a
26107-11-9		3-アミノ-1-プロペン	農薬	07	肥料、飼料及び飼料添加物	a
26107-11-9		3-アミノ-1-プロペン	高分子化合物の改質剤	33	合成樹脂(プラスチック)材料及び添加剤(成形材料の調合/成形加工用)	
26107-11-9		3-アミノ-1-プロペン	触媒	17	化学プロセス調節剤	a 触媒、触媒担体
26107-11-9		3-アミノ-1-プロペン	染料助剤	32	繊維処理剤、紙・パルプ薬品 2[成型品(糸、布、紙)にほとんど含まれないもの]	e 均染剤、浸透剤、促染剤、媒染剤(染色助剤)
26107-11-9		3-アミノ-1-プロペン	合成中間物	02	重合体	a
2741394-05-2		4-アミノ-3-メチル-6-フェニル-1,2,4-トリアジン-5(4H)-オン	農薬	07	肥料、飼料及び飼料添加物	a
32120-12-7		アントラセン	合成中間物	02	重合体	a
32120-12-7		アントラセン	染料中間物	02	重合体	a
3578-84-2		イソブチルアルデヒド	合成中間物	02	重合体	a
3922224-92-6		N-イソプロピルアミノホスホン酸O-エチル-0-(3-メチル-4-メチルチオフェニル)	農薬	07	肥料、飼料及び飼料添加物	a
40149877-41-		イソプロピル=2-(4-メトキシフェニル-3-イル)ヒドンジホルマート	農薬	07	肥料、飼料及び飼料添加物	a
4166332-96-5		3'-イソプロボキシ-2-トリフルオロメチルペンズアニリド	農薬	07	肥料、飼料及び飼料添加物	a
44-		イソジウム及びその化合物				
4575-08-1		エタンチオール	燃料用ガスの付臭剤	28	着香剤	a 香料・芳香剤、着臭剤
4575-08-1		エタンチオール	農薬	07	肥料、飼料及び飼料添加物	a
4575-08-1		エタンチオール	医薬品	09	中間物(合成原料、重合原料等)	a
4575-08-1		エタンチオール	医薬中間物	09	中間物(合成原料、重合原料等)	a
4575-08-1		エタンチオール	合成中間物	02	重合体	a
4575-08-1		エタンチオール	化学合成原料等その他	02	重合体	a
51149-57-5		2-エチルヘキサノ酸	塩ビ安定剤	33	合成樹脂(プラスチック)材料及び添加剤(成形材料の調合/成形加工用)	b 安定化剤(酸化防止剤、耐熱安定剤、紫外線吸収剤、沈降防止剤等)
51149-57-5		2-エチルヘキサノ酸	塗料	10	塗料、ワニス、コーティング用溶剤印刷インク、複写用溶剤、殺生剤用溶剤	a 塗料用溶剤、塗料希釈剤、塗料剥離剤
51149-57-5		2-エチルヘキサノ酸	インキ・ペンキ乾燥剤	22	印刷インキ、複写用薬剤(トナー等)(筆記用具、レジストインキを含む)	g 乾燥促進剤、湿潤剤
51149-57-5		2-エチルヘキサノ酸	可塑剤	33	合成樹脂(プラスチック)材料及び添加剤(成形材料の調合/成形加工用)	a 可塑剤
51149-57-5		2-エチルヘキサノ酸	合成中間物	02	重合体	a
5283130-01-2		エチル=2-3-(N-ベンジル-N-[[メチル(1-メチルチオエチリデンアミノ)オキシカルボニル]アミノ]チオ)アミノ]プロピオネート	農薬(殺虫剤)	07	肥料、飼料及び飼料添加物	a
5498886-44-3		0-エチル=5-1-メチルプロピル=2-オキノ-3-チアゾリジニル)ホスホノチオアート	農薬	07	肥料、飼料及び飼料添加物	a
6480844-07-1		2-(4-エトキシフェニル)-2-メチルプロピル=3-フェノキシベンジルエーテル	農薬	07	肥料、飼料及び飼料添加物	a
66106-88-7		1-2-エボキシブタン	安定剤	17	化学プロセス調節剤	c 重合調節剤・重合禁止剤、安定剤
66106-88-7		1-2-エボキシブタン	溶剤	14	工業用溶剤	a 合成反応用溶剤
66106-88-7		1-2-エボキシブタン	医薬品原料	02	重合体	a
66106-88-7		1-2-エボキシブタン	農薬原料	02	重合体	a
66106-88-7		1-2-エボキシブタン	界面活性剤原料	02	重合体	a
70155569-91-		エマメクテン安農香酸塩	農薬(殺虫剤)	07	肥料、飼料及び飼料添加物	a
717705-08-0		塩化第二鉄	プリント配線・メモプレート	40	表面処理剤【塗料を除きエッチングを含む】(電気メッキ、無電解メッキ薬剤、エッチング剤)	f エッチング処理薬剤
717705-08-0		塩化第二鉄	医薬	09	中間物(合成原料、重合原料等)	a
717705-08-0		塩化第二鉄	下水処理(汚水浄化沈殿剤)	46	水処理剤	c 凝集剤、PH調節材(中和剤)
717705-08-0		塩化第二鉄	顔料	18	着色剤(染料、顔料、色素)(塗料、印刷インキ、皮革処理剤、繊維処理剤、紙・パルプ薬品)	a 着色剤(染料・顔料・色素)
717705-08-0		塩化第二鉄	塗料	21	塗料(塗料、ワニス原料)コーティング剤(プライマーを含む)	a 着色剤(染料・顔料・色素)
717705-08-0		塩化第二鉄	写真感光材料	30	写真、フォトレジスト、印刷版材料	a 感光剤
717705-08-0		塩化第二鉄	インキ	22	印刷インキ、複写用薬剤(トナー等)(筆記用具、レジストインキを含む)	a 着色剤(染料・顔料・色素)、感熱色素、感圧色素、顔色剤
717705-08-0		塩化第二鉄	度量衡器	04	試薬	a
717705-08-0		塩化第二鉄	触媒	17	化学プロセス調節剤	a 触媒、触媒担体
717705-08-0		塩化第二鉄	飼料用添加剤	08	医薬品、医薬部外品、化粧品	
7285535-84-8		塩化パラフィン(炭素数が10から13までのもの及びその混合物に限る。)	防火塗料	21	塗料(塗料、ワニス原料)コーティング剤(プライマーを含む)	j 乾燥促進剤、湿潤剤、難燃剤、撥水剤
7285535-84-8		塩化パラフィン(炭素数が10から13までのもの及びその混合物に限る。)	防水・防火加工剤	31	繊維処理剤、紙・パルプ薬品 1[成型品(糸、布、紙)に含まれるもの]	d 防炎剤・難燃剤

政令番号	CAS番号	物質名	文献調査の用途	用途分類への対応づけ		
				第1用途		第2用途、備考
77	156-62-7	カルシウムシアナミド	動物薬	02	重合体	
78	105-67-9	2,4-キシレノール	殺虫剤	24	殺生物剤 1 (農業以外)(工業用途/成型品に含まれる)	殺菌剤、殺虫剤、防菌剤、防かび剤(木材の防菌・防蟻処理剤等)
78	105-67-9	2,4-キシレノール	医薬中間体	02	重合体	
78	105-67-9	2,4-キシレノール	顔料	18	着色剤(染料、顔料、色素)(塗料、印刷インキ、皮革処理剤、繊維処理剤、紙・バルブ薬品)	着色剤(染料・顔料・色素)
78	105-67-9	2,4-キシレノール	抗酸化剤	33	合成樹脂(プラスチック)材料及び添加剤(成形材料の調合/成形加工用)	21 or 22 or 33 or 34
81	91-22-5	キノリン	界面活性剤	19	水系洗浄剤、ワックス 1(工業用途)(繊維処理剤、紙・バルブ薬品用を除く)	石鹼、洗剤(界面活性剤)
81	91-22-5	キノリン	農薬(中間体を含む)	02	重合体	
81	91-22-5	キノリン	医薬、医薬中間体	02	重合体	
81	91-22-5	キノリン	合成中間体	02	重合体	
81	91-22-5	キノリン	溶媒	14	工業用溶剤	合成反応用溶剤
81	91-22-5	キノリン	清缶剤用インヒビター	46	水処理剤	凝集剤、PH調節材(中和剤)
83	98-82-8	クメン	燃料	53	燃料及び燃料添加剤	燃料
83	98-82-8	クメン	合成中間体	02	重合体	
83	98-82-8	クメン	希釈剤	10	塗料、ワニス、コーティング用溶剤印刷インク、複写用溶剤、殺生物剤用溶剤	塗料用溶剤、塗料希釈剤、塗料剥離剤
91	21725-46-2	2-(4-クロロ-6-エチルアミノ-1,3,5-トリアジン-2-イル)アミノ-2-メチルプロピオニトリル	農薬(除草剤)	07	肥料、飼料及び飼料添加物	
92	129558-76-5	4-クロロ-3-エチル-1-メチル-N-[4-(パラトリロキシ)ベンジル]ピラゾール-5-カルボキサミド	農薬	07	肥料、飼料及び飼料添加物	
97	611-19-8	1-クロロ-2-(クロロメチル)ベンゼン	染料・顔料中間体	02	重合体	
97	611-19-8	1-クロロ-2-(クロロメチル)ベンゼン	医薬中間体	02	重合体	
97	611-19-8	1-クロロ-2-(クロロメチル)ベンゼン	農薬中間体	02	重合体	
99	105-39-5	クロロ酢酸エチル	医薬品原料	02	重合体	
99	105-39-5	クロロ酢酸エチル	香料	28	着香剤	香料・芳香剤、着臭剤
99	105-39-5	クロロ酢酸エチル	農薬	07	肥料、飼料及び飼料添加物	
99	105-39-5	クロロ酢酸エチル	接着剤	11	接着剤、粘着剤、シーリング材用溶剤	接着剤、粘着剤用溶剤、着剤剥離剤・糊剥離剤
99	105-39-5	クロロ酢酸エチル	界面活性剤	19	水系洗浄剤、ワックス 1(工業用途)(繊維処理剤、紙・バルブ薬品用を除く)	石鹼、洗剤(界面活性剤)
99	105-39-5	クロロ酢酸エチル	合成中間体	02	重合体	
108	7085-19-0	(RS)-2-(4-クロロ-オルト-トリロキシ)プロピオン酸	農薬	07	肥料、飼料及び飼料添加物	
110	106-43-4	パラ-クロロトルエン	溶剤	14	工業用溶剤	合成反応用溶剤
110	106-43-4	パラ-クロロトルエン	染料	02	重合体	
110	106-43-4	パラ-クロロトルエン	農薬(中間体を含む)	02	重合体	
110	106-43-4	パラ-クロロトルエン	医薬、医薬中間体	02	重合体	
110	106-43-4	パラ-クロロトルエン	合成中間体	02	重合体	
111	121-87-9	2-クロロ-4-ニトロアニリン	染料・顔料中間体	02	重合体	
111	121-87-9	2-クロロ-4-ニトロアニリン	塗料	02	重合体	
111	121-87-9	2-クロロ-4-ニトロアニリン	合成中間体	02	重合体	
112	88-73-3	2-クロロニトロベンゼン	染料中間体	02	重合体	
112	88-73-3	2-クロロニトロベンゼン	合成中間体	02	重合体	
114	133220-30	(RS)-2-[2-(3-クロロフェニル)-2,3-エポキシプロピル]-2-エチルイタタン-1,3-ジオン	農薬	07	肥料、飼料及び飼料添加物	
115	158237-07	4-(2-クロロフェニル)-N-シクロヘキシル-N-エチル-4,5-ジヒドロ-5-オキシ-1H-テトラゾール-1-カルボキサミド	農薬	07	肥料、飼料及び飼料添加物	
115	158237-07	4-(2-クロロフェニル)-N-シクロヘキシル-N-エチル-4,5-ジヒドロ-5-オキシ-1H-テトラゾール-1-カルボキサミド	除草剤	07	肥料、飼料及び飼料添加物	26
116	78587-05-0	(4RS,6RS)-5-(4-クロロフェニル)-N-シクロヘキシル-4-メチル-2-オキシ-1,3-チアゾリジン-3-カルボキサミド	農薬	07	肥料、飼料及び飼料添加物	
117	107534-96	(RS)-1-バラ-クロロフェニル-4,4-ジメチル-3-(1H-1,2,4-トリアゾール-1-イルメチル)ペンタン-3-オール	木材防腐剤	24	殺生物剤 1 (農業以外)(工業用途/成型品に含まれる)	殺菌剤、殺虫剤、防菌剤、防かび剤(木材の防菌・防蟻処理剤等)
117	107534-96	(RS)-1-バラ-クロロフェニル-4,4-ジメチル-3-(1H-1,2,4-トリアゾール-1-イルメチル)ペンタン-3-オール	塗料	21	塗料(塗料、ワニス原料)コーティング剤(プライマーを含む)	腐食防止剤・防錆剤、防腐・防かび剤
117	107534-96	(RS)-1-バラ-クロロフェニル-4,4-ジメチル-3-(1H-1,2,4-トリアゾール-1-イルメチル)ペンタン-3-オール	プラスチック製品用防カビ剤	24	殺生物剤 1 (農業以外)(工業用途/成型品に含まれる)	殺菌剤、殺虫剤、防菌剤、防かび剤(木材の防菌・防蟻処理剤等)
117	107534-96	(RS)-1-バラ-クロロフェニル-4,4-ジメチル-3-(1H-1,2,4-トリアゾール-1-イルメチル)ペンタン-3-オール	殺菌剤	24	殺生物剤 1 (農業以外)(工業用途/成型品に含まれる)	殺菌剤、殺虫剤、防菌剤、防かび剤(木材の防菌・防蟻処理剤等)
118	88671-89-0	2-(4-クロロフェニル)-2-(1H-1,2,4-トリアゾール-1-イルメチル)ヘキサニトリル	農薬	07	肥料、飼料及び飼料添加物	
119	114369-43-6	(RS)-4-(4-クロロフェニル)-2-フェニル-2-(1H-1,2,4-トリアゾール-1-イルメチル)プロピオニトリル	農薬	07	肥料、飼料及び飼料添加物	
120	95-57-8	オルト-クロロフェニール	医薬中間体	02	重合体	
120	95-57-8	オルト-クロロフェニール	染料顔料中間体	02	重合体	
120	95-57-8	オルト-クロロフェニール	殺虫剤中間体	02	重合体	
120	95-57-8	オルト-クロロフェニール	農薬中間体	02	重合体	
120	95-57-8	オルト-クロロフェニール	写真用薬剤中間体	02	重合体	
120	95-57-8	オルト-クロロフェニール	液晶材料中間体	02	重合体	
120	95-57-8	オルト-クロロフェニール	試薬	05	食品添加物	
121	106-48-9	バラ-クロロフェニール	染料中間体	02	重合体	
121	106-48-9	バラ-クロロフェニール	農薬中間体	02	重合体	
121	106-48-9	バラ-クロロフェニール	殺菌剤	24	殺生物剤 1 (農業以外)(工業用途/成型品に含まれる)	殺菌剤、殺虫剤、防菌剤、防かび剤(木材の防菌・防蟻処理剤等)
121	106-48-9	バラ-クロロフェニール	防腐剤(木材防腐用)	24	殺生物剤 1 (農業以外)(工業用途/成型品に含まれる)	殺菌剤、殺虫剤、防菌剤、防かび剤(木材の防菌・防蟻処理剤等)
121	106-48-9	バラ-クロロフェニール	化粧品原料	02	重合体	
122	598-78-7	2-クロロプロピオン酸	合成中間体	02	重合体	
122	598-78-7	2-クロロプロピオン酸	医薬原料	02	重合体	
122	598-78-7	2-クロロプロピオン酸	農薬原料	02	重合体	
124	99485-76-4	1-(2-クロロベンジル)-3-(1-メチル-1-フェニルエチル)ウレア	農薬	07	肥料、飼料及び飼料添加物	
129	59-50-7	4-クロロ-3-メチルフェニール	染料中間体	02	重合体	
129	59-50-7	4-クロロ-3-メチルフェニール	香料中間体	02	重合体	
129	59-50-7	4-クロロ-3-メチルフェニール	殺菌剤	24	殺生物剤 1 (農業以外)(工業用途/成型品に含まれる)	殺菌剤、殺虫剤、防菌剤、防かび剤(木材の防菌・防蟻処理剤等)
129	59-50-7	4-クロロ-3-メチルフェニール	防かび剤	24	殺生物剤 1 (農業以外)(工業用途/成型品に含まれる)	26c
129	59-50-7	4-クロロ-3-メチルフェニール	防汚剤	23	防汚剤(漁網用、船底塗料用)殺生物剤 1 (農業以外)	漁網用、船底塗料用

政令番号	CAS番号	物質名	文献調査の用途	用途分類への対応づけ			
				第1用途		第2用途、備考	
131	563-47-3	3-クロロ-2-メチル-1-プロペン	農薬原料	07	肥料、飼料及び飼料添加物	a	
137	420-04-2	シアナムド	植物成長調整剤	07	肥料、飼料及び飼料添加物	a	
137	420-04-2	シアナムド	慢性エタノール中毒および過	09	中間物(合成原料、重合原料等)	a	
138	139920-32	(RS)-2-シアノ-N-[(R)-1-(2,4-ジクロロフェニル)エチル]-3-ジメチルプロピルアミン	農薬	07	肥料、飼料及び飼料添加物	a	
139	66841-25-6	(S)-アルファ-シアノ-3-フェノキシベンジル=(1R,3S)-2,2-ジメチル-3-(1,2,2-チトラプロモエチル)シクロプロパンカルボキシラート	農薬	07	肥料、飼料及び飼料添加物	a	
140	39515-41-8	(RS)-アルファ-シアノ-3-フェノキシベンジル=2,2,3,3-チトラメチルシクロプロパンカルボキシラート	農薬	07	肥料、飼料及び飼料添加物	a	
141	57966-95-7	トランス-1-(2-シアノ-2-メチルシニリアセチル)-3-エチルウレア	農薬	07	肥料、飼料及び飼料添加物	a	
142	615-05-4	2,4-ジアミノアニソール	染料中間体	02	重合体	a	
142	615-05-4	2,4-ジアミノアニソール	金属防錆・防蝕剤	21	塗料(塗料、ワニス原料)コーティング剤(プライマーを含む)	e	腐食防止剤・防錆剤、防腐・防かび剤
143	101-80-4	4,4'-ジアミノジフェニルエーテル	高分子化合物の原料	02	重合体	a	
143	101-80-4	4,4'-ジアミノジフェニルエーテル	高分子化合物の架橋剤	33	合成樹脂(プラスチック)材料及び添加剤(成形材料の調合/成形加工用)	i	硬化剤、架橋剤(FRP用スチレンモノマー等)
146	29232-93-7	0-2-ジエチルアミノ-6-メチルピリミジン-4-イル=0,0-ジメチル=ホスホロチオアート	農薬	07	肥料、飼料及び飼料添加物	a	
151	646-06-0	1,3-ジオキソラン	溶剤	16	その他の溶剤 溶剤 以外	a	その他の溶剤
151	646-06-0	1,3-ジオキソラン	合成樹脂	02	重合体	a	
151	646-06-0	1,3-ジオキソラン	リチウム電池、コンデンサー	45	電池(蓄電池を含む)	a	電解質、電解液、導電剤
151	646-06-0	1,3-ジオキソラン	エンジニアリングプラスチック	02	重合体	a	
152	15263-53-3	1,3-ジカルバモイルチオ-2-(N,N-ジメチルアミノ)-プロパン	農薬	07	肥料、飼料及び飼料添加物	a	
152	15263-53-3	1,3-ジカルバモイルチオ-2-(N,N-ジメチルアミノ)-プロパン	肥料	08	医薬品、医薬部外品、化粧品	a	
153	7696-12-0	シクロヘキサ-1-エン-1,2-ジカルボキシミドメチル=(1RS)-シス-トランス-2,2-ジメチル-3-(2-メチルプロパ-1-エニル)シクロプロパンカルボキシラート	医薬品原料(殺菌剤)	02	重合体	a	
153	7696-12-0	シクロヘキサ-1-エン-1,2-ジカルボキシミドメチル=(1RS)-シス-トランス-2,2-ジメチル-3-(2-メチルプロパ-1-エニル)シクロプロパンカルボキシラート	殺虫殺菌剤	24	殺生物剤 1 (農薬以外)(工業用途/成型品に含まれる)	a	殺菌剤、殺虫剤、防腐剤、防かび剤(木材の防腐・防蟻処理剤等)
155	17796-82-6	N-(シクロヘキシルチオ)フタルイミド	有機ゴム薬品	34	ゴム用添加剤	f	スコーチ防止剤、素練促進剤、調整剤(加工助剤)
156	ジクロロアクリン						
165	95-73-8	2,4-ジクロロトルエン	試薬	05	食品添加物	a	
165	95-73-8	2,4-ジクロロトルエン	原料(反応原料)	02	重合体	a	
165	95-73-8	2,4-ジクロロトルエン	医薬中間体	02	重合体	a	
165	95-73-8	2,4-ジクロロトルエン	農薬中間体	02	重合体	a	
165	95-73-8	2,4-ジクロロトルエン	添加剤	54	その他の原料・添加剤	a	
166	99-54-7	1,2-ジクロロ-4-ニトロベンゼン	染料・顔料中間体	02	重合体	a	
166	99-54-7	1,2-ジクロロ-4-ニトロベンゼン	医薬中間体	02	重合体	a	
166	99-54-7	1,2-ジクロロ-4-ニトロベンゼン	農薬中間体	02	重合体	a	
168	36734-19-7	3-(3,5-ジクロロフェニル)-N-イソプロピル-2,4-ジオキソイミダゾリジン-1-カルボキサミド	農薬	07	肥料、飼料及び飼料添加物	a	
168	36734-19-7	3-(3,5-ジクロロフェニル)-N-イソプロピル-2,4-ジオキソイミダゾリジン-1-カルボキサミド	防かび剤	24	殺生物剤 1 (農薬以外)(工業用途/成型品に含まれる)	a	殺菌剤、殺虫剤、防腐剤、防かび剤(木材の防腐・防蟻処理剤等)
168	36734-19-7	3-(3,5-ジクロロフェニル)-N-イソプロピル-2,4-ジオキソイミダゾリジン-1-カルボキサミド	防汚剤	23	防汚剤(漁網用、船底塗料用)殺生物剤 1 (農薬以外)	a	漁網用、船底塗料用
170	112281-77-3	(RS)-2-(2,4-ジクロロフェニル)-3-(1H-1,2,4-トリアゾール-1-イル)プロピル=1,1,2,2-テトラフルオロエチル=エーテル	農薬	07	肥料、飼料及び飼料添加物	a	
171	60207-90-1	(2RS,4RS)-1-[2-(2,4-ジクロロフェニル)-4-プロピル-1,3-ジオキソラン-2-イルメチル]-1H-1,2,4-トリアゾール及び(2RS,4SR)-1-[2-(2,4-ジクロロフェニル)-4-プロピル-1,3-ジオキソラン-2-イルメチル]-1H-1,2,4-トリアゾール	農薬	07	肥料、飼料及び飼料添加物	a	
171	60207-90-1	(2RS,4RS)-1-[2-(2,4-ジクロロフェニル)-4-プロピル-1,3-ジオキソラン-2-イルメチル]-1H-1,2,4-トリアゾール及び(2RS,4SR)-1-[2-(2,4-ジクロロフェニル)-4-プロピル-1,3-ジオキソラン-2-イルメチル]-1H-1,2,4-トリアゾール	防かび剤	24	殺生物剤 1 (農薬以外)(工業用途/成型品に含まれる)	a	殺菌剤、殺虫剤、防腐剤、防かび剤(木材の防腐・防蟻処理剤等)
171	60207-90-1	(2RS,4RS)-1-[2-(2,4-ジクロロフェニル)-4-プロピル-1,3-ジオキソラン-2-イルメチル]-1H-1,2,4-トリアゾール及び(2RS,4SR)-1-[2-(2,4-ジクロロフェニル)-4-プロピル-1,3-ジオキソラン-2-イルメチル]-1H-1,2,4-トリアゾール	防汚剤	23	防汚剤(漁網用、船底塗料用)殺生物剤 1 (農薬以外)	a	漁網用、船底塗料用
172	153197-14-9	3-[1-(3,5-ジクロロフェニル)-1-メチルエチル]-3,4-ジヒドロ-6-メチル-5-フェニル-2H-1,3-オキサジン-4-オン	農薬	07	肥料、飼料及び飼料添加物	a	
173	50471-44-8	(RS)-3-(3,5-ジクロロフェニル)-5-メチル-5-ピニル-1,3-オキサゾリジン-2,4-ジオン	殺菌剤	07	肥料、飼料及び飼料添加物	a	
173	50471-44-8	(RS)-3-(3,5-ジクロロフェニル)-5-メチル-5-ピニル-1,3-オキサゾリジン-2,4-ジオン	防かび剤	24	殺生物剤 1 (農薬以外)(工業用途/成型品に含まれる)	a	殺菌剤、殺虫剤、防腐剤、防かび剤(木材の防腐・防蟻処理剤等)
173	50471-44-8	(RS)-3-(3,5-ジクロロフェニル)-5-メチル-5-ピニル-1,3-オキサゾリジン-2,4-ジオン	防汚剤	23	防汚剤(漁網用、船底塗料用)殺生物剤 1 (農薬以外)	a	漁網用、船底塗料用
188	101-83-7	N,N-ジシクロヘキシルアミン	金属防錆・防蝕剤	21	塗料(塗料、ワニス原料)コーティング剤(プライマーを含む)	e	腐食防止剤・防錆剤、防腐・防かび剤
188	101-83-7	N,N-ジシクロヘキシルアミン	ゴム薬品(可塑剤)	34	ゴム用添加剤	d	可塑剤、補強剤
188	101-83-7	N,N-ジシクロヘキシルアミン	界面活性剤	19	水系洗浄剤、ワックス 1(工業用途)(繊維処理剤、紙・パルプ薬品用を除く)	a	石鹸、洗剤(界面活性剤)
188	101-83-7	N,N-ジシクロヘキシルアミン	染料	31	繊維処理剤、紙・パルプ薬品 1[成型品(糸、布、紙)に含まれるもの]	a	着色剤(染料・顔料)、蛍光増白剤
188	101-83-7	N,N-ジシクロヘキシルアミン	殺虫剤	24	殺生物剤 1 (農薬以外)(工業用途/成型品に含まれる)	a	殺菌剤、殺虫剤、防腐剤、防かび剤(木材の防腐・防蟻処理剤等)
188	101-83-7	N,N-ジシクロヘキシルアミン	防虫剤	24	殺生物剤 1 (農薬以外)(工業用途/成型品に含まれる)	a	殺菌剤、殺虫剤、防腐剤、防かび剤(木材の防腐・防蟻処理剤等)
189	4979-32-2	N,N-ジシクロヘキシル-2-ベンゾチアゾールスルフェンアミド	有機ゴム薬品	34	ゴム用添加剤	a	加硫促進剤
190	77-73-6	ジシクロペンタジエン	農薬(中間体を含む)	02	重合体	a	

政令番号	CAS番号	物質名	文献調査の用途	用途分類への対応づけ		
				第1用途	第2用途、備考	
229	23564-05-8	ジメチル=4,4'-(オルト-フェニレン)ビス(3-チオアロファナト)	農薬	07 肥料、飼料及び飼料添加物	a	
230	793-24-8	N-(1,3-ジメチルブチル)-N'-フェニル-バラ-フェニレンジアミン	有機ゴム薬品	34 ゴム用添加剤	c	安定化剤(老化防止剤、酸化防止剤、紫外線吸収剤、乳化剤、ゲル化防止剤)
234	7726-95-6	臭素	農薬	02 重合体	a	
234	7726-95-6	臭素	難燃剤	02 重合体	a	
234	7726-95-6	臭素	工業薬品(臭素化合物原料)	02 重合体	a	
235		臭素酸の水溶性塩				
238	61788-32-7	水素化テルフェニル	熱媒体	48 熱伝導剤(熱媒体等)	b	熱媒・加熱剤
241	4016-24-4	2-スルホヘキサデカン酸-1-メチルエステルナトリウム塩	洗剤	20 水系洗浄剤、ワックス 2(家庭用等の用途)	a	石鹼、洗剤(界面活性剤)
256	334-48-5	デカン酸	界面活性剤	19 水系洗浄剤、ワックス 1(工業用途)(繊維処理剤、紙・バルブ薬品用を除く)	a	石鹼、洗剤(界面活性剤)
256	334-48-5	デカン酸	化粧品	09 中間物(合成原料、重合原料等)	a	
256	334-48-5	デカン酸	金属石けん	54 その他の原料・添加剤	a	その他の原料・添加剤
256	334-48-5	デカン酸	合成中間物	02 重合体	a	
256	334-48-5	デカン酸	防汚剤	19 水系洗浄剤、ワックス 1(工業用途)(繊維処理剤、紙・バルブ薬品用を除く)	f	ワックス(自動車用、皮革用等)
256	334-48-5	デカン酸	有機化学製品原料	02 重合体	a	
256	334-48-5	デカン酸	樹脂用添加剤	33 合成樹脂(プラスチック)材料及び添加剤(成形材料の調合/成形加工用)	a	
257	112-30-1	デシアルコール	除草剤	26 殺生物剤 3(農薬以外)(家庭用等の用途)	d	除草剤(非農耕地用)
257	112-30-1	デシアルコール	農薬	07 肥料、飼料及び飼料添加物	a	
259	97-77-8	テトラエチルチウラムジスルフィド	有機ゴム薬品	34 ゴム用添加剤	a	加硫促進剤
261	27355-22-2	4'-5'-6'-7'-テトラクロロイソベンゾフラン-1(3H)-オン	農薬	07 肥料、飼料及び飼料添加物	a	
264	118-75-2	2'-3'-5'-6'-テトラクロロ-バラ-ベンゾキノリン	色素(塗料、顔料)	21 塗料(塗料、ワニス原料)コーティング剤(プライマーを含む)	a	着色剤(染料・顔料・色素)
264	118-75-2	2'-3'-5'-6'-テトラクロロ-バラ-ベンゾキノリン	合成中間物	02 重合体	a	
264	118-75-2	2'-3'-5'-6'-テトラクロロ-バラ-ベンゾキノリン	防汚剤	23 防汚剤(漁網用、船底塗料用)殺生物剤 1(農薬以外)	a	漁網用、船底塗料用
264	118-75-2	2'-3'-5'-6'-テトラクロロ-バラ-ベンゾキノリン	樹脂用添加剤	33 合成樹脂(プラスチック)材料及び添加剤(成形材料の調合/成形加工用)	a	
264	118-75-2	2'-3'-5'-6'-テトラクロロ-バラ-ベンゾキノリン	医薬品	09 中間物(合成原料、重合原料等)	a	
266	79538-32-2	2'-3'-5'-6'-テトラフルオロ-4-メチルベンジル=(2)-3-(2-クロロ-3-3-トリフルオロ-1-プロペニル)-2'-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート	農薬(殺虫剤)	07 肥料、飼料及び飼料添加物	a	
267	59669-26-0	3'-7'-9'-13'-テトラメチル-5'-11'-ジオキサ-2'-8'-14'-トリチア-4'-7'-9'-12'-テトラアザベンタデカ-3'-12'-ジエン-6'-10'-ジオン	農薬	07 肥料、飼料及び飼料添加物	a	
269	505-32-8	3'-7'-11'-15'-テトラメチルヘキサデカ-1-エン-3-オール	医薬品原料	02 重合体	a	
269	505-32-8	3'-7'-11'-15'-テトラメチルヘキサデカ-1-エン-3-オール	香料	28 着香剤	a	香料・芳香剤、着臭剤
273	112-53-8	1-ドデカノール	有機合成原料	02 重合体	a	
273	112-53-8	1-ドデカノール	合成樹脂滑剤	33 合成樹脂(プラスチック)材料及び添加剤(成形材料の調合/成形加工用)	l	滑剤
273	112-53-8	1-ドデカノール	合成洗剤原料	02 重合体	a	
273	112-53-8	1-ドデカノール	安定剤	33 合成樹脂(プラスチック)材料及び添加剤(成形材料の調合/成形加工用)	b	安定化剤(酸化防止剤、耐熱安定剤、紫外線吸収剤、沈降防止剤等)
273	112-53-8	1-ドデカノール	可塑性剤	02 重合体	a	
273	112-53-8	1-ドデカノール	香料	28 着香剤	a	香料・芳香剤、着臭剤
273	112-53-8	1-ドデカノール	溶剤	14 工業用溶剤	d	希釈溶剤
274	25103-58-6	ターシャリドデカンチオール	重合調整剤	17 化学プロセス調整剤	c	重合調整剤・重合禁止剤、安定剤
274	25103-58-6	ターシャリドデカンチオール	合成中間原料	02 重合体	a	
274	25103-58-6	ターシャリドデカンチオール	殺菌剤	24 殺生物剤 1(農薬以外)(工業用途/成型品に含まれる)	a	殺菌剤、殺虫剤、防菌剤、防かび剤(木材の防菌・防蟻処理剤等)
274	25103-58-6	ターシャリドデカンチオール	防錆剤	21 塗料(塗料、ワニス原料)コーティング剤(プライマーを含む)	e	腐食防止剤・防錆剤、防菌・防かび剤
274	25103-58-6	ターシャリドデカンチオール	潤滑油添加剤	43 研削油(切削油)、潤滑油	f	酸化防止剤、撥付防止剤、防錆剤
275	151-21-3	ドデシル硫酸ナトリウム	界面活性剤	19 水系洗浄剤、ワックス 1(工業用途)(繊維処理剤、紙・バルブ薬品用を除く)	a	石鹼、洗剤(界面活性剤)
275	151-21-3	ドデシル硫酸ナトリウム	化粧品	09 中間物(合成原料、重合原料等)	a	
275	151-21-3	ドデシル硫酸ナトリウム	洗浄剤	19 水系洗浄剤、ワックス 1(工業用途)(繊維処理剤、紙・バルブ薬品用を除く)	a	石鹼、洗剤(界面活性剤)
275	151-21-3	ドデシル硫酸ナトリウム	乳化剤	17 化学プロセス調整剤	b	分散剤、乳化剤
275	151-21-3	ドデシル硫酸ナトリウム	家庭用合成洗剤基剤	20 水系洗浄剤、ワックス 2(家庭用等の用途)	a	石鹼、洗剤(界面活性剤)
275	151-21-3	ドデシル硫酸ナトリウム	気泡剤	33 合成樹脂(プラスチック)材料及び添加剤(成形材料の調合/成形加工用)	g	発泡剤(有機発泡剤、無機発泡剤)
275	151-21-3	ドデシル硫酸ナトリウム	ゴム用添加剤	34 ゴム用添加剤	a	加硫促進剤
275	151-21-3	ドデシル硫酸ナトリウム	樹脂用添加剤	33 合成樹脂(プラスチック)材料及び添加剤(成形材料の調合/成形加工用)	a	
275	151-21-3	ドデシル硫酸ナトリウム	メッキ剤	40 表面処理剤【塗料を除くエッチングを含む】(電気メッキ、無電解メッキ薬剤、エッチング剤)	a	メッキ薬剤(皮膜成分)
276	112-57-2	3'-6'-9'-トリアザウンデカン-1'-11'-ジアミン	防しわ剤	32 繊維処理剤、紙・バルブ薬品 2【成型品(糸、布、紙)にほとんど含まれないもの】	k	形態安定加工剤
276	112-57-2	3'-6'-9'-トリアザウンデカン-1'-11'-ジアミン	界面活性剤	19 水系洗浄剤、ワックス 1(工業用途)(繊維処理剤、紙・バルブ薬品用を除く)	a	石鹼、洗剤(界面活性剤)
276	112-57-2	3'-6'-9'-トリアザウンデカン-1'-11'-ジアミン	染料固着剤	32 繊維処理剤、紙・バルブ薬品 2【成型品(糸、布、紙)にほとんど含まれないもの】	h	固着剤(フィックス剤)
276	112-57-2	3'-6'-9'-トリアザウンデカン-1'-11'-ジアミン	紙の湿潤強化剤	31 繊維処理剤、紙・バルブ薬品 1【成型品(糸、布、紙)に含まれるもの】	b	紙力増強剤・含浸補強剤
276	112-57-2	3'-6'-9'-トリアザウンデカン-1'-11'-ジアミン	農薬	07 肥料、飼料及び飼料添加物	a	
276	112-57-2	3'-6'-9'-トリアザウンデカン-1'-11'-ジアミン	キレート剤	32 繊維処理剤、紙・バルブ薬品 2【成型品(糸、布、紙)にほとんど含まれないもの】	c	キレート剤
276	112-57-2	3'-6'-9'-トリアザウンデカン-1'-11'-ジアミン	コーティング材	21 塗料(塗料、ワニス原料)コーティング剤(プライマーを含む)	g	皮張り防止剤・増粘剤・消泡剤
276	112-57-2	3'-6'-9'-トリアザウンデカン-1'-11'-ジアミン	接着剤	29 接着剤、粘着剤、シーリング材、封止材(プライマーを含む)	a	
276	112-57-2	3'-6'-9'-トリアザウンデカン-1'-11'-ジアミン	イオン交換樹脂	46 水処理剤	b	硬水軟化剤
276	112-57-2	3'-6'-9'-トリアザウンデカン-1'-11'-ジアミン	樹脂用添加剤	33 合成樹脂(プラスチック)材料及び添加剤(成形材料の調合/成形加工用)	a	
276	112-57-2	3'-6'-9'-トリアザウンデカン-1'-11'-ジアミン	合成中間物	02 重合体	a	
276	112-57-2	3'-6'-9'-トリアザウンデカン-1'-11'-ジアミン	輸出	01 輸出入	a	
277	121-44-8	トリエチルアミン	医薬品中間体	02 重合体	a	
277	121-44-8	トリエチルアミン	染料中間体	02 重合体	a	
277	121-44-8	トリエチルアミン	ゴム薬品	34 ゴム用添加剤	a	
277	121-44-8	トリエチルアミン	農薬	07 肥料、飼料及び飼料添加物	a	
				水系洗浄剤、ワックス 1(工業用途)(繊維処		

政令番号	CAS番号	物質名	文献調査の用途	用途分類への対応づけ		
				第1用途	第2用途、備考	
319	143-08-8	1-ノナノール	潤滑油添加剤	43	研削油(切削油)、潤滑油	
319	143-08-8	1-ノナノール	界面活性剤	19	水系洗浄剤、ワックス 1(工業用途)(繊維処理剤、紙・パルプ薬品用を除く)	a 石鹸、洗剤(界面活性剤)
319	143-08-8	1-ノナノール	消泡剤	32	繊維処理剤、紙・パルプ薬品 2[成型品(糸、布、紙)にほとんど含まれないもの]	f 分散剤、消泡剤
319	143-08-8	1-ノナノール	香料原料	02	重合体	a
319	143-08-8	1-ノナノール	合成原料	02	重合体	a
322	3618-72-2	5-[N・N-ビス(2-アセチルオキシエチル)アミノ]-2-(2-プロモ-4-6-ジニトロフェニルアゾ)-4'-メトキシアセトアニリン	農業	07	肥料、飼料及び飼料添加物	a
324	101-90-6	1-3-ビス(2-3-エポキシプロピル)オキシベンゼン	プラスチック添加剤(希釈剤)	33	合成樹脂(プラスチック)材料及び添加剤(成形材料の調合/成形加工用)	f 充填剤(フィラー)、希釈剤
327	782-74-1	1-2-ビス(2-クロロフェニル)ヒドランジン	合成中間体	02	重合体	a
330	80-43-3	ビス(1-メチル-1-フェニルエチル)ペルオキシド	重合開始剤	17	化学プロセス調節剤	c 重合調節剤・重合禁止剤、安定剤
330	80-43-3	ビス(1-メチル-1-フェニルエチル)ペルオキシド	架橋剤、硬化剤	33	合成樹脂(プラスチック)材料及び添加剤(成形材料の調合/成形加工用)	i 硬化剤、架橋剤(FRP用ステンレノマー等)
330	80-43-3	ビス(1-メチル-1-フェニルエチル)ペルオキシド	重合触媒	17	化学プロセス調節剤	c 重合調節剤・重合禁止剤、安定剤
330	80-43-3	ビス(1-メチル-1-フェニルエチル)ペルオキシド	界面活性剤	19	水系洗浄剤、ワックス 1(工業用途)(繊維処理剤、紙・パルプ薬品用を除く)	a 石鹸、洗剤(界面活性剤)
330	80-43-3	ビス(1-メチル-1-フェニルエチル)ペルオキシド	中間物	02	重合体	a
330	80-43-3	ビス(1-メチル-1-フェニルエチル)ペルオキシド	ゴム用添加剤	34	ゴム用添加剤	
330	80-43-3	ビス(1-メチル-1-フェニルエチル)ペルオキシド	輸出	01	輸出用	a
331	95465-99-9	S・S-ビス(1-メチルプロピル)O-エチルホスホロジチオアート	農業	07	肥料、飼料及び飼料添加物	a
334	99-76-3	4-ヒドロキシ安息香酸メチル	防腐剤	24	殺生物剤 1(農業以外)(工業用途/成型品に含まれる)	a 殺菌剤、殺虫剤、防腐剤、防かび剤(木材の防腐・防蟻処理剤等)
334	99-76-3	4-ヒドロキシ安息香酸メチル	防カビ剤	24	殺生物剤 1(農業以外)(工業用途/成型品に含まれる)	a 殺菌剤、殺虫剤、防腐剤、防かび剤(木材の防腐・防蟻処理剤等)
334	99-76-3	4-ヒドロキシ安息香酸メチル	殺虫剤殺菌剤	24	殺生物剤 1(農業以外)(工業用途/成型品に含まれる)	a 殺菌剤、殺虫剤、防腐剤、防かび剤(木材の防腐・防蟻処理剤等)
335	103-90-2	N-(4-ヒドロキシフェニル)アセトアミド	医薬品原料	02	重合体	a
339	88-12-0	N-ビニル-2-ピロリドン	化粧品用コーティング剤	09	中間物(合成原料、重合原料等)	a
339	88-12-0	N-ビニル-2-ピロリドン	結合剤	54	その他の原料・添加剤	a その他の原料・添加剤
339	88-12-0	N-ビニル-2-ピロリドン	反応性希釈剤	33	合成樹脂(プラスチック)材料及び添加剤(成形材料の調合/成形加工用)	f 充填剤(フィラー)、希釈剤
339	88-12-0	N-ビニル-2-ピロリドン	合成中間体	02	重合体	a
339	88-12-0	N-ビニル-2-ピロリドン	添加剤	54	その他の原料・添加剤	a その他の原料・添加剤
340	92-52-4	ビフェニル	熱媒体およびその原料	48	熱伝導剤(熱媒体等)	b 熱媒・加熱剤
340	92-52-4	ビフェニル	電気絶縁油	44	電気・電子材料	f 電子媒体(補助記憶装置)材料(磁性体、光吸収色素等)
340	92-52-4	ビフェニル	染色助剤	32	繊維処理剤、紙・パルプ薬品 2[成型品(糸、布、紙)にほとんど含まれないもの]	e 均染剤、浸透剤、促染剤、媒染剤(染色助剤)
340	92-52-4	ビフェニル	防かび剤	24	殺生物剤 1(農業以外)(工業用途/成型品に含まれる)	a 殺菌剤、殺虫剤、防腐剤、防かび剤(木材の防腐・防蟻処理剤等)
340	92-52-4	ビフェニル	合成樹脂	02	重合体	a
345	100-63-0	フェニルヒドランジン	合成用基幹中間体	02	重合体	a
345	100-63-0	フェニルヒドランジン	写真薬の出発原料	02	重合体	a
345	100-63-0	フェニルヒドランジン	医薬の出発原料	02	重合体	a
345	100-63-0	フェニルヒドランジン	農業の出発原料	02	重合体	a
345	100-63-0	フェニルヒドランジン	染料・顔料中間体	02	重合体	a
345	100-63-0	フェニルヒドランジン	爆薬安定剤	27	火薬、爆薬(花火を含む)	a 火薬、爆薬
346	90-43-7	2-フェニルフェノール	合成樹脂原料	02	重合体	a
346	90-43-7	2-フェニルフェノール	染色キャリアー	32	繊維処理剤、紙・パルプ薬品 2[成型品(糸、布、紙)にほとんど含まれないもの]	e 均染剤、浸透剤、促染剤、媒染剤(染色助剤)
346	90-43-7	2-フェニルフェノール	合成原料	02	重合体	a
346	90-43-7	2-フェニルフェノール	殺菌剤	24	殺生物剤 1(農業以外)(工業用途/成型品に含まれる)	a 殺菌剤、殺虫剤、防腐剤、防かび剤(木材の防腐・防蟻処理剤等)
346	90-43-7	2-フェニルフェノール	防腐剤	24	殺生物剤 1(農業以外)(工業用途/成型品に含まれる)	a 殺菌剤、殺虫剤、防腐剤、防かび剤(木材の防腐・防蟻処理剤等)
346	90-43-7	2-フェニルフェノール	防カビ剤	24	殺生物剤 1(農業以外)(工業用途/成型品に含まれる)	a 殺菌剤、殺虫剤、防腐剤、防かび剤(木材の防腐・防蟻処理剤等)
347	941-69-5	N-フェニルマレイミド	樹脂改質材	33	合成樹脂(プラスチック)材料及び添加剤(成形材料の調合/成形加工用)	
347	941-69-5	N-フェニルマレイミド	複合樹脂	02	重合体	a
347	941-69-5	N-フェニルマレイミド	ゴム加硫性改質剤	34	ゴム用添加剤	b 加硫剤・脱加硫剤
347	941-69-5	N-フェニルマレイミド	合成中間体	02	重合体	a
347	941-69-5	N-フェニルマレイミド	殺菌剤	24	殺生物剤 1(農業以外)(工業用途/成型品に含まれる)	a 殺菌剤、殺虫剤、防腐剤、防かび剤(木材の防腐・防蟻処理剤等)
347	941-69-5	N-フェニルマレイミド	医薬中間体	02	重合体	a
347	941-69-5	N-フェニルマレイミド	農業中間体	02	重合体	a
347	941-69-5	N-フェニルマレイミド	染料中間体	02	重合体	a
352	131-17-9	フタル酸ジアリル	架橋剤	33	合成樹脂(プラスチック)材料及び添加剤(成形材料の調合/成形加工用)	i 硬化剤、架橋剤(FRP用ステンレノマー等)
352	131-17-9	フタル酸ジアリル	可塑剤	33	合成樹脂(プラスチック)材料及び添加剤(成形材料の調合/成形加工用)	a 可塑剤
352	131-17-9	フタル酸ジアリル	塗料用樹脂改質剤	21	塗料(塗料、ワニス原料)コーティング剤(プライマーを含む)	
352	131-17-9	フタル酸ジアリル	樹脂原料	02	重合体	a
352	131-17-9	フタル酸ジアリル	顔料	33	合成樹脂(プラスチック)材料及び添加剤(成形材料の調合/成形加工用)	f 充填剤(フィラー)、希釈剤
353	84-66-2	フタル酸ジエチル	可塑剤	33	合成樹脂(プラスチック)材料及び添加剤(成形材料の調合/成形加工用)	a 可塑剤
353	84-66-2	フタル酸ジエチル	樹脂用添加剤	33	合成樹脂(プラスチック)材料及び添加剤(成形材料の調合/成形加工用)	
353	84-66-2	フタル酸ジエチル	接着剤	29	接着剤、粘着剤、シーリング材、封止材(プライマーを含む)	b 可塑剤・充填剤
353	84-66-2	フタル酸ジエチル	香料の保留剤	54	その他の原料・添加剤	a その他の原料・添加剤
359	2426-08-6	リルマル-ブチル-2-3-エポキシプロピルエーテル	希釈剤	33	合成樹脂(プラスチック)材料及び添加剤(成形材料の調合/成形加工用)	f 充填剤(フィラー)、希釈剤
359	2426-08-6	リルマル-ブチル-2-3-エポキシプロピルエーテル	安定剤	33	合成樹脂(プラスチック)材料及び添加剤(成形材料の調合/成形加工用)	b 安定化剤(酸化防止剤、耐熱安定剤、紫外線吸収剤、沈降防止剤等)
359	2426-08-6	リルマル-ブチル-2-3-エポキシプロピルエーテル	高分子改質剤	33	合成樹脂(プラスチック)材料及び添加剤(成形材料の調合/成形加工用)	
359	2426-08-6	リルマル-ブチル-2-3-エポキシプロピルエーテル	染色性改良剤	32	繊維処理剤、紙・パルプ薬品 2[成型品(糸、布、紙)にほとんど含まれないもの]	e 均染剤、浸透剤、促染剤、媒染剤(染色助剤)
359	2426-08-6	リルマル-ブチル-2-3-エポキシプロピルエーテル	合成原料	02	重合体	a
362	80060-09-9	1-ターシャリ-ブチル-3-(2-6-ジイソプロピル-4-フェノキシフェニル)チオ尿素	農業(殺虫剤)	07	肥料、飼料及び飼料添加物	a
363	19666-30-9	5-ターシャリ-ブチル-3-(2-4-ジクロロ-5-イソプロポキシフェニル)-1-3-4-オキサジアゾール-2(3H)-オン	農業	07	肥料、飼料及び飼料添加物	a
363	19666-30-9	5-ターシャリ-ブチル-3-(2-4-ジクロロ-5-イソプロポキシフェニル)-1-3-4-オキサジアゾール-2(3H)-オン	農業肥料	07	肥料、飼料及び飼料添加物	a

政令番号	CAS番号	物質名	文献調査の用途	用途分類への対応づけ			
				第1用途	第2用途、備考		
366	75-91-2	ターシャリ-ブチル=ヒドロペロオキシド	樹脂硬化剤	33	合成樹脂(プラスチック)材料及び添加剤(成形材料の調合/成形加工用)	硬化剤、架橋剤(FRP用スチレン/マー等)	
366	75-91-2	ターシャリ-ブチル=ヒドロペロオキシド	ワニス、ペイントの乾燥剤	21	塗料(塗料、ワニス原料)コーティング剤(プライマーを含む)	乾燥促進剤、湿潤剤、難燃剤、撥水剤	
367	89-72-5	オルト-セカンダリ-ブチルフェノール	医薬	05	食品添加物		
367	89-72-5	オルト-セカンダリ-ブチルフェノール	農薬原体	02	重合体		
367	89-72-5	オルト-セカンダリ-ブチルフェノール	液晶原体	02	重合体		
368	98-54-4	4-ターシャリ-ブチルフェノール	酸化防止剤	33	合成樹脂(プラスチック)材料及び添加剤(成形材料の調合/成形加工用)	安定化剤(酸化防止剤、耐熱安定剤、紫外線吸収剤、沈降防止剤等)	21 or 22 or 33 or 34 or 42 or 43
368	98-54-4	4-ターシャリ-ブチルフェノール	接着剤	29	接着剤、粘着剤、シーリング材、封止材(プライマーを含む)	安定化剤(老化防止剤等)	
368	98-54-4	4-ターシャリ-ブチルフェノール	塗料	21	塗料(塗料、ワニス原料)コーティング剤(プライマーを含む)	安定化剤(紫外線吸収剤、酸化防止剤、耐熱安定剤、ゲル化防止剤等)	
368	98-54-4	4-ターシャリ-ブチルフェノール	香料	28	着香剤	香料、芳香剤、着臭剤	
368	98-54-4	4-ターシャリ-ブチルフェノール	インキ	22	印刷インキ、複写用薬剤(トナー等)(筆記用具、レジストインキを含む)	安定化剤(紫外線吸収剤、酸化防止剤、耐熱安定剤、ゲル化防止剤等)	
368	98-54-4	4-ターシャリ-ブチルフェノール	界面活性剤	19	水系洗浄剤、ワックス1(工業用途)(繊維処理剤、紙・バルブ薬品用を除く)	石鹼、洗剤(界面活性剤)	20
368	98-54-4	4-ターシャリ-ブチルフェノール	添加剤	54	その他の原料・添加剤	その他の原料・添加剤	21 or 22 or 33 or 34 or 42 or 43
368	98-54-4	4-ターシャリ-ブチルフェノール	原料(ポリカーボネート樹脂分)	02	重合体		
368	98-54-4	4-ターシャリ-ブチルフェノール	原料(インク樹脂用)	02	重合体		
368	98-54-4	4-ターシャリ-ブチルフェノール	原料(反応用)	02	重合体		
368	98-54-4	4-ターシャリ-ブチルフェノール	農薬中間体	02	重合体		
368	98-54-4	4-ターシャリ-ブチルフェノール	合成樹脂改質剤	33	合成樹脂(プラスチック)材料及び添加剤(成形材料の調合/成形加工用)		
368	98-54-4	4-ターシャリ-ブチルフェノール	安定剤	33	合成樹脂(プラスチック)材料及び添加剤(成形材料の調合/成形加工用)	安定化剤(酸化防止剤、耐熱安定剤、紫外線吸収剤、沈降防止剤等)	21 or 22 or 33 or 34
368	98-54-4	4-ターシャリ-ブチルフェノール	輸出	01	輸出用		
373	88-60-8	2-ターシャリ-ブチル-5-メチルフェノール	酸化防止剤	34	ゴム用添加剤	安定化剤(老化防止剤、酸化防止剤、紫外線吸収剤、乳化剤、ゲル化防止剤)	21 or 22 or 33 or 34 or 42 or 43
373	88-60-8	2-ターシャリ-ブチル-5-メチルフェノール	香料原料	54	その他の原料・添加剤	その他の原料・添加剤	
375	4170-30-3	2-ブテナール	医薬、医薬中間体	02	重合体		
375	4170-30-3	2-ブテナール	合成中間体	02	重合体		
376	23184-66-9	N-ブトキシメチル-2-クロロ-2'-6'-ジエチルアセトアニリド	農薬	07	肥料、飼料及び飼料添加物		
377	110-00-9	フラン	フラン誘導体原料	02	重合体		
379	107-19-7	2-プロピル-1-オール	ニッケルメッキ光沢剤	40	表面処理剤【塗料を除きエッチングを含む】(電気メッキ、無電解メッキ剤、エッチング剤)	メッキ浴添加剤(光沢付与剤、煙霧防止剤等)	
379	107-19-7	2-プロピル-1-オール	合成中間体	02	重合体		
379	107-19-7	2-プロピル-1-オール	洗剤	20	水系洗浄剤、ワックス2(家庭用等の用途)	石鹼、洗剤(界面活性剤)	
379	107-19-7	2-プロピル-1-オール	殺虫剤殺菌剤	24	殺生物剤1(農業以外)(工業用途/成型品に含まれる)	殺菌剤、殺虫剤、防菌剤、防かび剤(木材の防菌・防蟻処理剤等)	25a or 26a or 25c or 26c
379	107-19-7	2-プロピル-1-オール	合成原料	02	重合体		
381	75-27-4	プロモジクロロメタン	試薬	05	食品添加物		
383	314-40-9	5-プロモ-3-セカンダリ-ブチル-6-メチル-1-2-3-4-テトラヒドロピリミジン-2-4-ジオン	農薬	07	肥料、飼料及び飼料添加物		
384	106-94-5	1-プロモプロパン	医薬中間体	02	重合体		
384	106-94-5	1-プロモプロパン	農薬中間体	02	重合体		
384	106-94-5	1-プロモプロパン	香料	28	着香剤	香料、芳香剤、着臭剤	
384	106-94-5	1-プロモプロパン	合成原料	02	重合体		
384	106-94-5	1-プロモプロパン	洗浄剤	12	洗浄用溶剤	非水系(脱脂洗浄等)、準水系(フラックス洗浄等)	
389	112-02-7	ヘキサデシルトリメチルアンモニウムクロリド	診断薬	09	中間物(合成原料、重合原料等)		
389	112-02-7	ヘキサデシルトリメチルアンモニウムクロリド	抗生物質製造用凝集剤	52	分離、精製、抽出剤(抽出・精製溶剤は14c)	浮遊選鉱剤・浮遊抑制剤、凝集剤	
389	112-02-7	ヘキサデシルトリメチルアンモニウムクロリド	コンディショニング剤	09	中間物(合成原料、重合原料等)		
389	112-02-7	ヘキサデシルトリメチルアンモニウムクロリド	帯電防止剤	33	合成樹脂(プラスチック)材料及び添加剤(成形材料の調合/成形加工用)	帯電防止剤	
392	110-54-3	ジメチル-ヘキサ	反応溶媒	14	工業用溶剤	合成反応用溶剤	
392	110-54-3	ジメチル-ヘキサ	抽出溶剤	14	工業用溶剤	抽出・精製溶剤	
392	110-54-3	ジメチル-ヘキサ	接着剤	11	接着剤、粘着剤、シーリング材用溶剤	接着剤、粘着剤用溶剤、着剤剥離剤、糊剥離剤	
392	110-54-3	ジメチル-ヘキサ	溶剤	10	塗料、ワニス、コーティング用溶剤印刷インキ、複写用溶剤、殺生物剤用溶剤	印刷インキ用溶剤、インキ除去剤、複写用溶剤	
393	135-19-3	ベタナフトール	医薬品	09	中間物(合成原料、重合原料等)		
393	135-19-3	ベタナフトール	染料	31	繊維処理剤、紙・バルブ薬品1【成型品(糸、布、紙)に含まれるもの】	着色剤(染料・顔料)、蛍光増白剤	18
393	135-19-3	ベタナフトール	選鉱剤	52	分離、精製、抽出剤(抽出・精製溶剤は14c)	浮遊選鉱剤・浮遊抑制剤、凝集剤	
393	135-19-3	ベタナフトール	合成中間物	02	重合体		
395		ペルオキシ二硫酸の水溶性塩					
396	1763-23-1	ペルフルオロ(オクタン-1-スルホン酸)	メッキ薬	40	表面処理剤【塗料を除きエッチングを含む】(電気メッキ、無電解メッキ剤、エッチング剤)	メッキ薬剤(皮膚成分)	
396	1763-23-1	ペルフルオロ(オクタン-1-スルホン酸)	半導体用	44	電気・電子材料	半導体、ダイオード(LEDを含む)、太陽電池材料	
396	1763-23-1	ペルフルオロ(オクタン-1-スルホン酸)	原料(LSI用膜原料)	44	電気・電子材料	半導体、ダイオード(LEDを含む)、太陽電池材料	
396	1763-23-1	ペルフルオロ(オクタン-1-スルホン酸)	添加剤	54	その他の原料・添加剤	その他の原料・添加剤	21 or 31 or 35 or 50
403	119-61-9	ベンゾフェノン	医薬中間体	02	重合体		
403	119-61-9	ベンゾフェノン	合成原料	02	重合体		
403	119-61-9	ベンゾフェノン	保香剤	28	着香剤	香料、芳香剤、着臭剤	
403	119-61-9	ベンゾフェノン	紫外線吸収剤	33	合成樹脂(プラスチック)材料及び添加剤(成形材料の調合/成形加工用)	安定化剤(酸化防止剤、耐熱安定剤、紫外線吸収剤、沈降防止剤等)	09
409	9004-82-4	ポリ(オキシエチレン)ジドデシルエーテル硫酸エステルナトリウム	洗剤	20	水系洗浄剤、ワックス2(家庭用等の用途)	石鹼、洗剤(界面活性剤)	
409	9004-82-4	ポリ(オキシエチレン)ジドデシルエーテル硫酸エステルナトリウム	合成繊維	02	重合体		
409	9004-82-4	ポリ(オキシエチレン)ジドデシルエーテル硫酸エステルナトリウム	合成原料	02	重合体		
409	9004-82-4	ポリ(オキシエチレン)ジドデシルエーテル硫酸エステルナトリウム	希釈剤	33	合成樹脂(プラスチック)材料及び添加剤(成形材料の調合/成形加工用)		10 or 14 or 15 or 33
409	9004-82-4	ポリ(オキシエチレン)ジドデシルエーテル硫酸エステルナトリウム	添加剤	54	その他の原料・添加剤	その他の原料・添加剤	
409	9004-82-4	ポリ(オキシエチレン)ジドデシルエーテル硫酸エステルナトリウム	輸出	01	輸出用		
421	674-82-8	4-メチルピペリジン-2-オン	合成原料	02	重合体		
421	674-82-8	4-メチルピペリジン-2-オン	医薬中間体	02	重合体		
421	674-82-8	4-メチルピペリジン-2-オン	染料中間体	02	重合体		
421	674-82-8	4-メチルピペリジン-2-オン	防腐剤	29	接着剤、粘着剤、シーリング材、封止材(プライマーを含む)	防腐剤、防かび剤	
421	674-82-8	4-メチルピペリジン-2-オン	殺菌剤	24	殺生物剤1(農業以外)(工業用途/成型品に含まれる)	殺菌剤、殺虫剤、防菌剤、防かび剤(木材の防菌・防蟻処理剤等)	25c or 26c
421	674-82-8	4-メチルピペリジン-2-オン	樹脂安定剤	33	合成樹脂(プラスチック)材料及び添加剤(成形材料の調合/成形加工用)	安定化剤(酸化防止剤、耐熱安定剤、紫外線吸収剤、沈降防止剤等)	
421	674-82-8	4-メチルピペリジン-2-オン	工業薬品の原料	02	重合体		
421	674-82-8	4-メチルピペリジン-2-オン	農薬	02	重合体		
423	74-89-5	メチルアミン	医薬中間体	02	重合体		
423	74-89-5	メチルアミン	医薬品中間体	02	重合体		
423	74-89-5	メチルアミン	染料中間体	02	重合体		
423	74-89-5	メチルアミン	スラリー・媒液中間体	02	重合体		

政令番号	CAS番号	物質名	文献調査の用途	用途分類への対応づけ			
				第1用途		第2用途、備考	
430	173584-44	メチル=〔5〕-7-クロロ-2-3-4:5-テトラヒドロ-2-〔メトキシカルボニル(4-トリオロメトキシフェニル)カルバモイル〕インデノ〔1,2-ε〕〔1,3-4〕オキサジアゾン-4:4-カルボキシアラート	農薬	07	肥料、飼料及び飼料添加物	a	
431	131860-33	メチル=〔E〕-2-〔6-〔2-シアノフェノキシ〕ピリミジン-4-イルオキシ〕フェニル〕-3-メトキシアクリラート	農薬(殺菌剤)	07	肥料、飼料及び飼料添加物	a	
434	23135-22-0	メチル-N'-N'-ジメチル-N-〔〔メチルカルバモイル〕オキシ〕-1-チオオキサミイミデート	農薬(殺虫剤)	07	肥料、飼料及び飼料添加物	a	
435	136191-64	メチル=2-〔4-6-ジメチル-2-ピリミジニルオキシ〕-6-〔1-〔メトキシミノ〕エチル〕ベンゾアレート	農薬(除草剤)	07	肥料、飼料及び飼料添加物	a	
436		メチルナフタレン				a	
437	3268-49-3	3-メチルチオプロパチール	合成原料	02	重合体	a	
440	80-15-9	1-メチル-1-フェニルエチル=ビドロベルオキシド	合成中間体	02	重合体	a	
440	80-15-9	1-メチル-1-フェニルエチル=ビドロベルオキシド	重合用触媒	17	化学プロセス調節剤	a	触媒・触媒担体
440	80-15-9	1-メチル-1-フェニルエチル=ビドロベルオキシド	連鎖移動剤	17	化学プロセス調節剤	c	重合調節剤・重合禁止剤、安定剤
440	80-15-9	1-メチル-1-フェニルエチル=ビドロベルオキシド	開始剤	17	化学プロセス調節剤	c	重合調節剤・重合禁止剤、安定剤
442	55814-41-0	2-メチル-N-〔3-〔1-メチルエトキシ〕フェニル〕ベンズアミド	農薬	07	肥料、飼料及び飼料添加物	a	
443	16752-77-5	5-メチル-N-(メチルカルバモイルオキシ)チオアセトイミデート	農薬(殺虫剤)	07	肥料、飼料及び飼料添加物	a	
444	141517-21	メチル=〔E〕-メトキシイミノ〔2-〔[[〔〔E〕-1-〔3-(トリフルオロメチル)フェニル〕エチルチン〕アミノ〕オキシ〕メチル〕フェニル〕アセタート	農薬(殺菌剤)	07	肥料、飼料及び飼料添加物	a	
445	143390-89	メチル=〔E〕-メトキシイミノ〔2-(オルトトリルオキシメチル)フェニル〕アセタート	農薬(殺菌剤)	07	肥料、飼料及び飼料添加物	a	
448	101-68-8	メチレンビス(4-1-フェニレン)=ジイソシアネート	接着剤原料	02	重合体	a	
448	101-68-8	メチレンビス(4-1-フェニレン)=ジイソシアネート	塗料原料	02	重合体	a	
448	101-68-8	メチレンビス(4-1-フェニレン)=ジイソシアネート	合成繊維原料	02	重合体	a	
448	101-68-8	メチレンビス(4-1-フェニレン)=ジイソシアネート	合成皮革原料	02	重合体	a	
448	101-68-8	メチレンビス(4-1-フェニレン)=ジイソシアネート	ウレタンエラストマー原料	02	重合体	a	
448	101-68-8	メチレンビス(4-1-フェニレン)=ジイソシアネート	合成原料	02	重合体	a	
448	101-68-8	メチレンビス(4-1-フェニレン)=ジイソシアネート	添加剤	54	その他の原料・添加剤	a	その他の原料・添加剤
449	13684-63-4	3-メトキシカルボニルアミノフェニル=3-メチルカルバニラート	農薬	07	肥料、飼料及び飼料添加物	a	
452	149-30-4	2-メルカプトベンゾチアゾール	油添加剤	42	作動油(油圧用、ATフルード等)、絶縁油	c	極圧剤、摩擦低減剤
452	149-30-4	2-メルカプトベンゾチアゾール	ゴム添加剤	34	ゴム用添加剤	a	加硫促進剤
452	149-30-4	2-メルカプトベンゾチアゾール	潤滑油	43	研削油(切削油)、潤滑油	c	極圧剤、摩擦低減剤
452	149-30-4	2-メルカプトベンゾチアゾール	加硫促進剤	34	ゴム用添加剤	a	加硫促進剤
454	95-32-9	2-(メルホリノジチオ)ベンゾチアゾール	有機ゴム薬品	34	ゴム用添加剤	a	加硫促進剤
454	95-32-9	2-(メルホリノジチオ)ベンゾチアゾール	複写記録材料	22	印刷インキ、複写用薬剤(トナー等)(筆記用具、レジストインキ用を含む)	a	着色剤(染料・顔料・色素)、感熱色素、感圧色素、顕色剤
455	110-91-8	メルホリン	溶剤	14	工業用溶剤	a	合成反応用溶剤
455	110-91-8	メルホリン	乳化剤	21	塗料(塗料、ワニス原料)コーティング剤(プライマーを含む)	g	皮張り防止剤・増粘剤・消泡剤
455	110-91-8	メルホリン	殺菌剤	09	中間物(合成原料、重合原料等)	a	
455	110-91-8	メルホリン	繊維仕上剤	32	繊維処理剤、紙・パルプ薬品 2〔成型品(糸、布、紙)にほとんど含まれないもの〕	i	柔軟仕上げ剤
455	110-91-8	メルホリン	ポリエーテルウレタンフォームの触媒	17	化学プロセス調節剤	a	触媒・触媒担体
455	110-91-8	メルホリン	塩素化溶剤の安定剤	17	化学プロセス調節剤	c	重合調節剤・重合禁止剤、安定剤
455	110-91-8	メルホリン	抽出溶媒	14	工業用溶剤	c	抽出・精製溶剤
455	110-91-8	メルホリン	防錆剤	21	塗料(塗料、ワニス原料)コーティング剤(プライマーを含む)	e	腐食防止剤・防錆剤、防汚・防かび剤
456	20859-73-8	りん化アルミニウム	農薬(殺虫剤)	07	肥料、飼料及び飼料添加物	a	
458	78-42-2	りん酸トリス(2-エチルヘキシル)	耐寒性可塑剤	34	ゴム用添加剤	d	可塑剤、補強剤
460	1330-78-5	りん酸トリトリル	可塑剤	33	合成樹脂(プラスチック)材料及び添加剤(成形材料の調合/成形加工用)	a	可塑剤
460	1330-78-5	りん酸トリトリル	難燃剤	33	合成樹脂(プラスチック)材料及び添加剤(成形材料の調合/成形加工用)	c	難燃剤
460	1330-78-5	りん酸トリトリル	安定剤	33	合成樹脂(プラスチック)材料及び添加剤(成形材料の調合/成形加工用)	b	安定化剤(酸化防止剤、耐熱安定剤、紫外線吸収剤、沈降防止剤等)
461	115-86-6	りん酸トリフェニル	可塑剤	33	合成樹脂(プラスチック)材料及び添加剤(成形材料の調合/成形加工用)	a	可塑剤
461	115-86-6	りん酸トリフェニル	難燃剤	33	合成樹脂(プラスチック)材料及び添加剤(成形材料の調合/成形加工用)	c	難燃剤
461	115-86-6	りん酸トリフェニル	ゴム用添加剤	34	ゴム用添加剤		21
461	115-86-6	りん酸トリフェニル	樹脂用添加剤	33	合成樹脂(プラスチック)材料及び添加剤(成形材料の調合/成形加工用)		

Table with 6 main columns: 旧政令番号, CAS番号, 物質名, 文献調査の用途, 用途分類への対応づけ (1st, 2nd), and 備考. Rows list various chemical substances like 3,5-ジクロロ-N-(1,1-ジメチル-2-プロピル)ベンズアミド and their applications in agriculture, medicine, and industry.

旧政令番号	CAS番号	物質名	文献調査の用途	用途分類への対応づけ	
				第1用途	第2用途、備考
341	101-77-9	4,4'-メチレンジアニリン	合成中間体	02 重合体	a
341	101-77-9	4,4'-メチレンジアニリン	硬化促進剤	33 合成樹脂(プラスチック)材料及び添加剤(成形材料の調合/成形加工用)	i 硬化促進剤
341	101-77-9	4,4'-メチレンジアニリン	金属防錆・防蝕剤	21 塗料(塗料、ワニス原料)コーティング剤(プライマーを含む)	e 腐食防止剤・防錆剤、防漏・防かび剤
342	5124-30-1	メチレンビス(4,1'-ジクロヘキシレン)＝ジメチレンビス(4,1'-ジクロヘキシレン)＝ジメチレンビス(4,1'-ジクロヘキシレン)＝ジメチレンビス(4,1'-ジクロヘキシレン)	合成樹脂	02 重合体	a
343	88678-67-8	N-(6-メトキシ-2-ピリジル)-N-メチルチオカルバミン酸O=3-tert-L-ブチルフェニル-N-オン	農薬	07 肥料、飼料及び飼料添加物	a
344	298-81-7	9-メトキシ-7H-フロ[3,2-g][1]ベンゾピラン-7-オン	医薬、医薬中間体	09 中間物(合成原料、重合原料等)	a
345	120-71-8	2-メトキシ-5-メチルアニリン	染料中間物	02 重合体	a
346	68-11-1	メルカプト酢酸	安定剤	21 塗料(塗料、ワニス原料)コーティング剤(プライマーを含む)	c 安定化剤(紫外線吸収剤、酸化防止剤、耐熱安定剤、ゲル化防止剤等)
346	68-11-1	メルカプト酢酸	脱毛剤	09 中間物(合成原料、重合原料等)	a
346	68-11-1	メルカプト酢酸	パーマネントウェーブ	54 その他の原料・添加剤	a その他の原料・添加剤
346	68-11-1	メルカプト酢酸	医薬中間物	02 重合体	a
346	68-11-1	メルカプト酢酸	動物繊維加工	32 繊維処理剤、紙・パルプ薬品 2[成型品(糸、布、紙)にほとんど含まれないもの]	a
346	68-11-1	メルカプト酢酸	分析	05 食品添加物	a
346	68-11-1	メルカプト酢酸	重金属除去	16 その他の溶剤 溶剤以外	a その他の溶剤
346	68-11-1	メルカプト酢酸	金属表面処理剤	40 表面処理剤[塗料を除きエッチングを含む](電気メッキ、無電解メッキ薬剤、エッチング剤等)	a
346	68-11-1	メルカプト酢酸	除錆剤	19 水系洗浄剤、ワックス 1(工業用途)(繊維処理剤、紙・パルプ薬品用を除く)	d 無機酸、有機酸(金属表面の錆、スケールの洗浄剤)
346	68-11-1	メルカプト酢酸	羊毛染色整理剤	32 繊維処理剤、紙・パルプ薬品 2[成型品(糸、布、紙)にほとんど含まれないもの]	e 均染剤・浸透剤・促染剤、媒染剤(染色助剤)
346	68-11-1	メルカプト酢酸	酸化・老化防止剤	33 合成樹脂(プラスチック)材料及び添加剤(成形材料の調合/成形加工用)	b 安定化剤(酸化防止剤、耐熱安定剤、紫外線吸収剤、沈降防止剤等)
346	68-11-1	メルカプト酢酸	肥料、肥料中間体	08 医薬品、医薬部外品、化粧品	a
346	68-11-1	メルカプト酢酸	合成中間体	02 重合体	a
347	-	モリブデン及びその化合物			
348	470-90-6	リン酸2-クロロ-1-(2,4-ジクロロフェニル)ビニルジエチル	農薬	07 肥料、飼料及び飼料添加物	a
349	2274-67-1	リン酸2-クロロ-1-(2,4-ジクロロフェニル)ビニルジメチル	農薬	07 肥料、飼料及び飼料添加物	a
350	300-76-5	リン酸1,2-ジプロモ-2,2-ジクロロエチルジメチル	農薬	07 肥料、飼料及び飼料添加物	a
351	62-73-7	リン酸ジメチル=2,2-ジクロロビニル	農薬	07 肥料、飼料及び飼料添加物	a
351	62-73-7	リン酸ジメチル=2,2-ジクロロビニル	医薬品	09 中間物(合成原料、重合原料等)	a
352	6923-22-4	リン酸ジメチル(É)-1-メチル-2-(N-メチルカルバモイル)ビニル	農薬	07 肥料、飼料及び飼料添加物	a
353	115-96-8	リン酸トリス(2-クロロエチ)	可塑剤	33 合成樹脂(プラスチック)材料及び添加剤(成形材料の調合/成形加工用)	a 可塑剤
353	115-96-8	リン酸トリス(2-クロロエチ)	難燃剤	33 合成樹脂(プラスチック)材料及び添加剤(成形材料の調合/成形加工用)	c 難燃剤
353	115-96-8	リン酸トリス(2-クロロエチ)	硬質ウレタンフォーム	33 合成樹脂(プラスチック)材料及び添加剤(成形材料の調合/成形加工用)	c 難燃剤
354	25155-23-1	リン酸トリス(ジメチルフェニル)	可塑剤	33 合成樹脂(プラスチック)材料及び添加剤(成形材料の調合/成形加工用)	a 可塑剤
354	25155-23-1	リン酸トリス(ジメチルフェニル)	難燃剤	33 合成樹脂(プラスチック)材料及び添加剤(成形材料の調合/成形加工用)	c 難燃剤
355	126-73-8	リン酸トリ-n-ブチル	抽出溶剤	14 工業用溶剤	c 抽出・精製溶剤
355	126-73-8	リン酸トリ-n-ブチル	可塑剤	33 合成樹脂(プラスチック)材料及び添加剤(成形材料の調合/成形加工用)	a 可塑剤
355	126-73-8	リン酸トリ-n-ブチル	柔軟性付与剤	32 繊維処理剤、紙・パルプ薬品 2[成型品(糸、布、紙)にほとんど含まれないもの]	i 柔軟仕上げ剤
355	126-73-8	リン酸トリ-n-ブチル			